

國學院大學学術情報リポジトリ

近代における神宮教化の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 幸也, Takada, Sachiya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002401

平成二十六年九月

博士学位申請論文

「近代における神宮教化の研究」

國學院大學大学院

文学研究科神道学専攻

武田幸也

平成二十六年九月

「近代における神宮教化の研究」

國學院大學文学研究科

武田幸也

平成二十六年九月

「近代における神宮教化の研究」

武
田
幸
也

目次

序論

はじめに 1

一、近代神道史研究における神宮教化 2

二、民衆宗教史・民俗学・歴史地理学による近代伊勢信仰・伊勢講研究 5

三、「国家神道」研究における神宮と伊勢信仰 10

四、本論文の課題 15

五、本論文の構成と概要 16

おわりに 17

第一部

第一章 明治初年の神宮教院・神宮教会と神風講社

はじめに 23

一、神宮教院・神宮教会の成立と愛国講社 25

二、『神宮教会講社規約』と『神風講社社長取締役事務取扱心得書』にみる神風講社 29

三、『神風講社結収大意』にみる神風講社結収の目的と役割 34

四、『神宮教会規制』における神風講社 40

五、『開知新聞』にみる神風講社の実態 46

おわりに 50

第二章 神宮教の組織と活動に関する基礎的研究

はじめに 65

一、神宮教の成立と「神宮教々規」 66

二、「神宮教々規」の改正と神宮教の活動 69

三、神宮教教師と神宮教々校の開校 74

四、皇典講究所・國學院と神宮教・神宮教々校 79

おわりに 83

第三章 明治後期における神宮奉斎会と皇典講究所―「祭祀」と「宗教」をめぐって―

はじめに 93

一、神宮奉斎会の設立過程とその「宗教」観 95

二、神宮奉斎会の組織と活動 100

三、神宮奉斎会と皇典講究所 105

四、「祭祀」「学事」と「教派」 110

おわりに 113

第四章 神宮奉斎会から神社本庁へ

はじめに 125

一、大正・昭和戦前期の神宮奉斎会 127

二、神社本庁の設立過程と神宮奉斎会の解体・再編成 134

三、神社本庁体制の確立から式年遷宮の奉賛へ 141

おわりに 151

第二部

第五章 神宮教院の神道教説史―教説書を中心として―

はじめに 159

一、神宮教院出版の教説書 160

二、教説の中心的な神観念と大国主神・産土神 164

三、「死後の安心」をめぐる教説の展開 169

四、「祓」の教説の展開 177

おわりに 181

第六章 田中頼庸の教化構想と神道教説

はじめに 189

一、田中頼庸関連の建白書にみる教化構想 191

二、『三条演義』と『神徳論』における神道教説 196

三、神宮を中心とする教化体制の構築と祭神論争における田中頼庸の意見 203

おわりに 209

第七章 祭神論争における「伊勢」と「出雲」——「神社」と「国学」に着目して——

はじめに 214

一、神宮を中心とする教化体制と神道教説の展開 215

二、「出雲派」の教化体制と教説の展開 218

三、常世長胤の神道教説 225

四、教説の対立に関わる古典解釈の相違 231

おわりに 235

第八章 神宮教・神宮奉斎会における神道教説

はじめに 241

一、本章で対象とする人物・文献 243

二、神宮教院から神宮教の神道教説へ 246

三、明治後期から大正期における神宮奉斎会の神道教説 251

四、大正から昭和戦前期における今泉定助の神道教説 261

おわりに 270

結論

はじめに 279

一、第一部各章の結論 279

二、第二部各章の結論 282

三、今後の課題 285

おわりに 287

凡例

- ・ 合字・変体仮名は通行の表記に改め、漢字の正字で略字のあるものは適宜使用した。
- ・ 引用史料について、仮名遣いは原文に従った。また引用者による註記は○で示した。

序論

はじめに

本論文は、近代における神宮教化を担った神宮教院を中心とする組織の展開と、そうした教化体制を前提として、どのような神道教説が構想されたのかを検討しようとするものである。これは近代の神道にとつて「教化」（国民教化や神道教化）が大きな課題であったという問題意識に立脚した上で、本論文では時代を問わず神道の歴史において重要な位置を占める神宮を具体的な対象として取り上げ、その「教化」活動の展開を検討することにより、近代の神宮教化の展開を軸としながら、神道が「教化」という問題に対峙する中で、「教化」に関わる組織や教説をどのように展開させていったのかを考察することによって、近代神道史を再検討していくことを目的としている。

これまで神道教化の研究については、庄本光政、渋川謙一、平井直房の研究があり、他に『現代神道研究集成（八）』に掲載された諸論考等がある¹。しかし、これらの研究は、どちらかといえば現代における神道教化の在り方を論じることにより力点が置かれている関係上、神道教化の歴史的展開については関心が弱く、特に近代の神道教化についてはほとんど論じられていないのが現状であった。そうした中、神道教化の歴史的展開を検討したものに河野省三、藤本頼生、戸浪裕之の研究がある。この内、近代の神道教化に焦点を当てたのが藤本と戸浪の研究である。藤本は、近代のみならず現代までも含めた上で、神道教化の歴史的展開を社会事業との関わりから幅広く検討しているが、基本的に明治三十年以降が対象となった関係上、明治初年の神道教化については触れられていない。また、戸浪は、藤本と対照的に明治十五年までの神道教導職による国民教化運動を「理念」と「システム」に着目しつつ、仏教者等をも含みながら論じているものの、神宮教導職分離以後は検討されていない。このように近代の神道教化の通史的な検討は、いまだなされていないのである。

そこで本論文では、明治初年に国民教化を目的として神宮が設立した神宮教院に着目し、その教化活動の歴史的展開を考察していく。そもそも神宮教院とは、明治初年の国民教化運動によって、神宮の教化活動を担うべく設立された機関であり、当初は、神宮独自の教導職育成を目的としていたが、九年に各地の神宮教会の中心として位置づけられ、十五年に神宮教導職の分離に伴う神宮教院と神宮司庁の分離によって神宮教という教派神道とな

り、三十二年には財団法人神宮奉斎会へと改組を遂げた。神宮奉斎会は、戦後、皇典講究所、大日本神祇会とともに発展的解消を遂げ、神社本庁を設立するに至る。本論文において神宮教院に着目するのは、以上のような歴史的経緯から、神宮教院が近代の神宮を中心とする神道教化に一貫して関与し、それが戦後の神社界へと神社本庁を通じて受け継がれているからであり、近代の神道教化を通史的に考察する対象として適当な存在と考えるからである。

このような課題を踏まえた上で、次に神宮教院の歴史的展開や神宮教化をめぐる研究史を回顧しておきたい。

一、近代神道教史研究における神宮教化

近代の神宮における教化活動を論じたものには、河野省三、阪本健一、西川順土の研究がある。これらの研究は、明治初年の神宮の教化活動を特に神宮教院に着目しながら論じた先駆的な研究であり、紹介されている資料の質・量ともに豊富で、明治初年の神宮教化を考える上で基礎的な研究といえる。しかしながら、神宮教院が神宮教導職分離によって神宮司庁と分離して以後の展開については関心が弱い。次いで、神宮教院の歴史的展開に着目しながら、その活動を通史的に検討した論考に、岡田米夫、久保田収、阪本是丸の研究がある。こちらの研究は、神宮の教化活動を担うべく設立された神宮教院の後継団体である神宮教・神宮奉斎会も視野に入れて論じたものであり、神宮教院の歴史的展開とその活動を検討する上で必須の研究である。とりわけ岡田米夫と阪本是丸の論考は、神宮奉斎会が神社本庁へ発展的解消を遂げて以後の東京大神宮時代まで含めて言及されている点に特徴がある。ただ課題として神宮教時代の考察が、やや不十分であることが指摘できる。こうした理由には、神宮教に関する史料が不足している現状がある。『東京大神宮沿革史』の凡例によれば、神宮教時代の史料は、日比谷大神宮に保管されていたが、関東大震災による火災によって全て焼失したようである。また、神宮教が近代の神社制度の埒外に存在し、神宮奉斎会への改組によって神道十三派に含まれていないという、その特異な性格も理由としてあげられよう。このような状況に対し、近年では、菅浩二や黒田宗篤等の研究が行われている。菅の研究は、神宮教の従軍布教と、それに従事した神宮教布教師山口透の活動を詳細に明らかにしたものである。ただ、菅の関心は、台湾神社の歴史と初代宮司山口透の動向にあるため、神宮教の組織や活動を包括的に論じてはいない。黒田の研究は、

宮地巖夫の伝記的研究であり、宮地の立場から成立当初の神宮教を論じているが、宮地が神宮教を離れた明治二十一年以降は関心が薄い。そのため神宮教の人物や活動についてはいまだ検討の余地を残している。このように神宮教は、主として組織面から検討が行われているものの明確ではない点が多い状況である。また、神宮奉斎会についての研究は、神宮大麻の頒布や神社と神宮奉斎会の関係等、様々な課題が存在するが、前出の岡田・久保田・阪本の研究を除くと専門的な論考が薄弱な状況にある。

他方で、近代の伊勢信仰から神宮教化について言及した研究もある。神道史の立場から伊勢信仰の研究史を概括し、今後の課題を述べた井後政晏「伊勢信仰の研究と課題」では、従来の研究を「伊勢信仰の成立と神宮経済・神職団の変質」「熊野と伊勢、天照大神の神観と神宮崇敬」「武士の崇敬」「神明社」「御師」「伊勢講」「伊勢参宮」「神都宇治・山田」「近代の神宮と伊勢信仰」「地域別、諸国の伊勢信仰」「神宮関係の資・史料」といった問題に集約し、今後の課題を提示している。そうした中「近代の神宮と伊勢信仰」では、「近代の神宮関係資料は余り公にはなつてをらず、研究が難しい分野の一つであつて、今後の基本史料の公刊が待たれる。」状況にあることを指摘した上で、西川順土、藤井貞文、阪本健一、久保田収などの研究があることを紹介している。その中でも、特に注目される研究として岡田米夫「大神宮崇敬の地方的発展」、西川順土「伊勢神宮と国民」、天照大神を祀る神殿・遙拝殿の建設、「神宮教院の教育」といった論考をあげている。

井後の指摘を踏まえた上で、それ以外に近代の伊勢信仰に関する研究を補うと、岡田米夫、西川順土、櫻井治男、森悟朗の研究がある。これらの研究の特徴としては、いずれも伊勢信仰を中軸とする近世の伊勢講から連続性を有するものとして神風講社を取り上げ、近代の伊勢講として位置づけていることにある。

この神風講社は、神宮が教化活動への取り組みの中で結収した講社のことで神宮教院・神宮教・神宮奉斎会という集団の下部組織であった。この神風講社の結収にあたっては、新たに結収されたものと、地方に存在した従来の伊勢講を再編したものが指摘されている。また岡田米夫は、近世期の伊勢講を「解体し、一つの新しい形に改変せしめ、同じ目的の下に統一しようとしたもの」と評価し、こうした動向を「全国の伊勢講の統合をはからうとしたことは、まことに画期的な企てであつて、明治の大教宣布に伴ふ神宮の教化活動の一つとして注目すべきものである。即ち参宮と積立金の利殖金融といふ前代の伊勢講の考へ方の上に、備荒貯蓄といふことと、布教機関の一単位たらしめようとしたものである。」と述べ、近世の伊勢講と神風講社の連続性を指摘している。こうして結収された神

風講社は、明治八年の段階で講員「三〇万四〇〇余名」に及び、二十七年には、「教徒（神葬祭を托する者）一六万余人、信徒一六八万六〇〇〇余名」と、かなりの勢力を有していた。さらに神宮奉斎会への改組の際には、「元神風講社々長は賛成員何組長」「元神風講社取締副取締は賛成員何組取締」「元神風講社世話係は賛成員何組世話係」と承継されている。この段階で神風講社という統一的な名称は消滅したようであるが、その構成員は、この後も神宮奉斎会の構成員たり続けた。このように神風講社は、伊勢信仰を中軸とする近世の伊勢講を近代的に再編・統一したものであるとともに、神宮教院を中心とする集団の下部組織へと編成されており、かなりの勢力を有していたのである。

こうした神風講社に関する研究を一瞥すれば、岡田米夫「伊勢講の組織と機能」は伊勢講の組織と機能を歴史的展開の中で論じ、近世の伊勢講から近代の神風講社への連続性を指摘した上で、明治九年頃の神風講社の状況を簡潔に紹介している。また「大神宮崇敬の地方的発展」では、地方における大神宮の建設や神宮遥拝殿の設立過程等を詳細に明らかにした。西川順土は明治初年の神社・教会・講社の関係性を論じること主眼を置き、その中で神宮教会の発展を論じている。この研究は神風講社自体の検討はさほど重視されていないが、神宮教会の性格を論じた研究として画期的なものといえる。櫻井治男の一連の研究は、地域社会研究が主であるため神風講社の検討は限定的なものに留まっているが、地域社会における神宮教会の役割を「現時点より振り返った時、神宮教化活動の拠点としての教会所・説教所は、その附設施設である祖霊舎（殿）が重視されたわけであり、それも相当数の神葬祭の信徒があることによつて維持されてきたとみることができ。そして祖霊舎も、ムラ生活のレベルでみれば、従来の菩提寺に代る意味において重視されるにすぎないということになる。」と指摘している。この指摘は、三重県下の地域社会にとつて神宮に対する信仰集団の維持よりも、神葬祭の執行の方が重要な課題であったことを示唆している。森悟朗は、これまでの神風講社研究を神道史・宗教史からの研究と、交通史からの研究に大別した上で、神風講社の定宿システムが果たした意義と役割を検討し、神宮教院・神宮教会・神風講社の組織を「近代の新たな参宮システム」と位置づけ、神風講社の全国的拡大の要因を定宿システムに求めている。

以上の諸研究は、近世の伊勢講から連続性を有するものとして神風講社を取り上げているが、一方で課題として岡田、櫻井の研究を除いて、明治十五年の神宮教導職分離による神宮教成立以前を取扱ったものとなつてることが指摘できる。これは上記の研究が神宮史としての側面を持つていることによると考えられよう。これに関して矢野永治「国

民の奉賽^①」をみると、伊勢講について一節を割いているが、神宮との関係が切り離されていった神風講社への言及はなく、戦後の伊勢講について紹介した上で、「東京都武蔵野市に組織されてゐる4Sホス、クラブ伊勢講、東京証券伊勢大神宮崇敬会の如きは、新時代の伊勢講であらう^②。」と結論づけており、神宮に直結する伊勢講が取り上げられているに過ぎない。このため神宮から切り離されていった伊勢信仰・伊勢講への関心は弱いといえる。このように近代神道史から近代の伊勢信仰に関して論じた研究を前提とすれば近代の神宮教化を検討することは、近代の伊勢信仰を検討する上でも、それなりの意義を持つものと思慮されるが、伊勢信仰を中軸とする近世の伊勢講の延長上として神宮の教化活動によって結収された神風講社を検討した研究は、その多くが神宮史としての側面を持つために、明治十五年までが主な対象とされ、以後の神宮教・神宮奉斎会や神風講社についての検討は不足しているのが現状ということができよう。

二、民衆宗教史・民俗学・歴史地理学による近代伊勢信仰・伊勢講研究

次いで近代の神宮教化とも関わる近代の伊勢信仰・伊勢講研究の現状について若干触れておく。伊勢信仰あるいは伊勢講に関する研究は、民衆宗教史や民俗学、歴史地理学、民俗調査報告、自治体史等によって多くの蓄積がなされていることは周知の通りである。ここでは近代の伊勢信仰について言及した民衆宗教史・民俗学・歴史地理学の研究に限定しつつ、近代伊勢信仰・伊勢講研究の現状について述べておきたい。

まず神道学とも深い関わりを有する宗教学・民俗学者の原田敏明は、近代の伊勢信仰について、

伊勢神郡を度会府とし、神宮の旧儀を復興し、すべて『儀式帳』の姿に返すことにした。明治二年（一八六九）三月には天皇としてははじめて、異例の親拝がある。さらに同三年正月には大教宣布があり、挙国一致、神仏合同の布教を目ざしたが、当時の新しい思想から信教の自由が高唱され、同八年には大教院も廃せられ、伊勢信仰は宗教派に属せず、もっぱら国民信仰の枢機として、その他一般の神社とも違って別格とした。爾来国運の進展とともに高揚され、国民奉賽のために、従来御師の行なっていた民衆奉賽の仕事を継承して神部署を設置して大麻を頒布し、神楽殿を神域に設けて内外の奉賽を受けた。ことに新領土と植民地の発展に伴い、伊勢大神宮の分霊は奉

齋され、全く国民信仰の帰一するところとされた²⁷⁾。

と概括する。ここで原田は、近代の神社行政の展開を踏まえつつ、近代の「伊勢信仰は宗教宗派に属せず」、「国民信仰の枢機」とされ、「国民信仰の帰一」するところであつたと述べている。こうした理解の実態がいかなるものかを検討することは、近代の伊勢信仰研究における重要な課題と考えられよう。また、この点については、神道学者である櫻井勝之進も、

明治維新による政府の対神宮政策は伊勢神宮の大変動を招いた。大教宣布から神宮教院、神宮奉斎会へと新しい宗教活動は、地方における大神宮と神前結婚式および神道式葬儀をその痕跡として残しただけで終りを告げる一方、天皇祭祀は祖先崇拜説により解釈され、国民の奉養は報本反始の国民道德として公教育の場において鼓吹されて昭和二十年の敗戦に至った。伊勢信仰の歴史の上でこの期間をどう位置付けるかは今後の課題の一つである²⁸⁾。

と近代の伊勢信仰を纏めた上で、それをどう位置づけるのかという問題提起を行っている。以上の指摘に従えば近代の伊勢信仰研究は、近代神道史における一つの課題としても位置づけることが可能であるといえる。

さて、民衆宗教史から伊勢信仰について論じたものに『伊勢信仰Ⅰ（古代・中世）』と『伊勢信仰Ⅱ（近世）』がある²⁹⁾。ただ、この両書は民衆宗教史と銘打つものの、神道史、神社史、歴史学、宗教史といった学問領域を専攻する学者達の著述によって編まれており、かなり幅広い視点から伊勢信仰を検討した著作となっている。また、この両書には、従来の伊勢信仰研究史を概括し、今後の課題を提起した萩原龍夫「古代・中世における伊勢信仰の研究成果と課題」と、西垣晴次「近世伊勢信仰の研究成果と課題」も収録されている。

ここで注目されるのは、西垣晴次が「近世伊勢信仰の研究成果と課題」において近世の伊勢信仰に関する研究の大部分が戦後に発表されたものであることを指摘した上で、近代の神宮研究について「戦前にあつては、まず天皇や国体との関係が重視され、近世のおもに民衆にかかわる問題は等閑視されていた。」と述べ、「伊勢信仰の果たした役割、ことに明治国家、あるいは天皇制との関係の検討が必要」という課題を提起していることである³⁰⁾。

こうした課題について西垣自身は、『お伊勢まいり』や「伊勢神宮と国家神道」といった論考で検討を加えている³⁰。まず、『お伊勢まいり』では、明治四年の神宮改革を取り上げ、

明治四年の改革で神宮は仏教色の排除、いくつかの神事の断絶、御師制度の廃止など、それまでのいくつかの面を断絶し、明治国家にふさわしい「宗門」としての位置と儀礼をつくりあげようとした（『お伊勢まいり』二四頁）。

と述べる。ここにいる明治国家にふさわしい「宗門」とは、「いわゆる国家神道の神社体系のうちの頂点に神宮（皇大神宮Ⅱ内宮）を位置付ける」ことを指している³¹。他方で、西垣は、大麻頒布等の復活を次のように理解している。

ただ旧いものとの断絶だけでは民衆からそっぽをむかれてしまう。「公私混雑」といわれながらも、「私」の伝統を認めざるをえなかったのである。この「私」の伝統が継承されることで、明治以降の神宮と民衆のきずながたもたれたのである（『お伊勢まいり』二四頁）。

このように近代の神宮は、「国家神道」の頂点に位置づけられ民衆と切り離されていくと同時に、大麻頒布といった「私」の伝統の継承により、神宮に対する信仰の「私」的な側面が保存され、神宮と民衆の「きずな」が保たれたと論じている。これを踏まえ、明治に至るまでの伊勢信仰の意義を「江戸時代二百数十の各藩に分割されていた日本が、天皇のもとに一つの明治国家として展開していった背景」に、「神宮あるいは伊勢信仰による共通の意識が広く人びとの間にあったという事実」を読み取る。そして近代の神宮を「明治になっての公的な面の強調、私的な面の排除は、ふたたび律令国家体制下の国家神としての神宮を復活したかにみえるが、どうもそれは少しちがうようである。そこで強調されたのは天皇との関係であった。」と評して、単なる「国家神としての神宮」の復活ではなく、民衆にとつては神宮と天皇との関係が強調された新たな伊勢信仰の展開があったという見解を表明している³⁰。

さらに「伊勢神宮と国家神道」では、「人々のもつ共通した神宮像といったものは、祭神は天照大神、その祭神は天皇家の祖神といわれていること、明治以降、天皇の権威を支える国家神道の体系の頂点に位置づけられていた神社であること、この二つを中心に構成さ

せているといってもよいであろう。」と指摘し、「明治以前と以後の神宮の在り方の変化、とくにそこでの民衆と神宮、天皇と神宮のかかわりかたをどうとらえるかによって、その神宮像はかなりちがったものになる。神宮像の修正は天皇制の問題ともかかわってくるものである。」とする³¹⁾。そして明治初年の神宮改革を中心に検討を加え、神宮大麻頒布の復活を「神宮と民との習俗化した結び付きを上からの改革で否定したために生じた動揺をおさえるための処置」とし、神宮大麻の頒布を旧来の御師ではなく、行政単位の末端である戸長を通じて頒布されることになったことを、「私的な行為であった御師の配札行為は、見事に明治国家体制のうちに位置づけられる」と指摘して、「国家神道」が民衆の生活と慣習に根差すことによって敗戦まで機能しえた結論づける³²⁾。この民衆と結びついた神宮を「国家神道」に位置づけていく方向性を、「天子（天皇）」を神宮の子孫として国民に印象づけていく意図とも深く関係している。天皇も神宮と民衆の結び付きのうえで甦えったという側面をもった」とも述べている³³⁾。

以上の西垣の論は、「国家神道」が旧来の民衆の生活と慣習に根差すことによって成立したものであり、民衆の生活と慣習に根差すからこそ敗戦まで「国家神道」が機能したと理解した上で、この傾向が、近代の「天皇制」あるいは、「天皇像」の形成を促したと論じているのである。西垣の『お伊勢まいり』と「伊勢神宮と国家神道」は、民衆・神宮・国家・天皇等を関連づけ、民衆宗教史の視点から議論を展開しており、その所説は傾聴に値するものである。しかし、あくまで明治初年の神宮改革のみをもって論拠が求められていることと、それ以後の展開についてまったく触れられていないことは、これからの課題として指摘できよう。

他方で民衆宗教史と関連する民俗学からの研究としては、まず櫻井徳太郎の『講集団成立過程の研究』や、宮本常一『伊勢参宮』³⁴⁾がある。櫻井の著書は、「講」に関する広汎かつ体系だった研究であり、伊勢講については、特にその定着過程を丹念に論証しているが、近代の伊勢講に関しては関心が強くない。また、宮本は、伊勢信仰の展開と伊勢講について詳細に論じているものの、近代以降の伊勢講については、それが解体されていったことを、御師制度の廃止と交通機関の発達、神宮の祠官の参拝者に対する態度の変化に求めつつ、「戦時中の伊勢信仰の押つけが、かえって民衆を伊勢から引きはなすことになっていった。」³⁵⁾として、近世的な伊勢講の解体が強調されており、近代における再編成についてはほとんど述べられていない。

さらに民俗学による戦後の伊勢信仰研究を総括したものとして、昭和五十八年度日本民

俗学会年会の「伊勢信仰とその周辺」シンポジウムがある³⁰。このシンポジウムでは、伊勢信仰研究の視点として神宮の歴史的展開、地域共同体における神明社の勧請や伊勢参宮送迎習俗の意味、両者を結ぶ御師の活動、伊勢太神楽等が民俗芸能に与えた影響等、多くの視点が提示された。これを受けてシンポジウムでは、特に愛知県三河地方・近畿地方・関東地方といった地域を対象とした伊勢信仰の村落共同体でのあり方についての発題が行われている。ここで近代の伊勢信仰という視点から注目されるのが、近代の伊勢信仰と「国家神道」に対する理解である。例えば、紙谷威廣は「伊勢信仰の定着について」という発題の結論において、「伊勢信仰は言うまでもなく、多様性に満ちている」と指摘した上で、「皇室の祖神として、国家神道の中で最高位に位置づけられたことは、こういった伊勢信仰の多様性や可能性をつみとっていたのではないだろうかと思えます。」と述べている³¹。本シンポジウムで司会を務めた伊東宏は、シンポジウムの最後に、「伊勢信仰というと、明治の国家神道以後の伊勢信仰を想起してしまい、それ以前の村落共同体における日本的な習俗—そういうようなところで伊勢信仰が習合してくると思うのですが—その所を見落としてしまいがちではないでしょうか。」と疑問を提示している³²。ここから民俗学においては、近代の伊勢信仰を「国家神道」によって形成されたという理解を前提にして、民俗的な伊勢信仰、あるいは民衆の伊勢信仰とはかけ離れたものと考えていることがわかる。こうした傾向は、これ以後の民俗学による伊勢信仰や伊勢講に対する研究において基本的に維持されているように思われる。

この伊勢信仰が「国家神道」によって形成され、従来の伊勢信仰とかけ離れたものと理解する研究として近年では、濱千代早由美「伊勢信仰研究史に関する一考察」と新田康二「民衆の伊勢信仰と伊勢参り」がある³³。まず、濱千代は、「伊勢信仰研究史に関する一考察」で、「現代の伊勢信仰について考えていく方向性を探る」とし、伊勢信仰を「伊勢神宮を中心とする信仰というより、伊勢神宮のある「伊勢」を中心とした信仰」と捉える可能性を提起し、伊勢信仰を「もつと世俗的な側面に重点をおいて捉えてみる必要も出てくる。」という認識を示して、「伊勢の世俗的側面を捉え直し、都市ならではの生成のプロセスに着目するならば、生きた伊勢信仰の姿を抽出することも可能であると考える。」と結論づけている³⁴。ここで濱千代のいう「生きた伊勢信仰の姿」という言葉の前提には、これまでの伊勢信仰研究が「国家神道によって滅菌される以前の伊勢信仰の「残存」を発掘することに主眼がおかれていた。」という理解がある³⁵。次いで新田康二は、「近代における国民国家形成にあたって、民衆のもつ伊勢信仰が国家神道へと巻き込まれていくメカニズム解明

を目的として、「伊勢参り」が果たした社会的役割を論じているが、結論としては、「明治維新となって国家神道への道を模索する中で、権力闘争において伊勢系神官たちが出雲系に勝利し、その後の神道政策が決定したことから、天皇と伊勢参りとの直截的な関連が考えられるが、近世の民衆たちの意識との間には大きな「断絶」が存在する。宇治・山田の地は、廃仏毀釈が徹底して実施された地域でもあり、この視野をも入れて信仰から近代の政治運動へのメカニズム究明を今後の課題としたい。」と述べている。

この両研究から明らかのように近代の伊勢信仰は、「国家神道」によって滅菌されたという理解や、「国家神道」によって「近世の民衆たちの意識との間には大きな「断絶」がある」との指摘がみられるように、近代の伊勢信仰が「国家神道」に伴って形成されたものであり、その実態や民衆との関わりについての関心は「国家神道」研究に回収され、民俗学から検討されることも、課題として提示されることもない状況にあるといえる。

これに対し、歴史地理学の視点から近代の伊勢講を論じたのが小野寺淳である¹⁾。小野寺は、明治以降の講組織の変容を寛政五年から平成二年までの二百年に及ぶ伊勢講の参宮データや講組織の詳細な聞き取り調査、広範な史料調査などをもとに、地域との関わりの中から近代の伊勢講を議論している。しかし、小野寺は、西垣が提示した伊勢信仰と「国家神道」や天皇制の関連について検討を加えておらず、より包括的な視点からの歴史的意義を明らかにするには至っていない。

以上から、民衆宗教史・民俗学からのアプローチによる近代の伊勢信仰研究については、「国家神道」や天皇制との関わりを検討する意義が指摘されているものの、基本的な研究状況においては、「国家神道」による伊勢信仰の断絶が自明のものとされ、その変化の過程や実態はほとんど検討されていないのである。他方で、歴史地理学からは、地域社会の変容と伊勢講の関係を論じた研究もあるが、「国家神道」や天皇制との関わりは検討されていない。このような近代の伊勢信仰に対する理解の根底には、近代の伊勢信仰が「国家神道」によって形成され、民衆とは隔絶したものであるという理解があることは明らかであり、西垣の問題提起はいまだ検討を要する有力な課題として存在しているといえよう。

これを受けて、このような研究状況をもたらしした「国家神道」研究における伊勢の神宮をめぐる理解について確認をしておきたい。

三、「国家神道」研究における神宮と伊勢信仰

「国家神道」をめぐる研究史については、新田均の一連の研究や阪本是丸の研究などにおいて詳細に検討されており、これについて贅言を費やすまでもない。そうした中、ここでは主要な「国家神道」研究における、神宮、あるいは伊勢信仰・伊勢講についての理解を確認する。

「国家神道」研究の中で、特に伊勢の神宮に関心を寄せたものとして、まず藤谷俊雄の研究があげられる。藤谷は、『伊勢神宮』において、近世から戦後の神宮までを叙述しているが、近代の神宮を、

それは宗教であつて宗教でないとされてきた。キリスト教を信じる者も、仏教を信じる者も、他のいかなる宗教を信じる者も、いや、いかなる宗教をも信じない者でも、日本人であるかぎりには、これを信仰し、これを尊敬しなければならないものとされた。日本の最高の聖所であつた（『伊勢神宮』三頁）。

と理解している。そして神宮が「最高の聖所」へと位置づけられていく過程を論じつつ、他方で近代の神宮から民衆の信仰が切り離されていったことを、

伊勢神宮は天皇家の宗廟であるがゆえに、臣民たる日本人はこれを崇敬せねばならぬのである。天皇を媒介とせずに人民どもがみだりに近づくべきものではないとされた。そこで近世の「おかげまいり」の事実は神道史や神宮史の上からは全く抹殺されてしまったのである。支配者はこれで神宮信仰の品位を高めたつもりであつたろうが、実はこれによって神宮は民衆の自然発生的な信仰からはきり離されてしまったのである（『伊勢神宮』一四八―一四九頁）。

と指摘する。さらには、大教宣布運動を「日本人の信仰を造化三神―天照大神の系列に統一すること」とし、それが失敗に終わったことを踏まえて、この時期の神宮の教化活動によつて設立された神宮教院や神宮教会、神風講社を「神宮としてはこれによつて全国民を信徒に組織したつもりであつたかもしれないが、これは他の教団もやっていることであつて、けつきよく神宮を中心とする新たな宗教教団を組織しようとするものであつた。」と概括している。こうした論から明らかなように、藤谷は、近代の神宮が民衆の信仰から切り離されていくことにより近代日本の「最高の聖所」へと位置づけられていったとし、大

教宣布運動における神宮の教化活動によって設立された神宮教院、神宮教会、神風講社を新しい宗教団体の形成として理解している。次いで、戦後の「国家神道」研究を主導した村上重良は、『国家神道』において、宮中三殿と神宮について論じる中で「賢所は、アマテラスオオミカミを祀る伊勢神宮内宮の代官という基本的性格をもつことになり、国家神道のもとで、神宮が国家神道の本宗とさだめられたのに対応して、神宮と一体の賢所が宮中祭祀の最高神殿とさだめられた。」と指摘し、「神宮祭祀は、伊勢神宮の伝統を一定の範囲で生かしながら、さらに宮中祭祀に見あう大祭、中祭をつけ加えたものであり、その確立は、近代天皇制国家の至高の聖所であり、最高の神殿である神宮の完成を意味した。」と述べ、神宮祭祀の確立によって、神宮が「国家神道」の最高神殿に位置づけられたと論じた。他方で、こうした神宮に対する信仰を基盤とする伊勢講については、「国家神道」体制下に動員され、組み込まれた近世以来の民衆の講集団を列挙した上で、「江戸時代以来の伊勢講（神風講社）を教団に編成した宗教」として神宮教をあげるに止まっている。この村上の理解は、基本的に藤谷の理解を踏襲したものと評価できよう。

これに対して、中島三千男は、「大教宣布運動と祭神論争」で「国家神道体制」をもたらした祭神論争と神官教導職分離に至る展開を、神宮教院、神宮教会、神風講社といった神宮の教化体制の展開から、その中での講社の結収をめぐる神宮と出雲大社の教勢争いが、祭神論争の対立軸となったとの構図を提示した上で、明治十五年の神官教導職分離により神社と教会・講社が分離したことで、近代の神社体系が天皇制の「正統神話」を基礎づけるものとして位置づけられたとして、「国家神道体制の柱としての神社神道の成立」をみている。また、明治七年から九年頃の神風講社の活動を詳細に論じていることは、従来の「国家神道」研究とは大きく異なる点である。しかし、中島の「国家神道」の形成過程から民衆の信仰が神宮・神社から切り離されていくことによって「国家神道」が成立したと述べている点は、藤谷以降の視点を踏襲したものとなっている。

また神風講社について言及した研究として安丸良夫の研究³³があげられる。安丸は、明治四年の神宮改革を「国家神としての内宮に至高の位置をあたえらる」とともに、神官組織をすっかり改め、信仰的にも組織的にも伊勢神宮の実態をすっかり改変しようとするものであった³⁴。と評した上で、神宮の教化政策によって旧来の伊勢講を基盤として結収された神宮教会・神風講社を取り上げ、明治六年三重県阿拝郡西山村で発生した神宮教会系の講社と御岳講の騒擾を紹介し、この事件が「神宮教会の展開と伝統的な宗教体系との対決線をよく表現」していると解釈するが、それ以後の神宮教会の位置づけについては考察を

加えていない。

さらに近年、「国家神道」に関して積極的に論じている島藺進¹⁵は、「伊勢神宮と宮中三殿こそ国家神道の中心的聖所¹⁶」と位置づける。島藺の「国家神道の中心的聖所」に対する具体的な理解は、次のようなものである。

国家神道は天皇や皇祖皇宗、またそれらに連なる神々への崇敬として、江戸時代末期に構想され、明治維新後、次第に具体化されていった。伊勢神宮と宮中三殿を頂点として全国の神社を一元的に統合し組織化する変革が進み、国家神道の一大祭祀組織ができあがっていった。そこでは神社神道が一定の役割を果たしたが、むしろ新しい祭祀の創造という点では皇室祭祀が導き手だった。新たな皇室祭祀システムの創出に伊勢神宮改革が連動し、続いて新設の国家的神社を初めとする官国幣社や府県社がそれに従い、さらに神社合祀政策や次章で述べるような神職養成組織の形成が伴って、統一的な国家神道の祭祀体系が形成されていったのだった(『国家神道と日本人』一三三―一三四頁)。

この理解によれば、「伊勢神宮と宮中三殿」が「国家神道の中心的聖所」たる理由とは、皇室祭祀と神宮祭祀・神社祭祀の一体化によって、統一的な祭祀体系が創出されたことにあり、それによって神宮と宮中三殿が「国家神道」を構成する重要な要素としての位置を確保したことにある。こうした神宮に対する理解は、これまでみてきた「国家神道」研究において踏襲されてきたものといえよう。さらに島藺は、「国家神道」の確立期(一八九〇年頃―一九一〇年頃)に起きた主要な現象を、(1)聖なる天皇と皇室の崇敬に関わる儀礼システムが確立していくこと、(2)神話的表象に基づく国体思想が生活空間に根づくような形に整えられ、その教育・普及システムが確立していくこと、(3)神職の養成システムと神職の連携組織が確立し、国家神道の有力な構成要素である神社神道がその内実を固めていく」とことと概括して、この変化によって「国家神道」が「国民自身の思想と実践の中に組み込まれていく。いわば国民の心と体の一部となる。そして次第に国家神道を強化していくことを求める声が、国民各層からわきおこってくるような基盤が作られていく。」とし、「国家神道」の浸透期(一九一〇年頃―一九三一年)には、「下からの運動が強まり、政府も国家神道の強化の方向で社会的緊張を克服し、より強固な国民統合を達成しようとする道を選ばざるをえなくなる。」と述べ、「国家神道」の国民への浸透システムを学校行

事といった教育システムに求めていく⁸⁰。島藺「国家神道」論の是非は措くとして、島藺は、「国家神道」の中核としての皇室祭祀や教育システムを回路とした「国家神道」の浸透政策を強調した結果、近代の神宮教化の果たした役割や、近代の伊勢信仰や伊勢講の変容については言及すらされていない。この点は、これまでの「国家神道」をめぐる議論以上に、近代における神宮や伊勢信仰・伊勢講の社会的役割に対する関心が喪失されていると考えられよう。

これに対し、社会学的な関心から近代の伊勢信仰・伊勢講を国家との関わりに着目しつつ論じたものとして、平井太郎の研究がある⁸¹。平井は、現在の東京大神宮を対象として近代国家を論じたが、その前提には、これまでの「国家神道」研究において東京大神宮が語られていないという問題関心がある。その上で平井は、伊勢講を基盤とする東京大神宮の主要な活動である神宮大麻と伊勢暦の頒布に「国家は身体に働きかける方法の一つを手にしただけではない。その方法を「全国」民に行使しようとする社会的な広がり、すなわち基盤となる社会性を一挙に手に入れている⁸²。」ことを読み取り、近代国家と東京大神宮の関係を位置づけている。さらに、こうした東京大神宮が神宮大麻頒布の権利を喪失し、活動の主軸が神前結婚式へと移行していく過程に、東京大神宮を支える存在が「講」から「中流」の「家」へ変遷したと理解している。平井の論は、近代における伊勢信仰の担い手として東京大神宮を捉えている点は画期的なものであるが、東京大神宮を包摂する組織である神宮教や神宮奉斎会全体を対象としていないため、その活動の検討については、物足りないものがある。

こうした「国家神道」研究における神宮や伊勢信仰に関する理解の基調をなすものは、「国家神道」における神社体系や祭祀体系の頂点として神宮を位置づけつつ、それが近世までの民衆による信仰を除去したことによって成立しているという視点であろう。それに伴い、近世の伊勢講を母体として神宮教化の展開や神宮が結収した神風講社については、平井の論考を除いて明治十五年以前の状況が触れられている程度である。そして十五年以降を画期として、神宮から民衆の信仰が切り離されていくという理解が前提となり、「国家神道」と伊勢信仰の関わりは検討されていない。こうした現状は、前述した西垣晴次の「伊勢信仰の果たした役割、ことに明治国家、あるいは天皇制との関係の検討が必要」という問題提起が「国家神道」研究においても等閑に付されている証左といえよう。

四、本論文の課題

以上のように神道史研究、民衆宗教史、民俗学、歴史地理学、「国家神道」研究等を通して、近代における神宮教化とそれに関わる伊勢信仰研究の現状について概観してきた。これを踏まえ神宮教化をめぐる研究状況を纏めた上で本論文の課題を確認しておきたい。

神道史研究からは、主として神宮史研究の立場から、明治十五年までの神宮教化が検討されている。これに関連して近世の伊勢信仰の普及に伴って結成された伊勢講を基盤として新たに結成された神風講社についても検討が加えられてきた。しかし、十五年以後の神社行政の展開によって神宮と分離した神宮教院・神宮教・神宮奉斎会や、これらが包摂する神風講社については、いまだ検討される余地が多々あるのが現状といえる。他方で、民衆宗教史・民俗学からの研究では、西垣晴次が近代における民衆・神宮・国家・天皇等の関係を踏まえた上で、近代の伊勢信仰を「国家神道」や天皇制との関わりを意識しつつ検討する必要を指摘していたが、あくまで明治初年の神宮改革のみをもって議論が展開されていた。また、その後の研究でも実際は、「国家神道」による伊勢信仰の断絶や変容が自明のものとされ、その変化の過程や実態はほとんど検討されていない状況にある。こうした傾向は「国家神道」研究においても同様の傾向を示しており、近代の神宮を「国家神道の中心的聖所」としつつも、その「国家神道の中心的聖所」に対する信仰と理解できる近代の伊勢信仰の社会的役割よりも、皇室祭祀・神宮祭祀・神社祭祀の関連性や教育システム等に「国家神道」の浸透装置としての意義を見出した結果、「国家神道」研究においても西垣が提示した問題意識は顧みられていないといえる。

このような近代の神宮教化研究とそれに関連する諸研究の現状を踏まえ、本論文において取り組むべき課題と設定しているのが、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の歴史的展開及び、その内実を検討した上で、こうした制度的展開を軸としてどのような神道教説が展開されていったのかを明らかにするということである。これには、次の二つの理由がある。

一つ目は、国民教化運動の一環として設立された神宮教院・神宮教会・神風講社が、近世以来の伊勢講を主とした基盤として成立した存在であるとともに、かなりの勢力を有していた存在であり、これが後の神社本庁設立に繋がる他の民間神祇関係団体と緊密な関係を構築していたからである。そのため、神宮教院の歴史的展開に着目することにより、そこから近代神道史像を再検討することができると考えられる。また神宮教院の顛末から近

世の伊勢講が戦後の神社神道にどう繋がっていったのかという点も見届けることができる。二つ目は、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会という神宮への信仰を核とする集団においてどのような神道教説が展開されたのかを検討することにより、近代の神宮教化を軸とした神道思想の歴史的展開を把握することが可能となることである。これは神宮教化の担い手を軸とした神道思想の理解を目指すことであり、この担い手達に注目することによって国家と民衆の間で、どのような神道思想が両者の狭間で存在したのかを把握することである。さらに、こうした作業は、近代の神道思想が国家と民衆の両者に対してどういう意義を持ち、どのような役割を果たしたのかという点を考察する基礎的な作業となる。これは、先の西垣による近代の伊勢信仰と国家・天皇制との関わりという問題提起や、「国家神道」研究における神宮や伊勢信仰の理解を検討する上で意味ある作業と位置づけられる。

五、本論文の構成と概要

次いで本論文の構成と概要について述べておく。

本論文は、主に神宮教院を中心とする組織の展開、即ち制度面を論じた第一部と、これを前提として神道教説の展開、即ち思想面を検討した第二部で構成されている。

まず、第一章「明治初期の神宮教院・神宮教会と神風講社」では、これまで具体的に検討されたことがなかった神風講社に焦点を当てながら、明治初年の神宮教院・神宮教会・神風講社という教化体制が構築されていく過程を検討したものである。

第二章「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」は、神宮教院・神宮奉斎会の歴史的・研究において、さほど注目されてこなかった神宮教を対象として取り上げ、神宮教時代の組織と活動の展開について検討を加えた。

第三章「明治後期における神宮奉斎会と皇典講究所―「祭祀」と「宗教」をめぐる―」は、明治三十二年の神宮奉斎会設立を軸としつつ、神宮教から奉斎会への改組に至る過程を踏まえた上で、奉斎会と神社界・皇典講究所の関係を検討することにより「祭祀」と「宗教」の関係を論じたものである。

第四章「神宮奉斎会から神社本庁へ」は、大正・昭和戦前期の神宮奉斎会の活動を踏まえ、神社本庁の設立過程を確認した上で、奉斎会が戦後の神社界へどのように連続しているのかを検討するとともに戦後の神宮教化の展開についても言及した。

以上が第一部に該当し、次からが第二部となる。

第五章「神宮教院の神道教説史―教説書を中心として―」では、明治初年の神宮の教化体制の中核を担った神宮教院出版の教説を検討することにより、明治初年の神宮教院の神道教説を検討したものである。

第六章「田中頼庸の教化構想と神道教説」は、第五章を踏まえ、神宮大宮司であり、後の神宮教初代管長となった田中頼庸に焦点を当てつつ、祭神論争を軸としながら、田中の教化構想と神道教説について考察したものである。

第七章「祭神論争における伊勢と出雲―「神社」と「国学」に着目して―」は、祭神論争が神道事務局の「根本」たる神殿の祭神をめぐる論争であったことを確認した上で、そこで対立した「伊勢派」と「出雲派」の教化体制を踏まえながら、教説上の対立を検討することにより、大教宣布運動における「神社」と「国学」の関係を論じたものである。

第八章「神宮教・神宮奉斎会における神道教説」は、祭神論争と神宮教導職分離を経て、神宮教院において構想された神道教説が、神宮教・神宮奉斎会という組織的な変遷の中で、どのように変化を遂げていくのかを検討したものとなっている。

おわりに

以上、各章を通して近代の神宮教化を検討していくことにより、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会を軸として近代神道史を再検討し、さらには神道史研究のみならず民衆宗教史や民俗学、「国家神道」研究等における、近代の神宮理解や伊勢信仰研究に対して有効な視座を提示することができるのではないかと考えている。

註

「庄本光政『神道教化概説』（神社新報社、昭和三十四年）、後に増補され庄本光政・渋川謙一『改訂・神道教化概説』（神社新報社、昭和六十三年）、平井直房『神道と神道教化』（國學院大學神道学科資料室内平井直房教授古稀祝賀会）、神社本庁企画『現代神道研究集成（八）神道教学研究編』（神社新報社、平成十一年）。

河野省三『近世神道教化の研究』（國學院大學宗教研究室、昭和三十年）、藤本頼生『神

道と社会事業の近現代史』(弘文堂、平成二十一年)、戸浪裕之『明治初期の教化と神道』(弘文堂、平成二十五年)。尚、河野の研究は近世の神道教化を詳細かつ広範に論じたものとして評価できる。

河野省三『宮川随筆』(神宮文庫、昭和三十七年)、阪本健一「明治初期における神宮の教化運動」『神宮と明治維新』(ともに『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年)、西川順土『近代の神宮』(神宮文庫、昭和六十三年)。尚、神宮に関する研究については枚挙に暇がないが、近年の神宮研究を網羅し集大成したものととして、皇學館大学編『伊勢神宮研究文献目録』(皇學館大学、平成二十四年)を参照のこと。尚、神宮の通史的な研究としては、大西源一『大神宮史要』(平凡社、昭和三十五年)、神宮司庁編『神宮史年表』(戎光祥出版、平成十七年)等が詳しい。

岡田米夫編『東京大神宮沿革史』(東京大神宮、昭和三十五年)、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」(『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年)、阪本是丸『東京大神宮百年の歩み』(東京大神宮、昭和五十五年)。

前掲『東京大神宮沿革史』二一頁。

神宮教は、その成立事情から教派神道の一つとして考えられるが、明治三十二年に財団法人神宮奉斎会へと改組することにより非宗教化を遂げている。

菅浩二「日清戦争期の神宮教と海外神社―台湾神社初代宮司・山口透の生涯(前)―」(『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神宮と祭神―』所収、弘文堂、平成十六年)、黒田宗篤『宮地巖夫研究―その半生について―』(玉廼舎塾、平成二十三年)。

井後政晏「伊勢信仰の研究と課題」(『神道史研究』第五〇巻、第三・四号、平成十四年)。

前掲井後「伊勢信仰の研究と課題」一八頁。

前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、岡田米夫「大神宮崇敬の地方的発展」(『神宮・明治百年史』下巻所収、神宮司庁、昭和四十五年)、西川順土の各論考はいずれも『近代の神宮』に所収されている。他に神道史から近代の伊勢信仰に言及した論文や文献には、大西源一『参宮の今昔』(神宮文庫、昭和三十一年)、『神宮・明治百年史』(神宮司庁、昭和四十六年)、千葉県神社庁「房総の伊勢信仰」企画委員会編『房総の伊勢信仰―第六十二回神宮式年遷宮奉祝―』(雄山閣、二〇一三年)等がある。

岡田米夫「伊勢講の組織と機能」(『岡田米夫先生神道論集』所収、岡田米夫先生遺稿刊行会、昭和五十六年)、西川順土「明治初年の教会講社」(前掲『近代の神宮』所収)、櫻井治男「大宮町の近代神道史」(『大宮町史』歴史編所収、大宮町、昭和六十二年)、「地域社会における神葬祭の受容と展開―三重県下の一事例―」と「神宮教会所の顛末―三重

県南部の事例を中心に―」(ともに『地域神社の宗教学』所収、弘文堂、平成二十二年)、森悟朗「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」(『「講」研究の可能性』所収、慶友社、二〇一三年)。

¹² 前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、前掲西川「明治初年の教会講社」等を参照。

¹³ 前掲岡田「伊勢講の組織と機能」一〇八―一〇九頁。

¹⁴ 前掲西川『近代の神宮』二五二頁。

¹⁵ 前掲同、二二四頁。

¹⁶ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』一二九頁。

¹⁷ また岡田は、明治十六年以降改めて神宮直属の伊勢講の結成が行われたことを指摘している。前掲岡田「伊勢講の組織と機能」一〇九頁。

¹⁸ 前掲櫻井「神宮教会所の顛末―三重県南部の事例を中心に―」三七三頁。

¹⁹ 森は交通史の視点から神風講社に言及した研究として、大島延次郎「旅宿として観た講の発達」(『日本交通史論叢』国際交通文化協会、昭和十四年)と、今井金吾『江戸の旅風俗―道中記を中心に―』(大空社、一九七七年)、今井金吾監修『道中記集成』全四十卷・別巻全三卷(大空社、一九九六―九八年)をあげている。

²⁰ 前掲森「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」一八三頁。

²¹ 例えば、前掲の『神宮・明治百年史』などは、その最たるものである。

²² 矢野永治「国民の奉養」(『神宮・明治百年史』上巻所収、昭和四十三年)。

²³ 前掲同、四一八頁。

²⁴ 原田敏明「伊勢信仰」(『国史大辞典』、吉川弘文館、昭和五十四年)。

²⁵ 櫻井勝之進「伊勢信仰」(國學院大學日本文化研究所編『神道要語集』宗教篇二、神道文化会、昭和六十一年)二九八―二九九頁。

²⁶ 萩原龍夫編、民衆宗教史叢書①『伊勢信仰』(古代・中世)、『雄山閣、昭和六十年)、西垣晴次編、民衆宗教史叢書⑬『伊勢信仰』(近世)、『雄山閣、昭和五十九年)。

²⁷ 西垣晴次「近世伊勢信仰の研究成果と課題」三三五頁、三四八頁。

²⁸ 西垣晴次『お伊勢まいり』(岩波書店、昭和五十八年)、「伊勢神宮と国家神道」(法学セミナー増刊、総合特集シリーズ二九『これからの天皇制』、昭和六十年)。

²⁹ 前掲西垣『お伊勢まいり』二二頁。

³⁰ 前掲同、二〇八―二〇九頁。

³¹ 前掲西垣「伊勢神宮と国家神道」二二二頁。

³² 前掲同、二一八―二一九頁。

- ³³ 前掲同、二一九頁。
- ³⁴ 櫻井徳太郎『講集団成立過程の研究』（吉川弘文館、昭和三十七年）、宮本常一『伊勢参宮（増補改訂版）』（八坂書房、二〇一三年）。
- ³⁵ 前掲『伊勢参宮』一五〇頁。
- ³⁶ シンポジウム「伊勢信仰とその周辺」（『日本民俗学』第一五二号、昭和五十九年）。
- ³⁷ 前掲同、三四頁。
- ³⁸ 前掲同、四六頁。
- ³⁹ 濱千代早由美「伊勢信仰研究史に関する一考察」（『人文科学研究』第三〇号、二〇〇一年）、新田康二「民衆の伊勢信仰と伊勢参り」（『歴史地理教育』通巻七一〇号、二〇〇七年）。
- ⁴⁰ 前掲濱千代「伊勢信仰研究史に関する一考察」三〇—三一頁。
- ⁴¹ 前掲同、二七頁。尚、濱千代が批判の対象とする「伊勢信仰の「残存」を発掘する」ことを主眼とする研究とは、前掲の『講集団成立過程の研究』や『伊勢信仰Ⅰ』、『伊勢信仰Ⅱ』等を指している。
- ⁴² 前掲新田「民衆の伊勢信仰と伊勢参り」三二—三三頁。
- ⁴³ 前掲同、三七頁。
- ⁴⁴ 小野寺淳「伊勢参宮における講組織の変容—明石市東二見を事例に—」（『歴史地理学』第四十七巻第一号、二〇〇五年）。
- ⁴⁵ 「国家神道」研究史については、新田均「「国家神道」論の系譜（上）・（下）」（皇學館大学人文学会編『皇學館論叢』三二巻一・二号（通号一八六・一八七号）平成十一年）、「「国家神道」研究の整理」（『神道史研究』五三巻一号（通号二五一号）、平成十七年）、阪本是丸「研究史「国家神道」研究の四〇年」（『日本思想史学』四二号、二〇一〇年）等を参照のこと。
- ⁴⁶ 藤谷俊雄・直木孝次郎共著『伊勢神宮』（三一書房、一九六〇年）。
- ⁴⁷ 前掲同、一七八頁。
- ⁴⁸ 村上重良『国家神道』（岩波書店、一九七〇年）。
- ⁴⁹ 前掲同、一四八頁、一五二頁。
- ⁵⁰ 前掲同、一二五頁。
- ⁵¹ 中島三千男「大教宣布運動と祭神論争—国家神道体制の確立と天皇制イデオロギー—」（『日本史研究』一二六号、一九七二年）。
- ⁵² 前掲同、六五頁。
- ⁵³ 安丸良夫『神々の明治維新』（岩波書店、一九七九年）。

- ⁵⁴ 前掲同、一二五頁。
⁵⁵ 前掲同、一九五頁。
⁵⁶ 島菌進『国家神道と日本人』（岩波書店、二〇一〇年）。
⁵⁷ 前掲同、九九頁。
⁵⁸ 前掲同、一四四頁。一四六―一四八頁。
⁵⁹ 平井太郎「東京の大神宮…貨幣の蓄積・消費の場としての「家」とその変容」（専修大学人間科学学会編『専修人間科学論集』社会学篇第一号、二〇一一年）。
⁶⁰ 前掲同、一三五頁。

第一章 明治初年の神宮教院・神宮教会と神風講社

はじめに

本章は、大教宣布運動によってつくられた神宮教院・神宮教会が教化活動の一環として結収した神風講社を軸に明治初年の神宮教化を論じるものである。そもそも、神宮教院は、神宮独自の教導職育成を目的として設立された機関で、明治九年には各地の神宮教会の中心として位置づけられ、十五年には神宮教導職の分離に伴う神宮教院と神宮司庁の分離によって、神道神宮派、後神宮教という教派神道となり、三十二年には財団法人である神宮奉斎会へと改組を遂げた。この神宮奉斎会は、戦後、皇典講究所、大日本神祇会とともに発展的解消を遂げ、神社本庁を設立した。こうした神宮教院、神宮教、神宮奉斎会を支えたのが神風講社であったと考えられる。故に神風講社の役割を検討していくことは、近代神道史を検討する際にも重要な視点となるといえよう。ただし、本章では、紙幅の関係もあるので、神宮の教化活動が最も活発に行われた明治十五年以前を中心に検討することとする。

これまで明治十五年以前の神風講社については、神宮の教化活動の展開との関わりの中で論じられてきた。これら先行研究を一瞥すれば、神風講社よりもその上部組織である神宮教院や神宮教会に関する研究が多く、神風講社を中心に論じた研究は多くない⁵⁾。そうした中で、神風講社に関する重要な研究として、岡田米夫、中島三千男、西川順土、櫻井治男、森悟朗の研究があげられる。岡田米夫は、伊勢講の歴史的展開を論じる中で、神風講社と伊勢講との連続性を指摘し、伊勢講を「解体し、一つの新しい形に改変せしめ、同じ目的の下に統一しようとした」と評価している。中島三千男は、神宮の教化体制を前提として、祭神論争の原因を講社の結収による伊勢の神宮と出雲大社の教勢争いに求め、特に講社の意義を強調した。西川順土は、明治初年の神社・教会・講社の関係性を論じたが、神風講社自体の検討はさほど重視されていない。櫻井治男は、地域社会における神宮教会や神風講社の役割と実態を明らかにしたが、神風講社の検討は限定的なものに留まっている。森悟朗は、神宮教院・神宮教会・神風講社という組織体制を、「近代の新たな参宮システム」と位置づけた。

上記のような先行研究の状況を踏まえ、本章では、明治初年の神宮教院・神宮教会の制度的な展開を歴史的に跡づけ、その中で神風講社の位置づけと役割を再検討していくこ

とを目的とする。そのため、まず神風講社が結収される前提となった大教宣布運動の展開について、先行研究に倣い概観しておこう。

明治二年、太政官外に神祇官が特立された。これを契機とし、神祇伯の職掌に「監宣教」が加えられ、九月には宣教のため宣教使が設置された。三年一月には、鎮祭及び宣布大教の詔が下され、宣教使は「惟神之大道」を宣揚するという活動の方針が示されたが、成果を挙げられないままであった。四年七月の廃藩置県を経て、八月に神祇官は神祇省へと改組となり、神宮を中心とした教化活動を模索するものの成功せず、五年三月神祇省は廃止され、新たに教部省が設置された。この時、教部省の事務章程には、「教義ヲ講シ講社ヲ結フ者ニ免許ヲ与フル事」が定められた。四月には、神仏合同布教が企図されて教導職が設けられ、国民教化の指針として「三条教則」が示された。また、神仏合同布教のため、大教院の設置が構想され、五月にその設置が裁可される。尚、大教院の事務章程では、「講社ヲ結フ者ニ免許ヲ与フ事」とされたが、「教部省ノ許可ヲ得テ後之を施行スヘシ」ともあつて、その決定権は教部省にあつた。こうした大教院は、神仏合同から次第に神道色を強めた「神主仏従」による教化活動へと転換していく。この結果大教院は、明治政府内の長州閥と結びついた島地黙雷の大教院分離運動を経て、八年に解散となる。そして神道教導職は大教院にかわる機関として神道事務局の設立を構想し、三月以降にその構想が具体化していく。神道事務局は、その「創建大意」に「皇大神宮ハ百神ノ冠首神社ノ宗源上一般ノ帰依スル所ナレハ、神宮ヲ以テ神道ノ根本」とあるように神宮を中心とする組織であり、総裁を神宮祭主とし、会計課には必ず神宮の官員が一名詰めるように打ち合わされていた。こうした神道事務局の創立とともに、麴町に存在していた神宮司庁東京出張所は、神道事務局の存在する有楽町三丁目二番地へ移転し、神田錦町の神宮教会所も出張所内に移転された。また、同時期に神宮では、東京府下での神宮遙拝殿設立の計画を進めており、八年六月には、神宮司庁東京出張所内に遙拝殿を建設することが許可され、七月には遙拝殿と神道事務局神殿とが合併奉祀されることとなった。九年になると地方の神道事務分局と神宮教会の合併も行われている。このように神道事務局は、神宮と密接な関係を有していた。さらに十二年には、この神道事務局神殿の主斎神をめぐって、伊勢派と出雲派の対立、即ち祭神論争が起る。祭神論争は、十四年勅裁によって決着をみるが、十五年には神官教導職の分離が行われ、十七年には教導職制度自体が廃止されて、教派神道が成立するに至るのである。

一、神宮教院・神宮教会の成立と愛国講社

明治四年、近代における神宮の出発点となる改革が行われた。この改革は、近代神社行政の根幹となる四年の法令「神社は国家の宗祀につき、神宮以下神社の世襲神職を廃し精選補任の件」、官社以下定額、神官職制等に関する件」を受けてのものであった。これに伴い、四年五月、神宮の新職制が發布された。さらに、七月には内宮と外宮に差が設けられ、世襲の神職が廃止される。そして神宮司庁が設けられ、神宮大麻の頒布が停止されるところにも、神宮における私的行為が制限されていく。こうした改革によって伊勢信仰の普及に尽力した御師が廃止された。ただし、神宮大麻の頒布は、四年十二月の「神宮大宮司をして神宮大麻を頒布せしむる件」によって旧師職を経ない形で大麻の頒布が行われることとなる。

このような改革の上に神宮の教化体制が徐々に構築されていく。そうした体制を構想・主導した人物が浦田長民である。長民は、明治五年七月四日神宮少宮司となり、七月十二日に伊勢在勤となる。長民は、同年七月二十日に神宮教会の開設を願い出、八月には、度会県に説教所を設けた。次いで、神宮教院の開設が十月二十八日に決定し、東京に神宮司庁東京出張所が設けられた。この東京出張所が神宮の東京における教化活動の基点となる。六年一月には東京府下でも神宮教会が開設されるとともに、愛国講社が結成され、横浜、大阪へも順次教化活動を拡大していくことを教部省に上申し許可された。尚、同一月には教導区分が東西二部制から、八大区制へと改められ、これによって神宮は従来担当していた第二大区（愛知・浜松・岐阜・三重・度会の五県）以外の地域にも巡回布教を行うとともに、各地で神宮教会を開設していく。三月十五日には神宮大宮司本莊宗秀が神宮宮域内において説教所の建設のために費用として金二千両を献納し時雍館が建設された。そして、各地に存在した講社を再編して後の神風講社を結成し、各地に神宮遥拝殿が建設されていくこととなるのである。

かかる神宮の教化活動の展開の中で、最初期に結成された愛国講社は、神風講社の前提となつたことから重要な事例と考える。この愛国講社は、商会類似の行為を行つたため、明治六年九月、神宮の管轄から除外され、教会鑑札を没収された。この間の状況を窺わせる史料が『社寺取調類纂』にいくつか残されている。これらの史料は、大蔵省の意見に対する教部省の回答案が中心となつてはいるが、別紙に大蔵省と教部省や、教部省と大教院・神宮司庁のやりとりに関する史料が収載されている。これらによれば、六年二月二十

二日の段階において大蔵省は、教部省に対して、商會に類似した講社の結成について「自然官府之法制ニ悖リ随テ金穀流融之公道ニモ差響可申儀無之トモ難申」との懸念を示し、教長の専決によつて講社を結成することを禁じて地方官に講社結成の許可を与えるよう提案を行っている。このような大蔵省からの提案に対して、教部省では、神宮に対して注意に及び、時期は不明ながら神宮も反論を行っている。阪本健一によれば、神宮側の反論とは次のようなものであった。

六年二月廿二日大蔵省より教部省宛私設教會結社等取締につき打合を行い、教部省よりは早速注意に及んでいるが、右に付神宮よりは、大蔵省より差出書面之義に付申上として浦田、本庄、近衛三教正の連名を以て堂々反駁に及んでいる。その中で神宮教會の性質と使命を述べ、教會は三条の御趣意を体し人民を鼓舞収摂し善道に導き、旧染汚俗を蟬脱せしめ、邦家の裨益を振起せしむためなりと主張し、ついで各地方官に照会し、御省に届出然る後、結社、條款を守らしめて居り、敢て官府の法制に悖り候義は無之と抗議し、進んで然れども教導之費は一錢一粒も御支給無之帰依信者と教會に依らざれば何を以て教化を開き愚民をして御趣意を貫徹せしめんやと追究し、「人情誰か故なくして金錢を抛擲せんや今これを以て欽化募財と傍觀せられ候ては大教宣布之実相相立不申且つ他人之所有を攫収し、云々杯余り之過慮と存候」と益々鋭鋒当たるべからざるものがある。最後に「右大蔵省書面只弊害而已を過慮し、教法創業実際上に支梧候様愚念仕候間独神宮教會之為而已ならずと存じ右之段無忌憚陳述致し候間傍觀風評は御採用無之布教實際上に御注意被下大蔵省へ御回答有之度此段仰御明裁候也」と結んで居る。

このように神宮では、教會講社の商會類似行為を取り締まろうとする大蔵省の意見を激しく批判していた。他方で、六年三月十日には、茨城県から大蔵省へ「愛國講社之儀ニ付キ伺」が提出された。この伺では、教導職が「専ラ教化ヲ主トスル職分ト」するはずが「各所ニ商館ヲ開キ生産利潤ヲ争ヒ候様子」であり、これについて「甚ダ不体裁之儀被存候」と述べ、こうした愛國講社の活動が大蔵省において許可されているのかを問うている。これを受け大蔵省では、三月二十日教部省に対し改めて照会を行った。この照会でも大蔵省は、教部省に対して商會に類似する講社の活動を「名ヲ説教ニ仮リ故ヲ講社ニ托シ其实全ク勸化募財之旧套ヲ襲候所業ニテ弊害尤注意可致儀ト存候」と批判し、講社の結成に

ついで教長の専決ではなく、地方官に講社結成の許可を与えるようにしたいと述べている。以上のような大蔵省から教部省への照会に対し教部省では、大教院に調査を行わせ、大教院は神宮司庁東京出張所に対し照会を行った。大教院からの照会を受けた神宮司庁東京出張所の回答が左である。

神宮教会愛国講社商館之義信心之者共合議商館取建右余財ヲ以神宮教会学費等ニ納貨致度組立候処商館名義教会ニ対シ不都合之段一同承知仕更ニ商館之義ハ神宮教会ヲ離シ地方官へ出願一般之手続ヲ以取結尚各信仰之義ニ付商社余財ヲ以神宮教会へ相納神恩へ供シ候様仕度段申立候御■ニ付此段陳述仕候也

明治六年三月十二日

神宮司庁 出張所

大教院 御中³¹

まず、この回答は、六年三月十二日のものであることから二月十二日の大蔵省からの照会と考えられる。ここで神宮司庁東京出張所は、教会の信徒が設立した商館による余財を神宮教会の費用としたことが「商館名義教会ニ対シ不都合之段」であることを承知し、「更ニ商館之義ハ神宮教会ヲ離シて商会の余財を神宮教会へ寄附する形態に変更すると述べている。この神宮司庁東京出張所の回答を受け、大教院は、教部省に対して「教会ニ於テ直チニ商法取行候義ハ曾テ無之候処」とし、愛国講社の件については、「神宮司庁ヨリ差出候書付」を提出し回答とした³²。これら大教院・神宮・神宮司庁東京出張所の回答を踏まえ、教部省が作成した大蔵省への「回答案」には、教会講社について「神官・僧侶且信仰ノ者共専ラ教導宣布ノ為ニ相開キ、其規則方法ハ商社トノ区別ハ大意判然タル儀ニ候」とあり、愛国講社の行為を「心得違」と指摘して、「商法ニ類似スル」行為を「差止取締」と述べる。その上で、今後教会講社の出願については、教部省が「遂評議許可」し、教部省の許可を受けた講社は、「管轄ノ府県庁へ其段届出」るようにするというものであった³³。このように教部省は、あくまで講社結成の許可を与える権限を保持しようとしていた。

こうした教部省の回答に対し、大蔵省は、六年三月三十日に教部省の回答を「承知」した上で、教会講社の開設にあたって「規則方法等如何様之御手續」によっているのかを「委詳御申越有之度」と問うた³⁴。こうした大蔵省からの問い合わせに対して教部省は、教会講社の開設には、「大約別冊之通相度神仏管長中ヨリ伺出候ニ付聞届置候」という「回答案」を作成している³⁵。この「別冊」が何を指すかは現状明確にはできないが、少なくとも教会

講社開設に関する規程が教部省内に存在したことを窺わせる。

このような大蔵省、教部省による議論を背景としつつ、他方で、この時期から教会講社の設立にあたって『教会大意』の重要性が高まっていた。そもそも『教会大意』は、大教院が草案を作成し、六年三月十七日付で教部省に布達の許可を求めたものであった。また、この間、神宮では、大教院から『教会大意』の原案を送付され、四月三日付で『教会大意』の出版願を大教院に提出している。これを受け大教院は、四月十五日に教部省に修正された『教会大意』と、教部省の出版許可を神宮教院に書面で送付し、神宮教院は、四月二十四日付の書面で『教会大意』の出版を報告した³⁶。また、教部省でも、大教院に対して愛国講社に関する次のような達案を作成している。

大教院江御達案

今般教会大意相定候ニ付テハ伊勢愛国講社条約之儀モ更ニ照準シ至急改正伺出候様可相達事

明治六年四月十二日³⁷

この「伊勢愛国講社条約」が、どのようなものかは確認できていない。ただ、少なくとも教部省は、「伊勢愛国講社条約」を「教会大意」に則って「至急改正」するように考えていたことがわかる。また、この達案から四月十二日には修正された『教会大意』が成立していたと考えられる。以上のような教部省や大蔵省・大教院・神宮とのやりとりの上に『教会大意』は成立しているのであり、教会・講社活動の基準として『教会大意』を重視する教部省、大教院、神宮教院の姿勢があった³⁸。

しかし、既述したように、神宮では、愛国講社を明治六年九月に神宮の管轄から除外し、教会鑑札を没収した。これに関して、神宮が教部省に対して提出した伺が左である。

愛国講社之儀ニ付伺

本年一月廿八日伺済之上東京府下ニ於テ信徒之者收拾愛国講社取結当教会へ編入候処何分神宮へハ遠隔之儀故事情相通兼且社中商業之者多分ニ付結局商社ニ類似候姿ニ可成行弊モ有之精ニ出張所詰之者ヨリ監督為致候得共行届兼候右様ニテハ之力為ニ教法鄙猥之譏ヲ招候而已ナラス大教之障礙ヲ生候テハ不容易儀ニ付今般右講社ハ一先解社致教会編入相除申度此段相伺候也

明治六年十一月二日

大宮司中教正本莊宗秀代理
神宮少宮司少教正 浦田長民印

大宮司中教正本莊宗秀代理
神宮少宮司少教正 浦田長民印

本伺では、東京府下の愛国講社について、「何分神宮へハ遠隔之儀故事情相通兼」るため、愛国講社が「結局商社ニ類似候姿」を呈しており、神宮東京出張所が監督しても「行届兼候」状態であると述べる。こうした状況を「教法鄙猥之譏ヲ招候」と述べ、「大教之障礙」となることを危惧して、愛国講社を「解社致教会編入相除」きたいと提案している。この神宮からの伺は、六年十一月十二日に聞き届けられるに至り、愛国講社は神宮教会の編入から除かれることとなったのである。以上のような経緯が神風講社結収の前段階として存在したことはより注目されてよからう。

二、『神宮教会講社規約』と『神風講社社長取締役心得書』にみる神風講社

明治六年九月、愛国講社は、神宮教会の編入から除外される。他方で十月十日、神宮では、三重県へ対し神宮教会所属の講社について「各自社名ヲ異ニスルヨリ互ニ氣脈相通シ兼、動モスレハ繁雜ヲ生候」と指摘し、「自今諸講社一般神風講社ト称シ、神宮鎮座之地ヲ本トシ一二之番号ヲ以区別致シ漸次諸県ヘモ施行候様相改」たいと上申しており、ここから神宮教会所属の講社が神風講社として結収されていくこととなった。さらに神宮では、十月十七日、教部省へ左のような伺を行っている。

度会三重両県下講社之儀ニ付伺

度会三重両県管内昨年来教会相開有之候ヶ所ニ於テ漸次講社取結信從之者追々加入候ニ付神風講社ト称シ一二之番号ヲ以テ區別シ則社長等名前別紙之通ニ有之候且講社方法ノ儀ハ教会大意ヲ基本トシ兼テ御届申候講社規約之通為相守教化盛行候様可致候尤結社之次第兼テ両県へ打合熟談之上諸事布設候儀ニテ各地方官ニ於テモ差支無之候此段御伺申候也

大宮司中教正本莊宗秀代理

神宮少宮司少教正 浦田長民

明治六年十月十七日

宍戸教部大輔殿

黒田教部少輔殿

この伺では、神宮教会所属の講社を神風講社と称し、番号を以て区別し、規約に則った講社を結収していくことを述べている。ここで注目されるのは、「教会大意ヲ基本トシ兼テ御届申候講社規約之通為相守教化盛行候様可致候」と述べている点である。ここにいう「御届申候講社規約」は、時期的にみて愛国講社の反省に立ち作成されたものと考えられよう。これを受け、次に規約面から神風講社について検討を加えたい。

神宮教会所属の講社や神風講社に関する規約としては、管見の限り『神宮教会講社規約』、『神風講社社長取締事務取扱心得書』、『神風講社結収大意』の三つがあげられる。ここでは、『神宮教会講社規約』、『神風講社社長取締事務取扱心得書』を取り上げる。『神宮教会講社規約』の序には、講社の意義が次のように説かれている。

人世百年兒孫千載盛衰榮枯更ル々々遷ルヲ免レス自ラ人力ノ為ス所ニ非サル者アリ要スルニ

神明ニ依頼シテ衆心合同此憂ヲ免レ兒孫永遠安心立命ノ根柢ヲ立ルニアリ茲ニ於テヤ講社ヲ結ヒ社中相親睦スル一家ノ如ク吉凶艱難非常ノ变故ニ逢トモ相互ニ救護シ皇上赤子一人モ患苦ニ沈ム無ラント欲ス是 皇上至愛至仁ノ御余徳ヲ奉戴セシメ結社スル所以ノ大綱ナリ（『神宮教会講社規約』序一丁オ）

即ち、「人世」の榮枯盛衰が人力によつて回避できないことを指摘した上で、「神明ニ依頼シテ衆心合同此憂ヲ免レ兒孫永遠安心立命ノ根柢ヲ立」て、「吉凶艱難非常ノ变故ニ逢トモ相互ニ救護」することを目的としており、相互扶助が中心的な目的となっている。次に『教会大意』が記載され、その後に「神宮教会神風講社規約」が十五条ある。

「神宮教会神風講社規約」の第一条、第二条では、神風講社への入社方法を定めている。第一条では、「講社ニ入ラント欲スレハ先教会大意ノ条々ニ基キ証人ヨリ世話掛ヲ經テ社長ニ申出許可ヲ得テ後入社スヘシ」とあり、『教会大意』を前提としている。第二条には、入社式について「講師神坐ニ向テ某入社ノ由ヲ告ケ其人ヲ拝礼セシメ後神誠等ヲ授ケ入社誓約書へ署名押印シ社中一同へ懇親ヲ結フ」とある。ここにいう「神誠」とは、「五条の神

誠」のことで、それは「天津御祖を敬ふべし」、「皇国の御恩を念ふべし」、「人たる道を守るべし」、「家業を励み勉むべし」、「悪き行ひなかるべし」の五つを指す^{三〇}。ここから、神風講社内においては、『教会大意』の第一条にある「三条教則」と「五条の神誠」の二つが倫理規範として重視されていることが窺われる。

第三条では、教会活動の財源として、「入社ノ者ハ敬神共義ノ志ヲ以テ金銭品物ニ不拘漸次ニ累積シ社中運用」することが定められ、その目的とは「凶荒変災ニ備ヘ互ニ窮乏ヲ扶持シ且教会入費ニ充ヘシ」ことにあつた。ただし、「其多寡ハ諸人ノ意ニ任セ妄ニ勸財課出ノ弊有ル可カラス」と注意を促している。

第四条では、「社中ノ婚礼葬祭其他吉凶慶弔」に関しての相互の協力を定めている。これを前提として第五条では、講社における「葬祭ハ葬祭略式ニ照準シ之ヲ行フヘシ尤仏葬祭ヲ欲スル者ハ是迄ノ式ニ従フヘシ」とあり、ここから神葬祭への改宗は強制されておらず、仏教式の葬儀も許容されていることが知られる^{三一}。また、第六条では、「父母ノ忌日ハ必ス祭供ヲ行ヒ且墓参スヘシ又祖先以下ノ墓所ハ掃除清潔ニスヘシ」とあつて、祖先崇拜の必要が定められている。

第七条では、「社中ノ子弟入学ノ年齢ニ至ラハ必其地ノ小学ヘ出シ修行セシメ卒業ノ後教義専門学等ヲ学ハシムルハ父母若クハ当人ノ志願ニ任カスヘシ」とあり、但書きに「小学ノ年齢中ト雖モ修学ノ余暇教義学ヲ学フハ此限ニ非ス」とあるところから、教義学よりも一般の学問が重視されている。さらに、第八条では、「学校教院病院貧院等ハ互ニ協心戮力シ建設スル心掛アルベシ」とあつて、講社内の相互扶助の延長上に公共的な施設の建設を勧めている。

第九条では、「社中孝子貞婦義僕等」の存在を報告するように定めるとともに、第十条で「社中彼此ノ曲直ヲ争論シ訴訟ニ及フ等ハ一社中ノ恥辱ナレハ成丈ケ社中ニテ取扱其筋ノ吏員ヲ勞セサル様厚ク注意スヘシ」とあつて、講社中の問題を講社中で解決するように促している。

第十一条では、講社内での人事について「社長以下一同公議シ必ス教長ノ指揮ヲ仰クヘシ」とし、第十二条で「各地ノ講社掛人員互ニ相往来シ美事良法ハ必ス相議シ長短相補フヘシ」とある。ここから、各講社に独自の規約が存在していた可能性が考えられる^{三二}。

第十三条では、「入社スルモノハ教会鑑札ヲ受ケ置キ旅行等ノ節ハ必ス之ヲ持参シ何社中ノ者ヲ証スヘシ」とあつて、鑑札が一種の身分証となっている。

第十四条では、「皇大神宮並ニ産土神ハ生死共ニ依頼スル所ナレハ左ノ定日必ス敬祀拝

札シ洪恩ヲ謝シ且後福ヲ祈ルヘシ」とあり、第十五条では、第十四条の「定日」が定められている。ここからは、神宮のみならず神社を含めた教化を志向していることが窺われる⁴⁸⁾。

次いで「附録⁴⁹⁾」がある。ここでは、「講社掛人員」と「講社教師」について定められている。まず「講社掛人員」について述べると、神風講社には、「社長」以下、「副社長」「取締」「副取締」「出納取締」「出納副取締」「世話掛」「副世話掛」の八つが置かれており、「社長」の役割は「一社毎ニ一員ヲ置キ一社中ノ諸務ヲ総轄ス」とされ、その撰定には「信者ノ内特ニ人望アル者ヲ撰テ之ニ充ツ副社長以下之ニ准ス」とされた。「副社長」の役割は「社長ヲ輔ケ諸務ヲ掌ル」ことで、定員はない。「取締」は「一小区毎ニ五六名ヲ置キ百戸以上ヲ分掌ス」とされ、「副取締」は「掌ルコト取締ニ同シ」とされた。「出納取締」は「累積ノ金物ヲ運用スルコトヲ掌リ」、「取締ノ内ヨリ清廉篤実ノ人ヲ以テ之ニ充」てられ、「出納副取締」は「掌ルコト取締ニ同シ」とされている。「世話掛」は「五十戸以上ヲ分チ其諸務ヲ掌」つて、「副世話掛」は「掌トルコト世話掛ニ同シ」である。ここからみると神風講社は、「世話掛」が諸務を掌る「五十戸以上」があり、その上に「百戸以上」を分掌する「取締」が五、六名存在し、それを「社長」が纏め、一講社となつていると考えられる。他方で、「講社教師」は、神風講社内⁵⁰⁾に一等から五等の教師が存在し、この教師の資格は、「正権大講義」が「一等」、「正権中講義」が「二等」、「正権少講義」が「三等」、「正権訓導」が「四等」、「試補」が「五等」となっており、教導職制度を前提として教師が任命されている。また、「講社掛人員」と「教師」の給料は、「其社中積塵運用ノ利子ヲ以テ相当ノ給料ヲ出スヘキ事」とあるように、積立金の利子によって支払われている。

さらに「講社掛人員心得」と「講社教師心得」が各々三条ある。ここでは、「講社掛」の役割を「敬神共義ノ志ヲ結成シ社中ヲ率井導クニ正理ヲ以シ方嚮ヲ失ハシメサル様」にすることとし、金銭を積み立てるのは「凶荒変災」に備えるためであると注意を促して、講社どうしの協調が求められている。また、「講社教師」の役割は「教則ヲ奉シテ社中ヲ教導」することであり、「風俗人情ヲ熟知スル地ヲ分掌シ専担任尽力」して、各「講社教師」が「相互ニ往来シ遺漏ヲ裨補」するよう定められている。

次いで『神風講社社長取締事務取扱心得書』の各条を取り上げる。『神風講社社長取締事務取扱心得書』は、その題名が示す通り、神風講社の社長や取締が事務を行う上での注意点について記されており、十四条ある。

第一条では、神風講社の結収の目的が「講社規約ニ照準シ敬神愛国ノ同志ノ者ヲ結収シ

テ吉凶艱難ヲ相互ニ救護シ交際上ノ信義ヲ益厚カラシムル為」と説明されており、特に相互扶助が主要な目的として示されている。また、社長の事務取扱については、「毫モ威権ヲ挾サマス懇切ヲ旨トシ事務取扱フヘキ事」と注意がなされている。

第二条では、「講社用ヲ以テ決シテ公務并ニ家業ヲ妨グ可カラザル事」と注意がされ、第三条には、「社中掛員ハ毎戸懇切ニ説諭シ講社ノ利益有ル事ヲ知ラシメ其地人民漸次遺漏ナク入社セシムヘキ事」とあつて、講社への勧誘方法が説かれている。

第四条から第六条では、神風講社に入社する者には鑑札を渡すことと、その鑑札の意義について説かれている。第四条では、講社に入社するものに対して「必ス入社式ヲ行ヒ鑑札ヲ渡シ入社誓約書ヘ署名捺印セシム」とし、第五条では、「親族知己等頼ムヘキ者無キ地」で「非常ノ災害ニ罹リシ時」、現地の講社で「懇切ニ之ヲ保護」するように求められている。

また、第六条では、参宮をした際に神宮の説教所である「時雍館」で鑑札をみせれば、「御守御酒御饌等下賜」される。尚、森悟朗によれば、神風講社の講社員が神風講社定宿に宿泊する際、鑑札を確認することによって旅行の便宜を図ることや、止宿者における不心得の者の取扱等が定められており、鑑札の重要性を垣間見ることができる。

第七条から第十条、第十三条からは、各地の講社がどのように管理されていたかが窺われる。第七条では、「各県其本庁所在ノ地ニ神宮教会ヲ設ケ該県下一般ノ講社事務ヲ管理シ且一講社ニ一ヶ所或ハ二ヶ所講社事務取扱所ヲ設置スヘ」きとされ、第八条では、「講社事務取扱所設置ノ節ハ教師社長取締ヨリ場所地名等詳細該県神宮教会所ヘ可届出教会所ヨリ地方庁ヘ支悟有無打合可申事」とあり、第九条では、「講社掛増員撰挙并願伺届等第七条ノ通り教会所ニ於テ処分スヘキナレドモ直ニ教長ヘ申出度事件ハ神宮教院庶務係ヘ可差出事」とあつて、第十条では、「県庁所在ノ一大区或ハ数区ヲ以テ甲番講社トシ該庁所在ノ地ヨリ起算シ各区追番全県講社ノ順次ヲ定ムヘキ事」となっている。そのため、神風講社は、各県の県庁所在地に設立された教会が講社事務を管理し、講社内にも一、二ヶ所講社事務所を設置するよう求められていた。また、第十三条には、「新タニ神風講社ヲ結収スル地方ハ別紙雛形ニ照準シ撰挙状正副二通祠官掌住居書同二通可差出事」とあるので、地方の神職が神風講社の結収に関わっていたことが窺われる。

第十一条では、神風講社定宿設置について述べられ、「他県社中ノ者往来便利ヲ計ルヘキ事」と注意がなされている。

第十二条には、金銭の管理・取扱について「各区社中講社ノ主意ヲ認得シ人民戮力救助ノ為メ良法ヲ設ケ金穀物品等蓄積」し、「富有ニシテ正直ナル人ヲ選ミ出納ノ事ヲ委託」す

るよう説いている。

第十四条では、改めて「講社掛」の役割について述べられている。ここでは、「講社掛員タル者ハ其地郷村社祭典并ニ布教上ノ事務」を取扱うだけではなく、「学校病院ノ周旋貧民救助ノ方法道路橋梁ノ修繕等ニ至ル迄国益トナルヘキ事件ハ衆庶ニ率先尽力致」すよう説かれ、宗教的な活動だけでなく、公共に資する事業に対し率先して取り組むよう促されている。

以上のように『神宮教会講社規約』と『神風講社社長取締役事務取扱心得書』をみる限りでは、神風講社は、五十戸以上を分掌する「世話掛」の上に、百戸以上を分掌する「取締」が五、六名存在し、それを社長が纏めて一講社となっている。講社の運営については、『教会大意』を前提とし、「三条教則」や「五条の神誠」が倫理的な規範となっている。そして、神風講社の役割としては、相互扶助が大きな位置を占めるとともに、講社を介した教化活動だけでなく、国家や公共に資する事業を行うことも求められていた。

三、『神風講社結収大意』にみる神風講社結収の目的と役割

これまで、主に規約をとおして神風講社の位置づけを検討してきた。次いで神風講社結収の目的や役割を説いた『神風講社結収大意』を分析し、神風講社がどのような存在として捉えられていたのかを検討してみたい。

『神風講社結収大意』は十六条存在し、第一条では、神風講社設立の由来と理念が次のように述べられている。

神風講社ハ神宮教院ニ於テ去壬申年其筋ノ許可ヲ得テ三府ヲ始メ各県下ヲ結収シ初年ヨリ今日ニ至テ既ニ三分ノ一結社ニ及ヒ数年ヲ出スシテ全国ニ遍カラントス抑講社ヲ結フ所以ハ三条ノ教憲ヲ本トシ第一条敬神愛國ノ旨ヲ体スル同志ノ人ヲ募リ天下人民同胞兄弟ノ意ヲ為シ相助ケ相救ヒ協心戮力何事ニヨラス国家ニ益アル善事ヲ相奨励シテ行ハントス是講社ノ大主意ナリ夫天皇ノ御祖神ハ則チ天神ニ坐シ万姓ノ祖モ亦諸神ニシテ諸神ノ源ヲ推セハ天神ニ出ルニ非サルモノナシ人民各其業ニ安ンシ衣食住欠ルコトナク仰事俯育スルヲ得ルハ国土ノ恩ナラサルナシ故ニ神ヲ敬セス国ヲ愛セスシテ可ナルノ理決シテ有ルコトナシ而テ敬神愛國ノ旨ヲ体シ国家ニ益アル善事ヲ行フヲ勉ムルヲ不可トシテ満天下三千五百万人ノ衆キ一人ト雖モ之ヲ妨碍スルモ理ナシ是ヲ以

テ講社掛人員ハ勿論社中タル者懇諭誘導シ全国人民一人モ社中ニ漏レサラシムルヲ終身ノ務トスヘシ（『神風講社結収大意』一丁オーウ）

ここで神風講社を結収する理由として、「三条ノ教憲ヲ本トシ第一条敬神愛國ノ旨ヲ体スル同志ノ人ヲ募リ天下人民同胞兄弟ノ意ヲ為シ相助ケ相救ヒ協心戮力何事ニヨラス国家ニ益アル善事ヲ相奨励シテ行ハントス是講社ノ大主意ナリ」と三条教則の第一条である「敬神愛國」を中心とした相互扶助の必要性を説き、天皇の祖先神と民衆の祖先神が同じ「天神」であるという認識を示し、「人民各其業ニ安ンシ衣食住欠ルコトナク仰事俯育スルヲ得ル」ことができるのが「国土ノ恩」によると述べ、「敬神愛國ノ旨ヲ体シ」て、「国家ニ益アル善事」を行うことを目的としているのである。

第二条では講社における人心の団結が説かれる。ここでは、「人心ヲシテ初ヨリ真ニ一致セシムル能ハサルモ身国家ニ益アル善事ヲ行フヲ勉ムル社ニ入レハ勢敬神愛國ヲ勉メスシテ度外ニ旁觀スルノ弊ヲ免ルヘク」とあり、神風講社の事業に関わる中で「敬神愛國」の精神を育てようと考えられていたことが窺われる。

第三条では、

説教ハ末ナリ結社ハ本ナリ仮令碩徳博学雄弁ノ教師教徒数百名ヲ会聚シ孳々教ヲ説クモ一場ノ講筵ニシテ積年膠着ノ旧染ヲ除ク能ハス而テ又僅々ノ教師ヲ以テ家訓戸説スル能ハス故ニ講社以テ人心ヲ固結シ説教以テ方向ヲ指示スレハ本末備ハリ猶疾ヲ治スルニ業ヲ内外ニ施スカ如ク決シテ治効ヲ得サルナシ朝廷教部省ヲ置カレ教導職ヲ設ケラルハノ要領始ヨリ此ニ在リ故ニ必ス説教而已ニシテ風俗ヲ革メ人心ヲ化スルモノトシ結社ヲ以テ不急ノ務ト誤認スル勿レ（『神風講社結収大意』二丁ウ）

とあって、講社結収の意義が説かれている。ここでは、「説教ハ末ナリ結社ハ本ナリ」とされ、講社を団結し、それを説教によって導くことが「積年膠着ノ旧染ヲ除ク」活動であると説かれており、説教よりも講社の結収を重視している。そのため神宮教院・神宮教会においては、説教活動よりも神風講社の結収と組織化が最優先の課題であったことが理解できる。

第四条と第五条では、明治政府の公正さと、その目的が説かれる。第四条では、幕藩体制下の身分制度に対する批判が述べられ、これにより、人心が一致しえなかったと説かれ、

第五条では、幕府との対比で朝廷が身分制度を撤廃し「民ヲ別ツニ僅ニ族籍ヲ以シ同一ノ交際ヲ為サシメ民権ヲ与ヘ異能アルヤ官ニ就クヘク修学ノ志アルヤ各科学校ニ入ルヘク憂国済世ノ見アルヤ以テ建言スヘク苗字ヲ名乗リ車馬ニ乗ルニ至ルマテ之ヲ許サレ三民ノ士ニ於ル一モ異ナルナシ」と述べられ、朝廷の公明さが説かれる。それを踏まえて、民衆自身が「相助ケ相救ヒ以テ交際上ノ義務ヲ悉シ同心戮力」することにより「国家ノ益ヲ謀リ永ク治平ノ化ニ浴セシムル」ことが朝廷の目的と述べられている。

第六条から第九条までは、講社の団結について説かれていく。第六条では、「今日ノ急務平素憂国ノ念ヲ蓄ヘシムルヲ要ス」理由が説かれる。ここには、平素から人心を一致させなければ、「三千五百万ノ人民三千五百万ノ心ヲ懷キ乖離分裂スレハ一旦緩急アラニ何ヲ以テ此ヲ禦カンヤ」という危機意識がある。第七条では、「維新来朝廷ノ美事良法タル百事社ヲ結フコトヲ許可シ神風講社モ亦偏ク結收スルヲ得テ漸次盛大ニ及ヘハ天下清寧ノ基礎真ノ開化文明ニ赴初歩ト謂フヘシ」とあつて、講社の団結が「天下清寧ノ基礎真ノ開化文明ニ赴」く、第一歩であるという認識が示される。第八条では、外国と戦争となつた際の人心の一致が説かれる。これは第六条にいうところの具体的な説明とみなせよう。第九条では、「凡ソ一事ヲ為ス一人才識卓越ノ者之ヲ謀レハ衆人其意ヲ協同シ社ヲ結ヒ衆力ヲ以テ之ヲ謀ル故ニ能ク大業ヲ興スヲ得ルナリ歲月ノ久シキ慣習ノ常今日ニ及ヒ百事隆盛ヲ極ムルモ其原由ハ社ヲ結フノ盛ニ行ル、ヲ以ナリ」とあつて、一つの事業に対して、人々が協力して取り組むことにより、「大業ヲ興ス」ことが可能となると述べられている。

第十条では、「五条ノ神誠ヲ本トシ敬神愛国ノ旨ヲ体シ何事ニヨラス国家ニ益アル善事ヲ尽ス」ことを目的とし、具体的な講社の目標として「無智蒙昧ノ民ヲシテ国体ノ尊厳ナルヲ知ラシメ天孫降臨以来万世不易神随ノ国教ヲ信奉シ妄ニ邪教ニ入ラシメ」ること、即ち「国教ヲ信奉」して「邪教」を防ぐことと「救荒ノ備ヲ立ル」ことが設定される。とりわけ、「救荒ノ備ヲ立ル」ことは重視されており、次のようにある。

方今旧染未タ脱セス一旦凶年ノ苦ニ逢ヘハ官庁ニ愁訴歎願スルヲ以テ下民ノ常情トスレトモ畢竟官庁ノ関渉スルコトニ非ス蓋是不慈ノ政ヲ施スニ非ス人民交際上ノ義務ヲ示サル、ナリ且一時官庁ノ貸助ヲ乞フモ借テ返サ、ルヲ得サレハ到底平素同心協力此凶災ヲ免カル、備ヲ為シ官庁ノ労ヲ省キ人民自主独立ノ見ヲ立ルヲ要ス試ニ見ヨ微虫蟻ノ如キモ猶夏月食ヲ蓄ヘ以テ閉蟄ノ用ニ充ツ人ハ万物ノ靈ニシテ此遠計ヲ為サヌ適豊饒ヲ得レハ山村僻陬亦演劇歌舞ノ挙ヲ興シ徒ニ有用ノ財貨ヲ耗シ或ハ酣醉飽食以テ

天物ヲ暴殄シ余糧ヲ以テ凶荒ニ備ヘサルハ極愚ト謂ハサルヲ得ス故ニ備荒ノ計各地方適宜ノ良法ヲ設ケ實際上万全承統セシムヘキハ勿論ナレトモ之ヲ行フ僅ニ富豪有志ノ輩ノ力ノミニテハ足ラス貧富賢愚ヲ別タス衆力合同無用毫釐ノ塵ヲ積ミ化シテ有用利益ノ物ト為スニ如カス如何トナレハ一小区千戸内一人金一円ヲ出スハ仮令有志輩ト雖モ亦家産ノ累ナリ若シ毎戸一厘ヲ出セハ出ス所少許ニシテ聚ル所同シ其聚ルヤ同ク以テ貧民一時ノ急ヲ救フヘシ故ニ各民家産ノ多少ニ応シ涓末ノ物ト雖モ毎戸協力同心豊凶ノ別ナク人々所有ノ余資ヲ以テ子々孫々怠ルコトナク之ヲ貯蓄スレハ凶荒ノ備ヲ立ル数年ヲ出テス備既ニ立テハ百事從テ挙クヘク一二ノ窮民ヲ救フカ如キ毛ヲ挙ルニ等シカルヘシ然レトモ此備ノ速成ヲ欲シ毎戸ニ勸課スルカ如キハ決シテ為スヘカラス人情出スヲ欲セサルヲ強テ出サシムルハ所謂圧制ニシテ其弊社中ノ不平ヲ生シ遂ニ一社ノ頽壞ヲ醸スヘシ故ニ漸次施行シ数年ノ久シキヲ以テ盛大ノ基ヲ開キ永世保統セシムヘシ（『神風講社結収大意』七丁オー八丁ウ）

ここでは「一旦凶年ノ苦ニ逢ヘハ官庁ニ愁訴歎願スルヲ以テ下民ノ常情スレトモ畢竟官庁ノ関渉スルコトニ非ス蓋是不慈ノ政ヲ施スニ非ス」と指摘され、平常から「同心協力此凶災ヲ免カル、備ヲ為」すことにより、「官庁ノ勞ヲ省キ人民自主独立ノ見ヲ立ル」必要を説く。そして、人が「豊饒」を得ても、「凶荒」に備えようとしない行為を「極愚ト謂ハサルヲ得ス」と批判し、「凶荒」に備える「適宜ノ良法ヲ設ケ」なければならぬと述べ、「富豪有志ノ輩ノ力ノミ」だけではなく「貧富賢愚ヲ別タス衆力合同無用毫釐ノ塵ヲ積ミ化シテ有用利益ノ物ト為」して、一戸が「一厘ヲ出セハ出ス所少許ニシテ聚ル所同シ其聚ルヤ同ク以テ貧民一時ノ急ヲ救フヘシ」と指摘し、「人々所有ノ余資ヲ以テ子々孫々怠ルコトナク之ヲ貯蓄スレハ凶荒ノ備ヲ立ル数年ヲ出テス備既ニ立テハ百事從テ挙クヘク一二ノ窮民ヲ救フカ如キ毛ヲ挙ルニ等シカルヘシ」と結論づけている。しかし、最後では、凶荒への備の「速成ヲ欲シ毎戸ニ勸課スルカ如キハ決シテ為スヘカラス人情出スヲ欲セサルヲ強テ出サシムルハ所謂圧制ニシテ其弊社中ノ不平ヲ生シ遂ニ一社ノ頽壞ヲ醸スヘシ」と、金銭の醸出を強制することを戒めている。

第十一条では、神風講社が朝廷の許可を得て設立されていることを述べた上で、その役割を「各地方ノ利益ヲ計ル為ニ設タルモノ」とし、「毫モ神宮司庁ノ為」に結成されるものではないと注意を促している⁶⁰。そして、神風講社が寺院と大きく異なることを指摘した上で、

神宮ヨリ結収スル講社ナレハ社中ノ者ハ遂ニ神葬ヲ強勸セラレ從來帰依ノ仏モ信スルコトヲ禁セラルヘシト疑貳ノ念ヲ懷キ入社セサル者蓄積ノ金物ニ於テハ神宮司庁其出入ヲ問フ理ナシ宗旨ノ如キ朝廷ノ許可セシ以上ハ人民ノ帰向ニ任セ信従スル当然ニシテ決シテ之ヲ改メシムル理ナシ（『神風講社結収大意』九丁ウー一〇丁オ）

と述べ、講社内では、「神葬ヲ強勸セラレ」ることはなく、「從來帰依ノ仏」を信仰してもよいとし、講社内での葬儀には干渉せず、仏教信仰も許容されていた。

第十二条では、金銭を積み立てることが相互扶助の一端であると次のように説かれている。

細民ノ愚ナル各自徒ニ錢穀ヲ費シ其得失ヲ量ラサル者多シ有志輩之ヲ懇諭シ其費耗ヲ省カシメ自主独立ノ見ヲ立シムルモ亦相救助スルノ一端ナリ従前民間ニテ乞丐人ニ錢穀ヲ振興スルヲ以テ或ハ之ヲ慈善トシ或ハ之ヲ習俗トス貧寡ノ者ト雖モ其出ス少許ニシテ与フル数度ナルヲ以テ棄テ顧ミス而テ家産ノ累ヲ為サ、ル者ノ如クナシトモ一歳之ヲ総計スルニ頗ル分外ノ大数ヲ散スルニ至ル維新来人民ニ独立不羈ノ權ヲ与ル故ニ遊手徒食ヲ禁シ乞丐者蹤ヲ絶ツニ至レハ今日歳末ノ総計幾分ヲ残スヘキニ決シテ余贏アラス又昔日錢穀ヲ賑興スル時ト雖モ更ニ今日ヨリ生計ノ難キコトナキハ全ク分厘ノ少数ヲ時々ニ出スヲ以ナリ講社中ノ者各自分厘ヲ積ミ累年ノ久シキ無用ヲ転シテ有用トスルノ計必用意ナルヘシ（『神風講社結収大意』一〇丁オー一一丁オ）

ここでは「細民ノ愚ナル各自徒ニ錢穀ヲ費シ其得失ヲ量ラサル者多シ」との認識を示し、「有志輩之ヲ懇諭シ其費耗ヲ省カシメ自主独立ノ見ヲ立シムルモ亦相救助スルノ一端ナリ」と説き、「講社中ノ者各自分厘ヲ積ミ累年ノ久シキ無用ヲ転シテ有用トスルノ計必用意」するよう促している。

第十三条では、神風講社の目的が、「人民ヲシテ国体ノ尊嚴ナルヲ熟知感戴セシメ浮華ヲ去リ実用ニ就キ真正文明開化ニ赴カシムル⁸⁰」ことにあると説かれるとともに、

五条ノ神誠ヲ奉シ朝旨ヲ遵守シ寒郷僻邑ニ至ルマテ之ヲシテ実地盛ニ行ハルヘク注意勉励スルヲ以テ講社中ノ要務トス（『神風講社結収大意』一一丁オーウ）

とあつて、「五条ノ神誠」を守り、「朝旨ヲ遵守」することが、「講社中ノ要務」であるという認識が示されている。

第十四条では、「講社ハ人民ノ意志ニ任シ束縛強誘セサルモノナリ」として、「神風講社ノ法善美ニシテ之ヲ導ク懇切ナルモ之ヲ好マサル者ハ其意ニ從ヒ之ヲ欲スルモノハ入社セシメ入社スル雖モ金物ヲ出ス如キハ尤其人ノ意ニ任セ毫釐モ非理アラサラシメ賦課勸財ノ弊ヲ塞キ一社瓦解ノ患ヲ抑ヘ万全ヲ謀ルヘシ」と述べ、講社への入社を人民の意志に任せることに注意が促されている⁶¹。

第十五条では、人心を一致することの困難さを指摘した上で、

人心一致スヘキ確乎不拔ノ常理アリ如何トナレハ人性固ヨリ善ナリ故ニ善ヲ善トシ惡ヲ惡トスルノ心億万人ト雖モ異ナルコトナシ講社ハ敬神愛國ヲ本トシ國家ニ善事ヲ尽ス主意ナレハ之ヲ惡トシ之ヲ妨クルノ理ナシ社中徳万ノ衆キモ標目一途ニ出レハ之ヲ固決シ一大塊物トスルハ必成ノ理ナリ社中相奨励シ孳々之ニ從事スヘシ（『神風講社結収大意』一二丁オーウ）

と述べ、「人心一致スヘキ確乎不拔ノ常理」を、「善ヲ善トシ惡ヲ惡トスルノ心億万人ト雖モ異ナルコトナシ」、「人性」に求め、神風講社の主意である「敬神愛國ヲ本トシ國家ニ善事ヲ尽ス」ことを善と位置づけ、「社中徳万ノ衆キモ標目一途ニ出レハ之ヲ固決シ一大塊物トスルハ必成ノ理ナリ」との認識を示し、「社中相奨励シ孳々之ニ從事スヘシ」と説き、改めて講社内の人心の団結を説いている。

第十六条では、改めて、

人民各業アリ或ハ公務ニ軌掌シ或ハ家業ニ奔走スルヲ以テ社用ノ如キハ務ムルニ暇アラスト辞ヲ設クルモノハ未タ社意ヲ解セサルニ由ル社用ハ固ヨリ人民職務ノ余暇ヲ以テ勤ムル主意ニシテ貴賤ノ別ナク互ニ協同シ國家ノ利益ヲ謀ルモノナレハ決シテ一朝ノ務ニ非ス凡官職ハ辞シレハ閑ヲ得産業モ亦老テ子孫ニ托セア閑ヲ得ヘシ且人極テ嗜好スル者ハ仮令繁劇ノ時モ分厘ノ時間ヲ得サルナシ酒家多忙中ニ一酌シ碁客來賓ニ接セヌ暫ク一局ヲ終ル是余閑アルニ非レトモ皆能其少時ノ閑ヲ偷ムナリ故ニ社中ノ者敬神愛國ノ標目ヲ認得シ社用ヲ務ムルハ終身ノ業トシ孳々之ニ從事スレハ則人民尊ニ文明開化ノ域ニ進ミ万世ノ宏益タル大業ヲ成スヘシ古人曰有志者其事竟成ト社中タル者

勉メサルヘケンヤ(『神風講社結収大意』一二二丁ウー一三丁オ)

と、講社の意義が説かれ、人心の一致によって「国家のノ利益ヲ謀」り、「敬神愛国ノ標目ヲ認得シ社用ヲ務ムルハ終身ノ業トシ孳々之ニ従事スレハ則人民尊ニ文明開化ノ域ニ進ミ万世ノ宏益タル大業ヲ成スヘシ古人曰有志者其事竟成ト社中タル者勉メサルヘケンヤ」と、講社活動の重要性が説かれている。

『神風講社結収大意』からは、神宮教院・神宮教会において説教活動よりも、神風講社の結収と組織化が最優先の課題とされていたことが窺われる。その上で神風講社とは、『神宮教会講社規約』や『神風講社社長取締役事務取扱心得書』と同様に、「三条教則」と「五条の神誠」を倫理的な規範とし、神道信仰によるキリスト教対策と相互扶助を目的としており、相互扶助の一環に「救荒ノ備」である金銭の蓄積を位置づけ、人心の一致と団結による公共的な事業への参加をも求めていた。また、神風講社への入社は、あくまで人民の意志に任されるとともに、講社内では神葬祭を強制されることはなく、仏教信仰も許容されていたのである。

四、『神宮教会規制』における神風講社

明治六年十月、三重県・渡会府で結収された神風講社は、阪本健一によると、七年二月に大阪府で結収されたのを皮切りに、同六月に酒田県に神宮教会が設立され、同八月には岐阜県、同九月には敦賀県、京都府、愛知県、明治九年五月には宮崎県、若松県、豊岡県と順次結成されていった⁶³⁾。こうした展開を経て、神宮では、神宮教院・神宮教会・神風講社の関係が明治八年末から再編されていくこととなる。

まず、明治八年十二月八日、浦田長民を中心として神宮教院の永続方法の会議が行われた。この会議において「全国を教区に分画し、区毎に担当者を定め、一区に付出張所一ヶ所を設け、其の費用は大麻頒布初穂金の幾分を以て充る事」「大麻課教務課合併の事」「教院の資本金は各地方講社より課出の事」等が決められた。これにより、明治九年二月二十三日「神宮教院規制」が定められるに至った。尚、これ以前の神宮教院・神宮教会は「派出教会条例」「教会所章程規則」によって運営されていたが、「神宮教院規制」の制定によって廃止されている⁶³⁾。この「神宮教院規制⁶⁴⁾」により、神宮教院は「惟神ノ本教ヲ講明シ、全国布教ノ大本ヲ維持スル所」と定義され、「大教長」「副教長」「一等教監」から「四等教

監」、「一等輔教」から「八等輔教」が設置された。「大教長」と「副教長」は「本院ノ教職ヲ統率シ、教務ヲ各教会ニ分附シ、兼テ全国大麻頒布ノ事ヲ統判スルヲ掌」り「本院及各教会ノ教職判任以上ノ進退黜陟ヲ具狀シ其教監以下ハ之ヲ專行」すると定められ、「一等教監」は「教長ヲ輔ケ教長事故アリテ欠席ノトキハ其事務ヲ代理スルヲ得。」とされ、二等から四等教監は「掌ル事一等教監ニ亜ク。」とされた。他に、「一等輔教」から「八等輔教」は「教長ノ命ニ随ヒ、教義講究、教書編輯、生徒句読、習字、授算及院中ノ庶務ヲ分任シ、各教区ヘ駐劄スルトキハ、其区内教義一切ヲ管査ス」となっている。また、神宮教院の事務の内、「教長」の意見を「本省」へ具申し裁可を経て施行するものとして、「教職ノ進退」、「教書」の編集発行、「講社ヲ新ニ結成スル事」、「本院ノ教職ヲ各教区ヘ派出スル事」、「教会所設立ノ事」があり、「教長」の意見によって「專行」するものとして、「教区」の分画、「説教所」の開設、教徒の「繁育」、「教務ニ付、諸府県ヘ照会スル事」、「大麻ヲ全国ヘ頒布スル事」、「教職ヲ集合シ、教義ヲ講究スル事」、「院中ノ諸課」の廃置、「教監以下ヘ臨時代理ヲ命スル事」等があった。さらに八月には、「神宮教院規制」の一部が改定された²²⁾。阪本健一によると、「教務課を教院に置いて全国布教の事務をとっていたが、これを司庁常務課に合併し、教院は、本務課（結社係・大麻頒布係）講説課（編輯係・育材係）會計課（庶務係）の三課とする²³⁾」という改革が行われた。他に、久保田収によれば、「九年十月、育材係を育材課に昇格し、十年六月、結社掛を講社掛と改め、さらに同年十二月、講社掛を廃して、本務課で全国講社の事務を取扱ふこととし、講究課を廃して、本務課に講究掛と編輯掛²⁴⁾」を置くこととなり、引き続き改革が行われたようである。「神宮教院規制」によって定められた教区は、全国を一三教区に分割したもので、各教区に本部教会を設け、その下に各県教会を設け、さらにその下に分教会を設けた。教区の数についても順次増加したため、最終的に一七教区となった²⁵⁾。

次いで明治十一年五月には、『神宮教会規制』や『神宮教会布教心得』等も定められた²⁶⁾。この『神宮教会規制』では、第一章から第十一章までが「教区ノ事」、第十二章から第二十章までが「教会ノ事」、第二十一章から第二十四章までが「大麻ノ事」、第二十五章から第三十章までが「講社ノ事」、第三十一章と第三十二章が「教費ノ事」、第三十三章と第三十四章が「生徒ノ事」となっており、他に「附録」と「教会所事務章程」がある。

「教区ノ事」では、第一章に「惟神ノ本教ヲ布キ人民ヲ開導スルハ目今ノ急務タリ従前漸ク各府県ヘ着手スト雖其方法未タ備ラス依テ今教区ヲ分チ教導ノ普及ヲ期ス」と神宮教会の目的を定め、第二章で「全国ヲ大分シテ十幾区トシ之ヲ教区ト称ス毎区内便宜ノ地ヲ

撰テ本部ノ教会一所ヲ置ク」こととなっている。さらに、第四章では、「一教区内ノ各県へ教会一所ヲ置キ教会ノ管スル県内市在ヘ分教会數十ヶ所ヲ置キ番号ヲ以テ之ヲ分ツ」とあり、全国を教区で分かち、教区内に本部教会を一ヶ所設け、その下に各県教会を設け、さらに分教会が「数十ヶ所」設けられた。本部教会の役割とは、第五章に「専ラ神宮教院ノ令ヲ奉シ該区内各地方官ト協議ヲ遂ケ一切ノ教務ヲ監督シ并セテ神宮大麻ノ頒布講社結成ノ事務ヲ管理ス」とあつて、神宮教院の命令に従い、教区内の「一切ノ教務」と「神宮大麻ノ頒布講社結成ノ事務」を行うことにあつた。各県教会の役割は、第六章に「各県教会毎ニ正副会長以下ノ諸係ヲ置キ總テ本部ノ指揮ヲ受ケ一県内ノ教務ヲ担任シ大麻講社ノ事務ヲ管査ス」とあり、本部教会の指示を受けて県内の「教務」と「大麻講社ノ事」などの事務を執り行うこととされた¹⁰⁰。さらに「教会ノ事」の第十二章で、教会は、「各府県下人戸稠密地位高爽ヲ選ヒ建築スヘシ」とされ、「但宏麗壯大就テ畏敬スル所アルヲ要ス」と注意が促されている。第十三章では、教会の構内に「神宮遙拝殿ヲ設」け「四神ヲ祭ル」ことが決められ、「平素人民ノ参拝」も認められた。第十四章では、「神宮大祭並朝廷祝日等」に合わせ、国旗が掲揚され、「教職一同祭服着用」し「神殿ヲ拝礼」することが定められた。第十五章では、説教を「毎月式日ヲ定メ」て行い、第十六章で「教義講究」を行つて「討研磨」することも決められた。また、「稟議ノ定説或ハ傑出ノ論案アラハ本部教会ニテ取纏メ斟酌ノ為メ本院ヘ相回スヘシ」とされた。第十七章では、「教会諸規則ハ總テ本院ノ成規ニ摸準スヘシ」とされ、第十八章では、「教会表ハ月末毎ニ其本部ヘ取纏本院ヘ達スヘシ」と定められた¹⁰¹。また、第十九章では分教会について次のようにある¹⁰²。

分教会ハ一県内郡区村市ニ就キ土地ノ広狭人口ノ多寡ヲ計リ或ハ二三村或ハ五六村相連合シ神風講社事務ノ取扱ヲ兼テ便宜ニ開設シ毎月順日ヲ定メ本部又ハ各県教会ヨリ派遣巡回スヘシ

但分教会ハ社寺人家ヲ問ハス大厦宏堂ニシテ聴衆来集便ヲ取ルヘシ

ここにみえるように分教会は、「郡区村市ニ就キ土地ノ広狭人口ノ多寡ヲ計リ二三村或ハ五六村相連合」し、神風講社の事務「取扱ヲ兼テ」開設され、定期的に本部、或は各県教会から人が派遣されることが定められている。さらに、第二十章では、分教会の活動が定められているが、注目されるのは、「信徒ノ者入社ヲ願フ時ハ講社規約ニ準拠シ施行スヘシ¹⁰³」とあつて、恐らく『神宮教会講社規約』、『神風講社社長取締事務取扱心得書』、『神風

講社結収大意』等が機能していたと思われる。

また、『神宮教会規制』の「附録」にある「教会所事務章程」によると、本部教会には、「教長代理」、「会長」、「副会長」、一等から四等の「講師」、「庶務掛」、「出納掛」が存在し、「教長代理」の役割は、「受持区内ノ教務一切ヲ管理シ大麻頒布及講社収拾ノ事ヲ担任ス」とされ、「会長」は、「教長代理ヲ輔ケ教会ノ庶務ヲ管査」することとなった。「副会長」は「会長」の業務を補佐し、講師は、「説教結社并教義講究生徒教育等ノ事ヲ掌ル」こととされた。「庶務掛」は、「文案記録一切ノ庶務ヲ掌」り、「出納掛」は、「用度營繕教費出納ノ事ヲ掌ル」こととなった。さらに本部教会の事務として、「教長」の許可を受けて実行するものとして、「神宮遙拝殿」の建設、「教会所」の造営、「教書」の編集、「教職ノ進退」、「大麻頒布方法」、「大麻初穂金出納」、「講社」の結成、「講社正副社長」の進退があり、「教長代理先決処置」し得るものとして、「区内巡回説教」、「地方ノ教職ヲ集メ教義ヲ講究スル事」、「大麻ヲ区内へ頒布スル事」、「教会ヲ開ク事」、「教費定額金並献備金穀等出納」、「講社ヲ收拾スル事」、「講社取締以下」の進退、教徒の「繁育」があつた。また、各県教会と分教会の事務も、「教会所事務章程」に「照準取扱フヘシ」と定められている¹⁶⁰。

次いで、「講社ノ事」に関する部分について述べる。まず、規約を纏めて引用する¹⁶¹。

第二十五章

神風講社ハ元来人民敬神ノ必志ヲ固決スル為ナレハ逐次全国ニ布及スルハ教化稍ヤク緒ニ就ク者ト云ヘシ其方法ノ如キハ一大区或ハ数小区凡一万戸ヲ以テ一講社ト為シ専ラ規約ニ基ツキ処分スト雖各地風土ノ情勢ヲ察シ必膠柱ノ弊アルヘカラス

第二十六章

正副長ノ進退ハ各県教会ニテ審案具狀シ之ヲ本部教会ヘ出スヘシ代理之ニ添書ヲ付シテ教長ノ処分ヲ乞ヘシ取締以下係人員ノ進退ハ代理之判決施行シテ後之ヲ教長ニ稟申スヘシ

第二十七章

講社加入ヲ願フ者アラハ社長之ヲ各県教会ヘ具進シ毎月分教会巡回ノ次入社式ヲ執行フヘシ

但三ヶ月毎ニ社表ヲ作り本部教会ヲ經テ本院ヘ届クヘシ

第二十八章

講社事務ノ取扱ハ第十九章ノ通分教会ニ於テ之ヲ行フヘシ

第二十九章

社費ハ総テ社中ニ於テ弁スヘキモノト雖現今着手ノ際此ニ至ラサルヲ以テ掌管ノ教会之ヲ助ケサルヲ得サルヘシ

第三十章

各講社積塵金ノ方法相立チ運轉流通スルニ當テハ出納ノ道ヲ嚴ニシ會長之ヲ管知スヘシ

右にあるように第二十五章では、神風講社の目的を「元來人民敬神ノ必志ヲ固決スル為」とし、「一大区或ハ数小区凡一万戸ヲ以テ一講社ト為」すとあるように、一万戸で一講社となっている。そのため明治六年の際とは異なり、より多くの人数を以て一講社となっている。さらに講社の運営については、「専ラ規約ニ基ツキ処分スト雖各地風土ノ情勢ヲ察シ必膠柱ノ弊アルヘカラス」とあって、規約に基づきつつも、現地の状況を踏まえて運営されるように定められている。第二十六章では、講社の人事について、「正副長」は「教長」が、「取締以下係人員」については「代理」が決定するように定められている。第二十七章では、「講社加入ヲ願フ者」については、「各県教会」へ「具進」することとし、「分教会巡回」の際に入社式を執り行うように定めている。第二十八章では、「講社事務ノ取扱ハ第十九章ノ通分教会ニ於テ之ヲ行フヘシ」とあって、改めて講社の事務を分教会が執り行うことが定められている。第二十九章と第三十章では、講社における「社費」の取扱についても定められた。

こうした神宮教院を中心とする神宮教会・神風講社の関係の再編に伴って注目されるのが、神宮大麻の頒布についてである。既に述べたように神宮大麻の頒布は、明治四年七月の神宮改革によつて一端停止されたものの、十二月には師職を経ない形で頒布されることとなった。この後、神宮大麻の頒布は、五年六月に布達された「各地方ヲシテ皇大神宮大麻頒布ノ方法ヲ施設セシム」ことにより、「頒布ノ儀ハ各地方ニ於テ適宜之方法相設人民競テ拜授尊信候様可取計」とされた。しかし、こうした県庁―区戸長を通じての神宮大麻の頒布は、様々な憶測や葛藤を生み²⁶、十一年三月の「神宮大麻の受不受人民の自由に任すべき件²⁷」により、神宮大麻の頒布は「地方官ノ關係ニ不及」とし、「人民ノ自由ニ為任候」こととなったのである。

このような神宮大麻頒布方法の変遷に伴い神宮では、明治九年二月に「大麻頒布法改正派出條例並大意²⁸」を定めた。ここでは、第一条に「全国教区ヲ画シ教会設立ノ際ニ到ラハ

該地神道事務分局ト合併シ教導大麻兼務致スヘキ筈ニ付予メ此意ヲ以テ分局詰ヘ款接スヘシ」とあつて、神宮教会と神道事務分局が合併して大麻頒布に当ることが明記されている。

第二条では、「大麻頒布方今後神道事務分局詰ヘ委任シ祠官掌ヨリ其氏子一般ヘ遺漏ナク拝受セシムヘシ」とされ、大麻頒布は神道事務分局詰の教導職が中心となり、各地の神職によつて頒布されることとなつた。また、但し書には、「神宮教会既ニ設置ノ地ハ教会所ヘ委任シ祠官掌又ハ神風講社係人員ヲ以テ配布セシム」とあり、神宮教会が設置されている場合は、神宮教会を中心に神職・神風講社係人員によつて頒布を行うよう定め、地方官・区戸長を通した頒布の場合についても定められている。第三条では、神道事務分局に頒布を委任する際に地方官ヘ照会を行うことが定められ、第四条で「頒布ニ付一般布達等ハ総テ地方官ヨリ發令スヘシ」とされた。第五条では、「初穂金ハ一戸ニ付二錢三錢平均ヲ以テ適度トス」とされたが、但し書には「初穂金ハ各戸ヘ賦課スル者ニ非ス且貧窶ノ輩ハ初穂金ヲ出サス拜授セシムヘキ明旨ナレハ全ク本文ノ意ハ初穂ノ集額ヲ全県戸数ニ照セシ平均ノ概度トス」と注意がなされている。初穂金の収纏については、第七条に「各神社祠掌ヨリ各区二戸長ヘ打合取集」とあることから、神職が戸長を通して収纏していることが窺われる。第六条には、「初穂金全県収纏額ノ二分ヲ以テ其地教導入費ニ充ヘシ」とされ、神宮大麻による収入が教費とされていたのである⁸⁰。

次いで、明治十一年三月には、神宮大麻の頒布に地方官が関与しないこととなつたことを受け、五月の『神宮教会規制』には、「大麻ノ事」が定められるに至つた。『神宮教会規制』第二十一章には、「大麻ハ毎年本庁ヨリ各教区本部ノ教会ヘ通送シ本部教会ヨリ区内各県ノ教会ヘ班ケ其県ニ適宜ノ取扱ヲ以テ毎戸遺脱ナク拝授セシムヘシ」とあつて、本部教会が各県教会に大麻を頒布し、県ごとの方法によつて「毎戸遺脱ナク拝授セシム」こととされた。第二十二章には、「頒布人費ハ初穂金ノ部分ヨリ消却スヘキニ付其遺払ハ悉皆請書ヲ取置他日ノ証ニ備フヘシ」とされ、大麻頒布の費用は、その初穂金によつて「消却」すべきこととされている。第二十三章では、「初穂金ハ各自ノ向信ニ任セ課出ノ弊ナキ様注意スヘシ」とあり、第二十四章に「初穂金収纏高ハ各府県概シテ一定セサレトモ從來集ムル所ノ金員ニ照シ大凡定額ヲ立テ其幾分ハ之ヲ本庁ヘ納幾分ハ其区ノ教費ニ充ツヘシ」とある。即ち、神宮大麻頒布による初穂金は、「各自ノ向信ニ任セ」ることとなり、一部は神宮司庁に納められ、一部は教費に充てられることとされていた⁸¹。

以上のように、神宮教院・神宮教会・神風講社は、『神宮教院規制』と『神宮教会規制』の制定により、神宮教院を中心として、各教区に本部教会、各県に各県教会、その下に分

教会が数十ヶ所という形態へと再編されるとともに、一万戸を以て一講社とされ、その事務は分教会が取扱うこととなったのである。また、こうした神宮教会の活動費用は神宮大麻の頒布による初穂金によって賄われていたのである。

五、『開知新聞』にみる神風講社の実態

明治初年の神宮の教化活動を考える際の基本的史料である『神宮公文類纂』教導編を検討した中島三千男は、各地の講社組立、教会開設、教会施設願等が明治七年から九年の間に集中し、十年から十五年は、年に数件に止まっていることを指摘した上で、このことが十一年から十五年の神宮の教化活動の停滞を物語っているのではなく、十年以降に神宮の教化体制が再編された結果、「各地の講社組立、教会開設、教会施設願は、その地の本部教会の分掌になったので、例外を除いては、『神宮公文類纂』には出なくなったものと思われる⁸⁴⁾。」と述べている。そのため、明治十年以後の神風講社については、本部教会や神風講社自体の史料の発掘が今後必要となることはいうまでもなからう。ただ本章では、やや異なる視点として神道事務局の機関新聞である『開知新聞』⁸⁵⁾を基に神風講社の実態について分析したい。『開知新聞』は、九年十月に創刊された新聞で、有楽町三丁目二番地に設置された弘道社から発行されており、この住所は神道事務局・神宮司庁東京出張所と同一であった。また新聞の中には、「神道事務局録事」欄が常設されている。記事の内容については、神道布教の内容が主となっており⁸⁶⁾、当時の神宮の教化活動に関連して神宮教会や神風講社に関わる記事がかなり存在する。ただし、ここで全てを紹介することは不可能であるため、神風講社の実態を窺わせる記事をいくつか組上にあげたい。

まず、茨城県下における神風講社の結収についての記事を取り上げる。この記事では、

去年（明治九年）九月中茨城県下鹿島神宮境内に仮神殿を建築し、皇大神宮の教会を招請あり同月十五日より五日間教会式を行はれしかば該神宮の氏子宮中村三百五十余戸残らず神風講社に結収せり固より該村ハ神道中教院にて毎月兩三度ヅ、の説教ある故人民日に教に化する者多し然るに神宮教会を招請ありし以来ハ別て敬神の誠意を増し情意篤実に進み該区長高安清左衛門の注意に依て正副戸長を始め同志百余名を募り一社を結び甲乙二等に分ち甲ハ一ヶ月金十五錢ヅ、乙ハ一ヶ月十錢ヅ、を四ヶ年間積み集め（此貯蓄金四ヶ年にて惣計六百五十円）満期の後ハ右の利子を以て疾病憂患を

救ひ貧窶艱難を助け仮令非常の変故に遇ふ者ありとも同志協力互に救護して沈淪せしめず永遠安寧の良法を決議して十二月一日より施行せりといふ⁸³

と報じられている。ここでは、鹿島神宮の境内に仮神殿が設けられ神宮教会が開設され、鹿島神宮の氏子「宮中村三百五十余戸」が残らず神風講社に結収されたところ。ここから、神社の氏子を神風講社へ取り込んでいくことが理解される。さらに、神宮教会の開設後に区長である「高安清左衛門」の主導により、「正副戸長を始め同志百余名」が講社を結収している。この講社が神風講社のことかは判然としないが、少なくとも神宮教会と関わる講社であることは間違いない。そのため、神宮教会所属の講社が区長や正副戸長という既存の行政組織と関わる形で結収されていることが窺われる。ここで結収された講社は、「甲乙二等に分ち甲ハ一ヶ月金十五錢ヅ、乙ハ一ヶ月十錢ヅ、を四ヶ年間積み集め」ることにより、「利子を以て疾病憂患を救ひ貧窶艱難を助け仮令非常の変故に遇ふ者ありとも同志協力互に救護して沈淪」しないことを目的とする「永遠安寧の良法」を決定している。さらに、この講社に関する続報には、

千葉県下香取神宮境内皇大神宮教会⁸⁴の事ハ貴社新聞第三十四号に見えたる通りにて社中の友誼日に厚し然るに計らずも本月三日（明治十年二月）午前四時宮中村失火して戸数二十戸一時に烏有となる孰れも社中なれハ正副世話掛率先し若干の金円を出し社友よりも若干の金円を出し二月九日類焼人残らず教院へ招きて救援す人々講社の有難きことを知り一同感涙に袖を沾したり又近隣佐原村新宿香取教会社中より金五円を類焼人に贈れりかく隣村よりも信を厚くし同胞兄弟の意を為し互に救助するハ実に教道の徳なるべし予側にあり該事を見聞して歓喜に堪へず因て新聞の余白を借らんと乞ふ者ハ同村平民高木英武⁸⁵

とある。この記事によれば、明治十年二月三日、宮中村において失火があり、類焼人に対し社中の「正副世話掛」や「社友」が「若干の金円を出」すとともに、「教院」において「救援」し、他に「佐原村新宿香取教会社中」より金五円の寄附などが行われている。ここから講社の役割の一端が窺われよう。

このような神風講社や神宮教会関係の講社結収に大きな役割を果たしたと考えられるのが、教導職による巡回説教である。例えば、茨城県神道事務分局の報告である「茨城県下

巡教日記抄一」には、

三月廿七日（明治十年）大講義深川照阿御靈代に供奉して有楽町神宮司庁出張所を發し浅草へ御一宿翌廿八日午後三時栗橋駅に着御あらせらるれば利根川の北岸中田駅に古河町神風講社の人々思々の旌旗を十余流赤城風に吹靡し第五号神道事務局支局よりハ少講義永井保賢を始め十余名の教導職色々の袖を連ねて奉迎し午後六時各々列を正し中田を發し同八時古河町なる郷社雀神社に（教会所）御着此に先づ五六日茨城県神道事務局より青柳権少教正塚原中講義出張ありしが該社神門外に迎へ奉り式の如く祭典を執行し明二十九日より三日間の教会なり本日市中及ひ道路の老若男女雑踏筆紙に尽し難し⁹⁰

とあり、続報の「茨城県下巡教日記抄二」では、

廿九日晴午後一時より祓式及祭典終て青柳権少教正神誠を捧読し祓式及神拝詞を伝授す次に説教前席ハ豊田郡権訓導肘谷昇後席ハ深川大講義なり聴衆凡四百名四百七十一番神風講社へ入社する者五名本日参拝老幼四五万人なり○三十日陰午後二時より教会を始め祓式祭典等昨日の如し終て古河町権訓導加茂常樹と塚原中講義と説教す聴衆凡八百人次に深川大講義入社式を行ふ結社^{マツ}する者四十九名同六時より大雨盆を傾くる如と雖も夜に入り九十余名の信者教会所に来集し説教を乞ふ依て深川大講義塚原中講義登壇す本日参拝の男女殆ど昨日に倍す○三十一日晴午後二時より祭式例の如し次に塚原氏次に深川氏説教終て入社人員千五百十四名なり参詣の者先日^{マツ}に及はずと雖ども殆ど三千人嗚呼盛なる哉此全く神威の然らしむる所といへとも永井氏外教職ハ勿論区戸長及ひ講社掛の尽力に依るなり⁹¹

となつてゐる。まず先の引用では「大講義深川照阿⁹²」が、「御靈代⁹³に供奉して」、「神宮司庁出張所」を出発し、それを「少講義永井保賢を始め十余名の教導職」が奉迎している。また、茨城県古河町の雀神社が教会所となっており、茨城県下の神道事務局より「青柳権少教正塚原中講義」が出張して、祭典や説教を行っている。ここからは、神宮教会の活動や神風講社の結収に神道事務局が深く関わっていることが窺われ、神道事務局の教化活

動の一環としても神風講社が結収されていたとみられる。さらに、後の引用では、明治十年三月二十七日に、「青柳権少教正」が「神誠」を捧読し、「祓式及神拝詞」を授与し、その後、教導職による説教が行われ、聴衆がおよそ「四百名」、その内「四百七十一番神風講社」へ入社したものが「五名」、他に参拝者が「四五万人なり」とある。三十日には、聴衆が「八百人」、講社に入社するものが「四十九名」。三十一日には、「千五百十四名」が神風講社に入社したとある。これらの記事にある人数は、史料の性格上そのまま受けとることは出来ないにしても、教導職の巡回説教に、かなり多くの人が動員されており⁹⁴、その内から神風講社へ入社するものが存在したことが窺われる。尚、「茨城県下巡教日記抄三」の「附言」には、六日間の巡回説教で、「四百七十一番神風講社」へ入る者総て二千五百八十八名⁹⁵とある。こうした巡回説教報告は、他に神奈川、小田原等のものが掲載されており、そこから各地の神社、神職、教導職、神道事務局、神宮教会の協力の下に神風講社が結収されていくことが理解される。

他方で、各地の神職や教導職が神風講社の結収をどのように考えていたかを窺わせる記事もある。『開知新聞』第二二〇号掲載の「青森県下景況の続」には、左のようにある。

神官教導職の論に曰く此の邪教を防禦するには神風講社を速かに結収するの外はなかるべしと云ふ真に然り講社を結収するには高名の深川大講義落合教正の諸君派出あらんことを祈望せり且本年中に祭主久邇宮殿下及田中教正閣下の御巡視を祈るもの多し県下人民戊辰年前ハ仏教あるを知て国教あるを知らざるもの多し中にも青森県海岸の村落に住する人民極めて仏法を信仰すると雖も一新以来有志の勧誘によつて敬神せざるべからざる所以を知るは亦愉快ならずや而して他教は日一日より衰微の色あり人民質朴にして且正直なれば神風講社を結収するときは数年を過ぎずして悉く入社するに至るは識者の知る処なり⁹⁶。

ここでは、各地の神職や教導職による神風講社結収の目的が「邪教」の「防禦」、即ちキリスト教対策にあると述べられている。その目的のために神風講社結収の具体的な方法として深川照阿や落合直亮、神宮祭主久邇宮朝彦親王、神宮宮司田中頼庸といった教導職による「巡視」を行うことを求めているのである。これについては「人民質朴にして且正直なれば神風講社を結収するときは数年を過ぎずして悉く入社するに至るは識者の知る処なり」とあるため、他地域における盛んな神風講社結収の状況を意識した上での提案である

と考えられる。

以上『開知新聞』における部分的な記事の分析にとどまったが、各地の神風講社は、その地の神社や神職・教導職と、神道事務局、神宮教会が相互に協力しつつ、神道事務局と神宮の教化活動の一環として結収されていた。さらに、これに関わった神職や教導職にとっては、具体的なキリスト教対策として神風講社結収が行われていた。他方で、茨城県下の事例にみられるように神風講社は、「疾病憂患」や「貧窶艱難」といった「非常の変」にあっても、「同志協力互に救護」することを目的としており、入社する側としては、この点に神風講社加入の利点があったと思われる。

おわりに

神風講社は、明治初年の神宮の教化活動の展開の中で結収され、明治九年には講社員三十万四千余名に及び³⁵、明治十五年に田中頼庸が山田顕義に提出した神宮教の別派知特立願には「信徒数百万³⁶」と表現されるに至った。この神風講社は、明治六年の愛国講社の商會類似活動をめぐる大蔵省、教部省、大教院、神宮の議論を前提としつつ規約が作成され、それに則って結収が行われた。初期の神風講社は、五十戸以上を分掌する「世話掛」の上に百戸以上を分掌する「取締」五、六名がおり、これを纏めて一講社という形態であった。

また講社の活動は、『教会大意』を中心としつつ、「三条教則」や「五条の神誠」が倫理的な規範にあり、神道信仰によるキリスト教対策と金銭を積立てることによる相互扶助を目的とするとともに、人心の一致と団結によって国家・公共に資する事業を行うことも目的としていた。このような神風講社は、明治八年末からの神宮教院・神宮教会の再編成により、神宮教院を中心とし、本部教会、各県教会、分教会、その下に一万戸で一講社というように組織化されていた。かかる神風講社の結収は、従来の伊勢講を再編しつつ、各地の神社、神職、教導職、神道事務局、神宮教会が相互に連携し、神道事務局と神宮の教化活動の一環として新たな結収が行われていたと考えられる。また、神宮教会の活動費用は神宮大麻頒布による初穂金によって支えられていた。

以上のように組織化されていた神宮教院・神宮教会・神風講社は、祭神論争とそれに伴う神宮教導職の分離によって、神宮と分離するに至り、教派神道である神道神宮派・神宮教へ変化していくこととなるのである。

「明治初年の神宮の教化活動を包括的に論じた阪本健一は、明治五年から十五年の神宮の教化活動を、「けだし明治の大教宣布運動史中、神宮の教化活動の有する比重が最も大きかった時代」と評価している。阪本健一「明治初期における神宮の教化運動」(『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年)一九六頁。

『神風講社に關わる研究』としては、大西源一『参宮の今昔』(神宮文庫、昭和三十一年)、『大神宮史要』(平凡社、昭和三十五年)、前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」、同「神宮と明治維新」(ともに『明治神道史の研究』所収)、久保田収「神宮教院と

神宮奉斎会」(『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年)、岡田米夫「大神宮崇敬の地方的発展」(『神宮・明治百年史』下巻所収、神宮司庁、昭和四十五年)、「伊勢講の組織と機能」(『岡田米夫先生神道論集』所収、岡田米夫先生遺稿刊行会、昭和五十六年)、村上重良『国家神道』(岩波書店、一九七〇年)、中島三千男「大教宣布運動と祭神論争—国家神道体制の確立と天皇制イデオロギー—」(『日本史研究』一二六号、一九七二年)、安丸良夫『神々の明治維新』(岩波書店、一九七九年)、「近代転換期における宗教と国家」(『文明化の経験—近代転換期の日本—』所収、岩波書店、二〇〇七年)、西川順土「明治初年の教会講社」(『近代の神宮』所収、神宮文庫、昭和六十三年)、櫻井治男「大宮町の近代神道史」(『大宮町史 歴史編』所収、大宮町、昭和六十二年)、「神宮教会所の顛末—三重県南部の事例を中心に—」(『地域社会における神葬祭の受容と展開—三重県下の事例—』(ともに『地域神社の宗教学』所収、弘文堂、平成二十二年)、森悟朗「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」(『「講」研究の可能性』所収、慶友社、二〇一三年)等があげられる。尚、こうした神風講社の結収にあたっては、新たに結収したものと地方に存在した従来の伊勢講を再編したものとが指摘されている。

これら先行研究について一言述べれば、阪本の「明治初期における神宮の教化運動」は、大教宣布運動の中に神宮の教化活動を位置づけることを目的としている。そのため神風講社については、重要な史料等を紹介しているが、概説的な説明にとどまっている。久保田の「神宮教院と神宮奉斎会」は、神宮教院から神宮奉斎会の歴史を通史的に論じた研究と評価されるものの、神風講社については、阪本と同じく概説的な説明にとどまっている。また、大西の『参宮の今昔』、『大神宮史要』もこのような傾向がある。村上の『国家神道』は、近世の伊勢講を教団に再編成した宗教として神宮教に言及しているに過ぎない。安丸は『神々の明治維新』で、明治六年に発生した三重県阿拝郡西山村における神宮

教会系の講社と御岳講の騷擾を紹介し、この事件が「神宮教会の展開と伝統的な宗教体系との対決線をよく表現（一九五頁）」していると述べる。また、安丸は「近代転換期における宗教と国家」でも同様の事例を紹介している。しかし、安丸の研究でも、神風講社自体が論じられている訳ではない。

「前掲岡田『伊勢講の組織と機能』一〇八頁。また、岡田米夫は、明治十六年、神宮において改めて神宮直属の伊勢講の結成が行われたことも指摘している（一〇九頁）。

「前掲森『神風講社と浪花講・三都講・一新講社』一八三頁。

「宣教使の展開については、藤井貞文『宣教使の研究（上）（下）』（『國學院雜誌』四九巻第五・六号、昭和十八年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）等を参照した。

「教部省や教導職に関する研究は枚挙に暇がないが、さしあたって徳重浅吉『維新政治宗教史研究』（目黒書店、昭和十年）、辻善之助『明治仏教史の問題』（立文書院、昭和二十四年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）、『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年）、『近世・近代神道論考』（弘文堂、平成十九年）、羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、平成九年）、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』（第一書房、昭和六十二年）等を参照した。

「阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年）四八頁。

「三条教則については、三宅守常編『三条教則衍義書資料集』下巻（明治聖徳記念学会、平成十九年）の解説編を参照のこと。

「大教院の成立から崩壊への過程や、その活動については、小川原正道『大教院の研究――明治初期宗教行政の展開と挫折』（慶応義塾大学出版会、二〇〇四年）、戸浪裕之『明治初年の教化と神道』（弘文堂、平成二十五年）等を参照した。

「前掲阪本『明治以降神社関係法令史料』六三頁。前掲小川原『大教院の研究』七七頁。

「阪本是丸『日本型政教関係の形成過程』（前掲井上・阪本『日本型政教関係の誕生』所収）、前掲小川原『大教院の研究』等を参照。

「『神道事務局創建大意』の引用は、神崎一作『神道六十年史要』（宣揚社、昭和九年）に翻刻されたものによった。

「尚、実際に神道事務局神殿が落成したのは、明治十三年一月で、遷座式が執り行われたのは、同年四月十七日であった。また、戸浪裕之の指摘によれば、神道事務局の「土地の買入」、「維持がすべて神宮の支出となって」いたようである。前掲戸浪『明治初期の教

化と神道』一三一—一三二頁。

以上の神道事務局に関する記述は、前掲神崎『神道六十年史要』、前掲岡田「大神宮崇敬の地方的発展」、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）、前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）、前掲戸浪『明治初期の教化と神道』等によった。

祭神論争については、藤井貞文『明治国学發生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）、原武史『へ出雲』という思想—近代日本の抹殺された神々—』（講談社学術文庫、二〇〇一年）、前掲藤田『近代国学の研究』、前掲戸浪『明治初期の教化と神道』等を参照のこと。

教導職の廃止と教派神道の形成については、井上順孝『教派神道の形成』（弘文堂、平成三年）を参照。

前掲阪本『明治以降神社関係法令史料』二九—三三頁。この神宮改革について、阪本是丸は「神宮の改革の成功いかんが、すべての神社改正策の成否を占うものであったことは充分留意さるべきであろう。」と指摘している。前掲阪本『国家神道形成過程の研究』三一頁。

こうした神宮の改革については、松木素彦による詳細な研究がある。松木は、この改革の要点を以下のようにまとめ、

一、皇大神宮と豊受大神宮とは、元来等差あるべきに、中古以来同一に取扱はれてゐるは、無謂事、両宮の御体裁の別を始め、諸事改革の要がある、此点神宮に心得違ひなき様申達する事。

二、神宮職掌は職員令通り心得、従前の大内人物忌等は、主典・権主典・宮掌等にて分課奉務すべき事。

三、従前大宮司付属の職掌及諸郡司・神宮司等は総て廃止の事。

四、内宮は荒木田姓、外宮は度会姓と云ふ奉仕の別を廃し、両宮共通にて適材適所に任用する事。

五、司庁を皇大神宮境内に新設する事。

六、師職諸国郡檀家の称を廃し、大麻頒布一切停止の事。

神宮改革を、「神宮を国家管理に移行した目的にそふためのもの」であったと結論づけてい

る。松木素彦「明治四年の神宮御改正」(『神宮・明治百年史』上巻所収、神宮司庁、昭和四十三年)六一―六二頁。

その際、神祇官より達せられた布告は左のようなものであった。

一、従前大々神樂と称し、私邸に於て祈祷致候儀停止之事。
一、無余儀情実を以て祈願相頼候節者第四門外にて可取行事。但右場所ハ兼而見立可申之事。

一、参拝人の乞により大麻差出候儀は追而御定相立迄当分子良館にて授与可致。

一、神廷或は私邸に於て取扱候儀ハ不相成候事。但御初穂并賽銭等取締相立置可申事。
一、参詣人の乞に任せ子良館等にて神樂体の所業及酒饌を与へ候儀停止之事。

右之通相達候条可被布告候也

前掲同、六二頁。

前掲阪本『明治以降神社関係法令史料』四二頁。

ただし、三木正太郎は、師職廃止による旧師職の不安動揺について述べた上で、神宮が大麻頒布のために民間人を採用していった点を指摘し、「この中には旧師職も多く含まれてゐたであらう。」と推測している。三木正太郎「―浦田長民を中心とする―神宮祠官の活動」(『明治維新神道百年史』第五巻所収、神道文化会、昭和四十三年)二六三―二六五頁。この点については、今後詳細な検討が必要となろう。

明治初年の神宮における浦田長民の活動については、前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」と、前掲三木「神宮祠官の活動」を参照のこと。

以上の記述は、前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」、前掲岡田『東京大神宮沿革史』によった。尚、神宮遙拝殿の建設については、浦田長民が明治四年の段階で構想していたものである。とりわけ、京都府と大阪府における遙拝殿の建設は早く、大阪府は、明治八年三月に、京都府は明治八年五月に遙拝殿が建設されている。また、大阪府の神宮遙拝殿は神風講社の講社員の願いによるものであった。前掲岡田「大神宮崇敬の地方的発展」を参照。

前掲中島「大教宣布運動と祭神論争」五八頁。

『社寺取調類纂』は、「明治初期とくに教部省時代(明治五年―一〇年)の宗教行政の一端を窺う上で、欠かすことのできない貴重な資料」であり、「多くは地方の行政官や各地で直接宗教活動にたずさわっていた人々からの伺いや建言、実情報告など、またそれら

に対する教部省の指令、達の類が主な内容」となっている。井上順孝解説・翻刻『社寺取調類纂（神道・教化篇）』（國學院大學日本文化研究所、平成二年）解説一頁。

㉔『社寺取調類纂』一五二「大蔵省へ回答案」による。

㉕前掲阪本「神宮の御改革と大教宣布運動」三七〇頁。また、中島三千男も同様の史料を紹介している。

㉖『社寺取調類纂』一五二「大蔵省へ回答案」による。

㉗前掲同。

㉘前掲同。

㉙『社寺取調類纂』一四四「大蔵省へ回答案」による。

㉚前掲同。尚、大蔵省は、明治六年四月十二日、茨城県に対して教会・講社は「元来神官僧侶及ヒ信仰之者共教導宣布之為」に開設されたものと指摘した上で、「全ク商法ニ類似候筋ハ無之筈ニ候」とし、「愛国講社之者共商業相営候儀ハ差止可申事」と指令している。『社寺取調類纂』一四四「茨城県へ指令写」による。

㉛前掲『社寺取調類纂』一四四「大蔵省へ回答案」による。

㉜前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」三一六―三一九頁と『増補大神宮叢書一九 神宮教院大成』解題三〇―三二頁。

㉝『社寺取調類纂』一五二「大教院江御達案」による。

㉞尚、『教会大意』は、明治六年八月二十四日に教部省において正式に認可された。これによって「黒住吐普加美富士御嶽不動觀音念仏題目等神仏之諸講」が教会を設立する法的根拠が成立したのである。前掲井上『教派神道の形成』二三―二四頁。前掲阪本『明治以降神社関係法令史料』七三―七四頁。

㉟『社寺取調類纂』一四九「神宮少宮司少教正浦田長民ヨリ東京府下之愛国講社教会編入相除度儀之伺」による。

㊱前掲同。尚、教会鑑札を没収された地方の愛国講社は、九府県で二十六ヶ所に及んだとされる。前掲中島「大教宣布運動と祭神論争」五八頁。

㊲前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」二二五―二二八頁。これについて三重県は、明治六年十一月十二日に承知の旨を回答した。

㊳『社寺取調類纂』一四九「神宮少宮司浦田長民ヨリ度会三重両県管下神風講社取結之儀伺」による。

㊴國學院大學河野省三博士記念文庫（以下、河野文庫と略す。）所蔵。本史料は河野文庫所蔵の『教典訓法章程』（目録番号三〇八一）に合綴されており、他に『教典訓法章程・

教書編輯条例』『神典要文』『中教院規則』『大教院規則』『神宮教会教徒授業課目』『皇大神宮大麻奉祀式』『神宮教会規制』『神風講社結収書 三部』『神風講社定宿仮規則』がある。『神宮教会講社規約』『神風講社社長取締役事務取扱心得書』『神風講社結収大意』の正確な成立年代は不詳であるが、今のところは、ほぼ同時期の明治六年十一月頃に成立したものとみられる。尚、『神宮教会講社規約』については、久保田収の指摘によれば明治六年に成立したとされる。また『教部省准刻書目』の、明治六年八月から十一月に出版された教義書目に、『神宮講社規約』という文献が存在し、名称はややことなるが同じものかと思われる。前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」一〇―一五頁、前掲小川原『大教院の研究』九七頁。

尚、『神宮教会講社規約』については、森悟朗が前掲の「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」に参考史料として全文翻刻しているが、念のために規約を纏めて引用しておく。

第 一 条

講社ニ入ラント欲スレハ先教会大意ノ条々ニ基キ証人ヨリ世話掛ヲ經テ社長ニ申出許可ヲ得テ後入社スヘシ

第 二 条

入社ノ式日証人其人ヲ延テ教会所ニ至レハ講師神坐ニ向テ某入社ノ由ヲ告ケ其人ヲ拝礼セシメ後神誠等ヲ授ケ入社誓約書ヘ署名押印シ社中一同ヘ懇親ヲ結フヘシ

第 三 条

入社ノ者ハ敬神共義ノ志ヲ以テ金錢品物ニ不拘漸次ニ累積シ社中運用シテ凶荒変災ニ備ヘ互ニ窮乏ヲ扶持シ且教会入費ニ充ヘシ

但其多寡ハ諸人ノ意ニ任セ妄ニ勸財課出ノ弊有ル可カラス

第 四 条

社中ノ婚礼葬祭其他吉凶慶弔ハ相互ニ扶助シ諸事不都合無之様尤注意スヘシ

第 五 条

葬祭ハ葬祭略式ニ照準シ之ヲ行フヘシ尤仏葬祭ヲ欲スル者ハ是迄ノ式ニ従フヘシ

第 六 条

父母ノ忌日ハ必ス祭供ヲ行ヒ且墓参スヘシ又祖先以下ノ墓所ハ掃除清潔ニスヘシ

第 七 条

社中ノ子弟入学ノ年齢ニ至ラハ必其地ノ小学へ出シ修行セシメ卒業ノ後教義専門学等ヲ学ハシムルハ父母若クハ当人ノ志願ニ任カスヘシ

但小学ノ年齢中ト雖モ修学ノ余暇教義学ヲ学フハ此限ニ非ス

第八 条

学校教院病院貧院等ハ互ニ協心戮力シ建設スル心掛アルベシ

第九 条

社中孝子貞婦義僕等アラハ社長ヨリ教長ニ達スヘシ

第十 条

社中彼此ノ曲直ヲ争論シ訴訟ニ及フ等ハ一社中ノ恥辱ナレハ成丈ケ社中ニテ取扱其筋ノ吏員ヲ劳セサル様厚ク注意スヘシ

第十一 条

社中ノ進退ニ関スル事件ハ社長以下一同公議シ必ス教長ノ指揮ヲ仰クヘシ

第十二 条

各地ノ講社掛人員互ニ相往来シ美事良法ハ必ス相議シ長短相補フヘシ

第十三 条

入社スルモノハ教会鑑札ヲ受ケ置キ旅行等ノ節ハ必ス之ヲ持参シ何社中ノ者ヲ証スヘシ

第十四 条

皇大神宮並ニ産土神ハ生死共ニ依頼スル所ナレハ左ノ定日必ス敬祀拝礼シ洪恩ヲ謝シ且後福ヲ祈ルヘシ

第十五 条

毎月一日

一月三日

一月三十日

二月十一日

二月四日

四月三日

九月十七日

十一月三日

十一月廿三日

元始祭

孝明天皇遙拝日

紀元節

祈年祭

神武天皇遙拝日

神宮神嘗祭

天長節

新嘗祭

六月三十一日
十二月三十一日

大祓

自身生誕日

右之日ハ適宜ニ神棚ニ祭供ヲ献シ一同休暇日トス

㊦「神誠」の正確な成立年代は不明であるが、明治六年七月に神宮教院から刊行された『教会要旨』に、「三条の教憲、五条の神誠の大略なり」（八丁ウ）という文言がみられることから、明治六年七月には成立していたと考えられる。尚、『教会要旨』については、河野文庫所蔵（目録番号三〇六四）のものを参照した。

㊦これについて西川順土は、「教会講社の最初の建前としては講員信徒の葬祭には干渉しなかつたのであるが、漸次これに干渉する態度に出ている。」と述べ、明治七年の東京府における紛糾を紹介している。この点については後考を期したい。前掲西川「明治初年の教会講社」二五四頁。

㊦筆者は未確認であるが、中島三千男は『第一番神風講社金取扱規則』の存在を指摘している。前掲中島「大教宣布運動と祭神論争」四八頁。

㊦明治五年から七年の神宮教院の教説書には、造化三神と天照大神の神徳を強調する立場と、造化三神、天照大神を含めつつ産土神の神徳を合わせて説く立場の、二つの傾向がみられる。ここでは後者の性格が強いといえよう。拙稿「明治初期神宮教院の教化と教説」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第三号、平成二十三年）を参照のこと。

㊦『神宮教会講社規約』の「附録」に掲載された各条についても左に纏めて引用しておく。

附録

講社掛人員

社長 一社毎ニ一員ヲ置キ一社中ノ諸務ヲ総轄ス信者ノ内特ニ人望アル者ヲ撰テ之

ニ充ツ副社長以下之ニ准ス

副社長 社長ヲ輔ケ諸務ヲ掌ル定員ナシ

取 締 一小区毎ニ五六名ヲ置キ百戸以上ヲ分掌ス

副取 締 掌ルコト取締ニ同シ

出納取締 累積ノ金物ヲ運用スルコトヲ掌ル取締ノ内ヨリ清廉篤実ノ人ヲ以テ之ニ

充ツ

出納副取締 掌ルコト取締ニ同シ

世話掛 五十戸以上ヲ分チ其諸務ヲ掌ル
副世話掛 掌トルコト世話掛ニ同シ

講社教師

一等教師 正権大講義ヲ一等ト為シ正権中講義ヲ二等ト為シ正権少講義ヲ三等ト為シ
二等教師 正権訓導ヲ四等ト為シ試補ヲ五等ト為ス
三等教師
四等教師
五等教師

社員概法右ノ如シ尤各社積塵金物運用及諸務取扱ノ細規約並ニ社員増減等ハ土地人情ノ適宜ヲ計之ヲ議定スヘキ事

講社掛人員教師等ハ其社中積塵運用ノ利子ヲ以テ相当ノ給料ヲ出スヘキ事

○ 講社掛人員心得

第一条

敬神共義ノ志ヲ結成シ社中ヲ率ヰ導クニ正理ヲ以シ方嚮ヲ失ハシメサル様注意スヘキ事

第二条

金物ヲ累積シ凶荒変災ニ備フルハ結社共義ノ親ク固クセシムル為ナリ決テ懇勸課出セシムルニアラス各此意ヲ誤ルヘカラサル事

第三条

各地ニ數講社ヲ結フト雖其基本一也各社掛人員特ニ此意ヲ体シ社中ヲシテ互ニ彼此ノ別無ラシムヘキ事

○ 講社教師心得

第一条

教養相須ノ趣意ヲ体認シ教則ヲ奉シテ社中ヲ教導致スヘキ事

第二条

各自風俗人情ヲ熟知スル地ヲ分掌シ專担任尽力致スヘキ事

第三条

各地分掌スト雖相互ニ往来シ遺漏ヲ裨補スヘキ事

尚、中島三千男によれば、「副世話掛」の下に、「用掛」、「副用掛」、「周施掛」が存在し、「用掛」は十戸以上を纏めその諸務を掌り、「周施掛」は数戸以上を纏めその諸務を掌っていたようである。前掲中島「大教宣布運動と祭神論争」四三頁。
念のため『神風講社社長取締役事務取扱心得書』の各条を以下に示しておく。

第一条

神風講社ハ講社規約ニ照準シ敬神愛国同志ノ者ヲ結収シテ吉凶艱難ヲ相互ニ救護シ交際上ノ信義ヲ益厚カラシムル為ナレハ毫モ威権ヲ挾サマス懇切ヲ旨トシ事務取扱フヘキ事

第二条

講社用ヲ以テ決シテ公務并ニ家業ヲ妨グ可カラザル事

第三条

社中掛員ハ毎戸懇切ニ説諭シ講社ノ利益有ル事ヲ知ラシメ其地人民漸次遺漏ナク入社セシムヘキ事

第四条

講社掛員ヲ始メ入社スル者ハ必ス入社式ヲ行ヒ鑑札ヲ渡シ入社誓約書へ署名捺印セシムベキ事

但シ一講社ニ講社名簿一冊元本ヲ備ヘ置キ便宜ニヨリテハ一小区或ハ数ヶ村ヲ以テ一組トシ其組中ニモ講社名簿ヲ作り社中人員ヲ調査スヘシ其鑑札并講社名簿ハ雛形之通タルヘシ

第五条

鑑札ハ何番講社中タルヲ証明スルモノナレハ旅行ノ節ハ必ス所持シ親族知己等頼ムヘキ者無キ地ニ到リ非常ノ災害ニ罹リシ時ハ鑑札ヲ出シ其地ノ講社ニ投シテ救済ヲ乞フヘシ其地社中ニ於テハ懇切ニ之ヲ保護スヘシ併金穀物品貸借等ハ其弊無之様注意スヘキ事

第六条

社中之者神宮参拝ノ節ハ本宮城内時雍館ニ到リ鑑札ヲ出シ何番講社ノ者タルヲ申出レハ御守御酒御饌等下賜ハル事

但シ講社掛員以上ノ者講社用ニテ承合度事件等アラハ神宮教院へ出頭スヘシ時宜ニ依リ教長へ面謁致ス儀モアルヘシ

第七条

各県其本庁所在ノ地ニ神宮教会ヲ設ケ該県下一般ノ講社事務ヲ管理シ且一講社ニ一ヶ所或ハ二ヶ所講社事務取扱所ヲ設置スヘキ事
但事務取扱所門標号旗等ハ雛形之通りタルヘシ

第八条

講社事務取扱所設置ノ節ハ教師社長取締役ヨリ場所地名等詳細該県神宮教会所へ可届出教会所ヨリ地方庁へ支悟有無打合可申事

第九条

講社掛増員撰挙并願伺届等第七条ノ通り教会所ニ於テ処分スヘキナレドモ直ニ教長へ申出度事件ハ神宮教院庶務係へ可差出事
但教会所未タ設置無之地方ハ都テ神宮教院庶務係へ申出スヘシ

第十条

県庁所在ノ一大区或ハ数区ヲ以テ甲番講社トシ該庁所在ノ地ヨリ起算シ各区追番全県講社ノ順次ヲ定ムヘキ事

第十一条

該地方講社掛員会議ノ上神宮教院ノ許可ヲ得テ神風講社定宿ヲ設ケ置キ他県社中ノ者往來便利ヲ計ルヘキ事

但神風講社定宿ハ定宿規則ニ準拠スヘシ且神宮教院ノ許可ヲ經ス各番講社中ニテ設クル定宿ハ必ス其講社ノ番号ヲ記載スヘシ

第十二条

各区社中講社ノ主意ヲ認得シ人民戮力救助ノ為メ良法ヲ設ケ金穀物品等蓄積相成ル上ハ富有ニシテ正直ナル人ヲ選ミ出納ノ事ヲ委託シ其員数遺払等ハ毎歳春秋二度詳細取調ヘ講社事務取扱所へ揭示シ且神宮教会所へ届出ツヘキ事

第十三条

新タニ神風講社ヲ結収スル地方ハ別紙雛形ニ照準シ撰挙状正副二通祠官掌住居書同二通可差出事

但講社掛増員願モ撰挙状雛形ノ通りタルヘシ

第十四条

講社掛員タル者ハ其地郷村社祭典并ニ布教上ノ事務ハ勿論学校病院ノ周旋貧民救助ノ方法道路橋梁ノ修繕等ニ至ル迄国益トナルヘキ事件ハ衆庶ニ率先尽力致シ結社盛大ニ至ル上ハ一社中一歳ニ二度或ハ四度会議ノ方法ヲ設ケ逐次全県各社一同ノ大会議ヲ起シ前件ノ事ヲシテ益隆盛ナラシムベキ事

⁵² 前掲森「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」一九五—一九八頁。

⁵³ 神風講社の定宿については、前掲森「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」を参照のこと。

⁵⁴ 『神風講社結収大意』二丁才。

⁵⁵ 前掲同、三丁才—四丁才。

⁵⁶ 尚、明治初年の神宮教会における戦争への対応については、小川原正道『近代日本の戦争と宗教』（講談社選書メチエ、二〇一〇年）を参照のこと。

⁵⁷ 『神風講社結収大意』四丁才—七丁才。

⁵⁸ 前掲同、七丁才。

⁵⁹ 前掲同、九丁才。

⁶⁰ 前掲同、一一丁才。

⁶¹ 前掲同、一一丁才。

⁶² 前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」二四八—二五七頁。

⁶³ 前掲同、二三八—二四〇頁。

⁶⁴ 前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」二〇—二二頁。以下「神宮教院規制」に関する引用については、久保田紹介の史料による。

⁶⁵ 前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」二三二—二三三頁。前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」二二頁。

⁶⁶ 前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」二三三頁。また、久保田収の解説によれば、「本務課のもとに結社掛と大麻頒布掛とを置いて、布教の事務に当らせ、講究課のもとに編輯係、講究係、育材係を置いて、「大教ヲ講明シ、神徳ヲ宣揚シ、兼テ講員及生徒ノ講義ヲ批正」せしめることとし、別に庶務課をおいた。」と述べられている。前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」二二—二三頁。

⁶⁷ 前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」二四頁。

⁶⁸ 前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」二三九—二四〇頁。尚、久保田収は、「十一年五月、さらに規制を改めて、第十三教区を二分して、新たに第十四教区を設け、

鹿児島に本部をおき、鹿児島と琉球の教会を統轄させた。ついで十四年四月、教区を十七となし、第五教区本部を鶴ヶ岡から山形に、第十教区本部を広島から岡山に移し、新設の第十五教区本部は山口に、第十六教区本部は高知におき、第十七教区は関東地方におかれることになったが、本部の所在は未定であった。」と、簡潔に神宮教院の教区の変遷を概括している。前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」二四頁。

⁸³ 前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」二八九頁。尚、本章で参照した『神宮教会規制』は、河野文庫所蔵（目録番号三〇六三）のものである。

⁸⁴ 『神宮教会規制』一丁オ―三丁オ。

⁸⁵ ここにいう四神とは、造化三神と天照大神を指す。神宮教会の祭神については、前掲岡田『東京大神宮沿革史』五―六頁。

⁸⁶ 『神宮教会規制』四丁オ―五丁ウ。

⁸⁷ 前掲同、五丁ウ。

⁸⁸ 前掲同、五丁ウ―七丁オ

⁸⁹ 前掲同、一六丁オ―一七丁オ。尚、これらの役職の下に「給仕」と「使部」が存在するが、その役割は明確ではない。

⁹⁰ 前掲同、一七丁ウ―一九丁ウ。

⁹¹ 前掲同、八丁オ―一〇丁ウ。

⁹² 前掲阪本『明治以降神社関係法令史料』五一頁。

⁹³ 神宮大麻の頒布をめぐる葛藤については、安丸良夫・宮地正人校注、日本近代思想大系五『宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）一八四―一九三頁に關係史料が翻刻されている。

⁹⁴ 前掲阪本『明治以降神社関係法令史料』一一二頁。

⁹⁵ 「大麻頒布法改正派出條例並大意」については、神宮教学課編『神宮大麻史料抄』（神宮司庁、平成十五年）所収の「大麻頒布挂合留」翻刻によった。尚、「大麻頒布法改正派出條例並大意」が制定されるに至る過程については、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」三六―三八頁を参照。

⁹⁶ 前掲『神宮大麻史料抄』一七―一八頁。

⁹⁷ 『神宮教会規制』七丁オ―八丁オ。

⁹⁸ 前掲中島「大教宣布運動と祭神論争」四四頁。

⁹⁹ 尚、本章で参照した『開知新聞』は、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵のものである。

¹⁰⁰ 前掲『宗教と国家』五五頁、前掲戸浪『明治初期の教化と神道』一四〇―一四一頁。

㊦『開知新聞』第三四号（明治十年一月廿九日付）。

㊧ここでは、「千葉県下香取神宮境内皇大神宮教会」となっているが、宮中村という村名などから、茨城県下鹿島神宮境内の皇大神宮教会のことである。

㊨『開知新聞』第四九号（明治十年三月九日付）。

㊩前掲同、第六二号（明治十年四月七日付）。

㊪前掲同、第六四号（明治十年四月十一日付）。

㊫深川照阿は、天保四年、武蔵葛飾郡砂村志演神社降摩稻荷の社司の子として生まれ、連歌を能くし徳川柳営連歌師もつとめた人物で、明治五年に教導職となり神道各派からの依頼により教化活動を行った。また、深川は、『開知新聞』を出版していた弘道社と深い関わりを有しており、弘道社出版の『本教講録』第二輯以後すべての校閲を行っている。前掲三宅『三条教則衍義書資料集』下巻解題、一二〇一—一二〇二、一二〇五—一二〇六頁。

㊬西川順土によれば、「神宮教会の巡廻説教に当って神宮の御分霊を奉祭することは、明治六年以来その例を見」たが「明治十二年六月にはその停止方について内務省の達があり」、「明治十三年一月には分霊に代えて神木を奉安すること」となり、巡回説教の方法に変化があった。前掲西川「明治初年の教会講社」二五五頁。

㊭『社寺取調類纂』を基に井上順孝は、明治六年七月から十二月における神宮教会の巡教活動に関する一覧表を作成しており、そこから、神宮教会の巡教活動にかなりの人数が動員されていたことが窺われる。前掲井上『社寺取調類纂』解説一五—一七頁。

㊮前掲『開知新聞』第六五号（明治十年四月十三日付）。

㊯前掲同、第二二〇号（明治十一年七月二十七日付）。尚第二一九号（明治十一年七月二十五日付）に青森県下の教化活動についての記事が掲載されており、この記事はその続編である。

㊰前掲西川「明治初年の教会講社」二五二頁。

㊱常世長胤『神教組織物語』下之巻（前掲『宗教と国家』四〇九頁）。ちなみに、明治二十七年に神宮教では、教徒（神葬祭を托する者）一六万二千余名、信徒一六八万六千余名となり、その後信徒は二五一万余名にまで増加したという。宮川忠夫編輯『篠田小笹乃屋大人物語』（京都大神宮、昭和三十一年）六二—六三頁。

第二章 神宮教の組織と活動に関する基礎的研究

はじめに

神宮教は、大教宣布における神宮の教化活動を支えるために設立された神宮教院を母体とし、明治十五年の神宮教導職分離による神宮司庁と神宮教院の分離を経て成立した教派神道一派である¹⁾。しかし、これまでの教派神道研究では、神宮教を含まない、神道十三派の研究が中心を占めていた²⁾。このため、教派神道研究から神宮教を論じた研究は、ほとんど存在しない。これは、井上順孝の「神道神宮教は、明治三二年に解散し、財団法人神宮奉斎会となったので、神宮教を教派神道の一派としては論じないことが多い³⁾」という指摘の通りであろう。他方で、近代神道史による研究からは、神宮教の前身である、神宮教院や、活動の中心となった東京大神宮に関わる研究は比較的充実しているものの⁴⁾、神宮教院以後の歴史に関しては、ほとんど論じられていない。かかる現状は、史料上の制約以外にも、神宮教の特異な性格が挙げられよう。つまり、神宮教はその前史が高く評価されている割には、井上が指摘するように、明治三十二年の財団法人神宮奉斎会への改組のため、研究対象として、教派神道研究に含まれず、また、近代神道史研究でもほとんど顧みられなかったのである。このような神宮教の複雑な特質が神宮教の研究を進展させえなかった主な理由といえよう。

こうした現状において神宮教の研究としては、岡田米夫、久保田収、菅浩二、黒田宗篤等の研究が挙げられる⁵⁾。岡田米夫は、『東京大神宮沿革史』において神宮教に関する史料をかなり紹介しており、神宮教時代を考える上で最も基礎的な研究として位置づけられる。ただし、本書は明治初年の神宮教院の設立から神宮教、神宮奉斎会を経て現在の東京大神宮に至る経緯を論述したものであるためか、神宮奉斎会時代に比べ、神宮教については詳細に論じていない。久保田は、明治五年に設立した神宮教院から神宮教・神宮奉斎会を経て、神社本庁へ発展的解消を遂げるまでの期間の活動を、通史的に論じている。しかし、その題目からも明らかなように、神宮教時代に関して多くを論じている訳ではない。菅は、神宮教の従軍布教と、それに従事した神宮教教師の山口透の活動を詳細に明らかにしたものである。ただ、菅の関心は、台湾神社の歴史と台湾神社の初代宮司山口透の動向にあるため、神宮教の組織や活動を包括的に論じたものではない。また黒田宗篤は、宮地巖夫の伝記的研究として、宮地の立場から成立当初の神宮教を論じている。しかしながら、宮地

が神宮教を離れた明治二十一年以降については、論じられていない。このように神宮教の組織を中心に論じた研究はさほど多くない。そこで、本章では上述の研究状況を踏まえ、神宮教の組織について、筆者がいままで収集した史料を用いて論じることとする。その上で、神宮教の活動の一端を明らかにすることを目的としたい。

さて、神宮教の前身として神宮教院の設立から神宮教の成立までを概観しておく必要がある。まず明治五年に神宮教会の開設が願い出され、神宮教院の開設が決定する。次いで、六年には東京府において神宮教会や愛国講社が開設され、各地に存在した講社を再編して神風講社を結成していった。一方、同時期には神宮宮域内に説教所として時雍館が建設された。また、各地に神宮遥拝殿が建設されていくこととなる。さらに八年には、神宮教院の永続方法の会議が行われて、九年二月には「神宮教院規制」が定められた。これにより神宮教院は「惟神ノ本教ヲ講明シ、全国布教ノ大本ヲ維持スル所」と定義され、教区が設けられて、「大教長」「副教長」、「一等教監」から「四等教監」、「一等輔教」から「八等輔教」等が設置された。次いで九年八月には、「神宮教院規制」の一部が改訂されている。また教区の数についても順次増加したため、最終的に一七教区となった。十一年五月には、『神宮教会規制』も定められことによって神宮教会は、神宮教院を中心としながら、教区の下に本部教会、本部教会の下に各県教会、各県教会の下に分教会を設け、分教会において神風講社を監督することが定められた。

このように組織化されていった神宮教院・神宮教会・神風講社は、後の祭神論争とそれに伴う神宮教導職の分離によって、神宮司庁と分離するに至り、教派神道となるのである。

一、神宮教の成立と「神宮教々規」

明治十五年、神宮教導職が分離された。これによって神宮教院では、神宮司庁との分離が決定された。そして、十五年二月七日に、神宮大宮司田中頼庸が分離の条件を内務卿山田顕義に願い出、二月十日に聞き届けられた²。その分離の条件とは以下の通りである。

神宮司庁教院分離ニ付処分件

- 一、宇治教院ノ地所・建物・品物等ハ悉皆教院ヘ可属事
- 一、東京日比谷地所・建物・品物等ハ悉皆教院ヘ可属事
- 一、各本部地所・建物・品物等ハ総テ其本部教会所可為所有事

- 一、頒布大麻ハ製造並頒布方ヲ教院ヘ可委托事
 - 一、頒布大麻初穂金十三年分己前ノ未納金ヲ以、教院ノ負債ヲ償却ノ訳ニシテ悉皆教院ヘ属シ、十五年分製造費並運搬費ハ教院ヨリ司庁ヘ可弁債事
 - 一、曆代ハ悉皆教院ヘ取集メ可支弁事
 - 一、授与大麻製造方ヲ教院ヘ可委托事
- 右之通り
- 〔東京大神宮沿革史〕四二―四三頁

次いで、十五年六月一日には、「神宮司庁教院区分処分条約」が二十三条にわたって定められた。この条約により、「(1) 宇治の神宮教院、東京日比谷の神宮司庁出張所の地所・建物・品物等は全部教院の所有に、各本部の地所・建物・品物は其本部教会所の所有に帰した。(2) 各本部へ渡置かれた御神宝類は、神宮司庁へ返納することとなり、(3) 大麻暦の製造頒布のことは神宮教院へ委托される。」ことが決定された。このようにして、神宮教院と神宮司庁の分離が決定され、神宮教が成立したのである。

以上のような経緯を経て成立した神宮教は、明治十九年五月に「神宮教教規」を制定する。この「神宮教教規」では、「第一章名称」から、「第二章教旨」、「第三章教務」、「第四章教院」、「第五章教区」、「第六章職員」、「第七章職制」、「第八章撰挙法及試験法」、「第九章雑則」まで九章、三十四条に分けて規定されている。以下、この「教規」を基にしつつ、神宮教の組織について概観したい。

まず、第一章「名称」では、「本教ハ神宮司庁の創立に係るを以て明治十五年一月神官教導職分立の際官準を得て之を神宮教と称す」とされている。第二章「教旨」では、「本教ハ皇祖の彝訓を奉し国体を明にし惟神の大道を修めて世教を立るを旨とす」と、神宮教の活動目的が述べられている。次いで第三章「教務」では、神宮教の行う具体的な活動が三条から七条にわたって示されている。

- 第三 条 神祇の祀典ハ先皇の儀範に則り之を施行す
- 第四 条 冠婚喪祭の式ハ古今の宜きを執て之を施行す
- 第五 条 本院本部各教会所内に学寮を置皇典を主とし兼て漢洋等の学を講習し教義の基礎を確立す
- 第六 条 本教の信徒を収合して講社を団結す
- 第七 条 信徒の請に応して祈祷報賽を修し神符神饌を授く¹²

ここでは、神宮教が神祇の祀典を「先皇の儀範に則」り行うことが定められ、冠婚葬祭を「古今の宜きを執て之を施行」し、本院本部各教会所に「学寮を置皇典を主とし兼て漢洋等の學を講習し教義の基礎を確立」し、信徒を収合して講社を結び、信徒の願いに応じて「祈祷報賽を修し神符神饌を授」けることとされた。この点から神宮教の活動とは、主に祭祀、教育、教化ということができよう。

さて、第四章、第五章では、教院と教区について定められた¹³。ここでは、教院として「神宮教教院」と、「神宮教本院」の二つが置かれた。神宮教教院は、「本教の事務を総轄する所」として東京に置かれ、神宮教本院は信徒を統率する所として、「本宮所在の地」である伊勢に設置された。教区についても、神宮教院時代を踏まえて、全国を各教区で分画し、その教区に本部を置き、本部の下に教会所を置き、その下に分教会を置いている。また教区内の信徒を神風講社として結集させ、便宜に講社事務取扱所を設置している。

次いで、第六章では、神宮教の職員教師について定め、その職掌を第七章において定めている。ここでは、管長の職掌を、「本教百般の機務を総理し部属の教師職員の進退黜陟賞与懲戒等を掌り並に會議を開閉し議決を認否す」と定めた。弁理は、「管長を補佐し庶務を整理し管長事故あるときハ其代理たるを得」とし、弁理補がそれに次ぐ。課長、録事は事務を担当し、教監、輔教は教務を担当する。また、教導職制度を踏まえた形で教師が、一級「大教正」から十五級「教師試補」まで置かれた。さらに、本部、教会所、分教会所では、「本部長」、「教会所長」、「分教会所長」が置かれ、それぞれの下に、「副長」と「録事」が置かれた。同じく神風講社は、「社長」、「副社長」、「取締役」、「世話掛」が置かれている。本部長の職掌は、「教区内一切の教務を提掌し本院の事務を分担」し、教会所長は、「所轄の教務を提掌し本部の事務を分担」する。分教会所長は、「所轄の教務を提掌し教会の事務を分掌」することとされた。また、神風講社の社長は、「講社中の事務を掌」り、取締は、「講社中の庶務出納を分掌」し、世話掛は、「社中の雑務に従事」することとされた。

第八章では、教師の認定について定めている。ここで、教師の資格授与は、「成規の修学者に限る」とされた。この成規学とは、「小学卒業及本教試験の及第者をいふ」とあるので、小学校卒業以上の学力が求められたことが分かる。また、教師の昇級にあつては、神宮教の独自の教説に関わる、「立教大意」や、『諄詞』以外にも、『古語拾遺』、『古事記』、『日本書記』等の古典が含まれており、神道に関する全般的な学識が求められていたといえよう。

第九章「雜則」では、教会の移転や、教会所の財産等に関する規定が定められた。その中でも、第三十二条では、教会講社の結集についての綱領が定められている。ここでは、教会・講社を結集するにあたっては、田中頼庸が明治十七年に宣言した、「惟神旨三章」を中心に、「倫常の道を守り敬神尊皇の誠」を尽くさせ、さらに、社中同胞の「吉凶禍福を相輔け疾病患難を相救ふ」ことを目的としている。また、説教や祭典にあたっては民衆の負担とならないようにすることが定められた。

以上のような教規に則り、神宮教の組織が運営されていたのである。

二、「神宮教々規」の改正と神宮教の活動

こうした神宮教は、明治二十六年、神宮教の教育機関として神宮教々校の開校、機関誌『教林』の発行、そして「教規」の修正を決議した。この決議に対して各地方本部長は本部納金についての誓約をしている¹⁶。ここで、修正された「教規」が『神道教規大全（改正）』所収の「神宮教教規」であろう。本書には、明治二十六年六月二十六日に各本部長の会議で議決された結果を内務省に申請し、それが同年七月十三日に認可されたことが記されている¹⁷。改正された「神宮教教規」では、「第一章総則」、「第二章教務所」、「第三章職員教師」、「第四章職員教師撰挙」、「第五章職権」、「第六章会議」、「第七章會計」、「第八章褒賞懲戒」、「第九章服制」、「第十章雜則」、「第十一章附則」が定められた。これにより、規定の数も三十四条から八十三条へと大きく増やされた。改正された「神宮教教規」の内容を全て紹介することは紙幅の都合もあり不可能であるため、改正された点を念頭に置きつつ、主に神宮教の組織と活動に関わる、第一章から第六章を中心に論述していきたい。さて、「第一章総則」は七条あり、ここで神宮教の性格や活動についての基本的な方針が示されている。

第一条 神宮教ハ明治五年以来神宮司庁ノ創設シタル教院各本部教会ヲ一括シ十五年

一月神宮教導職分離ノ際内務省ノ允許ヲ得テ神宮教ト称ス

第二条 本教ハ教院本部及教会所分教会所所属教会所等ニ左ノ主神ヲ奉斎ス

天照坐皇大神

第三条 本教ハ皇祖ノ彝訓ヲ奉シ国体ヲ明ニシ惟神ノ大道ヲ修メテ世教ヲ立ルヲ以テ
本旨トス

- 第四条 本教ニ於ケル神祇ノ祭祀冠婚喪祭ノ儀式ハ皇国固有ノ典範ニ基キ之ヲ執行ス
第五条 本教ハ信徒ノ請ニ応シ祈祷報賽ヲ修メ神符神饌ヲ授ク
第六条 本教ハ教旨ヲ宣布シ講社ヲ結収ス
第七条 本教ノ学寮ハ皇国ノ典籍ヲ主トシ傍漢洋ノ学ヲ講習ス

〔神道教規大全〕二八六頁〕

ここに示された神宮教の活動方針に関しては、ほぼ改正以前の教規に沿うものであり、基本的な方向性は変化していないといえる。ただし、第二条では、神宮教の主祭神が「天照坐皇大神」と明記されている点が、改正以前の「神宮教教規」には見られない点である。そもそも、神宮教院時代の主祭神は、造化三神と天照大神であった。しかし、『東京大神宮沿革史』によれば、祭神論争の決着により、神道事務局の神殿が宮中三殿を遙拝することが決定したため、神宮教院においても、天照大神一神を奉斎することとなった¹³。ただし、田中頼庸が明治十七年に示した「惟神旨三章」では、造化三神と天照大神が中心的な神となっており、神宮教の主祭神については、制度面と実際の点において、やや複雑な性格を有しているといえよう。こうした点は、神宮教の大教正を務めた藤井稜威¹⁴の「神宮教祭神の説」という論からも窺われる。この「神宮教祭神の説」で、藤井は神宮教の教旨について論じつつ、その教説における造化三神の位置づけについて次のように述べる。

本教の教旨は皇大神宮より出たる所なれハ天照大御神を主神とす但し本教立教大意にみえたる如く惟神の道にして造化の神徳を講明し皇室の本源を詳悉し幽顕の神理を究窮し人の大倫を修めしむる所なれば即ち造化の神を奉祭するなり造化の神ハ他の天神地祇と異なる所を表するなり抑天之御中主神は天地をはしめ万物を創造し給る神徳にましくてその大なるより小に及ふまで一として化生の恩徳を蒙らざるはなし高皇産靈神神産靈神ハ鎔造の功德に参預し産靈の生育を蒙らしめ給へり本教の由て起る所に三柱の神を奉斎する所以なり¹⁵

右のように神宮教では、造化三神に関して「天地をはしめ万物を創造し給る神徳にましくてその大なるより小に及ふまで一として化生の恩徳を蒙らざるはなし」という認識があったことがわかる。このように、神宮教の教会における主祭神は天照大神ではあるものの、教義においては造化三神も大きな位置を占めていたのである。

「第二章教務所」では、従来通り、教務の総括として東京に神宮教々院を設け、伊勢に神宮教本院を設けている。さらに教区についても基本的には同じで、各教区に本部が設けられており、各教区に小教区が設けられ、小教区に各分教区が設けられている。そして小教区には教会所が設けられ、分教区には分教会所が設けられている。また、神風講社以外の講社も設立され所属していたことが第十五条から窺い知れる。

「第三章職員教師」では、神宮教の職制について定めている。神宮教の職員は、改正以前と同様に、教院に「管長」、「弁理」、「課長」、「録事」が置かれ、「弁理補」が廃止された代わりに「布教使」が設置されている。また、第十七条で神宮教本院の職員は神宮教教院の職員が兼ねることが定められ、第十八条・第十九条では、各地の教会所の職員並びに神風講社の職員について定められた。神風講社の職制に関しては変化が無いが、各地の教会所の職制は、「副長」が廃止され、「課長」、「講師」が設置されている。教師についても改正以前と同様に、教導職制度を踏まえた、「大教正」から「教師試補」までの十五級が置かれている。また、一級から六級の教師が一等教監から六等教監に相当し、七級から十四級の教師が一等輔教から八等輔教に相当する点も従来通りである。

「第四章職員教師撰挙」、「第五章職権」では、職員教師の任命に関する規定を定め、その役割を定めた。ここでは、従来の「教規」と比較して、かなり詳細な規定が設けられている。その内、管長の職掌は「本教ノ全体ヲ統轄シ百般ノ機務ニツキ政府及教内ニ対シ其責ニ任ス」とされた。また、管長の人事等に関わる具体的な権限は、「教院ノ職員本部長教會長分教會長所屬教會長教監輔教正副社長ヲ任免ス」とされた。ただし、「弁理本部長正権大教正」の任免は諮詢会の賛同を得ることとされ、「教會長分教會長所屬教會長及三級以下ノ教師教監輔教正副社長」で、教院に属するものは弁理が、教区に属するものは本部長の意見無しには、任免しないこととされた。そして、管長は、神宮教に功績ある人物の褒賞あるいは、職員教師の懲戒等を行う。また、「諮詢会ノ賛同ヲ得テ會議ノ議決ヲ認否」することも定められた。弁理は「管長ヲ補佐シ課長以下ヲ監督シ教務學務ヲ整理ス」とされ、課長録事は「課長ハ管長及弁理ノ命ヲ受ケ該課ノ事務ニ服ス録事ハ該課ノ事務ニ従事ス」と定められた。布教使は「特ニ管長ノ命ヲ受各教区ヲ巡教監督」し、教師は「宣教結社ノ事ヲ掌ル」と規定されている。そして、本部長、教會長、所屬教會長、講社長等はそれぞれの担当事務を取扱うこととなっている。管長の選定については「本教ニ適スル學術ヲ修メ徳望アル者ニ就キ通常會ニ於テ三分ノ二以上ノ賛同ヲ得テ之ヲ撰ヒ弁理各本部長ノ連署ヲ以テ政府ノ認可ヲ乞フ」とし、弁理は「教師二級以上ノ者ヨリ諮詢會ニ於テ二名ヲ予撰

シ管長其一ヲ命ス」とされた。また、本部長については「管長ニ從学シ現ニ教師六級以上ノ職ニアル者」「著書又ハ徳望アリテ現ニ教師六級以上ノ職ニアル者」「十ヶ年以上本教ニ従事シ現ニ教師六級以上ノ職ニアル者」「教師六級以上ニシテ現任本部長五名以上ノ推薦ニ係ル者」「教師六級以上ニシテ欠員アル教区内ノ各教会長及六級以上ノ教師過半数ノ推薦ニ係ル者」「教師以上ニシテ欠員アル教区内ノ本教翼賛員及講社正副社長過半数ノ推薦ニ係ル者」と定められている。各地の教会長は「教師八級以上」、分教会長所属教会長は「教師十級以上ノ者ヨリ本部長之ヲ撰挙シ管長之ヲ命ス」とされ、教院の課長録事は管長が、各教会の課長録事は本部長が任命する。また、布教使は教師四級以上の者から管長が任命する。さらに、神風講社の職員に関しては、「講社職員ハ講社員中人望資産アルモノニツキ正副社長ハ管長正副取締役世話係ハ本部長之ヲ命ス」と定められ、正副社長は管長が任命し、取締役世話係は本部長がこれを任命することとなった。また、神宮教の教会長たるには、教師の資格が重要な要件となっている。

「第六章會議³⁶」では、通常会と諮詢会の二つが設置されている。通常会は、各本部長によつて組織され、その目的は、「各教区ノ氣脈ヲ通シ布教ノ方法ヲ議スル為メ」とし、三年に一度開催される。また、通常会の賛同を得るべき事項とは、「教規ノ修正」「管長ノ撰定」「教院本院ノ位置變換」「教院本院ノ地所建物什器及基本財産管理ノ方法」「前項ニ記載シタル物件ノ質入書入及売却」と定められた。諮詢会の構成は「本部長并ニ二級以上ノ教師ヲ以テ被撰人トシ通常会ニ於テ十人ヲ撰シ管長其中ヨリ五人ヲ撰ヒ之ヲ命ス其任期ハ通常会ノ一期トシ會議ノ終ニ於テ之ヲ改撰ス」とし、諮詢会を「管長ノ諮詢ニ応シ又ハ管長ニ献替スル為メ毎年一回之ヲ開ク」とした。さらに、諮詢会の賛同を得るべき事項は、「弁理本部長及教師二級以上ノ撰并解免」「教区ノ分合」「通常会ノ開閉及其議決ノ認否」「大麻暦本授与金額ニ關スル事件」「予算案及決算報告」「予算外ノ支出予算不足金ノ補充」「本部長建議ノ採否」「金額百円以上又ハ之ニ該当スル賞与并教師六級以上之ニ相当スル職員ノ免黜」と定められた。このように通常会は、神宮教全体に関わる事項を協議し、諮詢会は、神宮教の運営面に関する事項を協議することが定められている。

以上のように、「神宮教教規」は明治二十六年の改正を経て、かなり詳細に規定され、増補されている。しかしながら、神宮教の基本的な方針、枠組等は、明治十九年の段階のものを踏襲したものといえよう。

さて、これまで教規面から神宮教の組織について述べてきた。これを踏まえつつ、神宮教の機関誌『教林』から、「教規」の改正された明治二十六年と比較的近い時期の神宮教の

実際の状況や、活動について述べてみたい。『教林』第三二号から第三四号には、明治二十八年後半の神宮教の事務状況の報告が載せられている。明治二十八年の神宮教は本部が二九、教会が四五、分教会が一一九、所属教会が一九、講社事務所が三一五、出張所が二四、説教所が三四存在している。当時の神宮教には、教徒と信徒の二つが存在しており、神風講社の所属者のみを以て信徒と言うのかは現状不明であるが、教徒は「葬儀ヲ托スルモノヲ云フ」とある。明治二十八年当時の教徒数は一五四、四四〇名、信徒数は、二、六四二、五八〇名で、人数では教徒より信徒の方が圧倒的に多い。また、『教林』には、各地域の教徒、信徒の数字も載せられている。その内教徒については、三重県、山口県、秋田県、秋田県がとりわけ多く、三重県が五五、二三五名、山口県が三七、七九〇名、秋田県が二一、五四五名である。次いで、信徒数が比較的多い地域は、高知県（三九〇、三八一名）、秋田県（三〇九、一七六名）、福島県（三〇八、四〇一名）、新潟県（二〇八、六一一名）、熊本県（一七八、〇〇〇名）、群馬県（二二四、九三七名）、鳥取県（一二五、六八五名）、福岡県（一一六、六八四名）等があげられる。

こうした状況下で、神宮教は教化活動として説教活動をかなり活発に行っている。明治二十八年では事務取扱の巡回布教、布教使の派出巡教、各地の定会及び巡回説教の三種が行われている。例えば二十八年の事務取扱による巡回布教は、藤岡好古が千葉県において行い、県内の「教会」、「学校」、「信徒宅」、「劇場」で説教を行っている。日数は二日間、二三席の説教を行い、聴衆は、六、二八〇余名であった。布教使の巡教は、埼玉県、群馬県、宮城県、山形県、秋田県、朝鮮で行われ、場所は本部、教会、神社、学校、信徒布教、倶楽部集会所、寺院、劇場寄席、海軍布教等である。この内、埼玉県、群馬県は、布教使として、弁理の神田息胤が、一八日間、二二席の説教を行い、聴衆は五千余人。宮城県、山形県、秋田県は、弁理大教正の松本正泰が一八日間、二四席の説教を行い、聴衆は三、七〇八名であった。朝鮮における説教は、海外布教使中教正塚田菅彦が、主として軍隊において行ったように、説教数は三二席、聴衆は二千四百余人とある。次いで、定会及巡回説教は、教院本院本部、教会祠宇、説教所、講社事務所、其他ノ場所、海外等で行っている。とりわけ、多くの場所で行っているのが、京都府（二二七）、三重県（二四八）、福島県（一三七）、愛媛県（一一一）、大分県（一八四）等である。特に、三重県は、日数二四七日、説教数は五三三席、聴衆は四四、七八七人で、次いで多い京都府の聴衆（一一、三四三人）と比較しても、圧倒的な数である。また、海外の巡教は朝鮮で行ったものにとであり、「長崎本部教師権大講義入江勝磨派出日数五日聴衆五十人」とあることから、長

崎本部の教師が出張して行っている³¹。

以上から神宮教では、教師の説教活動にかなりの力を入れていることが窺えるのである。

三、神宮教教師と神宮教々校の開校

神宮教の教化活動を支えたのは、教師である。本節では、この神宮教の教師について述べた上で、教師養成のための機関である神宮教々校について論じたい。まず、「神宮教教規」では、「教師ハ宣教結社ノ事ヲ掌ル³²」と定められ、神宮教の教化活動を担う役職とされた。この、教師の資格授与については、次のように定められている。

第二十九条 教師ハ左ニ掲ル科目ニ依リ宣教志望ノ者ニツキ隨時ニ合格試験ヲ行ヒ管長之ヲ命ス

但管長ニ於テ行状人ヲ率ヰルニ足り且徳望衆ヲ服スル者ト認ムルトキハ試験ニヨラス之ヲ登用スルコトヲ得

- 一 十五級ニ登用スヘキモノハ立教大意講義
 - 二 十四級十三級ハ祝詞作文
 - 三 十二級十一級ハ古語拾遺講義作文
 - 四 十級九級ハ古事記上巻講義作文
 - 五 八級七級ハ日本紀神代卷講義作文
 - 六 六級五級四級三級ハ古事記日本紀講義作文
- 第三十条 二級一級ノ教師ハ試験ニ依ラス三級四級ノ教師ヨリ諮詢会ノ賛同ヲ得テ管長之ヲ命ス
- （『神道教規大全』二九二―二九三頁）

右の規定は、明治十九年に制定された「教規」における教師の資格授与とほぼ同様である。これを踏まえ、神宮教では「神宮教教師検定条規」（以下「検定条規」と略す。）を定めている。この「検定条規」は、『神道教規大全（改正）』に「神宮教教規」とともに収録されている。「検定条規」は、明治二十九年八月二十二日に神宮教事務取扱の篠田時化雄、藤岡好古の二人が内務省に申請し、同年九月五日に認可された³³。さて、この「検定条規」では、検定を「試験」と、「認定」の二種に分け、試験は、

一 教義学科本試験
二 教義学科予備試験
三 普通学科試験

の三種とした。この内、一の教義学科本試験は、「神宮教規」の第二十九条一項から六項の規定による。二の教義学科予備試験は、学科として、「講義（講述、筆記）」、「作文」、「作業（行為、筆記）」、「説教（口述）」が設けられ、等級によって科目が異なっている。三の普通学科試験では、「修身（口述）」、「国語（雅文、講読）」、「漢文（講読）」、「日本及万国歴史（筆答）」、「日本及万国地理（筆答）」、「数学（筆答）」、「理科（筆答）」、「習字」等の科目が設けられている。また、普通学科試験に関しては、「此科目ニ合格シタル者ハ再度之ニ就キ試験スルコトナシ」とされた。さらに、高等官であつた者や、高等官としての資格を有する者は、六級以下の試験から受けることが可能であり、判任官であつた者や、判任官としての資格を有する者は十級から試験を受けることが可能である³⁴。

続いて認定の場合は、次の通りである。

- 第十一条 一級二級ノ教師ハ教規第四章第三十条ノ規定ニ依リ一級五名二級七名ノ定数ニ欠員アル場合ニ於テ之ヲ補ス
- 第十二条 神宮教々校卒業生ハ試験ニ依ラス八級以下ノ教師ニ補スルコトヲ得
- 第十三条 本教々校ノ学科程度ト同等以上ノ学校卒業生ハ其学校ノ証明書ヲ有スル者ニ限り教義学科ノ一部及普通学科試験ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得
- 但此場合ニ於テハ教校卒業生ヨリ一級以下ニ補スルモノトス
- 第十四条 尋常中学校卒業生又ハ其学科程度ト同等以上ノ学校卒業生ハ其学校ノ証明書ヲ有スル者ニ限り普通学科試験ヲ免除スルコトヲ得
- 第十五条 教師ニシテ左項ノ一ニ該当スル者ハ一級ヲ進ムルコトヲ得
- 第十六条 本教々教師タリシ者ニシテ再ヒ本教ニ帰入セント欲スル者ハ其原級ニ該当スヘキ等級ヨリ一級以下ニ補スルモノトス
- 第十七条 神道他教派ノ教師タリシ者ニシテ本教ノ教師タラント欲スルモノハ教義学科ノ一部及普通学科試験ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得
- 但此場合ニ於テハ原等級ヨリ一級以下ニ補スル者トス

このように神宮教々校の卒業生は八級以下の教師に無試験で任命され、教校と同等以上の学校の卒業生は教義学科の一部や、普通学科試験も一部、或いは全部を免除される。また、普通学科試験には、尋常中学校の卒業生の学力程度が求められていたことが第十四条より分かる。

次に神宮教々校についてみてみよう。神宮教が教育にも関心を有していたことは、明治十九年の「神宮教教規」からも窺われる。しかし、神宮教々校の設立が具体化するののは、明治二十六年五月の「誓約書」からである。それを経て、神宮教の機関誌『教林』第一号には、神宮教々校設立にあたっての規定が次のように記されている。

神宮教々規第六條ニ抛り仮学寮ヲ設置スル方法左ノ如シ

- 一 学寮ハ神宮教々校ト称ス
- 一 本校ハ教義専門科ヲ置キ生徒ハ十名ヲ定員トシ修業年限ハ満三年トス
- 一 本校ノ生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ進退壮健品行端正ノ男子ニシテ修身本教ニ従事スルノ目的アルモノトス
- 一 入学試験ハ左ノ書目中三種以上ヲ解意スルモノヲ合格トス但シ尋常中学校二年生若シクハ同等ノ公私学校ノ学証ヲ有スルモノハ此限りニ非ス
- 諄 詞 祝詞式 古語拾遺 古事記
- 日本紀 国史略 日本外史 十八史略
- 論 語 正文章規範
- 一 本校ニ入学セントスルモノハ入学ノ際束脩金壹円ヲ納メ毎月々謝金五十銭ヲ納メシム
- 一 總裁一人 管長之ヲ兼ネ百般ノ校務ヲ總理ス
- 一 校長一人 弁理之ヲ兼ネ總裁ヲ補佐シ授業及学生ヲ監督シ校務一切ヲ整理ス
- 一 事務員二人 録事之ヲ兼又庶務會計ニ従事ス
- 一 教授若干人 各科ノ学業ヲ教授ス
- 一 寮長一人 生徒ノ謹慎ヲ監督ス
- 一 生徒募集期限ハ明治二十六年九月トス
- 一 本規入学試験ハ九月十五日ヨリ十日間トス志願者ハ期日一週間前ニ履歴書及各本部長ノ保証アル願書ヲ差出スベシ

- 一 員外生ハ東京市内ニ居住シ丁年以上ノ男子ニテ資財ヲ有スル者ニ名ヲ保証人トスベシ
- 一 本校ハ別ニ国文国語科ヲ置キ前条ニ合格セサル男女ノ生徒ヲ養生スルコトアルベシ但シ其定員ハ百名ヲ限リトス
- 一 本校經費ノ内一千二百円ヲ神宮教院ヨリ之支出スルモノトス
- 一 校則ハ総裁別ニ之ヲ定ム^三

この規定によれば、教義専門科は十名を定員とし、それ以外にも国文国語科が置かれ、百名を定員としている。入学生は、「諄詞」「祝詞式」「古語拾遺」「古事記」「日本紀」「国史略」「日本外史」「十八史略」「論語」「正文章規範」の内三種類以上を「解意」するもの、或いは尋常中学二年生以上の学力を有するものとされた。

さらに神宮教々校の細則が左のように規定された。

教規第十三条ノ細則ヲ定ムル事左ノ如シ

- 第一条 教院ニ設クル学寮ヲ神宮教々校ト称ス
- 第二条 教校規則ハ別ニ規定ス
- 第三条 管長ハ教校総裁ニ任ス
- 第四条 管長ハ校長教頭助教幹事書記ヲ任免シ寮長舎長一時雇員ハ校長之ヲ進退ス
- 第五条 本校職員ハ教則第三四五六章規定ノ範圍外トス
- 第六条 管長ハ諮詢会ノ賛同ヲ得テ教校ノ定額金額ヲ定ム
- 第七条 生徒ノ束脩月謝及雑収入金ハ総テ教校費ニ充ツ
- 第八条 本校職員ノ俸給雑給ハ明治二十六年七月廿一日乙第廿六号達範圍内ニ於テ管長之ヲ定ム
- 第九条 校長ハ経済ノ許ス所ニヨリ管長ノ認可ヲ經テ滿六ヶ月以上在学ノ優等生徒ニ学資ノ全部若シクハ幾部ヲ支給スルコトヲ得此場合ニ於テハ予テ証書ヲ納メシメ半途退学者ニハ全額ヲ償還セシメ全課程卒業者ニハ相当ノ義ヲ尽サシメ或場合ニテハ臨機所分ス
- 第十条 本校ノ書籍及一切ノ什器ハ教規第五十九条ノ定ムル所ニ準拠ス台帳ヲ製シ校長之ヲ管理ス
- 第十一条 本科全部卒業生ハ教師八級以上ノ職ヲ授ケ其優等生六級以上ニ補スルコト

アルヘシ

第十二条 本則及教校規則ニ掲クル外教規ノ規定スル所ニヨリテ之ヲ執行ス。

これにより、神宮教々校の運営に当たつての規定が定められた。また、ここで教校の卒業者は、教師八級以上の職を授け、優等生は教師六級以上に任命されることも定められている。

このような神宮教々校の講師陣と教育構想は、次のようなものであつた。

校長には藤井稜威氏、文科教授に本居豊顕氏、史科教授に久米幹文飯田武郷二氏、語科に平田盛胤氏等にて、本科即ち教典学は、藤井校長之ヲ兼ね、田中成一郎氏は幹事兼助教、久米鷲雄氏は書記を命ぜられ、今二三の助教もおかるゝ由なり、また其要書は第一学年は古事記日本紀の神代巻教則神誠大意立教大意祭神大意直日霊をはじめ帝國憲法皇室典範および神皇正統記万葉集、古今集等にて、高等普通の授業あり、但し説教専門科の外は説教の講習と作業の二科を畧き、一周三十六時間とも教員の講義と講読に充らるゝ結構なり、将来の隆盛期して待へし。

校長を務める藤井稜威は、神宮教の広島本部本部長を務めた人物で、『神宮教立教大意述義』（神宮教々校、明治二十六年）や、『神宮教立教大意述義詳解 甲』（神宮教々校、明治二十七年）といった神宮教の教義に関わる著作がある。他の講師陣は、何れも近代の著名な国学者で、國學院と深い関わりを有する人物達である。また、ここには記されていないが、他に小中村清矩も講師となっている。例えば、小中村の日記（明治二十六年九月十四日条）には、

午後三時過松源行。藤井招也。飯田・久米・平田外神宮教院方藤井之外三人来会。本居ハ明日神田例祭ニ付、不参也。来月一日教院学校開業に付、教員を招請せし也。

とあり、さらに同年十月一日条には、教校の開業式に参加し、講演を行っていることが分かる。また、小中村の日記からは、神宮教々校で小中村が律令等の講義を行っていたことも窺われる。このように神宮教々校の教育には、多くの国学者が関わっていたのである。

既述の通り明治二十六年十月一日、神宮教々校が開校された。開校式では、神前に関係

者が参列の上、神田息胤が斎主として祝詞を奏上し、藤岡好古が玉串を捧げ、教育勅語を捧読、篠田時化雄が開校趣旨を朗読、小中村清矩の講演が行われた。ここで篠田時化雄が読み上げた開校趣旨とは、次のようなものであった。

我神宮教ハ大教宣布ノ朝旨ヲ奉シ創立シタル者ニシテ維新後ノ開教ニカゝルト雖其基スル所遠ク神代ニアリ故ニ本教ノ立教大意ニ曰ク天祖天御中主神大元ノ初二天地日月ヲ鎔造シ神人万物ヲ化育シ給ヒシ其産靈ノ神徳ヲ講明ス 皇祖高御産靈神 天照大御神ノ皇孫ニ神器ヲ授ケテ天宗一系ノ基ヲ開キ給ヒス民ヲ治メ給ヒシ本教ノ原由ヲ詳悉シ人ヲシテ大倫ヲ治メシムルニ惟神ノ大道ヲ以テシ幽顯ノ神理ヲ究窮シテ其安神ヲ遂ゲシム是其大旨ナリト今コノ条意ヲ講明シテ広ク宇内ニ拡張シ億兆ノ人民ヲシテ普ク尊重セシメムトスルニハ在来ノ教師ヲ以テ足レリトセズ進ンデ後進ノ有志待ザルベカラズ我本院生徒養成ノ挙明治六年ニ起ル然ルニ神宮教導職ノ分離ヲ各教分立等時世変遷ノ為ニ其意ヲ貫クコト能ハズ今コゝニ明治二十六年十月一日神宮教々校ヲ開キ将来ヲ期シテ本教ノ振起ヲ冀フ抑本教ハ本国固有ノ教ニテ 皇祖ノ垂訓ニ基クモノニシテ区々人意ヲ以テ立ル処ノ宗旨門派ノ比ニアラズ一君一民ノ真意ヲ貫クヨリ外アルコトナシ本日開校ノ式ヲ挙ルニアタリ満場ノ諸君ニ企望スルモノハ他ニアラズ忠君愛国ノ士本校ヨリ出ルモノ月ニ加ヘ年ニ増シ天下公衆ヲシテ誠心者ヲ生ムモノハ神宮教々校ニ在リト認シムルニ至ランコトヲ

この開校趣旨では、神宮教の教義が、維新後の創立であることを指摘しつつも、「本教ハ本国固有ノ教ニテ 皇祖ノ垂訓ニ基クモノニシテ区々人意ヲ以テ立ル処ノ宗旨門派ノ比ニアラズ」と述べており、彼等の自負が窺われよう。かかる認識を有する神宮教々校の教育は、教義的な教育のみではなく、その要書からも分かるように国学的な教育も行われていたのである。

四、皇典講究所・國學院と神宮教・神宮教々校

明治二十九年、神宮教は、皇典講究所・國學院との間に、校地校舎の買収並びに教校と國學院との併置についての契約を取り交わした。当時、皇典講究所・國學院は、財政面でかなり窮迫した状況にあった。当時の皇典講究所・國學院の状況について『國學院大學百

年史』には、

皇典講究所の関係者が絶えず非常なる努力を払ったにも拘わらず、同所の財政は累年窮迫を告げたのは、諸種の原因があつた。その一因には即ち明治二十年三月以降、官国幣社はその法規が改正されて、その経費及び官費の営繕が廃止されて保存金配付の制度となつたので、俄にその経費が逼迫し、従つて皇典講究所への寄贈金も延滞、或は減額停止せざるを得なくなつた。而も日清戦争の後には諸物価が急激に騰貴し、且つ二十九年十月二十八日内務省が神宮・官国幣社の皇典講究所出金を取消して各神社の任意とし、その出金に当つては同省へ経伺すべしと達示した。なお皇典講究所自体としても『古事類苑』の編纂に多額の費用を要し、國學院の資金募集に就いても却つて多額を出費したのみではなく、その他の損失、負債が漸く嵩んで来たのであつた。

〔國學院大學百年史〕上卷二四四—二四五

頁)

と述べられている。かかる状況下で皇典講究所・國學院は、校地校舎を抵当とした負債を整理するため、神宮教に校地校舎を条件付で売渡し、神宮教々校を國學院に併置するといふ契約を交わしたのである。神宮教では、この契約を交わすにあたり、通常会員に対し次のような諮問を行った。

今般皇典講究所、国学院ノ家屋地所ヲ買得ニ係ル支出金、及教校ヲ国学院ヘ併置ノ儀ニ付、別紙議案、通常会員ノ議ニ附セラレ候処、右ハ至急ヲ要シ候儀ニ付、遠隔地方ハ電信ヲ以テ、可否ノ答申可有之、此段依命申進候也

明治二十九年二月十九日

神宮教院 庶 務 課

通常会員 御中

皇典講究所国学院ノ家屋地所ヲ買得シ、該所ニ本教々校ヲ併置シ、本教職員中ヨリ該重職ヲ担任スル為メ、別紙甲乙丙号ノ条約ヲ締結スルノ件

右ニ付基本財産ノ軍事公債壹万五千元ヲ売却シテ壹万五千元ヲ支出ノ件

事由

皇典講究所国学院ハ神道全体ニ付、關係尠少ナラザル所ナリ、然ルニ近来維持困難

ヲ極ム、本教其事情ヲ知悉シ、大ニ感ズル所アリ、仍テ之ヲ扶持シ、其隆盛ヲ期図スルハ目今ノ急要タリ、且先年来本教教校ノ設ケアリト雖、其教育結構ヲ充実ナラシムルハ、校舎建築ニ数千金ヲ要シ、之ガ定額モ猶数千金ヲ増サザレバ其実ヲ挙ゲ難シ、是レ常ニ苦ム所ナリ、今幸ニ講究所国学院ヲ扶持スルト共ニ、其教育ヲ合併セバ、洵ニ両全ノ便宜ヲ得ルモノト謂ベシ、又講究所国学院ハ本教職員ニ於テ、該事務ニ参与、其權利ヲ保持スルガ為メ、本教ノ便宜失墜ノ虞ナシ、其買得ニ於テ金参万円ナルモ、其実現金壺万五千円ヲ支出スルモノトス、軍事公債ハ一ヶ年五朱ノ利子ナレドモ、彼家賃地代ニ於テハ、収支差引一ヶ年六七朱ヲ降ラザルナリ、由是觀之、自他俱ニ德利ヲ得テ、永ク鞏固ナル基礎ヲ踏ミ、益本教ノ体面ヲシテ盛ナラシムル所ナリ

右通常会員ノ議ニ附ス

明治廿九年二月十九日

神宮教事務取扱

〔東京大神宮沿革史〕八四―八五頁〕

ここにいう「神道全体」とは、神社神道と教派神道を含むと考えられ、当時の皇典講究所・國學院が国学的教育機関として神社・教派に果たした役割が窺われよう。この諮問にいう、「甲乙丙号ノ条約」の、甲号^ニに相当する契約は、土地・建物^ノの權利関係について定めたものである。その内容は、「皇典講究所は土地・建物を神宮教院に売渡したとはいふものゝ、実は担保として金三万円を借用したのである」とされ、皇典講究所^ノにかなり有利な条件となっている。乙号に相当する契約は、学生の養成に関するもので、左のようなものであった。

学生養成機関共有契約書

今般、皇典講究所整理委員久保惠鄰青戸波江両名ト神宮教事務取扱藤岡好古・篠田時化雄両名ト相談合意ノ上、左ノ事件ヲ契約ス、

一、皇典講究所ハ、國學院ニ神宮教々校ヲ併置シ、國學院ノ学生養成機関ニシテ、教校ノ学生養成機関ニ有用ナル部分ヲ共用スルコトヲ締結シ、神宮教院ハ此費用トシテ、毎年金千円ヲ十二月・三月・八月ノ三期ニ分チ、其月末ニ皇典講究所ニ払渡ス事、

二、神宮教々校生徒ハ、前項ノ共用ニ付テノ管理・学科・課業ノ程度、入学々年・学

- 期等ニ関スル試験、其他總テ國學院生徒同様ニ、國學院規則ニ拠テ取扱フヘキ事、
- 三、神宮教々校ニ専属スル特殊ノ学科・課業、生徒ノ管理及其講師・職員等ノ進退、且、其費用ハ、總テ神宮教院ノ支弁ニ属スヘキ事、
- 四、皇典講究所ハ、本契約年期中ノ神宮教々校卒業生ニハ、志願ニヨリ卒業試験ノ成迹ニ応シテ相当ノ学階ヲ授与スヘキ事、
- 五、國學院・神宮教々校ノ管理者ハ、協心一致シテ双方ノ主旨ヲ損セス、事業ヲ妨ゲズ、双方生徒ノ和親利益ヲ増進セシムルコトニ注意スベキ事、
- 六、本契約書上ノ条件ハ明治廿九年二月廿九日より向拾五ヶ年間ヲ以テ実行期間トス、右、契約候事確實也、仍テ双方連署ノ本証書ヲ調製シ、各一通ヲ保有スル者也、

（『國學院大學百年史』上卷、二四九―二五〇頁）

この契約で、國學院と神宮教々校の両機関は、「有用ナル部分ヲ共用スルコト」を定め、教校の生徒は、「前項ノ共用ニ付テノ管理・学科・課業ノ程度、入学々年・学期等ニ関スル試験、其他總テ國學院生徒同様ニ、國學院規則ニ拠テ取扱フヘキ事」とされた。ただし、教校に「専属スル特殊ノ学科・課業、生徒ノ管理及其講師・職員等ノ進退、且、其費用ハ、總テ神宮教院ノ支弁ニ属スヘキ事」となっている。また、第四条では、教校の卒業生に任意で「卒業試験ノ成迹ニ応シテ相当ノ学階ヲ授与スヘキ事」も定められたのである。次いで丙号は、甲乙両号の契約をする上でのもので、次のように定められた。

- 今般甲乙二種契約上ノ協和ヲ保全センカ為、特約スルコト左ノ如シ、
- 一、神宮教院ノ重職者ヲ、皇典講究所参事トシテ、皇典講究所一般ノ事務・財務ニ参与セシムヘキ事、
- 二、國學院講師・職員等ノ進退、及学科・課業ヲ改定スル場合ニハ、神宮教々校管理者ニ稟議ノ上、決行スヘキ事、
- 三、神宮教校ノ講師・職員等ノ進退、及課業ヲ改定スル場合ニハ、皇典講究所管理者ニ稟議ノ上、決行スヘキ事、
- 右、特約候事確實也、仍テ双方連署ノ本証書ヲ調製シ、甲乙二種契約ニ添へ、各其尅通ヲ保有スル者也、
- （『國學院大學百年史』上卷、二五〇頁）

この特約により、神宮教の重職者が皇典講究所の運営に関わることとなり、國學院の「講

師・職員等ノ進退、及学科・課業ヲ改定」の際は、神宮教々校の管理者が関わり、神宮教々校の「講師・職員等ノ進退、及学科・課業ヲ改定」の際は、國學院の管理者が関わる事が定められた。このようにして、神宮教々校は、明治二十九年國學院と併置されるに至ったのである。ただし、この國學院と神宮教々校の併置については、かなり批判もあつたようである。『國學院雜誌』の彙報欄には左のように述べられている¹⁾。

國學院が国史・国文・道義の三課目を主とせるは、普く世の知る所なるが、神宮教々校にても、それ等の學課を生徒に授くるが故に、こたび相互の約整ひて両々共通の學科だけを國學院にて教授することになり。世或は國學院と神宮教々校と提携せり、連合せりなど、誤りおもふものなきにあらねど、國學院は在來の主義は勿論、學科をも変更することなく、たゞ共通の學科のみにおいて、彼の校の生徒に授業するまでなりといふ。

ここでは、國學院と神宮教々校は、あくまで別の機関であることが述べられている。これは、神宮教と皇典講究所・國學院の契約からも明らかである。ただ、本節で指摘しておきたいのは、教派神道の教師養成機関である神宮教々校ではあるものの、その教育にあたつては、国学教育を基盤としていたということである。だからこそ、國學院との併置も可能であつたし、乙号の契約からも分かるように神宮教々校の卒業生に學階を授与することも可能であつたのである。

おわりに

これまで神宮教の制度面の変遷に注目しつつ、その活動について述べてきた。神宮教の活動とは、大別すれば祭祀・教育・教化であつたといえる。これは、神宮教の教規が多く増補された、明治二十六年以後も変化はなかった。明治二十六年を画期として、神宮教では、教規が増補され、機関誌を発行し、独自の人材養成機関が設立された。こうした神宮教では、教化活動としての説教活動はかなり積極的に行つていた。これは神宮教の機関誌である『教林』から窺われる。この説教活動を支える教師には、神宮教の教義に関わる知識のみならず、国学的な素養も求められていた。これは、神宮教の教育活動や、神宮教と皇典講究所・國學院との関わりからも窺われよう。こうした神宮教は、明治三十二年教団

組織を解散し神宮奉斎会へと発展を遂げることとなるのである。
註

「神宮の教導職兼補を廃し葬儀に關与せざるの件」並びに、「神道神宮派、神道大社派、神道扶桑派、神道実行派、神道大成派、神道神習派、一派特立許可」阪本健一編『明治以降神社關係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年）。

「教派神道に関する研究としては、中山慶一『教派神道の發生過程』（森山書店、昭和七年）、鶴藤幾太『教派神道の研究』（大興社、昭和十七年）、尚、両書は、ともに島蘭進・高橋原・星野靖二『宗教学の諸分野の形成』（第九卷所収、クレス出版、二〇〇七年）に復刻されている。他に神宮皇學館々友会神社調査部編『宗派神道教典解説』（神宮皇學館々友会神社調査部、昭和十三年）等が存在するが、これらの研究では神宮教に關してほとんど論じられていない。また近年では、井上順孝の『教派神道の形成』（弘文堂、平成三年）がある。井上は、教派神道の形成過程を論じる中で、神宮教院時代について言及しているものの、基本的には阪本健一の「明治初期における神宮の教化運動」（『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年）の成果に依拠したものとなっている。

井上順孝「解題田中義能の教派神道研究」（田中義能『神道十三派の研究』下巻所収、第一書房、昭和六十二年）一三頁。

「神宮教院・神宮教会に関する研究としては、河野省三『宮川隨筆』（神宮文庫、昭和十七年）、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」、阪本是丸『東京大神宮百年の歩み』（東京大神宮、昭和五十五年）、西川順土『近代の神宮』（神宮文庫、昭和六十三年）等がある。

「前掲岡田『東京大神宮沿革史』、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、櫻井治男「地域社会における神葬祭の受容とその展開——三重県下の事例——」、「神宮教会所の顛末——三重県南部を中心として——」（ともに『地域神社の宗教学』所収、弘文堂、平成二十二年）、菅浩二「日清戦争期の神宮教と海外神社——台湾神社初代宮司・山口透の生涯（後）——」（ともに『日本統治下の海外神社——朝鮮神宮・台湾神社と祭神——』所収、弘文堂、平成十六年）、齊藤智朗「帝国憲法成立期における祭教分離論」（阪本是丸編『国家神道再考』所収、弘文堂、平成十八年）、黒田宗篤『宮地巖夫研究——その半生について——』（玉廼舎塾、平成二十三年）。

以下の記述は主に、前掲岡田『東京大神宮沿革史』、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」、また本論文第一部第一章等を参照の

こと。

⁷ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』四二頁。

⁸ 前掲同、四六頁。

⁹ 「神宮教教規」は、明治十九年十一月から神宮教院内報道局が出版していた機関誌『教報』の、第一号から第六号にかけて載せられている。『教報』は、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵（以下、明治新聞雑誌文庫と略す）。また、明治新聞雑誌文庫には、『教報』の一号から六号、一三号から一六号までが所蔵されている。

¹⁰ 明治新聞雑誌文庫所蔵『教報』第一号（報道局、明治十九年十一月一日付）二頁。

¹¹ 『教報』第二号（明治十九年十一月十一日付）一頁。

¹² 前掲同。

¹³ 前掲同、一一二頁。尚、第二号（明治十九年十一月十一日付）には第二章第二条から第五章第十四条まで、第三号（明治十九年十一月二十一日付）には第六章第十五条から第二十条まで、第四号（明治十九年十二月一日付）には第七章第二十一条から第二十五条まで、第五号（明治十九年十二月十一日付）には第八章第二十六条から第二十七条まで、第六号（明治十九年十二月二十一日付）には第二十八条から第三十四条までが収録されている。また、先に引用した七条以下の各規定を纏めて引用しておく。

第四章

教 院

第八 条 本教の事務を総轄する所を東京府下に置之を神宮教教院と称す

第九 条 本教の信徒を統率する所を本宮所在の地に置之を神宮教本院と称す

第五章

教 区

第十 条 全国を大別して若干教区と為す

第十一 条 教区の事務を提掌する所を必要の地に置之を神宮教第某教区某地本部と称す

第十二 条 教区内を小別して本部の教務を分擔する所を置之を神宮教某地教会所と称す

第十三 条 教会部内を小別して本会教務を分掌する所を置之を神宮教某地分教会所と称す

第十四 条 教区一般結合せる信徒を神風講社と称し番号を以て之を区分し便宜に講社事務取扱所を置

第六章 職員

第十五条 本教に左の職員を置教務を執行す

管長^{人一} 弁理^{人二} 弁理補 課長 録事

第十六条 左の職員を置教務を助く

教監<sup>一等より
六級迄に當る</sup>
輔教<sup>七級より
十五級迄に當る</sup>

第十七条 教師を置左の如し

一級 大教正 二級 権大教正

三級 中教正 四級 権中教正

五級 少教正 六級 権少教正

七級 大講義 八級 権大講義

九級 中講義 十級 権中講義

十一級 少講義 十二級 権少講義

十三級 訓導 十四級 権訓導

十五級 教師試補

第十八条 本校翼賛の客員を待遇する名称左の如し

贊襄 協賛 贊助

第十九条 本部以下各教会所に職員を置こと左の如し

本部長 副長 録事

教会所長 副長 録事

分教会所長 副長 録事

第二十条 神風講社 役員を左の如し

社長 副社長 取締役 世話掛

第二十一条 第七章

管長ハ本教百般の機務を総理し部属の教師職員の進退黜陟賞与懲戒等を

掌り並に會議を開閉し議決を認否す

弁理ハ管長を補佐し庶務を整理し管長事故あるときハ其代理たるを得

弁理補ハ掌ること弁理ニ亜

課長ハ該課の事務を負担す

録事ハ該課の事務に従事す

教監ハ教務監察す
輔教ハ教務を補佐す

第二十二條 本部長ハ教区内一切の教務を提掌し本院の事務を分担し其責に任ず

第二十三條 副長ハ掌こと本部長に亜
教会所長ハ所轄の教務を提掌し本部の事務を分担す

第二十四條 副長ハ掌こと教会所長に亜
分教会所長ハ所轄の教務を提掌し教会の事務を分掌す

第二十五條 副長ハ掌こと分教会所長に亜
社長ハ講社中の事務を掌る

副社長ハ掌る事社長に亜
取締ハ講社中の庶務出納を分掌す

副取締ハ掌ること取締に亜
世話掛ハ社中の雜務に従事す

第八章 撰挙法及試験法

第二十六條 後任管長ハ管長に従學し道統相伝學術徳望著明なる者を以て管長之を選
し政府の認可を乞

但し管長本条の手續を成と能さる時ハ本部長の公選に依り弁理之を決定
して認可を乞

第二十七條 本教の教師を取る左の試験法に抛り成規の修學者に限る尤成規學とハ小
學卒業及本教試験の及第者をいふ

但行狀認を率ゐるにたり且徳望衆を服する者の特撰するハ此限に非す
十五級

立教大意 諄詞
十三級 十四級

祝詞作文
十一級 十二級

古語拾遺講義
九級 十級

古事記講義
七級 八級

日本紀講義

五級 六級

古事記日本記及本教經典探題講義

三級 四級

一級 二級

已上特別昇級とす但管長の意見を以て之を行ふ

第八章 雑則

第二十八条 祠宇教院教会所分教会所等を新設及他県に移転するときハ必成規を履管

長の添書を以て之を管轄庁に請

第二十九条 祠宇教院教会所分教会所転換廃止の際之を其管轄庁に告

第三十条 教院本部教会所分教会所の財産ハ各区分を定め所轄権を異にするを以て

混淆すべからず

第三十一条 教院に属する財産ハ管長之を管理す

本部に属する財産ハ本部長之を監理す

教会所に属する財産ハ教会所長之を監理す

分教会所に属する財産ハ分教会所長之を監理す

第三十二条 教会講社を結集する綱領左の如し

立教大意ハ終身服膺す

倫常の道を守り敬神尊皇の誠を竭す

社中同胞の親を為し吉凶禍福を相輔け疾病患難を相救ふ

斯社に入んとするにハ前三件を誓約したる後に非れば其人を名簿に記す

るを得ず

講社長を撰ふハ端正忠厚の人に限るべし

説教講談ハ講社の便宜に従ひ事の緩急を計定日を伸縮し産業の妨なきを

要す

社中子弟父兄の教誨に遵はず言行道に違ふ者ハ社長親く懇諭して改心せ

しむるを要す

報賽臨時の祭典に托し猥に冗費をなし良民の産を破らしめざるを要す

異端邪説に惑ハざるを要す

第三十三条 本教に勤労あるものハ左の章を授く

表功章 一級より十級に至る

第三十四条 本教の教師生前功労特別なるハ之に職を追贈す

『前掲岡田『東京大神宮沿革史』四九―五〇頁。念のため「惟神旨三章」を以下に引用しておく。

惟神旨

- 一、天祖天之御中主神、大元の初に天地日月を鎔造し、神人万物を化育し給ひし其産靈の神徳を講明す
 - 一、皇祖高皇産靈神、天照大御神の皇孫に神器を授けて、天宗一系の基を開き給ひ、斯民を治め給ひし本教の原由を詳悉す
 - 一、人をして大倫を修めしむるに惟神の大道を以てし、幽顕の神理を究窮して、其安神を遂げしむ
- 是その大旨なり

『教林』は、神宮教院の機関誌で、明治二十六年七月二十日に第一号が発行され、後に第七四号まで発行された。その後名称を『祖国』へと変更している。尚、『教林』発行の目的は『教林』第二号（教林社、明治二十六年八月）に次のように記されている。

『教林』は神宮教院内より発行すと雖も決して、神宮教一派の機関を以て、安ずるものに非ざるなり。其志す所は世界の神道、其論ずる所は諸般の宗教、其講明する所は日本哲学、其提携する所は、世上の諸神道にあり、豈一の神宮教にあらんや、豈一の神宮教にあらんや。之を教林発行の主旨となす。

また、現在、『教林』をまとめて所蔵している機関は、明治新聞雑誌文庫（一号から四六号、五六号・五八号）と、国立国会図書館（三一号から七四号）である。本章では、一号から三〇号までを明治新聞雑誌文庫所蔵のものを、三一号から七四号までは国立国会図書館所蔵のものを参照している。

『前掲岡田『東京大神宮沿革史』六〇―六一頁。尚、「誓約書」の文面は次の通りである。

誓約書

今般教規修正ヲ初メ、学寮開設、雑誌発行之実施、殊ニ伊勢本院改築ノ儀等ヲ決議シ、

御認可相成候ハ、本教未曾有ノ美事ニ候、就テハ其財源タル各本部納金ノ納期ヲ誤ラサル事ヲ誓約シ、茲ニ認印ヲ捺ス、若三十日ヲ経過シ、仍此約ニ違フトキハ、規則通りノ御処分ヲ受、毛頭異存無之候、依テ本書ヲ奉呈仕候也

明治廿六年四月廿七日

神宮教上田本部副長心得

池田 一次郎 印

(以下地方本部長の連署あり)

17 国立国会図書館所蔵、竹内拙三編『神道教規大全（改正）』（報行社、明治二十九年）所収。

18 前掲、『神道教規大全』所収「神宮教教規」二八五頁。

19 前掲岡田『東京大神宮沿革史』四一頁、前掲久保田「神宮教院と神宮奉齋会」四〇—四三頁等を参照。

20 藤井稜威の生涯については、国立国会図書館所蔵『藤井稜威大人拾年祭歌集』（神宮奉齋会広島本部、明治四十二年）を参照のこと。

21 『教林』第七号（明治二十七年一月）。

22 前掲、『神道教規大全』二八六—二八七頁。「神宮教教規」第八条から第十五条を参照のこと。

23 前掲同、二八八頁。念のため、第十五条を次に記しておく。

第十五条 信徒ヲ結合シテ一団ヲ為ス者ヲ神風講社ト称シ番号ヲ以テ之ヲ区分シ便宜

ニ講社事務取扱所ヲ置ク其位置ハ本部長之ヲ定メ管長ニ報告ス

所属教会ニ於テ結合スル講社ハ前項ノ番号ニヨラス単ニ（設立ノ主名）講社ト称ス

講社事務扱所ヲ設ケルハ前項ニ同シ

24 前掲同、二八八—二九〇頁。「神宮教教規」第十六条から第二十二条を参照のこと。

25 前掲同、二九〇—二九五頁。「神宮教教規」第二十三条から第四十六条を参照のこと。

26 前掲同、二九五—二九八頁。「神宮教教規」第四十七条から第五十五条を参照のこと。

27 『教林』第三三三号（明治二十九年三月）。

28 前掲同。

29 前掲同。

30 『教林』第三二二号（明治二十九年二月）。

- ³¹ 『教林』第三四号（明治二十九年四月）。
- ³² 前掲『神道教規大全』二九四頁。「神宮教教規」第四十二条を参照のこと。
- ³³ 前掲『神道教規大全』所収「神宮教師検定条規」三〇七頁。
- ³⁴ 前掲『神道教規大全』三〇八—三一〇頁。
- ³⁵ 『教林』第一号（明治二十六年七月）。
- ³⁶ 『教林』第三号（明治二十六年九月）。
- ³⁷ 前掲同。
- ³⁸ 『國學院大學百年史』上巻（國學院大學、平成六年）一五四—一五九頁の「草創期の講師陣」を参照のこと。
- ³⁹ 大沼宜規編『小中村清矩日記』（汲古書院、平成二十二年）五七一頁。
- ⁴⁰ 前掲大沼『小中村清矩日記』を参照。他に明治二十六年十一月廿二日条には、「午前十時国学院出、職員令・儀制令を授く。午後一時卅分神宮教校行、職員令講義三時卅分了て根岸行。」とあり、同年十二月十五日条には、「午後二時神宮教校へ出、職員令講義四時了ル。」とある。
- ⁴¹ 『教林』第四号（明治二十六年十月）。
- ⁴² 前掲同。
- ⁴³ この契約については、前掲『國學院大學百年史』上巻二四七—二四九頁。或いは、前掲岡田『東京大神宮沿革史』八五—八八頁を参照。
- ⁴⁴ 『國學院大學百年史』上巻二四九頁。
- ⁴⁵ 『國學院雑誌』（第二巻第五号、明治二十九年）。

第三章 明治後期における神宮奉斎会と皇典講究所

―「祭祀」と「宗教」をめぐる―

はじめに

近代神道史を貫く理念に「祭政一致」がある。明治政府は、皇室・国家祭祀を天皇へと一元化することにより近代的な「祭政一致」体制を構築しようとしていた。この近代国家にふさわしい「祭政一致」体制の構築にあたつて重要な課題となつたのが、「祭祀」と「宗教」を分かつ「祭教分離」である。この「祭教分離」は、明治五年に「祭祀」と「宣教」が式部寮と教部省に分立されたことを第一次、十五年の神官教導職分離を第二次とし、三十三年の神社局・宗教局の分立によつて国家の行政組織上に確立することとなる。神社局の特立は、神社の「形式的な官僚神道化」を促進するとともに、大正から昭和にかけて神社の宗教性をめぐる「神社対宗教」問題を惹起することになる。この「祭教分離」は、「祭祀」の「宗教」性を制限する「神社非宗教」を軸として進展し、近代日本においてどのように「宗教」が捉えられていたのかという問題と不可分であつて、近代神道史を検討する際には、無視することの出来ない課題といえる。かかる「祭教分離」に関しては、これまで「祭教分離」をめぐる政策や思想を軸に検討が行われてきたため、主に「祭祀」と「宗教」をどのように分離するのかという問題が明治初年から二十年代を対象として論じられてきた。一方で「祭祀」と「宗教」の関係については、「神社対宗教」を軸に明治末から大正期にかけて検討されているのが現状といえる。そのため、明治後期を対象とする「祭祀」と「宗教」の関係については、これまであまり言及されてこなかった。そこで本章では、明治三十年代を中心とする明治後期の「祭祀」と「宗教」の関係を考察することを目的とするが、ここでは特に「祭祀」が属す「非宗教」という枠組みについて検討を加えたい。その際、筆者が着目したいのが、「祭祀」「宗教」と分離して成立した「学事」（皇典講究所）である。「学事」は、祭神論争と第二次「祭教分離」による「教学分離」、即ち、「宗教」と「学事」が分離したことを受け近代（明治）国学として成立する。これについて藤田大誠は、祭神論争後の「祭教学分離」に「国家神道」や「近代国学」における「非宗教性」の制度的淵源を求めつつ、皇典講究所設立の意義を指摘して、この三者の関係を先行研究の言及を踏まえながら、次のように概括する。

これまでの研究においては、「祭教分離」「教学分離」として二様に分けて表現されるのが一般的だった。即ち「教」からの「祭」「学」分離として取り扱われてきたのである。無論、「教」からの「祭」「学」の分離は明確であるものの、「祭」と「学」の分離自体は分明では無い。それどころか、先述した内務省における当初の生徒募集要項草案では卒業後の「神官奉事」の条件が付され、「神官養成」の役割への期待が色濃いのだったといえる。勿論、筆者とても「祭」「教」「学」の三者がそれぞれ等距離に分離しているとは考えていないが、結局、式部寮内に設置して「成学ノ者ヲ挙テ祭官トシ掌典トスル」という「祭」「学」の一致構想が実現せず、官立の機関とはならなかったこと、また、生徒募集に際し「神官奉事」の条件を盛り込まなかったことから、到底単なる「神官養成機関」では無いこと（そもそも既述のように当初は神官資格授与機関でしか無かった）は明らかであるため、「祭」と「学」が全く一致していたとする見解は採らない。即ち、皇典講究所における「学事」（国学）は、「宗教」と明確に分離しただけでは無く、「祭祀」或は「神道」（非宗教的）を中核とする「国体」（国柄）に関する学問を中心にしつつも、結果的には祭祀・神道に直結するものだけに留まらない一種の独立性・独自性を持ったため（祭学分離）、「祭」「教」「学」三者それぞれの分離過程として捉える必要があると考えているのである。

右のように明治神道史の展開において神官教導職分離から皇典講究所の設立は、「祭」「教」「学」の三者が分離していく画期となった重要な転機と捉えられる。ここで筆者が重要と考えるのは、藤田が、明治十五年の「祭教学分離」を、「三者それぞれの分離」と捉えていることである。このことは「学事」が「祭祀」と距離を置いた上で、「宗教」ではない存在として成立したことを指す。換言すれば「非宗教」として、互いに独立性を擁した「祭祀」と「学事」の関係があったといえよう。そのため近代神道史における「祭教」関係を考察する際には、「非宗教」としての「祭祀」「学事」と「宗教」がどのような関係として捉えられるかを検討することも意味のある作業と考えられよう。かかる視点は、「非宗教」としての「学事」が果たした役割を、「祭祀」だけでない、より広い意味での社会的文脈に位置づけていくことにも繋がっていくのではなからうか。

以上の問題提起を踏まえ、本章では「祭教学」分離以後の明治後期において「非宗教」たる「祭祀」「学事」と「宗教」がどのような関係にあったのかを、この三者と特異な関係にあった神宮奉斎会に焦点を当て検討する。これは神宮奉斎会が、「宗教」から離脱して

「非宗教」に属し、「祭祀」に近い文脈に位置づけられていくとともに、その前身である神宮教（「宗教」）時代から皇典講究所（「学事」）と近い関係を有していたからである。

一、神宮奉斎会の設立過程とその「宗教」観

まず、神宮奉斎会の設立過程を彼らの「宗教」理解を踏まえつつ述べたい。

国立国会図書館憲政資料室所蔵の都筑馨六関係文書に「神宮教院改革意見書」「神宮教改革ニ付意見書」「神宮教院地所建物売却ニ付紛議顛末概略」という資料がある。この内「神宮教院改革意見書」の内容は、「神宮教院及各本部教会ノ創始」「神宮教分立及名称」「神宮大麻頒布権」「神宮教改革」「神宮教勢力将来意見」であり、「神宮教改革ニ付意見書」の内容は、「神宮教改革ニ付具申」「神宮教院由来ノ事」「神宮教管長ノ事」「管長解約紛議ノ事」「神宮教祠宇境内並ニ建物ノ事」「地所建物売却差止訴訟ノ事」「有志ノ輩東京ニ集合ノ事」「別紙具申仕候三項ニ付意見」となっている。「神宮教院地所建物売却ニ付紛議顛末概略」は、明治二十二年に判決の言い渡された神宮教の所有地である麹町区有楽町二丁目三番地の売却を巡る裁判を中心とする神宮教内における騒動の顛末を記した資料である。この訴訟の詳細は『東京大神宮沿革史』に譲るが、麹町区有楽町二丁目三番地の土地売却を巡り、神宮教権大講義塚田菅彦以下一五名が神宮教管長田中頼庸外三名に対し訴訟を起こしたものであり、明治二十二年に判決が言い渡された。しかし、会計や人事の問題を含みこの問題は、明治二十六年まで継続していた。本資料は、訴えた側であった塚田菅彦によって明治二十六年五月に記されたもので塚田側の意見が窺われるものである。また、「神宮教改革ニ付意見書」も、この問題に関係した資料で、塚田によって同年五月に著されている。「神宮教院改革意見書」は、成立の年代を特定するような日付はないが、「神宮教教規」の改正に関する記述があること、未だ管長が田中頼庸（註）のようなので、同年の七月以前の成立と思われる。

これら都筑馨六関係文書所収の資料から窺われることを時系列に沿って述べると、明治二十二年に神宮教院の土地処分をめぐる裁判の判決が言い渡され、田中頼庸側が勝訴した。しかし、神宮教院の人事、会計、土地に関する問題についての紛擾は解決されなかった。その改革派の代表が塚田菅彦である。塚田は、二十六年五月、「神宮教院地所建物売却ニ付紛議顛末概略」と「神宮教改革ニ付意見書」を神宮教の改革意見として提出する。この後、六月に「神宮教教規」を本部長による会議で議決し、その結果が内務省に申請され、七月

十三日に認可された。この頃に「神宮教改革ニ付意見書」も成立していたとみられる。ここでは主に「神宮教院改革意見書」の「神宮教改革」「神宮教勢力将来意見」を中心に「非宗教」化への動きを考察する。「神宮教院改革意見書」の「神宮教改革」には、明治二十六年の神宮教の改革状況が次のように述べられている。

前ニ陳述セシカ如ク本教ハ神宮司庁之カ創始ヲナシ内務省達ニ依リ制度上分離独立シタルモノニシテ教院地所建物ノ如キ大麻暦本ヨリ得ル所ノ初穂料ノ如キ一モ一ニ理事者ノ自僱ニスヘキモノナラス又重立タル教師職員ハ本官ヲ辞シ教導部ニ入リシモノニシテ本教組織者ナレハ是亦一ニ理事者ノ濫リニ免黜スヘキモノナラサルハ論ヲ俟タス然ルニ中途教院ニ来リシ者會計整理ヲ名トシ管長病中事ヲ見ル能ハサルニ際シ、職權ヲ暴用シ地所ヲ佑却シ金員ヲ濫用シ職員ヲ免黜スルヲ以テ先年来話シテ解ケサルノ紛議ヲ醸シ遂ニ内務省ヲ煩スニ至リシカ今ハ其主任者死亡シ管長ノ病稍癒ルニ当リ既往錯誤ノ多キヲ知リ前ニ免シタル職員ヲ復シ全国廿八教区ノ本部長ヲ会シ先教規ヲ修正シテ管長専裁ノ方法ヲ改メ有功ノ本部長ヨリ重要ノ職員ヲ命シ別ニ諮詢会ノ制ヲ立テ大事ノ協賛ヲ得ルコトトシ通常会ヲ起シテ本院ノ改築学校ノ設立雜誌ノ発行布教使ノ派遣等ノ方法ヲ定ムルニ至リ前々紛々擾々タリシモノ今ハ上下内外熙々皞々ノ和ヲナスニ至ル之ヲ神宮教改革ノ現状トス

本資料によると、教規が修正され、「管長専裁ノ方法」が改正され、「有功ノ本部長ヨリ重要ノ職員ヲ命」じ、「諮詢会」を設けて「通常会」を起こし、「本院ノ改築学校ノ設立雜誌ノ発行布教使ノ派遣等ノ方法」が定められた。これによって「前々紛々擾々タリシモノ今ハ上下内外熙々皞々ノ和ヲナスニ至」り、神宮教内の紛擾が解決されたと述べられている。また、本資料から神宮教の改革が、「神宮教改革ニ付意見書」に提示された塚田側の意向に沿って行われたことが窺われる。

こうした神宮教改革の状況を踏まえ、次の「神宮教勢力将来意見」をみれば、

明治五年大教宣布ノ令アリシヨリ官国幣社府県郷村社ノ神宮教職ヲ兼補シ其他有志者専補教職トナリテ布教ニ従事シタルヲ以テ各神社教会アラサルナク講社アラサルナカリシカ同十五年神宮教職ノ分離ノ後八年々歳々退歩シテ今其跡ヲ見レハ霧消煙滅トモ影ヲ止メ終ニ二三教派ノ東京ニ孤立スルモノ独リ神宮教ハ然ラス教院重職輩ノ冷淡ナ

リシニモ拘ハラス教義ハ日一日ニ進歩シテ駸々止ス混々滯ラス一分教会ヲ設クレハ維持ノ道立チ一講社ヲ結ヘハ継続ノ法行ハレテ一種不可思議ノ勢力アリテ存ス其他ナシ其創立神宮司庁ニシテ奉仕スル処ノ神靈ハ恐クモ本宮ノ御分靈ナルヲ以テ其源深ク其根堅ク神慮トシテ之カ幽護アルニヨル然レハ長ク宗教部内ニ置テ仏耶ノ徒ト比肩スヘキモノニアラス早晩組織ヲ改メ宗教以外ニ巍立シ国家ノ治教トシテ世道ヲ立国家ノ儀式トシテ人心ヲ治メ彝訓ヲ説キ皇猷ヲ諭シ符璽ヲ授ケ正朔ヲ頒チ祭事ヲ修メ礼典ヲ行ヒ政党宗教ノ如何ヲ問ハス帰依連行外ニ走り末ニ流ルハノ風俗ヲ矯メ益神宮ノ御隆盛皇室ノ御光榮ヲ祈リ奉ルノ大責任ヲ果ス処アラントス

と述べられている。即ち、神宮教が「一種不可思議ノ勢力」を保っている理由を神宮の神慮に求めつつ、組織を改正して「宗教以外ニ巍立」し「国家ノ治教」「国家ノ儀式」として「世道ヲ立」「人心ヲ治メ」て「彝訓ヲ説キ皇猷ヲ諭シ符璽ヲ授ケ正朔ヲ頒チ祭事ヲ修メ礼典ヲ行」うことにより、「政党宗教」を問わずに「風俗ヲ矯メ益神宮ノ御隆盛皇室ノ御光榮ヲ祈リ奉ルノ大責任ヲ果ス」ことを活動の主眼としていくことが提案されている。ここで注目されるのは、やはり神宮教が組織を改めて宗教の圏外に立つことにより、「国家ノ治教」「国家ノ儀式」として活動を行っていくことが明記されていることであろう。このように「非宗教」としての神宮奉斎会設立に関する考えは、明治二十年代の神宮教における土地、人事、会計等の問題に端を発していたのである¹⁴。さらに、神宮教の「非宗教」化への考えは、神宮教の機関誌『教林』に掲載された記事¹⁴からも窺われる。ここでは、

本教（神随の本教）は諸宗教の上に在り。諸宗教の中に在るべからず。我が帝国の臣民。古来神道を宗教なりと信じたる者なく。又た神宮を教祖なりと認めたる者なし。神宮を尊敬礼拝するハ。臣子の本分より来り。臣子の本分を天神に尽し。国君に尽し奉るを。爰に名けて神道と云ひ。又た之を本教といふ。以て我が神宮教の。世の宗教以外に。超然たり巍然たり儼然たるを。思ハざる可らず。

と、神宮教が属す「神道」が宗教には位置づけられない存在であることを論じている。そして神宮教を「其性質と歴史とに徴し。断々乎として。速に之を宗教の外に卓立せしめざる可らず。」と述べる人物の論を引用し、「此説信然」と結論づける。このように神宮教を

宗教の圏外に位置づけ、「非宗教」化しようとの考えは、明治二十六年以降強く主張されてくるのであった。

こうした議論を経て神宮奉斎会が明治三十二年九月四日に設立される。その設立過程は、三十年三月に神宮教解散と神宮奉斎会設立に関する「趣意書」が教信徒の総意で承認され、三十二年四月六日に法人設立願書を内務省に提出、内務省との折衝を経て、三十二年九月四日に認可を受け、神宮教管長であった藤岡好古を初代会長として設立をみた¹⁶。この奉斎会設立に関する資料の中で菅浩二は、教信徒にはかられた「趣意書」から、当時の政教関係を神宮教が「公認教制」とみていたことを指摘し、財団法人化の目的や理由を次のように分析する。

神宮教側の意図は、自らの組織的基盤を為す皇祖神信仰を、複数の信仰が併存する公認教制の相対化の外に立たしめよう、という点にあったことが伺われる。そこで彼らは、翌明治三十一年から施行される新たな法体系Ⅱ民法の「財団法人」という規定に期待を寄せ、それに自らを擬することによって「宗教」という名の相対化を回避し、皇祖神信仰の「公的な価値」を制度的に保証しよう、と考えたのである。

神宮教側が「宗教」としての相対化を拒否し、その外側に立とうとする理由は、やはり天皇・皇室と縁を持つ皇祖神信仰は、その国家的・公共的性格において他の信仰と同列に扱われるべきではない、という、彼らの自己認識とその矜持であろう。（中略）神宮教が示す皇祖神信仰は、個人における現世的幸福や救済という要素を、少なくとも前面に押し出したものではなかった。その故に、彼らとしてはある意味での国家宗教化を望んでいたのだろうが、当時の政教関係制度の下でそれは不可能だったのである¹⁶。

菅の指摘によると、神宮教は、皇祖神信仰を「公認教制」下の「宗教」として相対化されることを回避し、財団法人として「非宗教」化することによって、「皇祖神信仰の「公的な価値」」を確保しようとしたのである。ここで重要なことは神宮奉斎会が、どのように自ら（「非宗教」）と「宗教」を捉えていたかであろう。

これについて神宮奉斎会の機関誌『祖国』第一号に掲載された「神宮奉斎会の本領を明にす¹⁷」では、自らが宣揚する「斯道」（神道）を「天神の道、国家固有の道、人性の道にして、亦実に天国の主義精神なり。」とし、「政治の上に立ちて、政治の羈絆を受けず。宗

教の上に位して宗教の關係を有せず。儼然として皇室の柱礎と為り、国民道德の中心と為り、以て国家の本性を經緯するものと述べて、「神道」が「宗教」ではないことを力説し、「我国民道德の基本」に位置づける。つまり、「非宗教」たる奉斎会は「神道」を政治や宗教を超越した「国家固有の道」たる「人性の道」であり、それを「国民道德の基本」と理解し、そこに自らの活動を位置づけようとしているのであった。

他方で、「宗教」については、『祖国』第二号に堀秀成の『公教私教図及解』（明治十六年）が紹介されているところから窺い知れる。堀は、『公教私教図及解』で「教」を「公教（治教）」と「私教（宗教又一派教）」に分け、公教の役割を「皇道ヲ以テ現世ノ教トス」、「講社ヲ團結スルコトナク全国人民ノ其教ニ隨順スヘキモノトス」、「尊皇ヲ先トシテ皇祖天神ヲ敬礼ス」、「幽冥ハ唯恐ルヽニ止テ猥リニ之ヲ穿タズ然レドモ破ラザルヲ旨トス」、「靈魂帰着ハ仏教ノ主トスル所古典ノ明文ナキヲ以テ之ヲ説カズ」、「一小怪事ヲ以テ神異ノ所為トセズ」、「中等以上ニ対スル説ヲ専ラトシ下等人民ノ知識ヲ開カシムルニアリ」とし、私教の役割を「講社ヲ結ヒテ一派ヲナス」、「一派尊信スル所ノモノヲ示シ幽世ヲ論スルヲ以テ教旨トス」、「其一派崇敬スル所ノ神仏ヲ敬礼スルヲ先トシテ尊皇ハ国家ニ対スル義務ノ一端トス」、「靈魂帰着ヲ実見シタル如ク忘説ヲ設ケ愚民ノ信ヲ取ムト企ツ」、「其原私利ヲ營ムトスルニアリ」、「一小怪事ヲ以テ神異ノ然ルモノトス」、「愚民ニ対スルヲ主トシテ人智ヲ閉塞ス」としている。さらに、その「解」では、「皇道」（神道）を「治国安民人道を旨」とする「儒道」と同一視し、現在の「皇道」が「死後靈魂の帰着を説く」故に「仏道」と同類にみられていることを批判し、「皇道」を葬儀に關与させないことが「神道」の発展に必要であると述べている。以上から堀の理解において「公教」と「私教」の決定的相違は、「靈魂帰着」をめぐる箇所にあるといえる。かかる「宗教」観を説く本書は、藤岡好古の蔵書であり、当時の藤岡の位置づけや、彼が堀の高弟であったことなどを鑑みれば、この論が神宮奉斎会への転換を遂げる際の理論面における論拠となっていたと考えられるのである。

このように神宮教の「非宗教」化は、明治二十年代の土地を巡る紛擾の中から形成されて主張されることとなり、「靈魂帰着」を説くような「神道」を「宗教」としつつ、そこから離脱することによって、「皇祖神信仰の（公的な価値）」を確保し、自らの活動を「国民道德」の文脈へ位置づけることにより、「非宗教」としての立場に立とうとしたのである。

二、神宮奉齋会の組織と活動

次いで神宮奉齋会の組織と活動について検討を加えたい。

まず、神宮教の活動・目的について簡単に述べておく。神宮教は、神祇の祀典を「先皇の儀範に則り行い、冠婚葬祭を「古今の宜きを執て之を施行」し、本院本部各教会所に「学寮を置皇典を主とし兼て漢洋等の學を講習し教義の基礎を確立」し、信徒を収合して講社を結び、信徒の願いに応じて「祈祷報賽を修し神符神饌を授」けることにあつた¹⁹⁾。これを踏まえ「神宮奉齋会寄付行為」を検討する。「寄付行為」で定められた奉齋会の活動目的・方針は、次に引く第一章総則、第一条にある。

第一条 本会の目的は神宮の尊嚴を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴し、国典を攻究し、国体を講明し国礼（宗教に亘る儀式を含まず以下同し）修行、神宮大麻及曆頒布の事に従ふにあり

神宮奉齋会は、右の通り「神宮の尊嚴を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴」し、「国典を攻究」して「国体を講明」し、「国礼」を修行して「神宮大麻及曆頒布」を行うところにある。

ここにいる「国典」とは、「古事記、六国史、万葉集及律令格式其ノ他明治祭式・神社祭式ノ類総テ古今ノ歴史祭典儀式ニ関スル書籍」のことであり、「国礼」は、「古今公私ノ祭儀一切ノ儀式ヲ国典ニ準拠シテ行フモノ」を指している²⁰⁾。ここから神宮奉齋会は、古典に依拠した「一切ノ儀式」を「非宗教」的なものと考えていたことが窺われる。さらに興味深いのは、この変化によって神宮教が行ってきた説教活動にも変化がみられた点である。『祖国』第一号の附録「神宮奉齋会記事摘要」²¹⁾では、次のような通達が行われている。

本会寄付行為第一章第二条所載ノ趣旨ニ基キ講演ヲナス時ハ左ノ各項ヲ確守シ輕忽ノ事アルヘカラス此旨通告ス

但三条教憲及神誠ノ捧読神拝ノ詞祓詞等ヲ授クルハ廃止ス

一皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭ヲ以テ講演ノ基礎トス

但古典ノ要文歴代ノ詔勅律令格式等ニ依リテ布演スルハ無論ノコト

二懿訓詔勅捧読ノ際ハ必式服ヲ着シ來場諸員ヲシテ敬礼ヲ表セシムベシ

三講演ヲナス時ハ式服若クハ羽織袴「フロックコート」ヲ着用スルモノトス
四講演中学理若クハ歴史上ニツキ宗教上ノ論議ニ渉ルハ妨ケナシト難ドモ謗議ヲナス
ヘカラス

五古典歴史以外ノ説ヲナシ死後ノ安心立命或ハ苦楽等ノ説ヲ演シ宗教ト混同スル如キ
コトアルヘカラス

これによつて奉齋会は、明治初年以來の「三条教憲及神誠ノ捧読神拝ノ詞祓詞等ヲ授クル」ことを廃止した。そして、「死後ノ安心立命或ハ苦楽等ノ説」が「宗教」と混同される恐れがあることを指摘し、「皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭」を講演の「基礎」とした、あくまで「古典歴史」について講演を行うよう指導がなされているのである。

以上のような神宮奉齋会への変化によつて「講社を團結」することや「祈祷報賽を修し神符神饌を授」けることが「宗教」的として廃止され、「国典」に依拠した「国礼」介助と、神宮大麻・暦の頒布を行うこと、「皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭」を「基礎」とする「古典歴史」の講演等が「非宗教」たる奉齋会の中心的な活動となつたのである。

さて、神宮奉齋会は、神宮教時代の教区制、各教会、教師の職制等を廃止し、議決機関である通常会を評議員会に、諮詢会を理事会へと変更した⁸。また、東京市麹町区有楽町の事務所を神宮奉齋会本院、三重県度会郡宇治山田町事務所を神宮奉齋会大本部とし、各地に本部を置き、その下に支部を置いた。会長は藤岡好古、理事に篠田時化雄、神田息胤、松本正泰、山内豊章、川浪真正、塚田菅彦が就任し、各地方本部の本部長も任命された。評議員には、国典・国礼に通曉し、毎年金百円以上を寄附するものが理事会の議決によつて二十名以上、三十名以下を上限として任命された。最初に評議員に任命されたのは、清原博見、土岐速雄、宮原正、宮川宗保、當山亮道、今泉定助、坂常三郎で、次いで船曳衛、山田大路元安、吉村春樹が任命されている。他に神宮奉齋会の服制・祭式についても新たに定められた。神宮奉齋会の職員については、本院に会長・理事以下、庶務課長・礼典課長と録事が置かれ、大本部には、大本部長、大本部幹事、大本部録事が置かれた。各本部には、本部長、本部幹事、本部課長、本部録事が置かれている。さらに、支部には、支部長、支部書記が置かれている。

また、本院・大本部・本部・支部内に、それぞれ「国典攻究部」と「国礼修行部」が設けられ、「国典攻究部」に講師・講書・講書補が、「国礼修行部」に主礼・礼部・礼部補が置かれた。講師と主礼は、理事会の議決によつて任命し、講書・講書補と礼部・礼部補は、

会長によつて任命された。これらの内、講師の任命条件からは、神宮奉斎会の講師が教導職制度を引き継ぐものであったこと、皇學館・國學院の卒業証書と皇典講究所の学階証が、国典に関する学力を証明するものとして機能していたことが窺い知れる。さらに、主札・礼部・礼部補の任命条件からは、講師と異なり國學院や皇學館の卒業生よりも、神職としての履歴が重視されていたことが窺われる。

神宮奉斎会の信徒は賛成員と称され、奉斎会の「趣旨に基き、神宮を奉拝し、徳義を重んじ、奉公の事を行うを以つて義務」とし、名譽・特別・通常の三種が存在した。名譽賛成員は、「本会に功労あり、若しくは徳望ある者」を理事会の議決によつて招請し、「賛襄」「協賛」「賛助」の三種があつた。「賛襄」は「勅人以上及其待遇」を有すもの、「協賛」は「奏任以上及其待遇」を有すもの、「賛助」は「判任以上及其待遇」を有すものに委嘱された。特別賛成員は「金拾円以上」を納めたもの、通常賛成員は「金一円以上」を納めたものである。賛成員の入会にあたっては、承認状・章標・略章などと一緒に「神勅・勅語の摺物」が授与された。他に、賛成員の等級によつて伊勢参宮や神宮奉斎会本院参拝時の待遇なども定められた。さらに、明治三十二年十月十七日の令第十三号により、元神宮教々師、神風講社社員たる者も賛成員とされることとなった。次いで、特別普通の賛成員は、地方本部長の承認を得て、同一地方に居住する百人以上の組合を結成することも可能となった。この組合には組長、副組長、取締、世話係が置かれたが、これらの役職に元神風講社の構成員を承継することも可能となっている。

神宮奉斎会は、右のように組織面を整え活動を行つていったが、その活動として特筆されるものに国札（「婚礼式」「諸礼式」「葬祭式」「慰靈式」）の介助や、神前結婚式の創設、教育勅語捧読式と捧読会の開催、国学者奉斎の神社維持と墓所保存、日露戦争への取り組み、神宮大麻・暦の頒布等があげられる²⁶。この内、筆者が「祭祀」や「宗教」に関わる行為として特に重要なものと考えるのが、神宮大麻・暦の頒布、国札の介助と日露戦争への関与である。

神宮大麻・暦の頒布²⁷については、明治五年以来、神宮教院が行つてきたが、明治十五年の神宮教成立時に「神宮司庁教院区分処分条約」が定められたことにより、「大麻暦の製造頒布のことは神宮教院へ委託され²⁸」、神宮奉斎会の成立以後も神宮大麻の頒布は神宮奉斎会によつて行われていた。そして奉斎会は、三十三年四月十三日「大麻暦頒布制規」を制定し、各本部はこれに従つて大麻・暦を頒布することとした。他方で三十三年に

は、神宮に神部署^㉓が設立され、奉斎会の理事七名は、神部署参務員として、高等官の待遇を与えられている。

しかし、奉斎会の大麻頒布事業は帝国議会等で問題視されていく。まず、三十五年三月六日に開催された第十六回帝国議会に福島一造が神宮大麻に関する建議案を提出する。福島は、神宮が「日本ノ臣民タルモノハ必ラズ慎重ニ崇敬シテ敬神ノ意ヲ表」すべき存在であることを確認した上で、「近頃ニ至リマシテ此ノ至尊至重ナル神宮ノ靈璽乃チ大麻ノ頒布ヲ奉斎会ト云フ一私人ノ団体ニ請負ハシメ恰モ商家ガ営利ヲ目的トシテ行フ事業ト異ナル所ガナヒ」と述べ、大麻頒布「一切ノ費用ヲ国庫ヨリ支弁シテ之ヲ府県郷村社社司ヲシテ頒布セシメ」ることを希望している。この建議案は翌日、山内吉郎兵衛による修正意見を踏まえ可決された^㉔ものの、後に否決された^㉕。さらに、明治三十九年三月二十五日の第二十二回帝国議会では、濱田國松が同様の建議を行っている。濱田は、神部署が存在するにも関わらず奉斎会が大麻を頒布している現状を批判し、「頒布ノ方法ガ慎重ヲ欠イテ居タメニ、第一ハ神庁ヲ瀆シ、国体ヲ汚ス虞ガアル」と指摘する。そして奉斎会が「神道教ニ属スル団体デナイト自ラ主張シマスケレドモ、前段申述べタ通其原因ハ元ト神宮教ト称スル宗教カラ引続イテ来タ団体デアリマス、所謂其組織ハ宗教的ノ趣味ヲ帯ビテ居ル」と説き、宗教的な行為の実例として神前結婚式をあげている。また、奉斎会が大麻に等級を設けたことが営利的な行為として批判されている。この濱田による建議も委員会において可決されたが、本議会では否決された^㉖。

こうした神宮大麻と神宮奉斎会の関係をめぐる議論を背景として、神宮と奉斎会の間に「追加契約書」が締結されることとなり、奉斎会へ大麻頒布が委託されるのは明治四十五年三月三十一日までとなった^㉗。かかる状況を経て、四十四年には全国神職会が「神宮大麻は、これを神社に托し、神職をして頒布せしめられたき件」を通常会で議決する^㉘。しかし、四十五年には、神宮神部署支署二十八か所が奉斎会の地方本部内に設立され、大麻頒布を行うこととなった。この時、奉斎会の地方本部長は、神部署支署長に任命され、奉斎会と神部署との間に「家屋賃貸借契約」が結ばれた。しかしながら大正十五年には、神宮神部署支署が全廃され、昭和二年には全国神職会と各道府県神職会に大麻頒布事業が委託された結果、奉斎会と大麻頒布の関係はここに終止符が打たれた^㉙。

以上のような大麻頒布方法の変遷は、奉斎会にとって必ずしも良い方向には働かず、「特命の奉斎会本部長を以て、神部署支署長とする事も、段々に内務省は天降り人事を強行して、奉斎会系統を排して、内務省系統人を以て、支署長に任命する様になつたから、

奉斎会は庇を貸して、母屋を乗取らるる如き次第^㉔」となっていた。さらに大正十五年には、神部署支署が全廃されたことを受けて、奉斎会の静岡・度会・鹿児島本部等が廃止されている^㉕。ただし神部署・神宮奉斎会の人的一体化と、大正五年当時の大麻頒布員の状況を踏まえると（大正五年当時、神宮大麻の頒布員は、約八百名存在し、神職が四八九名、元官公吏三九名、経験者一四五名、篤志者四一名という内訳となっていた^㉖）、後の神社本庁設立に繋がる奉斎会と神職会の関係が、この大正期に構築されていたと考えられよう。

次に日露戦争への神宮奉斎会の取り組みについて述べる。奉斎会は、開戦当初に「戦捷祈願奉拝式」を行うとともに、会長や各本部長が軍隊慰問活動を行い、軍に対し神符神饌五万を贈呈し、或いは感謝状等を軍に送付するなどの活動を行っている^㉗。ここで注目されるものとして従軍礼典師の派遣と神葬祭の介助がある。従軍礼典師の派遣は、陸軍大臣寺内正毅に提出した藤岡好古の「願書」によると、日清戦争における神宮教の従軍布教使派遣の前例きを踏まえつつ、「皇祖皇宗ノ彝訓ヲ奉シ忠勇義烈国ニ効スノ奉公心ヲシテ弥堅固ナラシメンコトヲ講明セシ」め、「法ノ許ス限りハ我奉スル処ノ道ヲ以テ軍隊ニ大ニ尽ス」ことを目的として派遣されたものである^㉘。この従軍礼典師として宮城本部長清水廣景、福島本部長當山亮道、広島本部幹事石川芳洲の三名が派遣された^㉙。実際の従軍礼典師の活動は、第二師団に従軍した清水廣景の「従軍礼典師報告^㉚」によると、「軍神祭并出陣式」「軍隊講演」「葬儀の介助」等が行われている。

これに関連して奉斎会は、「戦死者公式葬儀介助」に積極的に取り組むこととなり、広瀬武夫中佐の葬儀を始め、初瀬・吉野沈没の際戦死した各将校の葬儀、林三子雄大佐、眞崎安一少佐の葬儀を喪主の代理として介助している^㉛。さらには、「戦死者公式葬儀」について「義務を以て職員を派し介助す可き旨」を出願し、「其筋に於ては出願の旨聞届けられれば必要の場合には全会に依頼す可き旨」が通牒された^㉜。このように奉斎会は、日露戦争開戦後、従軍礼典師の活動等を通して戦歿者の葬儀に積極的に関与していったのである。

以上のように神宮奉斎会は、「非宗教」たる財団法人として、神宮大麻・暦の頒布、「国札」の執行、「勅語勅諭」による講演等を活動の主軸としていった。特に神宮大麻の頒布による収入は、明治三十九年に二万六千三百七円余まで、奉斎会の目的に沿う活動に使用される重要な事業であるとともに、奉斎会が神職会との一体化を促していく回路としての役割を果たしたのである。また、日露戦争に関連して神葬祭へ積極的に関わっていったことは、「祭祀」の立場から葬儀に関与することが難しかった神職達の「宗教」的な側面を補う

行為であった。かかる「非宗教」としての奉斎会の活動は、大麻頒布が「祭祀」との一体化を進める契機となる行為であり、神葬祭の介助は「祭祀」の「宗教」的な側面を補う行為であった、と理解することができる。要するに奉斎会は、「非宗教」に属することによって、「祭祀」と同じ文脈に属しながら、その一体化を進めていく一方で、「祭祀」を取り巻く「宗教」性と強い関わりを有していたのである。しかしながら濱田國松の批判にみられるように、「国礼」執行が「宗教」性を帯びた行為であるとの見解は、奉斎会の「国礼」が「国典」に依拠することによって「非宗教」的な活動であるとの見解と鋭く対立するものであった。そのため「国典」に依拠することが「非宗教」的であるという奉斎会の理論は、明治四十年頃から、その矛盾を露呈していくのである。

三、神宮奉斎会と皇典講究所

前節でみたように神宮奉斎会の活動の根底には、「国典」に依拠することが「非宗教」的な行為であるとの理解があった。これを踏まえ、本節では奉斎会と「学事」の関係についてみてみたい。

神宮奉斎会と皇典講究所の関係は、神宮教時代に遡る。神宮教と皇典講究所の関係について筆者は、以前に検討を加えたので、ここでは重要と思われる点を略述するに止める。明治二十九年、財政的に窮迫した状況にあった皇典講究所は、神宮教との間に校地校舎の買収並びに神宮教々校と國學院との併置についての契約を取り交わした。これは、皇典講究所の校地校舎を抵当とした負債を整理するため、神宮教に校地校舎を条件つきで売渡し、神宮教々校を國學院に併置する契約であった。神宮教では、この契約を交わすにあたり、通常会員に対する諮問を行ったが、その事由書には、神宮教が皇典講究所を「神道全体」に「関係尠少ナラザル所」との認識が示されており、「之ヲ扶持シ、其隆盛ヲ期図スルハ目今ノ急要タリ」として、皇典講究所を「扶持」して國學院と神宮教々校を「合併セバ、洵ニ両全ノ便宜ヲ得ル」ことができると述べている。こうした神宮教での諮問を経て皇典講究所との間に「甲乙丙号ノ条約」が定められた。甲号は、土地・建物の権利関係について定め、乙号に相当する契約は、学生の養成に関して定めたものである。ここで注目されるのは、教校の卒業生に任意で「卒業試験ノ成迹ニ応シテ相当ノ学階ヲ授与」することも定められたことである。ここから神宮教の教師養成に「国学」が基盤となっていたことが窺い知れる。また、丙号では、甲乙両号の契約をする上でのもので、神宮教の重職者が

皇典講究所の運営に関わることを定めている。以上を経て神宮教々校は、明治二十九年國學院と併置されるに至り、神宮教々校の生徒は、國學院へ別科生として入学することとなった²¹⁰。

また、この時期注目されるのが神宮教による皇典講究所の出版活動の援助である。皇典講究所は、その設立以来、多くの雑誌や図書を刊行して「国学」の社会的発信を行ってきたが、そうした営為の一つとして明治二十九年から三十一年かけてに刊行された『神道叢書』がある²¹¹。『神道叢書』は、第一巻から第六巻までの編纂者を中島博光と大宮兵馬、發行所を神宮教院と水穂会としていたが、第七巻以降は編纂者が佐伯有義に、發行所は神宮教院のみとなっている。こうした変化は、財政難に喘ぐ皇典講究所に対し、神宮教が出版事業を引き受けていったことによる変更と考えられる。このように神宮教と皇典講究所の間には、出版活動からも密接な関係が構築されていた。

これ以後、奉齋会では、明治三十三年六月に生徒数二十余名の国典攻究飯田町支部を皇典講究所で講師を務める畠山健が主幹となって開設する²¹²。この飯田町支部は、三十五年五月生徒教養所と改称され森津倫雄²¹³が取締となり、一三名が神宮奉齋会の補助生として國學院（三年生が八名、二年生が四名、一年生が一名）の本科・撰科生として在学し²¹⁴、卒業後には神宮奉齋会の賛成員へと推薦されている²¹⁵。尚、補助生は、國學院の学生の内、「學術優等品行方正の者」を各本部長の推薦によって決定していた²¹⁶。

以上のように神宮奉齋会は、人材養成と出版活動の助成を軸として皇典講究所と一定の関わりを有していた。

一方で、神宮奉齋会と皇典講究所・國學院の新たな関係が構築されることとなった契機が、明治三十五年五月二十六日に皇典講究所・國學院の主要な施設を失わせた火災であった。ここからの復興策として三十六年二月二十八日の皇典講究所評議員会では、「一、皇典講究所法人規定第四ノ二項ニ基キ現在ノ地所建物買戻シノ件」「二、本所構内ナル東京府所有第四中学校校舍並付属舎払下ケ及前項諸建物大修繕ノ件」「焼失校舎再建ノ件」「研究科実施ノ件」「図書館設置ノ件」「礼典調査会設置ノ件」が諮問されたが²¹⁷、この評議員会で皇典講究所幹事兼國學院主事の高山昇は、

昨年四月ノ評議會ニ於テ各社ノ増額ヲ査定スルト同時ニ神宮奉齋会ガコレ迄年額金千円ヅゝ生徒教養費ヲ支出セシニ対シ、金二千円ノ増額即金三千円ノ支出ヲ同会ニ交渉（中略）本所ト奉齋会トノ共同事業ニ対シテ出金トセバ如何トノ新交渉（中略）

即ち本所の法人規定の目的（一）国学者を集めて、本邦の典故文献を講究すること、（二）國學院を置き学生を養成すること、（三）国学に関する著作印行、

神宮奉齋会の寄付行為には、（二）、国典攻究部ヲ設ケ国典ヲ攻究ス、（三）、国典編輯

ヲ設ケ国典儀式ニ関スル書類ヲ編輯スル、（五）、国体（宗教ニ渉ル儀式ヲ含マズ）修

行部ヲ設ケ祭典儀式ヲ練習ス、

全ク其ノ目的ヲ同ウスルモノナレバ、之ヲ共同事業トセバ神宮奉齋会ヨリ年々金五千円ヲ出金スルコトヲ得ベケンカト云フ交渉是ナリ、

今日マデ入組ミタル種々ノ感情モアルコトナレバ、明治二十九年二月廿九日ヲ以テ買戻約定ニテ売渡シタ土地及家屋一切ヲ買戻ス必要アルヲ認メタリ、

神宮奉齋会ニ於テモ、此ノ共同事業ニ依リテ比較的少額ノ金ヲ以テ寄附行為ニ適合セル公益事業ヲ為シ得ラルト云フニ至リテハ、一挙兩得斯道ノ為大ニ賀スベキコトナリト信ズ云々

と報告をしている。即ち、皇典講究所は、火災からの復興策の一つとして神宮奉齋会から支出されていた生徒教養費千円を三千円に増額することを交渉したが、不調に終わる。しかし、その後、皇典講究所と奉齋会の目的が同じであるために共同事業とすることによって五千円を支出するという交渉が行われたのである。この交渉は、奉齋会側にとっても「比較的少額ノ金ヲ以テ寄附行為ニ適合セル公益事業ヲ為シ得」る「一挙兩得」の案であった。また、皇典講究所が奉齋会に売渡した土地建物の買戻し期限が明治三十六年三月三十日のため、皇典講究所は、一万七千円の起債を行い、土地建物を買戻して基本財産とした。以上のような交渉が纏まり、三十六年三月三十一日に奉齋会と皇典講究所との間に、次の契約が交わされた。

第一条 神宮奉齋会皇典講究所と目的を同ふする左の条目は共同にて執行するものとす

一、本邦の典籍文献を講究し祭典儀式の調査及練習を為すこと

一、国学を攻究すること（生徒養成を包含す）

第二条 前条業務執行場所は皇典講究所に於てするものとす

第三条 神宮奉齋会は共同業務執行費用に充つるため、明治卅六年度（当年四月ヨリ翌年三月迄ヲ一年トス）よ

り同卅八年迄毎年金五千円宛同卅九年度より毎年六千円宛を出金するものとす

但し本条の出金は月額に割合毎月一日支出するものとす

第四条 皇典講究所は共同業務執行のため土地建物什具類を供給し之れが使用に供するものとす

第五条 皇典講究所は前条の土地建物に要する費用及び第三条神宮奉斎会出金額にて不足する費用を負担し、出金するものとす

第六条 第一条の共同業務執行により調製したる物件及諸収入金は神宮奉斎会皇典講究所の共有に属するものとす

第七条 前条収入金は神宮奉斎会皇典講究所合議の上共同業務に使用するものとす

第八条 共同業務執行の監督は神宮奉斎会皇典講究所職員中より各代表者一人宛を定め之れが任に当らしむるものとす

第九条 共同業務執行に要する人員は皇典講究所の職員を以て之れに充て之れに要する経費は共同費を以て支弁するものとす

第十条 共同業務執行の収支は毎年度（自当年四月
至翌年三月）の始めに於て予算を編成し之れに因りて事務を取扱ふものとす

但し不得止事由に依り予算外の支出及他の款項の金員を流用せんとするときは神宮奉斎会皇典講究所の代表者（共同業務執行監督者）の合議に依り決行するものとす

第十一条 其他業務執行の収支予算は毎年度の終りに之を為し剰余金は之を翌年度に繰越すものとす

第十二条 共同物件金円等の分割を為す時は神宮奉斎会皇典講究所平等分配を為すものとす

第十三条 此の契約の期限は明治卅六年四月一日より明治四十一年三月三十一日迄満五年と定む

但し満期に至り継続する時は更に協定するものとす

右の契約は、神宮教時代の契約が契約期間中であつたため、明治三十六年三月三十日に一端解除を行い、改めて神宮教時代の契約に代るものとして契約された。契約書によると、神宮奉斎会と皇典講究所は、「本邦の典籍文献を講究し祭典儀式の調査及練習」と、生徒養成を含む「国学を攻究する」という、目的を同じくする事業を共同で執り行うことを定め

た。これに伴い奉斎会は、共同業務執行費用として、三十六年から三十八年まで金五千円を、三十九年からは金六千円を皇典講究所に支払うこととなった。また、共同業務執行の監督を奉斎会と皇典講究所の代表者各一名が行い、共同業務執行を行う人員は皇典講究所の職員から選出され、その経費は「共同費」から支出されることとなった。尚、共同事務の監督者には、久保恵鄰が就任している²³。さらに、この契約書に付随した規定書が三十九年三月三十一日に定められた²⁴。本規定書で注目されるのは第五条である。ここでは、奉斎会の推薦によつて皇典講究所顧問が一名、奉斎会理事から幹事が二名、理事四名が協議員に、皇典講究所職員ではない本部長が評議員を、それぞれ囑託されることとなった。これにより奉斎会理事の藤岡好古が顧問、理事の船曳衛・賀茂百樹が幹事、篠田時化雄・神田息胤・塚田菅彦・田中成一郎が協議員、本部長十九名が評議員を囑託された²⁵。しかしながら、こうした奉斎会と皇典講究所の人的関係は、明治四十一年に契約が期間満了となつて再契約されることはなかつたため自然と解消されたようである。

以上のような神宮奉斎会からの援助に対して皇典講究所は、明治四十一年五月に開催された大会議で、「神宮奉斎会ハ本所ト共同事業ヲ為シ、年々多大ノ金円ヲ支出セリ、本所ノ発展シテ現況ヲ見ルニ至レルコト実ニ一大原因ナリトイフベシ、爰ニ本会ハ謝意ヲ表シ併セテ将来ノ賛助アランコトヲ希望ス²⁶」との決議案を可決し、改めて奉斎会への謝意を表明している。

他に注目される点として、神宮奉斎会と皇典講究所の共同事業の一つとして『神祇全書』全五輯の出版があげられる。『神祇全書』は、明治三十九年から四十一年にかけて第一輯から第五輯までが刊行された。『神祇全書』は、発行者が皇典講究所（代表者、目黒和三郎）と神宮奉斎会（代表者、北山重正）となつており、編纂校訂代表者を佐伯有義が務め、他に本居豊顕、井上頼圀、宮地巖夫、高山昇等が校訂を、資料の蒐集には、萩野由之、松本愛重、村岡良弼、黒川真道、逸見伸三郎、松木時彦といった当時の著名な国学者・神職が関わっていた。こうした『神祇全書』発行の目的とは、日露戦争への「紀年事業」の一つとして、忘れ去られつつある「神のふる事をするもの」を集めて、「万代にのこしとゞめ」ることにあつた²⁷。そのため『神祇全書』の内容は、主に神社や神社考証に関わる文献が多数収録されるものとなっている。本書の価値は皇典講究所の出版活動の実態や社会的意義の更なる解明とともに、今後検討されるべき課題と考えるが、少なくとも『神祇全書』の刊行は、奉斎会と皇典講究所の共同業務の成果であつたことだけはいえよう。

このように神宮奉斎会は、神宮教時代から、人材養成・出版活動を軸として、皇典講究

所と密接な関係を構築していた。この関係は、奉斎会時代においても一貫して継続されていたが、神宮教の「非宗教」化と、皇典講究所・國學院の火災を契機として、その人的な一体化がより強く促されていくこととなるのである。

四、「祭祀」「学事」と「教派」

これまでみてきたように神宮奉斎会は、「宗教」から離脱して「非宗教」化し、「祭祀」「学事」と非常に緊密な関係を構築していた。こうした関係を前提として、本節では、この三者と、明治十五年の「祭教学分離」によって分離され、「宗教」に位置づけられていた「教派」との関係から「非宗教」について検討してみたい。

明治十五年の神宮教導職分離という「祭教学分離」によって、「祭祀」「学事」と明確に分離していった教派神道は、十七年に教導職制度自体が廃止されたことにより、制度的に確立していくことになる⁶¹⁾。この「教派」と「祭祀」「学事」の関係については、これまでその分離が強調されてきた結果、「教派」の教師任命をめぐって、「祭祀」と「学事」の両者に関わりがあったことは、あまり言及されていないように思われる⁶²⁾。「教派」と「祭祀」「学事」が教師任命を軸に一定の関係を有していたことは、明治二十八年に成立した各教派の「教師検定条規⁶³⁾」から窺われる。この「教師検定条規」は、二十八年五月三十日に出された内務省訓令第九号「教規宗制中に教師検定条規を定むる件⁶⁴⁾」を受けて成立したものである。まず、この内務省訓令によると、「各神道教派」「各仏道教派」に対し、内務省は、「各教宗派教師」が「布教伝道ノ任ニ在ルヲ以テ学識德行」を兼ね備えた「世上ノ崇敬欽仰ヲ受クヘキ」存在と位置づけた上で、教師の現状を「現今教師中無学悖徳ニシテ其任ニ適セサルモノ尠ナカラスト聞クスノ如キハ畜ニ教師ノ本分ヲ尽クス能ハサル」と批判して、「教義宗旨ノ不振及徳義ノ廢頹ヲ来シ遂ニハ教宗派の衰微ヲ招キ茶毒ヲ社会ニ流布スルコトナキヲ保シ難シ」との危機感を表明する。その上で「人民ニ布教伝道スル教師ハ教義宗旨ニ精通スルノ外尚尋常中学校科相当以上ノ学識ヲ具備スルニアラサレハ到底其任ニ適セス」と述べ、教師資格の条件として中学校卒業以上の学力を求めている。この内務省訓令を受け、各教派では「教師検定条規」を定めていく。各教派の「教師検定条規」では、黒住教・神宮教⁶⁵⁾・神道扶桑教を除いた、実行教・神道修成派・神道・大成教・神習教・大社教・神道禊派が教師資格の認定にあたつて官国幣社の神職としての経歴や、神宮皇學館本科卒業生、皇典講究所学階証を有するものなどについて試験の一部或いは全部を免除し

ている¹⁵。ここから明らかなように、明治十五年に「祭祀」「学事」と分離した「教派」は、神道教師の資格授与と関連して「祭祀」「学事」と一定の関係を有していたのである。さらに、ここからは「教派」の基盤の一つに「学事」たる「国学」が存在したことを示している¹⁶。

こうした「祭祀」「学事」と「教派」の関係を前提として、二つを分かつ「宗教」の垣根を超えて結成されたのが神道同志会¹⁷である。この神道同志会結成について、『神社協会雑誌』の「全国神道家大会」では、次のように報じられている¹⁸。

全国神道家大会は去る三月十六日神道元老諸氏の集會に依りいよく開會する事に決し神職より五名以上神宮奉齋會皇典講究所より五名以上神道各教派より五名以上の委員を選出して今後の方針は一切委員に一任する事となり同月二十日及び廿四日午後一時より牛込赤城清風亭に委員會を開き左の如く決定す

一 来る五月四日五日の両日神田錦町錦輝館に於て全国神道家大会及び大演説會を開會する事

一 大会の前後上野公園其他に於て天幕伝道並に「神道のはなし」と題せる敬神尊皇愛國の三大要領を通俗的に編輯し五十万部を印刷施本する事

一 全国神道家大会事務所を麹町区飯田町二丁目三十九番地に設置する事

一 以上に対する一切の費用を金四千五百円と見積り出金する事

等を決議し散會直ちに各方面の運動に着手せりといふ

この決議を経て、明治四十年五月四日に開催された神道同志大会が「來會者千人以上」を集めて開催され、

一 吾人は神道同志會を組織す

一 神道同志會は教育勅語を遵法し斯道の發展を図るを目的とす

一 神道同志會に委員を置き必要の事項を處理せしむ

の三つが決議された¹⁹。この決議による神道同志會の設立を神宮奉齋會は、機関誌『養徳』において、次のように評価する²⁰。

従来我が神道界は学者と神職と教会との三つに分れ学者は只其の研究に籠蟄し、神職は各神社に退隠し教会は各派に孤立して氣脈相通せず、胡越音ならざりしが、今や一朝にして合同し、相連絡提携して斯道の發展に従事せむとするに至れるは抑時期到来の期運とはいへ我が党各方面の諸士が自覺奮發せられたるに由るものにて、茲に同志会なるもの新に組織せられ各方面より委員選出して永遠に尽瘁せられんとするに至れるは斯道の為め誠に慶賀すべきことといふべし、而して其の教育勅語を遵法するを以て本会の主旨綱領とせるは至当至正旗幟鮮明神道家たる者宜しく此の旌旗の下に縦横馳驅せざるべからずや、抑教育勅語は国民徳教の典型として降り給はりたるものにして教育上のみ関するものにあらざ、然るに従来教育上のみ関せるものと誤解せるもの世に尠からず、我々神道家は宜しく此の誤解を氷積して深く家庭に勅語の御旨趣を普及せしむることを勉めざるべからず、今や教育勅語は天皇陛下の御稜威と共に海外に普及し、欧米の人士深く勅語の御旨趣に感激して遵奉するものあるに至れり、此の時に際し、我々神道家は中外古今に施して悖らざる勅語の大道を広布して我が建国の大教を宣布す、豈偉大の業ならずや、神道家たる者、其責任は更に一層の重を加へて、其の事業益發展するを見るに至らむ豈快事にあらざや、冀くは同志会の決議をして愈其効力あらしめんことを望んで止まざるなり

右では、「神道界」が「祭教学分離」以来、「氣脈相通」ぜる状態であつたことを批判し、「相連絡提携して斯道の發展に従事」するために神道同志会を結成したと述べる。そして「教育勅語」が「教育上のみ関」するものではないことを指摘した上で、勅語が欧米からも評価されていることを理由としてあげつつ、活動の中軸に「勅語の大道を広布して我が建国の大教を宣布する」ことを据えたことを高く評価している。

さらに、彙報欄では、この時の概況が記されている。これに沿って、大会の状況を述べると、会長を千家尊福、委員長を藤岡好古が務め、神職会関係者として赤澤末吉、賀茂水穂、久保恵鄰、立花照夫、西内成郷、山崎常磐、岡部譲が、神宮奉斎会からは、北山重正、篠田時化雄、田中成一郎、船曳衛、宮原正喬、山田大路元安が、皇典講究所からは、今井清彦、高山昇、目黒和三郎が、教派神道関係者としては、黒住教から赤澤出八、禊教管長乾久三郎、神道本局から神崎一作、扶桑教管長宍野健丸、実行教管長柴田禮一、神習教から菅野正照、大社教東京出張所長千家尊弘、御嶽教代表者関口康壽、修正派管長新田邦貞、金光教本部出張所専掌畑徳三郎、といった人物が参加している。また、大会の開催にあた

つては、「殊に皇典講究所諸氏の如き其勞多きに居ることは尤も感謝すべきことなりとす」と報じられている。皇典講究所が神道同志会の開催に尽力したことは、先にみたように「学事」が神職養成とともに、教派神道の教師養成に関わっていたことが、「祭祀」と「教派」の結節点たり得る位置を確保することになったことを示している。他に、注目されるのは、「教派」が「宗教」を超えて「非宗教」たる「祭祀」「学事」と協調するための中核に位置づけられたのが「教育勅語」であったことである。ここからは、「祭祀」や「教派」において「教育勅語」や、それを基盤とした「国民道徳論」を説くという行為が、明治後期において「宗教」・「非宗教」を問わず「神道」が一致して行うべき重要な課題と考えられていたことが窺い知れる。

さて、神道同志会は、明治四十年十二月に「昨年の大会を承継して永遠に設立することゝな」り「神道同志会々則」を決定する。『神道同志会々則』では、第一条で名称を「神道同志会」とし、第二条で、その目的を「教育勅語を遵奉し惟神の大道を宣揚する」ことに定め、第三条で「神道に關係ある各団体及有志者」によつて組織されていることが決められた。そして第四条で神道同志会の事業を、斯道に関する講演・図書の発行・教育事業の振起等に定めている。尚、神道同志会の会長は、引き続き千家尊福が、幹事長を藤岡好古が務め、評議員を神職や、皇典講究所、神宮奉斎会、教派神道関連の人物が務めている。

神道同志会は、これ以後、主に講演活動を軸として活動を行っていくこととなるが、管見の限りでは明治末年頃にその活動を終熄させたと思われる。神道同志会の活動が社会的にどのような意義を持ったかはともかくとして、重要なことは、明治後期において全国神職会・神宮奉斎会・皇典講究所・各教派神道が「宗教」の垣根を越えた「非宗教」的な活動を行う必要を共有していたことであり、その成果が神道同志会の設立であったということである。また、神道同志会に皇典講究所が関わっていることは、皇典講究所が神社・教派と人材養成を軸に一定の関係を構築していたからと考えられる。これは、神社・教派の基盤の一つに「国学」が存在したことを示しているとともに、両者の結節点たる位置に皇典講究所があったことを意味しているのである。

おわりに

本章では、明治後期を対象としつつ、「非宗教」たる「祭祀」「学事」と神宮奉斎会の関わりについて検討してきた。最後にこれまで述べたことを纏めることによって、明治後期

における「非宗教」という枠組みについて述べることにしたい。

神宮と特別な来歴を有していた神宮教は、その活動を「公認教制」下の「宗教」として相対化されることを回避し、「宗教」の圏外に立つことを目的に、「非宗教」としての神宮奉斎会を設立する。こうした動向は、明治二十年代の神宮教における土地をめぐる紛擾を経て主張されることとなり、「宗教」的な言説を封じ、自らの活動を「国民道德」として位置づける考えに後押しされていた。そして、神宮教から「非宗教」化を遂げた奉斎会は、神宮大麻・暦の頒布活動と、「非宗教」としての「国礼」執行、「勅語勅諭」を基とする講演等を活動の主軸としていく。これらの活動の内、大麻頒布は、神宮の「宗教」性に関わる行為であるとともに、その収入が奉斎会の目的に沿う活動に使用される重要な事業であり、奉斎会と神職会の一体化を進める役割を果たした。また、「国礼」執行、特に神葬祭の介助は、日露戦争を契機として戦歿者祭祀へ奉斎会が積極的に関与する結果を招来し、「祭教分離」によって「宗教」的な行為が制限されていた「祭祀」の「宗教」性を、「祭祀」と同じ「非宗教」という枠組みに属しつつ、補う行為であったとみなすことができる。こうした神宮奉斎会の活動は、「国典」に依拠することが「非宗教」としての重要な根拠となっていた。この理解を背景としつつ奉斎会は、三十五年の皇典講究所の火災を契機として、皇典講究所と共同で業務を執行する契約を締結し、共同業務執行費を支払いつつ、人的な一体化を進めていくとともに、『神祇全書』出版という皇典講究所の「国学」研究と、その社会的発信を支えてもいた。

以上のように神宮奉斎会は、明治後期の「祭祀」「学事」「教派」「宗教」の関係性の中で、「宗教」に属す「教派」から財団法人として離脱し、「祭祀」「学事」と同じ「非宗教」という枠組みに属しながら、大麻頒布等を通して、その両者と人的な一体化を進めていく。そうした中で、「国典」に依拠する「国礼」を行うことにより、「祭祀」をめぐる「宗教」性を補う役割を果たしたのであった。さらに、このような神宮奉斎会の位置づけからは、少なくとも明治後期の神道人達にとって、「国典」に依拠した「国礼」が「非宗教」として一定の説得力を持つものであったことを示している。しかし、濱田國松による神宮奉斎会への批判から窺い知れるように、この理論は、明治四十年頃にその矛盾を露呈していく。こうした理論と奉斎会の活動実態の乖離が、後の神宮奉斎会会長今泉定助による神社を「既成宗教を超越したる、一種の宗教⁸」とする理解へと繋がっていくこととなるのであった。他方で、明治十五年を画期とする「祭教学分離」によって「祭祀」「学事」と分離し、「宗教」へと位置づけられた「教派」は、教師任命をめぐって「祭祀」「学事」と一定の関係を

有していた。こうした関係を前提としつつ、明治四十年には、「祭祀」「学事」と「教派」が、両者を分かつ「宗教」の垣根を越えて「教育勅語を遵法し斯道の発展を図る」ことを目的とした神道同志会を結成する。これは、明治十五年以降も、この三者が人的な面から関わりを有していたことによるものであり、特に「学事」が「祭祀」と「教派」に対し、人材養成という側面から両者の結節点としての位置を確保していたからであった。このことは「祭祀」だけでなく「教派」の基盤の一つに「国学」があつたことを示唆しており、皇典講究所の社会的役割の一端を窺わせよう。かかる「非宗教」としての「祭」「学」と「宗教」としての「教派」の関係性は、「祭教学分離」が三者の断絶そのものを示すものではないことを意味しているのである。そのため今後は、「非宗教」と「宗教」の関係を前提としつつ、近代における「神社」や「教派」を含む、より大きな「神道」や「宗教」の動向を再検討する必要も出てくるであろう。

註

「『祭政一致』を中心とする近代神道史の展開については、阪本健一『明治神道史の研究』（国書刊行会、昭和五十八年）、神社新報社政教研究室編『増補改訂 近代神社神道史』（神社新報社、昭和六十一年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成八年）、『国家神道形成過程の研究』（岩波書店一九九四年）、『近世・近代神道論考』（弘文堂、平成十九年）、武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』（大明堂、平成八年）、阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』（弘文堂、平成十八年）等がある。

『前掲『近代神社神道史』一二三頁。

『「神社対宗教」の問題については、加藤玄智編『神社対宗教』（明治聖徳記念学会、昭和五年）、河野省三『神社対宗教問題の考察―神道性格論の一面―』（『神道学』第一一〇号、昭和三十一年）、藤田大誠『神社対宗教問題に関する一考察―神社参拝の公共性と宗教性―』（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』七号、平成二十五年）等を参照のこと。

『近代の宗教概念については、『近代日本の宗教言説とその系譜 宗教・国家・神道』（岩波書店、二〇〇三年）、『宗教概念あるいは宗教学之死』（東京大学出版会、二〇一二年）、星野靖二『近代日本の宗教概念―宗教者の言葉と近代』（有志舎、二〇一二年）等を参照。

のこと。

『明治期の「祭教分離」について論じたものとして、前掲阪本『明治神道史の研究』、前掲『近代神社神道史』、前掲阪本『国家神道形成過程の研究』、『近世・近代神道論考』、佐々木聖使「神道非宗教より神社非宗教へ―神官・教導職の分離をめぐる―」（『日本大学精神文化研究所紀要・教育研究所紀要』第一六号、昭和六十年）、「国家神道形成過程の一考察―明治一四年の神祇官再興問題を通して―」（『山田顯義―人と思想』所収、日本大学総合科学研究所、平成四年）、齊藤智朗『井上毅と宗教―明治国家形成と世俗主義―』（弘文堂、平成十八年）、「帝国憲法制定期における祭教分離論」（前掲『国家神道再考』所収）等がある。

○前掲註3を参照。

○近代国学の成立については、藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）を参照のこと。

○前掲藤田『近代国学の研究』二一六頁。

○神宮奉斎会は、明治初年に神宮が国民教化運動を目的として設立した神宮教院を淵源とし、明治十五年の神宮教導職分離により神宮教となり、明治三十二年に財団法人神宮奉斎会へと展開していった組織である。この神宮奉斎会は、神社本庁の前身となった民間の神祇関係三団体（他は皇典講究所・大日本神祇会）の一つであり、終戦を期に神社本庁へと発展的解消を遂げている。神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の通史的な活動については、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷、神道文化会、昭和四十三年）を、神宮教院については、河野省三『宮川随筆』（神宮文庫、昭和三十七年）、『神宮・明治百年史』（神宮司庁、昭和四十六年）、阪本健一「明治初期における神宮の教化運動」と「神宮と明治維新」（ともに前掲『明治神道史の研究』所収）、神宮教については、菅浩二「日清戦争期の神宮教と海外神社―台湾神社初代宮司・山口透の生涯（前）―」（『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神宮と祭神―』、弘文堂、平成十六年）、黒田宗篤『宮地巖夫研究―その半生について―』（玉廬舎塾、平成二十三年）等の諸研究を参照のこと。

○都筑馨六については、馨光会編『都筑馨六伝』（馨光会、大正十五年）、小宮一夫「都筑馨六」（『近現代日本人物史料情報辞典』第二巻、吉川弘文館、二〇〇五年）等を参照のこと。

○前掲岡田『東京大神宮沿革史』五〇―五八、六二―六八頁。

○田中頼庸は、明治二十六年七月十三日に辞職願を提出、同十七日に内務大臣より認可された。前掲岡田『東京大神宮沿革史』六八―六九頁。

¹³ また、こうした問題は、明治中期に進展した第三次「祭教分離」における近代の神宮をめぐる議論とは無関係ではないと考えられる。この第三次「祭教分離」政策の顛末については、前掲齊藤「帝国憲法成立期における祭教分離論」を参照のこと。

¹⁴ 「神宮教の本領」(『教林』第三五号、明治二十九年五月)。尚、『教林』は、神宮教が神宮奉斎会へ改組したことを受け、明治三十二年九月に『祖国』へと改題し、明治三十五年九月には『養徳』へと改題している。本章では、いずれの雑誌も国立国会図書館所蔵のものを参照した。

¹⁵ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』九五―九七頁。藤岡好古の伝記については、宮井鐘次郎『藤岡翁小伝』(藤岡翁古希祝賀会事務所、大正五年)を参照のこと。

¹⁶ 前掲菅『日本統治下の海外神社』二七九―二八〇頁。

¹⁷ 『祖国』第一号(明治三十二年九月)。

¹⁸ 『祖国』第二号(明治三十二年十月)。尚、堀秀成については、『宣教使堀秀成―誰も書かなかった明治』(三弥井書店、二〇一二年)、小林威朗「堀秀成と宣教使」(『明治聖徳記念学会』復刊第五〇号、平成二十五年)等を参照のこと。

¹⁹ 「神宮教教規」による。この「教規」については、本論文第二章を参照のこと。この「神宮教教規」は明治二十六年に改正されたが、その活動方針に関しては、ほぼ改正以前の教規に沿うものであり、基本的な方向性は変化していないといえる。ただし、第二条に神宮教の主祭神が「天照坐皇大神」と明記されることとなった。さらに明治三十一年四月十九日には、奉斎する神に豊受大神が加えられている。前掲岡田『東京大神宮沿革史』九三―九四頁。

²⁰ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』九八―一〇一頁。

²¹ 前掲同、一〇二頁。

²² 前掲『祖国』第一号。あるいは、前掲『東京大神宮沿革史』一七四―一七五頁等も参照のこと。

²³ 以下、神宮奉斎会の組織に関する記述は、特に断りのない限り、全て前掲岡田『東京大神宮沿革史』によっている。

²⁴ 講師・講書・講書補の任命条件を左に掲げておく。尚、いずれも各条件の内一つを満たす者が任命される。講師は、

- 一、 国典攻究部高等試験合格証書を有する者
- 二、 博士の学位又は学士の称号を有する者
- 三、 帝国大学、高等師範、高等学校、神宮皇學館本科又は国学院本科卒業証書を有する

者

- 四、皇典講究所の学正の学階を有する者
- 五、高等官、高等官たりし者又は同待遇を受けたる者にして学歴ある者
- 六、明治十七年八月十一日以前権少教正以上に補せられたる者
- 七、斯道に関する著述を為し、或は斯道拡張に経験ある者にして、其職に適當なる者
- 八、滿十年以上講書の職に在りし者

講書は、

- 一、国典攻究部尋常試験合格証を有する者
- 二、尋常師範、尋常中学校の卒業証書を有する者
- 三、判任官又は判任官たりし者又は同待遇を受けたる者にして学歴ある者
- 四、滿三ヶ年以上学校教員（準判任官以上）の職を勤めし者
- 五、明治十七年八月十一日以前権大講義以上に補せられし者
- 六、皇典講究所三等司業以上の学階を有する者
- 七、滿五年以上講書補の職にありし者

講書補は、

- 一、国典攻究部尋常試験二科目以上を及第せる者
- 二、神宮皇學館専科又は国学院専科卒業証書を有する者
- 三、明治十七年八月十一日以前権訓導以上に補せられし者
- 四、皇典講究所八等司業以上の学階を有する者

となつてゐる。前掲岡田『東京大神宮沿革史』一四二―一四四頁。

主礼・礼部・礼部補の任命条件を左の掲げておく。尚、主礼・礼部・礼部補も各条件の内一つを満たす者が任命されている。主礼は、

- 一、国礼修行部の高等試験合格証書を有する者
- 二、神宮奉斎会本部長又は大本部幹事の職に在る者

- 三、元神宮大教正権大教正たりし者
- 四、神宮禰宜以上、官国幣社宮司又は権宮司の職にありたる者
- 五、高等官、高等官たりし者又は高等官の待遇を受けたる者及高等官の資格を有する者にして国礼に通曉する者
- 六、明治十七年八月十一日以前権少教正以上に補せられたる者
- 七、満十年以上礼部補の職に在りたる者

礼部は、

- 一、国礼修行部尋常試験合格証書を有する者
- 二、本部幹事、大本部課長、本部課長、又は支部長の職に在る者
- 三、官国幣社主典以上又は府県郷村社々司の職にある者
- 四、元神宮教権少教正以上に補せられし者
- 五、明治十七年八月十一日以前権大講義以上に補せられし者
- 六、皇典講究所三等司業以上の学階を有する者
- 七、満五年以上礼部補の職に在りたる者

礼部補は、

- 一、国礼修行部尋常試験二科目以上及第せる者
- 二、本院、大本部本部録事又は支部書記の職に在る者
- 三、元神宮教権訓導以上に補せられし者
- 四、郷社々司又は府県郡村社社掌の職にある者
- 五、明治十七年八月十一日以前権訓導以上に補せられし者
- 六、皇典講究所八等司業以上の学階を有する者

となつてゐる。前掲岡田『東京大神宮沿革史』一四四—一四六頁。

『前掲岡田『東京大神宮沿革史』一五五—一八六頁。

『神宮大麻・暦の頒布については、「神宮大麻に関する研究会報告書（一・二）」（『神社本庁教学研究所紀要』、平成十六・十七年）を参照のこと。

- ²⁸ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』四六頁。
- ²⁹ 神部署官制については、阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年）一六一頁。
- ³⁰ 『帝國議會（衆議院）委員會神社関係議事速記録』（神社本庁、平成二十二年）二六八—二七〇頁。
- ³¹ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』一八五頁。
- ³² 前掲『帝國議會（衆議院）委員會神社関係議事速記録』三三八—三六九頁。
- ³³ 前掲『東京大神宮沿革史』一八六—一八七頁。
- ³⁴ 『全国神職会々報』第一六五号（明治四十五年七月）。
- ³⁵ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』一七九—一九九頁。
- ³⁶ 前掲同。
- ³⁷ 前掲同、一九三—一九七頁。
- ³⁸ 一松又治『神宮大麻と国民精神の機微』（社会神道学研究会、大正九年）九八頁。また、大正期における地方神職会の大麻頒布活動については、藤本頼生「地方神職会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四九号、平成二十四年）を参照のこと。
- ³⁹ 『全国神職会々報』第五六号（明治三十七年三月）。
- ⁴⁰ 神宮教の従軍布教使については、菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神宮と祭神—』（弘文堂、平成十六年）を参照のこと。
- ⁴¹ 『養徳』第三卷二号（明治三十七年二月）。
- ⁴² 前掲同、第三卷三号（明治三十七年二月）。
- ⁴³ 前掲同、第三卷七号（明治三十七年六月）。
- ⁴⁴ 前掲同、第三卷六号（明治三十七年五月）・同七号。
- ⁴⁵ 『全国神職会々報』五九号（明治三十七年六月七日）。
- ⁴⁶ 前掲『帝國議會（衆議院）委員會神社関係議事速記録』三五八頁。
- ⁴⁷ 『國學院大學百年史』（國學院大學、平成六年）上巻二四四—二四五頁。
- ⁴⁸ 神宮教々校については、本論文第二章を参照のこと。
- ⁴⁹ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』八四—八五頁。
- ⁵⁰ この契約については、前掲『國學院大學百年史』二四七—二四九頁を参照。
- ⁵¹ 前掲同、二五五頁。尚、神宮教々校が最終的にどのようなようになったかは不明であるが、現状では、教校の学生を國學院の別科生としたことにより有名無実と化した可能性が高いと思われる。

⁵² 阪本是丸「皇典講究所関係出版物に関する一考察」（國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道——國學院大學の学術資産を中心に——』所収、弘文堂、平成二十一年）。

⁵³ 『祖国』第一号（明治三十三年七月）。

⁵⁴ 森津倫雄の略歴については、森津倫雄述『石上神宮の鎮魂祭』（森津先生喜壽祝賀会、昭和二十八年）を参照した。

⁵⁵ 『養徳』第三号（養徳社、明治三十五年五月）。

⁵⁶ 前掲同、第六号（明治三十五年八月）。

⁵⁷ 前掲同、第七号（明治三十五年七月）。

⁵⁸ 前掲『國學院大學百年史』三三六—三三七頁。

⁵⁹ 前掲同。

⁶⁰ 前掲同、三四四頁。

⁶¹ 前掲『養徳』第二卷四号（明治三十六年五月）。前掲岡田『東京大神宮沿革史』一六〇—一六一頁。

⁶² 前掲『國學院大學百年史』三四六頁。

⁶³ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』一六二—一六三頁。尚「規定書」の本文を左に掲げておく。

第壹条 神宮奉齋会ト皇典講究所ト其目的ヲ同フスル著作編輯ハ追テ協議ノ上執行スルモノトス。

第貳条 前条ノ場合ニ於テハ、皇典講究所ノ表門ニ掲グル神宮奉齋会国典攻究部
国礼修行部ノ門標ニ
国典編輯部ノ五字ヲ加フルコト。

第参条 第壹条ノ共同業務執行ニ要スル經費ハ更ニ出金シ、其ノ細則ハ別ニ定ムルモノトス。

第四条 國學院研究科実施ノ時ハ、古学ノ一科（名称ハ更ニ規定スルモノトス）ヲ置クモノトス。

第五条 神宮奉齋会、皇典講究所共同業務ノ円満遂行ヲ謀ランカ為メ、皇典講究所ハ神宮奉齋会ノ推薦ニ依リ、左ノ職員ヲ囑託スルモノトス。

一、神宮奉齋会中ヨリ皇典講究所顧問壹名、及同会理事中ヨリ皇典講究所幹事貳名ヲ囑託ス。

一、神宮奉齋会理事中四名ヲ皇典講究所協議員ニ囑託ス。

一、神宮奉斎会本部長中、皇典講究所職員タルモノヲ除キ、其ノ他ノ本部長ニ皇典講究所評議員ヲ囑託ス。

第六條 前条ノ職員ハ総テ名誉職トシ、契約解除ノ時ハ辞令ヲ用キズ、解囑セルモノトス。

第七條 神宮奉斎会ハ皇典講究所カ本契約共同費以外ニ於テ現在ノ負債ヲ償却スル為メ、毎年支出スル金壹千円以上ノ金額及ビ其利息ノ支払ヲ承認スルモノトス。
此ノ規定ハ前記契約書ニ附帶スルモノニシテ、共同業務執行契約存続期間実行スルモノトス。

⁶⁴ 前掲『國學院大學百年史』三四六・三七六頁。

⁶⁵ 前掲同、四二七頁。

⁶⁶ 本居豊穎「序」（佐伯有義編纂校訂『神祇全書』第一輯所収、皇典講究所・神宮奉斎会、明治三十九年）

⁶⁷ 教派神道の成立過程については、井上順孝『教派神道の形成』（弘文堂、平成三年）を参照のこと。

⁶⁸ 教派神道と皇典講究所・國學院の関わりについて論じたものとしてあげられるのは、戦後が対象となっているものの管見の限り、中山郁「國學院大學と教派神道―教派神道連合会「神道講座」・御嶽教「地方教学院」の事例から―」（『史料から見た神道』所収）のみである。改めていうまでもないが、「祭祀」と「学事」は神職養成を軸として密接な関係を有している。このことについては、前掲『國學院大學百年史』等を参照。

⁶⁹ 国会図書館所蔵『神道教規大全（改正）』所収（明治二十九年、報行社）。

⁷⁰ 『明治以後宗教関係法令類纂』（第一法規出版株式会社、昭和四十三年）八四一頁。

⁷¹ ただし、神宮教が皇典講究所と密接な関係にあったことは、本論文第二章、或は本章第三節を参照のこと。

⁷² 前掲『神道教規大全』所収「教師検定条規」を参照のこと。

⁷³ 尚、ここにいる神道同志会は、後の教派神道連合会とは異なるものである。教派神道連合会は、明治二十八年に神道同志会として結成され、明治三十二年に神道懇話会と改称、明治四十五年に神道各教派連合会と改称し、昭和九年に教派神道連合会と改称して、現在に至っている。教派神道連合会結成百周年記念誌『いのりとつどい』（教派神道連合会、平成八年）による。

⁷⁴ 『神社協会雑誌』第六卷四号（明治四十年四月）。

⁷⁵ 前掲『養徳』第六卷五号（明治四十年五月）。

⁷⁶ 前掲同。

⁷⁷ 前掲同。

⁷⁸ 前掲『養徳』第七卷二号（明治四十一年二月）。尚、参考のため「神道同志会々則」を左に掲げておく。

第一条 本会は神道同志会と称す

第二条 本会は教育勅語を遵奉し惟神の大道を宣揚するを以て目的とす

第三条 本会は神道に關係ある各団体及有志者を以て組織す

第四条 本会の事業左の如し

一 斯道に關する講演を開催すること

一 斯道に關する図書を發行すること

一 斯道に關する教育事業を振起すること

一 孝子節婦等を旌表すること

一 公益慈善の事業を奨励すること

第五条 本会に左の役員を置く

会 長 一 名

副会長 一 名

評議員 三十名

幹事長 一 名

幹 事 七 名

第六条 会長副会長は總會に於て推薦し評議員幹事長幹事は幹事は會長之を囑託す

會長は評議員に諮り顧問を囑託することを得

第七条 本会は毎年一回大会を開く

第八条 本会の經費は各団体の釀出金及有志者の寄附金を以て之に充つ

⁷⁹ 前掲同。この時、評議員に任命された人物は、赤澤出八、今井清彦、入江雅次、磯部武者五郎、大津淳一郎、賀茂水穂、神崎一作、菅野正照、北山重正、久保惠鄰、佐伯有義、篠田時化雄、宍野健丸、関口康壽、高山昇、竹崎嘉通、富岡宣永、平田盛胤、藤岡好古、船曳衛、藤沼由太郎、宮地巖夫、宮原正喬、目黒和三郎、本居豊穎、湯本武比古、渡邊吉方、井上頼圀である。

⊙ 『全国神職会々報』第一五四号（明治四十四年八月）に神道同志会の講演に関する記事がみられるのが最後と思われる。

⊙ 今泉定介『神社非宗教論』（神宮奉斎会本院、大正十五年）一六頁。

第四章 神宮奉斎会から神社本庁へ

はじめに

本章は、神社本庁の前身となった神祇関係三団体である大日本神祇会・皇典講究所・神宮奉斎会が神社本庁体制へ発展的解消を遂げていく過程と本庁設立以後の神宮教化の展開に着目しつつ、明治初年以來、神宮の教化活動を担ってきた神宮奉斎会がどのように戦後の神社界へと連続していったのかを検討することにある。

神社本庁の設立過程については、『神社本庁十年史』『神道指令と戦後の神道』『神社本庁史稿』『戦後の神社・神道』等によって、神社本庁設立に至る過程が詳細に明らかにされている¹⁾。しかし、これらの諸文献は、戦前期の神道界において神宮奉斎会がどのような役割を有しており、それが神社本庁へと、どう連続していくのかという点についてはさほど注意が払われていない。一方、神宮奉斎会の歴史的展開について論じた岡田米夫と阪本是丸の研究では、戦前期の神宮奉斎会の活動を踏まえつつ、神宮奉斎会本院が東京大神宮へと位置づけられていく過程が明らかにされているものの、神宮奉斎会から神社本庁への連続性についてはあまり言及がない²⁾。

以上から本章では、大正から昭和戦前期の神宮奉斎会の活動を確認しつつ、戦後の神社本庁への展開を検討することにより、近代神道史の展開において神宮奉斎会がどのような役割を果たし、それが戦後の神社界へとどのように繋がっていくのかを考察することを目的とする。

そのため、まず神宮奉斎会設立に至る過程と、奉斎会の活動について簡単に触れておく。明治五年、神宮は国民教化運動を推進するため神宮教会を設立するが、それに伴って国民教化運動を担う人材養成機関として神宮教院を設立する。他方、東京に神宮司庁東京出張所が設けられ、六年には従来の伊勢講を再編して神風講社を結収していき、八年六月には、後の東京大神宮へと連なる神宮遙拝殿の建設が許可された。こうした神宮の教化体制は、八年以降に神宮教院を中心とする体制へと再編されていくこととなる。しかし、このような教化体制は、十三年の祭神論争を経た十五年の神宮教導職分離によって神宮と分離されることが決定され、神宮教へと改組されることとなる。神宮教は、十九年に「神宮教教規」を定め、二十六年にこれを改正し、教団組織を固めていくこととなるが、一方で二十年代には土地問題をめぐる紛擾が起こり、その中から神宮教を「非宗教化」しようとする主張

が展開されることとなる³⁾。

こうした流れを前提として、民法が施行されたのが契機となり、三十二年に神宮教を解散して財団法人神宮奉斎会を設立することが決定される。ここで設立された神宮奉斎会は、その寄附行為の第一条に「本会の目的は神宮の尊厳を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴し、国典を攻究し、国体を講明し国礼（宗教に亘る儀式を含まず以下同し）修行、神宮大麻及暦頒布の事に従ふにあり」とあるように「神宮の尊厳を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴」して、「国典を攻究」し「国体を講明」して「国礼」を修行し、「神宮大麻及暦頒布」を行うことを目的としていた⁴⁾。

以上のような経緯を経て成立した神宮奉斎会は、神宮教時代の制度を廃止し、評議員会と理事会を設け、有楽町の事務所を神宮奉斎会本院、宇治山田町の事務所を神宮奉斎会大本部とし、各地に本部と支部を置いた。他に奉斎会の職制や服制・祭式についても新たに定められた。また神宮奉斎会の信徒は、賛成員と称されること等が定められ、賛成員の等級によつて伊勢参宮や神宮奉斎会本院参拝時の待遇なども定められている。また明治三十二年の令第十三号により、元神宮教々師、神風講社社員たる者も賛成員とされることとなるとともに、特別普通の賛成員が地方本部長の承認を得て、同一地方に居住する百人以上の組合を結成することも可能となった。この組合には組長、副組長、取締、世話係が置かれたが、これらの役職に元神風講社の構成員が就任することも可能となっている⁵⁾。

このような神宮奉斎会の組織が前提となり、以後国礼（「婚礼式」「諸礼式」「葬祭式」「慰霊式」）の介助や神前結婚式の創設、神宮大麻・暦の頒布といった活動が展開されていく。神宮大麻・暦の頒布は、明治五年以来、神宮教院が行ってきたが、明治十五年の神宮教成立時に神宮教に委託されることとなり、神宮奉斎会の成立以後も頒布は奉斎会によつて行われていった。奉斎会は、三十三年に「大麻暦頒布制規」を制定し、各本部はこれに従つて大麻・暦を頒布することとなった。他方で三十三年には、神宮に神部署⁶⁾が設立され、奉斎会の理事七名は、神部署参務員となっている。しかし、奉斎会の大麻頒布事業は帝国議会等で問題視されていく。かかる神宮大麻の頒布をめぐる議論を背景として、神宮と奉斎会の間に「追加契約書」が締結され、奉斎会への大麻頒布委託が四十五年三月三十一日までと定められた⁷⁾。そして四十五年に神宮神部署支署二十八か所が、奉斎会の地方本部内に設立され、大麻頒布を行うこととなり、奉斎会の地方本部長は、神部署支署長に任命されるとともに、奉斎会と神部署との間に「家屋賃貸借契約」が結ばれた。しかし、大正十五年には、神宮神部署支署が全廃され、昭和二年には全国神職会と各道府県神

職会に大麻頒布事業が委託されることとなった。このような大麻頒布方法の変遷は、奉斎会にとつて必ずしも良い結果をもたらさなかった。さらに大正十五年には、神部署支署が全廃されたことを受けて、静岡・度会・鹿児島本部等が廃止されている。しかしながら、神部署・神宮奉斎会の人の一体化と、大正五年当時の大麻頒布員の状況等から奉斎会と神職会の密接な関係が、大正期に構築されていたと考えられる。

一方神宮奉斎会は、皇典講究所と神宮教時代から密接な関係を構築していた。特に神宮奉斎会時代の明治三十六年には、奉斎会が皇典講究所と「本邦の典籍文献を講究し祭典儀式の調査及練習」並びに、生徒養成を含む「国学を攻究する」等の同じ目的の事業を共同で執り行うことを定めた契約書が定められた。これに伴い奉斎会は、皇典講究所に対し資金援助を行うとともに、奉斎会の関係者が皇典講究所顧問や幹事、協議員、評議員に推薦され囑託されている。また、神宮奉斎会と皇典講究所の共同事業の一つとして『神祇全書』全五輯が出版された。このように神宮奉斎会と皇典講究所の人的関係の一体化が共同事業や出版活動を通して明治三十年代を契機として進展していくこととなり、奉斎会と皇典講究所の間にも密接な関係が構築されていったのである。

以上のような神宮奉斎会の活動が軸となりながら、後に神社本庁を設立する奉斎会と全国神職会・皇典講究所の密接な関係が構築されていくのであった。

一、大正・昭和戦前期の神宮奉斎会

ここでは大正から昭和戦前期の神宮奉斎会について確認していくが、その前提として神宮奉斎会会長の変遷について触れておく。奉斎会の会長は、初め藤岡好古が、次いで神田息胤、篠田時化雄と続き、明治三十六年十二月から再び藤岡が会長となつて大正六年六月まで務めた。大正六年に藤岡が死去した後は、篠田時化雄が十年五月まで会長を務め、それ以後今泉定助が昭和十九年九月まで会長を務めている。今泉逝去後は、藤岡好春が会長を務め、この時期に終戦を迎えることとなり、奉斎会は神社本庁へと発展的解消を遂げていったのである¹²⁾。

このような会長の変遷を踏まえた上で、大正期の神宮奉斎会において特筆される変化が伊勢大本部廃止、関東大震災による奉斎会本院の焼失とそれに伴う移転である。

この伊勢大本部は、三重県度会郡宇治山田町に置かれた事務所であつたが、その廃止理由は、

一、本会大本部ハ其ノ前身タル神宮教時代ニアリテハ、本院トシテ必要ナリシモ、本会成立、神宮遙祀ノ奉拝所トナリテハ、両宮咫尺ノ宇治山田市内ニ之ヲ置クノ要ナカリシモ、会員賛成員待遇所トシテ存置シ来レリ。然レドモ巍々タル本殿ノ此ノ地ニアルハ其当ヲ得タルモノニ非ズ。

二、大正元年以来、会員賛成員募集ニカカル収入ヲ以テ、僅ニ経費ヲ支持シツツアルモ決シテ永遠ノ道ニ非ズ。

三、神楽殿ノ改造費、貴賓室及参集所ノ新築アリテ、神部署ニ於ケル参宮人待遇ノ設備整ヒ、電車モ宇治橋迄直通セシヨリ、大本部ノ待遇ヲ受クルモノ自然減少スルニ至ル。

頁)

(『東京大神宮沿革史』二〇六

というものであった。即ち、伊勢大本部は、神宮教時代には「本院」として、神宮奉斎会時代においても会員の「待遇所」として、存在する意義があったことを指摘した上で、神宮教が神宮奉斎会へと改組したことにより「神宮遙祀ノ奉拝所」となったことから神宮の近くに存在する意義が薄れたことや、神部署に「参宮人待遇ノ設備」や交通の便が整ったことによつて「大本部ノ待遇」を受けるものが減少したことなどにより、維持が困難となつたことが述べられている。

次いで大正十二年九月一日には、関東大震災が発生した。これにより奉斎会本院は、火災に見舞われ焼失した。この時奉斎会では、御神霊を宮内省に御動座し、次いで日枝神社に奉安した後、直ぐに奉斎会本院にバラックを建築して御神霊を奉迎安置した。一方で奉斎会は、事務所・家屋を開放して被災者を収容するなど救護活動にも尽力している。その後震災による東京市の復興計画の關係で、奉斎会の敷地が狭隘となつたため、新たに飯田町へ移転されることが昭和二年に決定され、同年に建築が開始されて、三年十月に竣工、十四日には御遷座祭が執り行われた。

このような変化と大正・暦の頒布権を失つたことによつて会勢が消極的となつていた神宮奉斎会は、今泉定助を会長に迎え、奉斎会の立て直しを企図していくこととなる。まず大正十三年十二月には、「本会存立ノ基礎ヲ鞏固ニスル為メ根本方針確立ニ関スル事項」「本会事業発展ニ関スル事項」「本部、支部ノ現状整理ニ関スル事項」を「調査審議」する臨時調査委員会を設置した。更に十四年四月に事業振興計画を理事会で議決している。

この事業振興計画には、「一、禊祓修行」「二、斯道懇話会」「三、参宮団体募集」「四、講演会主催」「五、地方講演」「六、講師派遣」「七、結婚式作法講習会」「八、会報の発行」「九、会員募集」「十、会員との連絡」「十一、結婚式を挙げたる者との連絡」「十二、神ながらの道普及会」の十二条で構成されていた。ここで注目されるのは、「禊祓修行」が含まれていることである。これは、これ以前の神宮奉斎会の活動においてはなかったものであり、今泉定助と川面凡児の交遊を踏まえて「禊祓修行」を奉斎会の活動に取り込めたいと考えられよう。また、今泉が力を入れた活動に講演会の主催と講師の派遣がある。これについて今泉は、大正十四年九月に「思想善導精神作興并ニ国体觀念ノ涵養等ニ関シ、地方各種団体ニ於テ、講演会主催ノ場合旅費日当を奉斎会が負担する旨を追記しており、今泉が講演活動を重視していたことが窺い知れる。

このように大正期の神宮奉斎会は、関東大震災を契機として、それまで奉斎会本院が存在した日比谷の地から飯田橋へ移転するとともに、神部署支署が全廃されたことにより、それまで奉斎会の中心的な活動であった大麻・暦の頒布と多少の距離を取った上で、今泉定助が会長となったことによる「禊祓修行」や講演活動などに力を入れていくこととなるのである。

こうした神宮奉斎会は、昭和に入ると、二年に寄附行為の第二条第一項に「神宮並ニ八神奉斎所ヲ設ケ聖寿万歳、国家隆昌ヲ祈念シ、評議員及会員、賛成員其ノ他有志者神宮并ニ八神奉斎ノ為メ祭儀ヲ行フ」の一文を追加した。この八神奉斎の理由を述べた「寄附行為ヲ必要ナラシメタル事情及八神奉斎ノ理由并ニ方法」では、神宮奉斎会を「神宮崇敬ヲ以テ中心思想トシ、皇室ノ尊嚴、国家ノ興隆、国民性ノ向上ヲ企画スル国体擁護団体」と定義した上で、具体的な活動に、会員へ「国体ノ根源」たる「三神勅ノ印刷物」を交付して、神勅の精神の「実践躬行」を「奨励」することにあるとする。この「三神勅」の内「宝鏡奉斎ノ神勅」を「天皇ノ皇祖神明ヲ奉祀シテ、天職ノ大本ヲ全クセラルベキコトヲ垂示」した神勅とし、「神籬磐境ノ神勅」を「国民ヲシテ、天皇ノ御為メニ宝祚ノ無窮ヲ祈リ奉レト教」えた神勅と解釈した上で「神籬」を八神と解釈して「会員ヲシテ三神勅ノ趣旨ヲ奉戴シ、常住座右ノ銘タラシムルト共ニ、之ガ実修ノ道場」とし、会員のために「祭儀」を行う「本会ノ奉斎所」に八神を奉斎する必要があると主張するのである。この八神奉斎論は、今泉定助の持論であり、近代の神祇特別官衙設置運動における「八神殿奉斎論」と関連して、これ以後も繰り返し主張されていくこととなる¹⁶⁾。

さらに昭和四年には、神宮において式年遷宮が執り行われることと関連し神宮奉斎会は、皇典講究所・全国神職会・東京府神職会と連合して神宮式年遷宮奉祝連合会を二月に結成した。また報知新聞が組織した大神宮御遷宮奉賛会と提携し、「式年遷宮奉祝展」「日比谷新音楽堂に於ける奉祝会」「参宮会」といった事業を推進している。

次いで昭和六年には、台湾檜材配給事業を開始し、それに関係して寄附行為を改正した。この事業は、「国民精神ノ結晶表現」であり「国民思想ノ善導上、多大ノ関係」ある社寺の建築のために台湾の檜材を購入して「国家的公共事業」として配給することにより「我国固有ノ美風ヲ保チ、国民精神涵養ノ遺憾ナキヲ期」すために始められたものである。ここで注目されるのは、この事業が合資会社社寺工務所（代表が葦津耕次郎）と契約の上で行われたものであったことである。社寺工務所は、宮崎宮神苑会の事業と関連し、葦津が台湾の檜材を神社等に安価に供給する事ができるよう公益法人を組織していくことを目的とした上で始められた葦津個人の事業であったが、全国神職会からの委託を受けて大正十二年四月に神社建築工務所として設立され、六月に社寺工務所と改称されている。要するに、葦津の事業に関わって、台湾檜材を供給する具体的な公益法人として神宮奉斎会の存在があったことが窺われよう。

一方で神宮奉斎会は、昭和九年、奉斎会に所属する神宮崇敬を旨とする団体を「中央敬忠組」として統一するとともに、各本支部の賛成員が所属する「参宮団」を組織して神宮への参拝旅行を奨励するなどしている。

しかしながら、昭和十年になると神宮奉斎会は本部支部の肅正や整理廃止を断行することになる。十年六月に理事会が可決した会長示達書には、「本会本支部ノ経営状況」を「徒ラニ旧態ヲ墨守シテ、更ラニ時代ニ順応スルノ方途ヲ講ゼズ」という認識を前提として、奉斎会と神社の関係が「本質ニ於テ異ナルナキ」としつつも、「寄附行為ノ目的ニ従ヒ、之ニ伴フ事業ノ達成ヲ期ス」ことが「神社ト異ナル特質ヲ有スルモノ」であることを指摘した上で、

一、祭祀ノ根本タル禊祓ノ実修、国礼ノ介助、社会教化事業ノ講演若クハ干与、講演、参宮団体並ニ講ノ組織ノ奨励、懲懲等ヲ本会ヨリ示達スルモ、今日ニ至迄成績ノ見ルベキモノナシ

一、国礼介助中、神前結婚式ノ普及ハ、実ニ本会創設ノ功績トシテ自負スルトコロナレド、現今ノ如ク料亭、百貨店等ニ於テ、客吸収策トシテ之ヲ利用スル余弊ハ

痛嘆ニ堪エザルナリ、故ニ本院ハ本支部ト協力シテ、民俗ノ矯正ニ努メザルベカラズ、之が為ニハ式典ノ厳修、諸施設ノ完備トヲ期シ、祭祀ノ本義ヲ誤ラシメザランコトヲ要ス、

本支部ニ其ノ用意アリヤ

一、講演、講習会開催ヲ怠リ、放任スルハ如何

一、本会刊行ノ雑誌「光華」ヘノ報告ヲ怠ルハ何故カ、一支部数行ノ報告モ無シト

ハ、言語ヲ絶スルモノデアル
(『東京大神宮沿革史』二三五—二三六頁)

といった奉斎会の活動状況に対する批判が展開されていく。こうした奉斎会の現状を改革するための「厳達」には、

一、今後三カ年ヲ期シ、本支部ノ更正発展ヲ実現スベシ

一、期限内ハ、本部三千円以上、支部ハ壹千円以上ノ經常費予算ヲ毎年度計上シ得ル迄ニ財政上ノ充実ヲ期スベシ

一、式服調度ノ諸設備ノ完整ヲ期スベシ

一、恒例、臨時祭典ハ固ヨリ、毎日朝夕ノ御饌、奉奠ヲ欠クルコトナク励行スベシ

一、参宮団体ヲ組織シ、毎年一回以上神宮ニ参拝セシメ、神宮欽仰ノ実績ヲ挙グベシ

一、本支部トモ毎年必ズ講演・講習会等ヲ開催シ、敬神觀念ノ普及、国民精神ノ作興ニ資スベシ

一、期限内ニ更正発展ノ域ニ達セザルカ、若クハ其方法確立セザル本支部ハ之ヲ廃止ス

一、廃止スベキ本支部ハ、之ヲ本会賛成員組合事務所トシテ存続スルコトヲ得、但シ其内規ハ別ニ定ム
(『東京大神宮沿革史』二三六頁)

とある。ここでは、「本部三千円以上、支部ハ壹千円以上ノ經常費予算」を組めるだけの実質を目指すことが目的として設定され、具体的な活動方針として、奉斎所の祭祀の厳修、参宮団体の組織、講演・講習会による「敬神觀念ノ普及、国民精神ノ作興」を打ち出している。

この会長示達を前提として作成された「整理案」が次のようなものである。

整 理 案

- 一、三カ年ヲ期限トシテ本支部ノ整理断行
- 一、期限内ニ本部ハ千円以上、支部ハ百円以上ノ経常費予算ヲ編成シ得ルマデハ経済上ノ発展ヲ期スベキコト
- 一、恒例臨時ノ祭儀ハ固ヨリ毎日朝夕御饌奉仕ハ欠クコトナク励行スベキコト
- 一、参宮団体ヲ組織シテ毎年一回以上神宮ニ参拝セシメ神宮欽仰ノ実ヲ表スベキコト
- 一、本部ニアリテハ毎年五回以上、支部ニアリテハ毎年二回以上ノ講演会ヲ開催シ、敬神觀念ノ普及国民精神ノ作興ニ資スベキコト
- 一、第二項ノ予算制限ハ所在地ノ状況ニ依リ、期限ヲ延長シ又ハ所定額ヲ減少スルコトヲ得
- 一、期限内ニ所期ノ目的ヲ達スルコト能ハザル本部、支部ハ之ヲ廃止スルカ、或ハ本会賛成員組合事務所トシテ存続ス
- 一、廃止スル場合ノ財産処分ハ慎重ニ処理スルコトヲ要ス（別案作成ノコト）
- 一、本部ヲ支部ニ変更スルコトハ鶴崎・木造ノ如キ特例トシテ、或ハ許可スルモ宜シカラシガ、今次ノ計画ハ本支部ノ発展ヲ期スルヲ以テ目的トスル共ニ、到底維持困難ニシテ、将来ノ見込ミ不確実ナルモノハ、断然廃止セントスルモノナルガ故ニ、退嬰的処置ハ禁止スルコトヲ適当ト認ム
- 一、賛成員組合事務所ノ規定改正ヲ要ス

其ノ骨子

会員賛成員其ノ他有志集会シ、崇敬ノ誠ヲ致ス為メニ祭儀執行ハ可ナルモ、一般民衆ヲ参拝セシメ、其ノ他神社ト混ハシキ行為ハ禁ス
祭儀執行者ハ本院又ハ本支部所属ノ職員タルベキコト
参宮団体ノ組織、代参ノ制度、財産ノ管理、会計ノ責任

（『東京大神宮沿革史』二三七—二三八頁）

これによって奉斎会の本部支部が整理されることとなったが、結果として各本支部の活動が活発となったことにより「廃止となったものは、極めて少数に止まった」とされる

そして昭和十五年には、今泉定助が提唱する皇運扶翼会が結成され、一方では大政翼賛会に裨祓が採用され、こうした鍊成活動に奉齋会も関与していくこととなるのであった。

大正から昭和戦前期の神宮奉齋会を主導した今泉定助は、昭和十九年に逝去した。今泉の後を受けた藤岡好春は、大正から昭和にかけて専務理事を務め、今泉を補佐していた。

藤岡の下、奉齋会を支えたのが専務理事となった宮川宗徳²⁰である。藤岡と宮川は、昭和二十年三月に神宮奉齋会の「寄附行為」を改正する。ここで注目されるのは、第一章第二条に「皇道発揚ヲ図ル」ことが明記されて「本会終局ノ目的ガ皇道ノ発揚ニ在ルコト」が確認され、第三条の事業項目中「敬神崇祖ヲ目的トスル団体ニシテ、堅実ナル事業ヲ経営スルモノハ、之ヲ附属団体トシ、其ノ事業ヲ助成スルコトアルベシ」という記述を削除した上で、「会員其ノ他ノ有志ノ参宮会組織ノ助成指導」「皇典ニ関スル雑誌会報ノ編纂発行」「裨祓修行并ニ皇国ノ道ニ則ル青壮年者の教学及鍊成」「皇典ニ関スル図書ノ蒐集并ニ閲覧施設」「其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事項ノ五項目ヲ追加シ、本会ノ事業内容ヲ具体的ニ明示セリ」の五項目が追加されたことにより、戦前期の奉齋会の具体的な活動が明確に示されたことである。

この神宮奉齋会の「寄附行為」改正に次いで昭和二十年六月には、奉齋会本院の機構改革が行われ、「本院職員服務心得及宿衛守則」も定められた。この「本院職員服務心得及宿衛守則」を全国に通達した文書によると、戦時という状況を鑑み「奉齋殿ノ防護ヲ始メ、万一ノ場合ニ於ケル、諸般ノ対策準備等」について「一層ノ戒心ヲ要スベク、如何ナル場合ニモ即応ノ措置ヲ講ジ置クコト、極メテ緊要ト存セラレ候」という問題意識から定められたものであったことが知られる。

こうした神宮奉齋会は、終戦を迎えた八月三十日、「地方支部整備強化ニ関スル件」を通達する。これは「寄附行為」が改正されたのを踏まえ、「思ハザル時局ノ急変ニ遭遇」したことを受けて「新タナル構想ノ下ニ、只管国体ノ護持ト、皇国ノ復興トニ邁進」すべく「現存本支部ノ廃置分合ヲ断行シ、中央、地方ノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ統制アル会務ノ運営ヲ期図」したためであった。この要項である「地方本支部整備強化要項²¹」には、「本部」「支部」の「資格標準」が明記され、本部支部に統合が困難なものについては、「参宮会事務所若クハ国礼会館」とすることが決められている。これに対し地方の本支部は、様々な意見や要望を本院に対し示した。これに対する十月六日の理事会の結論は、

- 一、府県単位に一本部ヲ存置又ハ新設し、差当り二十四本部ヲ設置すること。
- 二、従来の支部は之を「奉斎所」として大部分を存続すること。

（『東京大神宮沿革史』二七三頁）

等であり、これを踏まえ、「本部ノ名称変更、支部ノ本部昇格」「本支部ノ名称変更廃止ノ件」や具体的な「（奉斎所の）整備内容ノ概略」、「地方本部処務規程」等が通達され十一月一日から実施された。これにより奉斎会の地方本部は、二十から二十三へと増加して会勢を盛り返すとともに、昭和二十年十一月から新体制へと移行することとなったのである。

二、神社本庁の設立過程と神宮奉斎会の解体・再編成

一方、昭和二十年八月三十日には連合国軍が日本に進駐、九月二日には降伏文書の調印が行われ、占領政策遂行のために連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が設けられた。GHQは、十月四日「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」、いわゆる「自由の指令」を発し、占領政策を遂行していく。これに対し神祇院は、GHQの意見について終戦連絡事務局を介して把握しつつ、十月九日GHQに対して「日本ニハ国教タル神道ハ存在セズ」との説明案を作成し、これに続いて十月十二日に「神祇院官制ハ之ヲ廃止シ、所要事務ハ内務省ニ一局ヲ設ケテ処理セシム」とする神社と国家の分離方針への対策案を作成している²¹。また十月十四日には終戦連絡事務局第一部も「神社問題対策案」を作成していた²²。

他方で、民間団体である大日本神祇会、皇典講究所、神宮奉斎会の関係者は、昭和二十年九月終り頃から神社と国家の分離問題についての対策を協議していた²³。十月二十五日に青年神道懇談会を主宰する葦津珍彦は、宮川宗徳等と協議の上、三団体合同による会談を神宮奉斎会において行う。この懇談会で葦津等は、神社連盟案に繋がる「神社制度変革ニ対スル私見」を提示する。ここでは神宮と皇室に深い縁を有する神社を宮内省所管に移し、他の神社は「各自独立セル民間ノ財団法人組織」となり「コレ等ノ神社ハ相集ヒテ、全国神社連盟ヲ組織」するという案が提示されていた。次いで十一月七日には、全国神職会館において新団体設立の相談会が開かれ、新団体の準備事務局の設置と新団体の原案を

作成して審議會を開くこと等が決められた。この前後から大日本神祇会が中心となり、後の神社教案が練られていく。また、この時、宮地直一が「神社教（仮称）設立趣意書」を起草している。翌八日には、吉田茂とGHQの宗教課長のバンスとの会談が行われ、九日には、神祇関係三団体の諸氏が政府を訪れ「神社教（仮称）設立趣意書」を手交した。これ以降、神祇関係三団体では神社教案を軸とする新団体の大綱が立案されていくこととなる。一方、葦津珍彦は、神社を「全国民的ナモノ」とし、「本来ソレ／＼ニ独立セル」存在であることを指摘して「宗団的存在ト化」することが神社の本質に反していると主張する。「神社教」案ニ反対ス」を著し、神祇関係三団体に配布する。十一月十三日には、新団体設立準備協議会が開催され、事務局案として「神社教（仮称）教規大綱案」が議題として提出された。この神社教案は、管長が「教義ノ正否ヲ裁決スル」とされるなど、管長制を前提とする中央集権的な組織案であった。これに対し、宮川宗徳は「新団体の性格は、管長制の教派とすべきものでなく、連盟組織で行くべき」とし、吉田茂も「公益法人組織で行くべき」という見解を表明した。このため神社教案と神社連盟案をめぐる対立が起き、結局吉田茂が纏め役として裁定を下し、「新団体は教団でなくて、公益法人の線に添って進むこととするが、この場合の名称については神祇庁（仮称）とすること、但し今まで研究した神社教（仮称）案のよいところは比較採用」することになった。これを受け宮川宗徳は、翌十四日に神宮奉斎会本院の有志懇談会の席上で「新事態ニ処スル神社要項（案）」を発表し、有志懇談会の名で神祇関係三団体の事務局に提出する。この「新事態ニ処スル神社要項（案）」では、神宮を宮内省所管とし、「全国十一万ノ神社ハ惟神ノ大道ニ則リ祭祀ヲ中心トシタル国民教化―神明ヲ対象ニ、国民ノ報本反始、神恩感謝、祈願反省等ノ心ヲ培ヒ、道義ノ発揚ヲ図ルコトニ依ツテ、以テ世界人類ノ福祉ヲ増進セントスル目的ノ下ニ、之ヲ財団法人」とし、「全国神社ノ統制、並ニ共同ノ目的ヲ達成スル為メ、財団法人全国神社連盟」を設立することを説いている。このような葦津、宮川の意見を踏まえ、神祇関係三団体は、十一月十六、十七日に神祇庁設立発起世話人会を開催し、「神祇庁（仮称）庁規大綱（案）」を議論した。この案は、「性格は民法による社団法人組織になつてゐた」が、「草案の内容には尚ほ先きの神社教規大綱案」の性格が濃厚であつたため、吉田茂、宮川宗徳が反対を表明し、更に検討が加えられることとなった²⁴。次いで十九日第二回神祇庁設立発起世話人会が開催されたが、ここでは神社教案を主張するものが多く、さらに研究することとなった。そして十一月二十七日、第一回神祇庁設立準備委員会が開催され、神祇庁を神祇本庁とし、組織の性格を公益法人として一月一日に開設する

こと等が決定、設立準備のための中央委員が選出された。次いで十二月九日から十一日にかけて神祇本庁設立中央委員会が開催され、神祇庁案を中心に、予算、寄附行為について審議があり、二十一日の第三回の中央委員会で神祇本庁々規案が審議された。一方で、十二月十二日には第五十九回神宮式年遷宮の中止が決定し、十五日には「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、いわゆる「神道指令」が発出され神社と国家が明確に分離することが命じられた。これらを受け、二十三日には神宮奉斎会において三団体発起人会が開催され、神宮側からは古川左京少宮司等が出席し、神道指令後の神宮と新団体との関係について協議が行われた。そして二十八日には、宗教法人令が公布された。

昭和二十一年一月五日、三団体の代表者が神宮に参拝し、神祇本庁においては神宮を本宗として仰ぐことについての協議がなされ、十八日には第三回設立準備中央委員会が開催されて「神社本庁」の名称が確定した。次いで二十一日、第二回神社本庁設立準備委員会が開催された。ここで神社が一月末日に神祇院が廃止されると同時に、宗教法人令によって自動的に宗教法人となることと、今後設立される神社本庁では神宮を本宗と仰ぐことが正式に述べられ、「神社本庁々規」についての審議が行われた。また、神社本庁の目的と性格が第一章総則の第一条と第四条にあるように「惟神の大道に遵ひ、神社の興隆を図り、以て人倫の常経を講明し、普く同胞をして神恩を奉謝し、神徳を奉体せしめ、淳厚なる民風を作興し、世界人類の福祉に寄与するを目的」とし、「本庁は神宮を奉戴し、全国神社の総意に基き、其の包括団体として之を設立する」という性格が確定した。さらに、この時に「神宮奉斎会を神社とする案」についても上程され委員会に附託されることが決定している。翌二十二日には委員会が開催され審議が行われた。かかる経緯を経て、一月二十三日、神社本庁設立総会が開催され、宗教法人令第二条第一項の規定により、設立者による規則を作成する必要があるため庁規を制定することが可決され、次に二十年度の予算案と「斯道に関する大学設立せらるゝ場合」、「神宮奉斎会本院を神社と為す場合」について評議員会の権限を理事会に委任することが可決、さらに設立候補者、統理、理事、監事候補者、評議員候補者の銓衡等についての件が可決されている。ここで確定した「神社本庁々規」では、「惟神の大道に遵ひ、神社の興隆を図り、以て人倫の常経を講明し、普く同胞をして神恩を奉謝し、神徳を奉体せしめ、淳厚なる民風を作興し、世界人類の福祉に寄与するを目的」とし、それを達成するための具体的な事業として「惟神道ノ宣布」「神宮大麻奉斎ノ普及」「祭祀及礼典ニ関スル調査並ニ指導」「神社ノ維持経営ノ助成」

「神職ノ教養研修」「教育機関ノ経営及助成」「民間神事ノ普及奨励」「斯道ニ関スル功勞者ノ表彰」「神職ノ共済並ニ子弟ノ育英」「神社用品ノ調達斡旋」「社会教化事業ノ指導援助」「図書及機関紙ノ発行」「其他本庁ノ目的達成ニ必要ナル事業」が設定された。さらに神社本庁設立が「神社尊崇の真義は惟神の大道に遵ひ人倫の道を明徴にし、神恩に報謝し祖宗の神徳を奉体して、淳厚かつ忠誠なる我が大和民族の精神氣風を作興し、以て世界人類の福祉と平和とに寄与せんとする伝統的信仰を顕現昂揚する」ことを目的とし、「全国神社の総意に基き本宗と仰ぐ皇大神宮の許に、全国神社を含む新団体を結成し、協力一致神社本来の使命達成に邁進し、以て新日本の建設に寄与せんことを期す」と説く声明書が、高階研一以下十八名によつて決議された²⁶。そして昭和二十一年二月二日、ついに神祇院官制が廃止され、神社は宗教法人令に則つて宗教法人とみなされることとなり、二月三日に神社本庁が開庁されるに至つたのである。

このように神社本庁の設立が進められていく一方、神宮奉斎会は今後の方途について「一、自然解散に放任するか」「二、奉斎会の歴史伝統を繼續して、新たなる組織を企てこれに転ずるか」という二つの案に検討が加えられ、奉斎会を解散して新組織を樹立するという結論を得た。これを受け奉斎会は、昭和二十年十一月二十六日に本院において緊急在京役員会を開き、全理事会・全評議員会を召集することを決定し、二十八日に理事会・監事会、翌二十九日には評議員会が開催された。これを経て奉斎会は、「奉斎会大神宮の祭祀を盛大ならしむること」「事業的方面の活動として、新組織の企画に合流、其の發展に寄与すること」という方針によつて發展的に解散を遂げることが決議されるに至つた²⁶。

そして先に触れたように第二回神社本庁設立準備委員会において「神宮奉斎会を神社とする案」が上程され、神社本庁設立總會でも「神宮奉斎会本院を神社と為す場合に於ける評議員会の権限はこれを理事会に委任する旨」が可決された。次いで、昭和二十一年三月二十三日から二十五日にかけて開催された神社本庁の評議員会準備のための理事会で「東京大神宮の件」等が決議されており、神宮奉斎会の本院や地方本部等が戦後の神社本庁を中心とする体制の中で「神社」として位置づけられていく条件が徐々に整えられていくのである。他方で神宮奉斎会の解散奉告祭を経た昭和二十一年一月二十八日、奉斎会の専務理事宮川宗徳は、地方各本部奉斎所に対して解散後の方針を次のように明示した。

本会解散後ニ於ケル本院并ニ地方本部奉斎所ハ、相当設備ヲ有スル限り概ネ神社トシ

テ存続スルコト相成ルベク候処、国民ノ神宮奉斎ニ関スル施設ハ之ヲ拡大強化スル必要有之、神宮当局ニ於カレテモ、同様希望セラルル儀ト存候、就テハ本会解散ニ依リ、新設神社本庁設立資金トシテ金拾万円也ヲ同庁ニ寄附シ、更ニ清算ノ結果、残金ヲ生シタル資金ハ、挙テ此ノ方面ノ事業ニ寄附スルコトニ致シ度、即チ本月十九日本院ニ於テ開会セル理事会ニ於テ、残余資金ヲ以テ宗教法人若クハ財団法人組織ニ依ル伊勢講社（仮称）ヲ設立シ、本会地方本部長奉斎所主管ハ勿論、広ク全国各府県神社関係当局ノ協力ヲ仰ギテ、国民ノ神宮奉賛（参宮会）を勸奨シ以テ本会多年ノ事業ヲ継承セシメ、他ハ以テ神宮ノ御繁栄ト国民ノ敬神思想涵養ニ資スルコトニ方針決定、其ノ後神社本庁設立總會ニ、府県神社代表トシテ上京セラレタル本会地方本部長数氏ノ懇談会席上、右理事会ノ決定事項ヲ相諮リ候処、之亦熱心ナル御賛成ヲ得候次第ニ有之候条、御了承被下度候（下略）

追而伊勢講社ノ組織并ニ機構等ニ関シテハ、成案ヲ得次第、御協議申上ベグ、就テハ右講社ノ名称内容等ニ付キ、御意見モ有之候ハバ、遠慮ナク御申越被下度（中略）今次直チニ神社トナリタル本会地方奉斎所ハ、右「伊勢講社出張所」トシテ引続キ使命ヲ果サシムルコトニ致シ度、（中略）火災保険金其ノ他ノ資産ハ、解散ニ伴フ清算、事務ノ必要上、此ノ際本院會計課ニ引継ギヲ受クルコトニ致居候ヘ共、右ハ新タニ設置セラルル前記伊勢講社ノ資産中ニ繰入シ、将来当該地方ニ於ケル講社ノ中心機関設置費ニ充当スルコトト致シ度、之亦前記理事会ニ於テ決定相成居候

（『東京大神宮沿革史』二六七―二六八頁）

このように神宮奉斎会は、「本院并ニ地方本部奉斎所」を解散後「相当設備ヲ有スル」ものは「神社」とするとした上で、神社本庁設立にあたって「拾万円」を寄附し、残余資金を「宗教法人若クハ財団法人組織ニ依ル伊勢講社」設立にあてて、「国民ノ神宮奉賛（参宮会）」を勸奨シ以テ本会多年ノ事業ヲ継承セシメ、他ハ以テ神宮ノ御繁栄ト国民ノ敬神思想涵養ニ資スルコト」を今後の方針としていた。さらに奉斎会は、神社本庁の設立を受けて「本院并ニ地方及奉斎所中、境内地并ニ一応ノ社殿設備アル向（戦災ノタメ目下復興中ノモノヲ含ム）ハ、此ノ際神社本庁ノ承認ヲ受ケ、宗教法人令ニ依ル他ノ一般神社ト同様ニ存続セシムル」ための準則』を通達し、奉斎会側でも本院や地方本部等を「神社」あるいは「伊勢講社」として再編成していくための準備を進めていくのである。また神社本庁では、昭和二十一年三月五日に神職階位の授与に関する「階位授与要綱」を定めた。

これにより「神宮奉斎会礼典称号の大主礼号を有するもの」に浄階が、「神宮奉斎会礼典称号の主礼号を有するもの」に明階が、「神宮奉斎会礼典称号の礼部補号を有するもの」が直階を授与されることとなり、神宮奉斎会の礼典号を所持するものに神職階位が授与される要件が整備されたのである²⁸⁾。

そして神宮奉斎会は、昭和二十一年三月一日に奉斎会本院において理事会を開き、奉斎会解散のための決議を行い、三月三日に解散申請書を主務省に提出した。この申請は九月四日に認可され、奉斎会は正式に解散することとなる²⁹⁾。

このように神宮奉斎会本院をはじめ、奉斎会の「地方本部奉斎所」は各地の大神宮として「神社」として位置づけられていくこととなった。例えば奉斎会本院は、宗教法人「東京大神宮」規則を定め、三月十八日藤岡好春の名をもって設立承認を神社本庁に申請、四月十七日設立承認書が交付され、小出英経を宮司、宮川宗徳を崇敬者総代として設立をみた³⁰⁾。「東京大神宮」規則³¹⁾では、第一条に「この神社は宗教法人法による宗教法人であつて「東京大神宮」といふ。」とあり、第三条で「本神社は天照皇大神豊受大神外四柱を奉斎し公衆礼拝の施設を備へ神社神道に従つて祭祀を行ひ祭神の神徳をひろめ本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための財産管理その他の業務を行ふこと」を目的として定め、第四条に「本神社を包括する宗教団体は宗教法人「神社本庁」とする。」として、神宮奉斎会本院は「東京大神宮」として神社本庁を中心とする体制の中で「神社」として明確に位置づけられていたのである。尚、この東京大神宮と同様に奉斎会の地方本部で「神社」たる大神宮となつたものが一九箇所、廃止が五箇所、奉斎所では一七箇所、廃止が七箇所、また地方奉斎所で講社出張所となつたものが五箇所であつた³²⁾。

かかる各地の大神宮設立と関わって注目されるのが、伊勢神宮講社の設立である。この伊勢神宮講社は、佐佐木行忠、藤岡好春、宮川宗徳が発起人となり昭和二十一年四月二十七日設立申請が行われた。この時の趣意書には、

敬神崇祖ハ我ガ国民性ノ特質トスル処ニシテ、国民ハ皇室ヲ宗家ヲ仰ギ、之ニ帰一シ奉ルト共ニ、皇祖皇大神宮ヲ欽仰シ、奉養ノ誠ヲ捧ゲントセザルモノナシ。蓋シコレ我ガ伝統的精神ニシテ、忠孝ノ念之ニ依テ起リ、淳美ナル良俗之ニ依テ培ハル。然レドモ近時動モスレバ、此ノ精神ノ昂揚ニ欠クル所ナシトセズ。於茲設立者等相

謀り、参宮会ノ組織ノ幹旋ヲナシ、或ハ其ノ指導助成ニ力ヲ致シ、又或ハ参宮ニ必要ナル施設ヲ為ス等、神宮崇敬者ノ利便ヲ図リ、以テ醇厚ナル民風ノ作興ニ資シ、普ク人類ノ福祉ニ寄与セントスル目的ヲ以テ、財団法人伊勢神宮講社ヲ設立セントスルモノナリ

（『東京大神宮沿革史』三二五―三二六頁）

とあるように、伊勢神宮講社は、「皇祖皇大神宮ヲ欽仰シ、奉賽ノ誠ヲ捧ゲ」という「伝統的精神」を保持するために「参宮会ノ組織ノ幹旋」や、参宮会の「指導助成」、「参宮ニ必要ナル施設」の設置などを通して、「神宮崇敬者ノ利便ヲ図リ、以テ醇厚ナル民風ノ作興ニ資シ、普ク人類ノ福祉ニ寄与」することを目的としていた。また、伊勢神宮講社の事業計画は、

一、崇敬者参宮組織ノ幹旋指導

参宮会ノ組織指導助成、伊勢神宮トノ連絡及案内

一、参宮者ニ対スル宿泊設備

宇治山田市ノ適當ナル個所ニ休憩又ハ宿泊施設ノ設備ヲ為ス

一、惟神道宣布ノ為メ、神宮并ニ全国主要神社ノ協力ヲ求メ、随時講演会ヲ行フ

一、惟神道ノ研究者ニ対シ、奨励金交附ノ制ヲ設ク

一、雅楽普及ノ目的ヲ以テ、之ガ研究会、講習会等ヲ開催ス

（『東京大神宮沿革史』三二六―三二七頁）

となつてゐる。ここで注目されるのは、「崇敬者参宮組織ノ幹旋指導」、「参宮者ニ対スル宿泊設備」の設置以外に、神道信仰の宣布を目的として「神宮并ニ全国主要神社ノ協力」による講演会や、神道研究者に対する奨励金、雅楽普及のための研究会・講習会の開催が含まれてゐることである³³。かかる事業計画からは、伊勢神宮講社の活動が神宮信仰の宣揚による伊勢参宮の活発化だけではなく、神宮信仰を含む神道信仰の宣揚に寄与する事業の運営等も含まれてゐたことが窺い知れる。そして伊勢神宮講社は、昭和二十一年四月に佐佐木行忠、藤岡好春、宮川宗徳、川辺政四郎、中村三郎、森津倫雄が評議員、宮司である小出英経が講頭となり、六月に主務省から設立認可されたのであつた³⁴。

これまで述べてきたように神宮奉斎会は、神社本庁設立に関与していく一方で、それま

での神宮奉斎会本院をはじめ相当の設備を有する「地方本部奉斎所」を、「大神宮」として神社本庁体制下の「神社」として再編していくとともに、伊勢神宮講社を設立して神宮信仰の宣揚に尽力していくこととなった。こうした再編成を『東京大神宮沿革史』は、「その祭祀の面は東京大神宮が継承し、その教化事業の面は伊勢神宮講社が担当し、更に大きくは神社本庁として発展的に吸収せられた³⁵」と指摘している。それだけではなくこの再編成には、明治十五年の神官教導職分離により、神宮と分離された神宮教院・神宮教会が神宮教・神宮奉斎会へと変遷を遂げた上で、神社本庁設立を契機として神社神道の内部に再度位置づけられたという意義もあったといえる。そして神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の活動は、戦後の神社本庁を中心とする体制の中に再編成され神社本庁や各自の「大神宮」、伊勢神宮講社等を通して新たに展開されていくこととなる。かかる展開の前提には、神宮教・神宮奉斎会が全国神職会や皇典講究所という神社本庁設立の主体となった民間の神祇団体と強い繋がりを有していたとともに、神宮奉斎会本院の基となった神宮遙拝殿が東京の「大神宮」として、一般から事実上神宮の「分社」たる「神社」として崇敬されていたという事実³⁶があつたからと考えられるのである。

三、神社本庁体制の確立から式年遷宮の奉賛へ

神宮奉斎会が解散を経て、神社本庁体制の中に位置づけられていく一方で、神社本庁は奉斎会の理念を受け継ぎ、神宮の奉賛活動を展開していく。かかる活動の展開において注目されるのが、奉斎会の専務理事であつた宮川宗徳の構想と活動である。宮川は、昭和十一年二月二十八日の理事会において神社本庁の事務総長に選任され、「神社国有地境内問題」等をはじめとする戦後の神社問題・制度確立に尽力し、昭和二十三年三月に退任した³⁷。神社本庁の事務総長に就任した宮川は、神社新報社設立を企図し、まず神社本庁に編輯課を設けた。この編輯課が『神社新報』発行に当って決定した今後の方針が、次に引くものである³⁸。

① 発行母体は神社本庁とし、社長には宮川宗徳が就任するが、編集権は神社本庁の執行部より独立したものとし、神社本庁の機関紙であるとともに、全国神社の機関紙を目指す。

② 神社新報の維持運営に関しては、神社新報独自の理事会、評議員会、支局総会、

社友会などを設けてこれに当たると。

③ 全国に設けられる神社本庁の組織を県支局とし、営業、集金、情報提供などの業務を委託し、折りに触れて支局総会を開催する。

④ 神社本庁の機関紙であるから、神社本庁は他の報道機関とは異なり、神社本庁、神社関係団体の総ての会合、その他に神社新報の取材を認める。ただし、取材はするが、報道に関しては神社新報の報道の自由を尊重しながら、関係者が協議する。

⑤ 神社本庁の必要とする各種出版物の編集、印刷、発行に関しては、神社本庁は神社新報出版部に委託する。

⑥ 神社新報は神社本庁との連携の円滑を期するため、諸般の問題に関して充分協議する。

⑦ 神社本庁の機関広報紙は神社新報のみとし、神社本庁は神社新報を買ひ上げて必要機関などに配布する。

⑧ 神社新報はできるだけ早く独立採算を目指す。

このように『神社新報』は、「神社本庁の機関紙であるとともに、全国神社の機関紙」を目指す、その編集に関しては「神社本庁の執行部より独立」したものであり、その維持運営についても「神社新報独自の理事会、評議員会、支局総会、社友会」などによって行われ、「できるだけ早く独立採算を目指す」とされたのである。この方針を踏まえ二十一年五月には、神社新報社が設立され、七月八日には創刊号が発刊された。この創刊号では、『神社新報』の目的が、

先に神社本庁成立するや統理は告諭を發して神職各位の自重と奮起を促し、その相互協力を要望したが、若し神社関係者すべてが、その正しき本来の使命を自覺し、協力以てその遂行に努力するならば、神社は真に国民の神社として、その正しき在り方を明示し、新日本建設に寄与することも少くないであらう。かかる根本が確立する限り、現在如何なる問題があらうとも、神社の将来は洋々たるものがある。「神社新報」はこのやうな時に生れた。それは神社関係者が諸種の問題に対して正しき認識を持ち、誤りなき態度を採ることに資するべく、ひいては一般国民の宗教的教養の糧ともなすべく、正確にして価値ある報道と各方面の識者の建設的な主張乃至批判を掲載することを眼目とする。編輯関係者一同は新聞紙本来の任務に鑑み、最も広い立場

に立ち公平に正確に迅速に仕事を進めてゆく方針である。神職は勿論氏子崇敬者各位、及び広く宗教に関心を有せらるる国民各位に於かれても、我々の微衷を汲まれ、御愛顧を賜はらば望外の幸である。

と述べられている³⁹⁾。

次いで宮川は、神道文化の昂揚を目的とする神道文化会の設立に着手する。まず、昭和二十二年二月二十日の理事会で、「神道文化の昂揚をはかるために神道の宗教学研究、同儀式典礼、音楽神事の研究、関係図書の発行」を目的とする財団法人神道文化協会を設立のことが協議された⁴⁰⁾。これについて『神社新報』では、「会館・図書館なども経営 神道文化の宣揚へ 財団法人『神道文化協会』（仮称）を新設」と報ぜられた。この記事では、「終戦後における滔々たる懷疑的無神思想の横行に対処して、神道文化を宣揚普及し国民思想の健全化を図る事は刻下の急務として各方面より要望され、神社本庁でも過般来其構想を練りつつあつたが、去る廿日の理事会に「財団法人神道文化協会」（仮称）設立の件が上程され、愈々近く具体化へ一步を踏み出すことになった。」とあり、これを踏まえた事業計画が次のように報じられている。

同協会は本庁の傍系的団体として（一）神道並に神道に関係深き宗教の学術的研究、（二）神道に関する儀式典礼の研究並に雅楽、舞楽、神楽等、神道文化に関係ある芸能の普及奏礼、（三）神社に関する調査並に特殊神事の紹介宣伝、（四）神道に関する新聞雑誌、図書の編集発行、（五）神道に関する映画、音楽、舞踊、演劇、紙芝居、小説、講談等の創作に並に普及宣伝、（六）神道に関する講習会、講演会の開催、（七）会館、図書館等の経営、（八）神道文化功労者の顕彰、の外神道文化の昂揚に必要なあらゆる問題を取り上げ、神社の宗教活動の側面的援護を行はんとするもので、発足後の活躍は大いに期待されてゐる。

このように神道文化会は、「神道文化を宣揚普及し国民思想の健全化を図る事」を目的として「神道文化の昂揚に必要なあらゆる問題を取り上げ、神社の宗教活動の側面的援護」することを目的として構想されていた。この神道文化会の構想を葦津珍彦は、「驚くべき雄大なユートピアのような構想」であるが「当時の神道界で、できる状況ではなかった」と述べている⁴¹⁾。しかしながら神道文化会は、このような雄大な構想を堅持した上

で、

日本民族が長い伝統の中に築き上げた文化、換言すれば日本民族文化の主流を為すものを、我々は神道文化と呼びたい。けだし、神道文化とは神社神道や教派神道そのものではなく、又それ自体の文化を指して云ふのでもない。それは所謂神道の思想精神と離れ難い関係に在る。例へば衣食住その他風俗習慣の上に於て、或は文学美術芸能の上に於て、又或は宗教的信念の上に於て日本民族の固有する基礎的文化といふ意味に外ならないのである。

即ちかかる内容を有つ民族の文化遺産は尊敬せらるべきであり、これを闡明すると共にその価値を認識し、その特色を発揮することは喫緊の要務であると思ふ。我々の企図は文化日本再建の為に、又真実の日本民族を世界に紹介し、諸民族の理解と尊敬により交りを深める為にも、極めて有効な事業であることを疑はない。

神道文化の真価を発揮することは、やがて世界平和への道であることを信じ、同志と共にこの事業を企画するものである。

と主張する「神道文化会設立趣意書²⁾」を八月に起草、九月十三日には財団法人の認可を受け、神社本庁内に事務所を設置した³⁾。これについて『神社新報』は、

神道の宣布と並んで、神道文化の昂揚普及をはかる運動がかねて神道人の間に待望されてゐたが、今年春以来宮川宗徳氏等が中心となつて設立準備を進めてゐた「神道文化会」が去る九月十三日財団法人として認可を受け佐佐木行忠氏を会長に迎へて愈よ近く活動を始めるはこびとなつた⁴⁾。

と報じている。また、この時の理事や評議員には、佐佐木行忠、三島通陽、田辺尚雄、宮川宗徳、折口信夫、若林義孝、河合繁樹、久世章業、座田司氏、高橋城司、北島邦孝、横山秀雄、幡掛正木、小出英経、鈴木松太郎、藤岡好春、斎藤英夫、古川左京が就任している⁵⁾。これらの人物は、神社関係者以外に「神社本庁の役員としては、必ずしも推挙しがたいが、大切な文化人」であり「将来の幅のひろい社会文化活動の発展々開する場合の人材の基となる人々」が選ばれていた⁶⁾。設立当初の神道文化会は、昭和二十三年に鷹司信輔神社本庁統理を会長に、専務理事に木下義介を迎え、「神道芸術写真展」や「神道文化

展」、宮地直一・瀧川政次郎・大場磐雄らによる月例講演会、英文の雑誌「神道ブリテン」の刊行等を行っていく⁴⁸⁾。かかる神道文化会が神社本庁退任以後、宮川宗徳の活動拠点となっていくのである⁴⁹⁾。

さて、神社新報社社長・神社本庁事務総長を退任した宮川宗徳は、昭和二十一年三月以来、神宮崇敬者総代となっており、第五十九回式年遷宮の達成に向けて活動を展開していくこととなる⁵⁰⁾。まず、昭和二十四年九月二十八日神宮において第五十九回式年遷宮延引奉謝の奉告祭が執行された。その翌日、神宮講堂において神宮参与、評議員会が開催される。ここでは式年遷宮が遅れても達成すべきであると全会一致で決議され、第五十九回神宮式年遷宮奉賛会結成案が上程されて、これも全会一致で決議された。このときの案は、「全国の神宮崇敬者から浄財を集め、昭和二十九年に皇大神宮、同三十二年に豊受大神宮の式年遷宮を、それぞれ斎行」することとしていた。また同日同所で開催された神社本庁理事会においても、神社界が総力を結集して式年遷宮達成に取り組むことが決議された。次いで十一月四日、神宮講堂で式年遷宮奉賛会設立の準備委員会が開催され、総裁に北白川神宮祭主を戴き、神宮司庁に本部、神社本庁に事務局設置が決定され、会則も決議された。この会則では、

第一条 本会は第五十九回神宮式年遷宮及之に附帯する事業を奉賛するを以て目的とする。

第二条 本会は伊勢神宮式年遷宮奉賛会と称し神宮崇敬者を以て之を組織する。

と式年遷宮奉賛会が「神宮崇敬者」によって組織され「第五十九回神宮式年遷宮及之に附帯する事業を奉賛」するという目的が明示され、会員の種類なども定められた⁵¹⁾。そして十二月八日東京丸ノ内東京会館の別館で第一回の理事会が開催され、会長に参議院議長の佐藤尚武、副会長兼理事長に徳川宗敬、理事長代理に常務理事の宮川宗徳が就任し、「伊勢神宮式年遷宮奉賛会支部規程」「伊勢神宮式年遷宮奉賛会事務局規程」「伊勢神宮式年遷宮奉賛会募金要項」「第五十九回神宮式年遷宮奉賛会経費予算」等が決定された。この式年遷宮奉賛会の具体的活動について宮川宗徳は、葦津珍彦に次のように語っている⁵²⁾。

今後の運動を、真に大きく盛り上げ成功させようとすれば、奉賛会の組織活動の中にできるだけ多くのあらゆる部門の社会人、政治家、実業家文化人等を引き入れ、存分

にその活動力を發揮してもらはねばならない。神社神道なる一宗派の運動と考へられ
たり、神主の世話をするなどと云ふやうな考へを有たれてはならない。あらゆる立場
の人人が、すべて日本人としての自分たちの運動だと云ふ自覚を以て、政治家も実業
家も、進んで組織の中樞責任の地位に立つやうにならねばならない。

だが一方に於ては、神社神職の熱意が得に大切である。神主がその運動の根底にあつ
て終始黙々として働くのでなければ、いかに有力有能な社会人が、集つて活動を始め
ても、全国的な組織の連絡、日常不断の活動の徹底は期しがたい。いかにしてこの両
者の關係を最も適切に結びつけるかと云ふことが成否を決する鍵と思つてゐる。この
奉賛のためには、神社新報の全的な協力を得たい。

このように宮川は、式年遷宮奉賛会を「あらゆる部門の社会人、政治家、実業家文化
人」を参加させ「神社神道なる一宗派の運動」ではなく「日本人としての自分たちの運
動」にしていくことを構想していた。その上で、そうした活動を支えるのが神職の役割で
あると考えていたのである。こうした宮川の意見を聞いた葦津は、「われわれはこれを機
会にして、終戦後ともすれば神社神道から遠ざからうとする傾向のあつた一般社会の活動
的人士に対して積極的に働きかけ、かれ等の胸中に潜む敬神の「心のほのほ」を燃え立た
せねばならない。」とし、奉賛会の活動が「神宮崇敬のための精神的運動としての意義を
有たねばならない。」と指摘して、その成否を「神社人が一般社会人をどの程度にひろく
大きく強く「動員」し得るか」と云ふことにかゝつてゐる。この「動員力」を強く大きなも
のにするために何よりも必要なものは、神社人が自ら「縁の下の力持ち」としての態度を
堅持することであると考へる。」と主張する「縁の下の力持ちたれ」との社説を著して、
全国の神社人に訴えかけた⁵⁵⁾。また宮川は、時期は不明ながら「全国的に崇敬者篤志家の
協力を仰いで停頓せる第五十九回式年遷宮を挙行」し、「仰ぎ冀くば各位の絶大なる御協
賛により、千載一遇の事業目的を一日も速かに達成し、天照皇大神に対し奉る報恩感謝の
誠を効すと共に、大神の御神徳により社会の平和と人類の幸福を招来せんことを。」願う
『第五十九回神宮式年遷宮の栞』を公刊し、その活動方針を明確に示した⁵⁶⁾。

かかる式年遷宮奉賛会の活動方針が明示されたことを踏まえ、昭和二十五年二月十日に
は、奉賛会理事長徳川宗敬・神社本庁事務総長高階研一から地方神社庁長宛ての依頼状が
発送、奉賛会本部の主要役員についても発表が行われ、三月には「伊勢神宮式年遷宮奉賛
会会費取扱要項」が決定された。また、元来式年遷宮奉賛会の事務局は、神社本庁に置か

れ、東京大神宮内に分室が置かれていたが、実際には東京大神宮が事務を執り行っていたため、「募金事務を実際にとるやうになると、事務局の所在地を曖昧にしておく訳にもいかないので」、三月の「会費取扱要項」を通達する機会として「事務局を東京大神宮内と明記するに至」った⁵⁵。次いで四月九日の奉賛会常務理事会、十日の奉賛会地方本部長会議において徳川宗敬が副会長、理事長代理の宮川宗徳が理事長として事務を執ることとなり、他に各地方本部分担の募金額と各地方本部の評議員と理事の定数が定められ、会員申込書と会員への礼状案も定められた。四月十五日には「地方本部会計経理に関する件」を定め、五月二十七日には神社本庁評議員会で「神宮奉賛のため神職は率先寄附する件」と「北白川祭主還暦お祝ひの件」が可決され、六月二十二日には奉賛会会員に対する神宮での待遇について定められるとともに、この時期に奉賛会地方本部の本部長並びに副本部長が確定した。

以上のように式年遷宮奉賛会の組織が構築されていくのに従って奉賛会では、昭和二十五年九月十二日、東京大神宮において常務理事会と監事会を開催し、式年遷宮協賛のための諸事業を施行することを決定した⁵⁶。ここでは、

- 1 奉賛会趣旨宣伝の為放送並に新聞雑誌利用の件
- 2 神宮展覧会開催の件
- 3 総合美術展覧会開催の件
- 4 宣伝映画制作の件
- 5 「お蔭参り」劇作の件
- 6 神宮奉賛の民謡レコード作製の件
- 7 神宮論纂出版の件

の七点が決議されている。これを受けて翌十三日には、式年遷宮奉賛の総合美術展を開催することについて依頼状が發送され、「神宮展開催要項」「総合美術展覧会実施要項」「映画「伊勢神宮」(仮称)制作要項」「神宮論纂出版要項」等が作成された。そして神宮展覧会と総合美術展覧会が神社本庁と奉賛会の協同主催として昭和二十六年一月五日から十日にかけて東京で開催され、以後、大阪、神戸、京都、福岡各地で開催されていくこととなった。

次いで昭和二十六年一月二十八日の式年遷宮委員会では、奉賛募金が好成績であること

から式年遷宮の年次を昭和二十八年十月に繰り上げて挙行することが決定され、二月二十六日神宮司庁講堂で開催された奉賛会本部長会議では、募金の集纏に関わる件をはじめとする、

- 一、役職員数に関する件
- 二、支部に関する件
- 三、会員募集の終了期に対する見込
- 四、本会中央取扱銀行に送金の期日及其の見込金額
- 五、割当目標額の消化に対する見込
- 六、本会のことに従事せる役職に対し、感謝状の外記念品を贈ることとした場合の記念品についての希望意見
- 七、崇敬者会館は昭和二十八年十月の御遷宮祭迄に建設を終る見込であるが、右会館の建設についての希望意見
- 八、本会の事業宣伝の為には各種の印刷物の外、神宮展、総合美術展、映画「伊勢神宮」の作製を実行し、又奉賛歌のレコードが出来ることになつてゐる外、目下奉賛献詠の和歌募集並に書道展を計画中であるが、是等宣伝に関する事項についての意見

以上の八件について協議が行われた。そしてサンフランシスコ講和条約の調印を経た十一月十六日奉賛会は、「地方本部の結成状況、会員募集の成績等」を報告し協力を求めている。次いで昭和二十七年三月五日には、地方本部長宛に「会員募集に関する奨励内規」を通達し、九月四日神宮司庁で遷宮祭企画特別委員会が開催され、十一月十九日には全国からの参拝旅行に対応するための「伊勢神宮参拝預金」に関する件」が奉賛会本部から奉賛会各本部長・神社庁長に通達されて、昭和二十八年四月二十七日に募金未完納の神社庁・奉賛会地方本部事務局に「会員募集に関し「感謝状並に総裁賞」贈呈時期の件」も通達された。

一方神社本庁でも式年遷宮奉賛への取り組みを活発化させ、昭和二十六年一月二十九日式年遷宮奉賛を目的とする神宮奉頌歌の募集を発表したが、該当作品がなかったため臼田甚五郎に依頼し公表し、四月五日から七日にかけて神社本庁主催、神宮司庁後援による神宮宮域内での社頭講話及び参拝案内の奉仕が行われ、五月二十一日の神道青年全国協議会

第三回総会では「我らは神宮奉賛に昂まる民族的情熱を主軸とし、広範なる宗教活動を展開し、以て神社神道の興隆と民族の独立解放を期」すとの宣言が行われて、六月四日には神社本庁で教化実践施策の中に「神宮式年遷宮奉賛運動の推進」が盛り込まれることとなり、九月三十日に神宮講堂で開催された神社本庁庁長会議では式年遷宮奉賛に一層協力することが決議され、昭和二十七年五月二十四日に開催された神社本庁評議員会では奉賛活動に関連して「伊勢講結成に関する件」が可決された。昭和二十八年には、五月十八・十九日の神道青年全国協議会の総会で式年遷宮奉賛への願出が決議され、五月二十三日の神社本庁評議員会では式年遷宮奉賛に関して協議が行われて、吉田茂が本庁の事務総長に就任し、六月十四・十五日には伊勢にある崇敬者宿泊所で神社庁参事会が開催され遷宮奉仕の詳細についての打ち合わせが行われて、八月十二日からの一週間には神社本庁・神宮司庁・式年遷宮奉賛会・毎日新聞の共催による「全国神社国宝展」が東京において開催され、十月一日から二十日にも神宮徴古館で開催された。さらに、八月二日の神社本庁における役員会では、式年遷宮における天皇陛下御遙拝に合わせて全国神社で遙拝式を一齐に行い、十月十七日の神嘗祭に遷宮齋行を奉告、遷宮記念出版として現代神道教養叢書の刊行等が決議された。九月二十日には神宮崇敬者参宿所で全国神社庁長会議が開催され遷宮祭への神社界の奉仕について打合会が行われた。

以上のような神社本庁をはじめとする神社界の尽力と式年遷宮奉賛会の活発な活動によって、ついに昭和二十八年十月二日皇大神宮で、五日豊受大神宮で式年遷宮が斎行されることとなり、昭和二十年十二月十二日に国費による造営が中止された式年遷宮は、予定であった昭和二十四年から四年後、国民の奉賛によって斎行されたのであった。

この第五十九回式年遷宮にあたって活発な活動を展開した式年遷宮奉賛会は、昭和二十七年十二月五日の評議員会で「財団法人伊勢神宮奉賛会」設立の件が決議され、募金終了後も財団法人組織として継続して活動を行うことが昭和二十八年の五月二十四日に通達された。この時の「財団法人伊勢神宮奉賛会設立経過概要」によると、伊勢神宮奉賛会の設立は、式年遷宮奉賛会が式年遷宮という「目的を達成した暁には、解散すべき臨時的団体である」が、「御遷宮後に於ても神宮奉護の全国的団体とし、且つ組織を財団法人に改めて存続せしめられ度いと言ふ要望」が「地方本部を始めとして、神宮崇敬者の間に澎湃として起つて来た」ことに起因し、これを受けて昭和二十七年十二月五日の評議員会において「伊勢神宮崇敬会（仮称）設立要項案」が決議されたことによる。この「伊勢神宮崇敬会（仮称）設立要項案」では、組織を「恒久的財団法人」とし、事務所を「宇治山田

市」において、「神宮を崇敬して民族的自覚と神道精神の昂揚を図り日本民族の平和的發展に寄与する」ことを目的とし、「神宮を護持し神宮と全国の神社及崇敬者との連絡を緊密にして神社神道の發展に必要な施設を行う」ことが事業として設定されていた。そして十二月二十七日伊勢神宮崇敬会原案起草委員が依嘱され、昭和二十八年二月二十八日の起草委員会で「財団法人伊勢神宮奉賛会寄附行為（案）」と「財団法人伊勢神宮奉賛会地方本部規程（案）」が可決された。この「財団法人伊勢神宮奉賛会寄附行為（案）」⁶¹では、目的と事業が、

第二章 目的及び事業

第三条 この法人は、神宮を奉護して御神徳の宣揚に必要な各種の事業を行い、併せて全国の神社並びに崇敬者と連繫を緊密にし、以つて神社神道の昂揚と共に、日本民族の平和的發展に寄与することを目的とする。

第四条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、御神徳の宣揚に関する事業
- 二、造営及び神宮諸施設の拡充強化に関する事業
- 三、神宮と全国の神社及び崇敬者との連繫に関する事業
- 四、神社神道の昂揚發展に関する事業
- 五、参宮団体に關する事業
- 六、機関紙、図書その他印刷物の刊行
- 七、其の他神宮奉護の目的達成に必要な事業

と定められた。その上で六月十三日の協議会でこれらの案が決議され、式年遷宮奉賛会が財団法人として再出發されることが決定され、十二月二日東京丸ノ内の工業クラブで伊勢神宮奉賛会初の理事会が開催され、会長に佐藤尚武、副会長に神宮少宮司秋岡保治、中野種一郎、宮川宗徳が選任され事務局が伊勢市神宮崇敬者参宿所に置かれて、同日財団法人として文部省から認可された。これにより伊勢神宮奉賛会は、神宮「永遠の護持」を目的とする「神宮に取つては唯一つの外廓団体」として発足したのであった⁶²。また宮川宗徳は、昭和三十年十一月に『伊勢神宮奉賛会の使命と事業』を公刊し、その活動目的について、

- 一、二十年一度の式年遷宮が遺憾なく齋行されるやう物心両面に涉り必要な措置を講ずること
 - 二、御神徳の宣揚に直接関係ある神宮施設の拡充、強化、整備其の他についての援助を行ふこと
 - 三、神宮の思想的背景を為す我が神社神道の昂揚発展に必要な助成を行ふこと
 - 四、神宮と不離一体の關係に在る全国八万余の神社の繁栄並に神社奉仕員の福祉増進を助成すること
- （『遷宮論集』五〇二頁）

と述べ、奉賛会の使命が式年遷宮と「御神徳の宣揚に直接関係ある神宮施設の拡充、強化、整備」等への援助であることと、「神宮奉護の地方的拠点」として位置づけられた「大小個々の神社」の「尊厳並に祭祀の健全化と共に、奉仕員の福祉増進に関して」の「援助的方途を講ずる」という、その使命と事業目的を明確にしたのであった。この伊勢神宮奉賛会は、昭和三十九年に第六十回式年遷宮奉賛会が結成されることとなったことを契機として伊勢神宮崇敬会と名称を変更し現在も活動が続けている。

おわりに

以上、これまで述べてきたように、明治三十二年「神宮の尊厳を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴」して「国典を攻究」し「国体を講明」して「国礼」を修行し「神宮大麻及曆頒布」を行うことを目的として成立した神宮奉斎会は、大正期の伊勢大本部廃止や関東大震災を経て、本院を日比谷から飯田橋へ移転していくが、会勢については神宮大麻の頒布権の喪失や神部署支署の全廃等を受けて、極度に消極的になっていった。しかし、大正十年今泉定助が会長となると、奉斎会の立て直しを図って臨時調査委員会を設置し「一、禊祓修行」「二、斯道懇話会」「三、参宮団体募集」「四、講演会主催」「五、地方講演」「六、講師派遣」「七、結婚式作法講習会」「八、会報の発行」「九、会員募集」「十、会員との連絡」「十一、結婚式を挙げたる者との連絡」「十二、神ながらの道普及会」といった活動方針を策定して新たな事業を展開していく。そして昭和に入ると寄附行為に「八神奉斎所」を設置することを明記する一方、四年には皇典講究所や全国神職会、東京府神職会と連合して神宮式年遷宮奉祝連合会を結成し、報知新聞が組織する大神宮御

遷宮奉賛会と提携して「式年遷宮奉祝展」「日比谷新音楽堂に於ける奉祝会」「参宮会」といった事業を推進し、昭和六年には台湾檜材配給事業を開始し、これらの事業を介して後に神社本庁の母体となる神社界との関係を強めていく。また九年には、奉斎会に所属する神宮崇敬を旨とする団体を「中央敬忠組」として統一して各本支部の賛成員所属の「参宮団」による神宮への参拝旅行を奨励し、十年には本部支部の肅正や整理廃止を断行して奉斎会の改革を進めていく。さらに今泉が十九年に逝去してからは、藤岡好春と宮川宗徳が奉斎会を主導して、二十年に奉斎会の寄附行為を改正し奉斎会の活動目的が「皇道発揚」にあることを示すとともに、六月には機構改革を行って戦時に対応すべく奉斎会の改革を進め、終戦を経た八月三十日には「地方支部整備強化ニ関スル件」を通過して戦後の混乱に対応するための改革を進めていくのである。

他方で終戦を経て日本が占領された時勢の中で神宮奉斎会は、他の民間神祇団体と神社本庁設立の計画を進め、奉斎会会長藤岡好春や専務理事宮川宗徳の活動によって戦後の神社本庁体制設立に積極的に関わっていく。そして昭和二十一年に設立された神社本庁では、宮川宗徳が初代事務総長に就任し、戦後の神社界をめぐる諸問題に対峙していくこととなる。また神祇関係三団体の一つとして神社本庁に発展的解消を遂げた神宮奉斎会は、奉斎会本院をはじめとした相当の設備を有する「地方本部奉斎所」を、「大神宮」として神社本庁体制下の「神社」として再編し、他にも伊勢神宮講社を設立して戦後の体制の中で神宮信仰の宣揚に尽力していくこととなったのである。さらに神社本庁事務総長となった宮川は、神社新報社・神道文化会の設立を通して戦後の神社本庁体制を構築に関与し、本庁退任後、当時の神社界において大きな懸案であった神宮の式年遷宮斎行を目的とする式年遷宮奉賛会を結成して延引していた式年遷宮を昭和二十八年に達成し、この神宮式年遷宮奉賛会を神宮唯一の外廓団体たる財団法人伊勢神宮奉賛会へと改組して、神宮や神社界を援助するための活動を展開していくのであった。

このように明治初年に神宮教会・神宮教院として設立された神宮奉斎会は、明治から大正、昭和戦前期にかけて様々な曲折・変遷はあったものの、昭和二十一年の神社本庁設立に至るまで一貫して神宮教化に取り組んできたのである。そして神社本庁が設立されると神宮奉斎会は解体・再編されたものの、大きくは神社本庁へと発展し、奉斎会本院や地方本部は、神社本庁体制の中で「神社」として位置づけられ、また財団法人伊勢神宮講社を設立して、その活動を引き継いでいくこととなる。また、そのみならず宮川宗徳をはじめとする神道人の活動を介して、戦後の神社本庁体制や神宮式年遷宮奉賛会等へその活動

は継承されていたということができよう。

註

『神社本庁十年史』（神社本庁、昭和三十一年）、『神道指令と戦後の神道』（神社新報社、昭和四十六年）『神社本庁史稿』（神社本庁、昭和五十七年）、神社本庁総合研究所監修・神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道―歴史と課題―』（神社新報社、平成二十二年）。

岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）、阪本是丸『東京大神宮百年の歩み』（東京大神宮、昭和五十五年）。

阪本健一「明治初期における神宮の教化運動」、『神宮と明治維新』（ともに『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年）、前掲岡田『東京大神宮沿革史』。

前掲岡田『東京大神宮沿革史』九五―一〇一頁。

前掲同、一二〇―一四八頁。

前掲同、一五五―一八六頁。

神宮大麻・暦頒布の歴史的経緯については、「神宮大麻に関する研究会報告書（一・二）」（『神社本庁教学研究所紀要』、平成十六・十七年）を参照のこと。

神部署官制については、阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年）一六一頁。

前掲岡田『東京大神宮沿革史』一八六―一八七頁。

前掲同、一七九―一九九頁。こうした神宮奉斎会と神部署の人的関係は「特命の奉斎会本部長を以て、神部署支署長とする事も、段々に内務省は天降り人事を強行して、奉斎会系統を排して、内務省系統人を以て、支署長に任命する様になったから、奉斎会は庇を貸して、母屋を乗取るる如き次第」となったと評されているが、大正五年当時の頒布員は、神職が四八九名、元官公吏三九名、経験者百四五名、篤志者四一名であったため、この時期に奉斎会と全国神職会の人的一体化が進展していったと考えられる。一松又治『神宮大麻と国民精神の機微』（社会神道学研究会、大正九年）九八頁。また、大正期における地方神職会の大麻頒布活動については、藤本頼生「地方神職会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四九号、平成二十四年）に詳しい。

- ニ前掲同、一五八―一六四頁。『國學院大學百年史』（國學院大學、平成六年）上巻、三三四―三四六頁を参照。
- ニ藤岡好古については宮井鐘次郎『藤岡翁小伝』（藤岡翁古希祝賀会事務所、大正十一年）、篠田時化雄については宮川忠夫編輯『篠田小笹乃屋大人物語』（京都大神宮、昭和三十一年）、今泉定助については『今泉定助先生研究全集』全三巻（日本大学今泉研究所、昭和四十五年）、今泉定助先生五十年祭記念事業実行委員会編『源泉への回帰』（新生創販、平成六年）、葦津珍彦『神道学史上の今泉定助先生』（『葦津珍彦選集』第三巻所収、神社新報社、平成八年）、昆野伸幸『日本主義の系譜――近代神道論の展開を中心に』（『岩波講座 日本思想』第一巻所収、岩波書店、二〇一三年）、神田息胤・藤岡好春については前掲『東京大神宮沿革史』二〇八頁・二五七頁をそれぞれ参照のこと。
- ニ以下、大正から昭和戦前期にかけての神宮奉斎会の展開については、特に断りの無い限り、前掲岡田『東京大神宮沿革史』によっている。
- ニ臨時調査委員会の規定と事業振興計画については、前掲同、二二六―二二九頁を参照のこと。
- ニ前掲同、二四七―二四九頁。尚、八神奉斎の方法については、「本院ノ新築ヲ期トシ、神宮奉斎ノ外ニ奉斎所ノ正座ニ神籬ヲ樹テ」て八神を「奉斎ス」とされた。
- ニ藤田大誠「大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克―八神殿奉斎と神道人・国学者―」（『近代国学の研究』所収、弘文堂、平成十九年）を参照のこと。
- ニ葦津耕次郎の事業活動については、西矢貴文「事業家としての葦津耕次郎」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四三号、平成十八年）に詳しい。
- ニ前掲岡田『東京大神宮沿革史』二三九頁。尚、廃止となった本部は群馬・伏見・筑波・湊川・福島・福岡、支部は五泉・上野・長岡・小串である。
- ニ宮川宗徳は、明治四十三年、國學院大學を卒業後、主に内務省や文部省に奉職、大正九年、文部省を辞職し東京市に入った。尚、神宮奉斎会と宮川の関係を考える上で、父である宮川宗保が奉斎会の本部長を歴任し、今泉定助会長時代には奉斎会理事を務めていたことには注意が必要と思われる。前掲岡田『東京大神宮沿革史』、『宮川宗徳―その伝記と遺稿―』（宮川宗徳大人伝記刊行会、昭和三十九年）。
- ニ前掲同、二六六―二七一頁。
- ニ岡田米夫編『神祇院終戦始末』（神社本庁、昭和三十九年）七―九頁。
- ニ前掲『神道指令と戦後の神道』二〇頁。
- ニ以下、神社本庁設立に至る過程については、特に断りの無い限り、前掲の『神社本庁十年史』に依拠したものである。

²⁴ また一方では、十一月十六日に神社院参与会、十七日に神社制度調査会が開催されている。この段階では、神宮の所管について現状を維持する方針であったが、二十日に開催された政府として神社問題に対する方針を決定する閣議では、「神宮司庁官制及神宮神部署官制ヲ廃止シマシテ、一ノ法人組織ト改メル必要」が述べられている（『神社院終戦始末』四七―五一頁）。この件については、二十日か二十一日に上奏聖断を仰いで決定されたとされる（『大東亜戦争中・戦後の神宮』二六八―二六九頁）。宮内省移管案が放棄された理由には、御陵との区別が困難となり参拝行幸等が禁止される恐れがあったことや、皇室の資産が凍結され金品を下賜することなどが禁止されたため維持が困難となる恐れがあったからである。

²⁵ 尚、昭和二十一年一月二十六日には、大日本神祇会・皇典講究所・神宮奉斎会においてそれぞれ解散奉告祭が行われ、二月十四日には三団体合同の慰霊祭が執行されている。前掲『神社本庁十年史』一三五―一三七頁。前掲岡田『東京大神宮沿革史』二九一―二九二頁。

²⁶ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』二八一―二八四頁。

²⁷ 前掲同、二八七―二八九頁。

²⁸ 前掲『神社本庁十年史』一四六―一四七頁。

²⁹ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』二九六―三〇六頁。

³⁰ 前掲同、三一三―三二〇頁。

³¹ 前掲同、三九八―四〇五頁。

³² 前掲同、三〇七―三一頁。

³³ 尚、実際の「伊勢神宮講社寄附行為」では、第三条の事業目的には、

- 一、参宮会組織ノ指導助成ニ関スル事項
- 二、全国各地ノ大神宮崇敬者ノ崇敬ニ関スル事項
- 三、民風作興、崇敬者ノ福祉増進其ノ他本講社ノ目的達成ニ必要ナル事項

と規定された。前掲同、四〇六頁。

³⁴ 前掲同、三二七頁。

³⁵ 前掲同、三二二頁。

³⁶ 前掲阪本『東京大神宮百年の歩み』一八頁。

³⁷ 尚、この期間の神社本庁や宮川宗徳の活動については、前掲『神社本庁十年史』一四

七一―七七頁を参照のこと。

³⁸ 神社新報企画・葦津事務所編『神社新報五十年史（上）』（神社新報社、平成八年）一七八―一七九頁。

³⁹ 『神社新報』（昭和二十一年七月八日号）。

⁴⁰ 前掲『神社本庁十年史』一六四頁。

⁴¹ 『神社新報』（昭和二十二年三月三日号）。

⁴² 葦津珍彦「神道文化会創設当時の事情」（『神道文化』創刊号所収、平成元年）。

⁴³ 「神道文化会五十年のあゆみ」（『神道文化』第八号附録、平成八年）。

⁴⁴ 前掲同。尚、設立に当たって定められた「寄附行為」の事業目的には、

- 一、神道の思想文化、宗教的研究
- 二、古神事並びに神楽、雅楽、舞楽等に神道に係る芸術の調査
- 三、古文書、絵画、彫刻、建築其他神道に係る古文獻、古美術の保護奨励
- 四、神道文化に関する映画、演劇、音楽、舞踊、紙芝居及各種文芸品の普及宣伝
- 五、神道文化に関する講習、講演、討論、座談会等の開催
- 六、神道文化に関する新聞、雑誌、図書の編集発行
- 七、神道文化会館、同図書館、同博物館の経営
- 八、神道文化青少年団の普及奨励
- 九、神道文化功労者の顕彰
- 十、其他神道文化の昂揚普及に関する事項

とある。

⁴⁵ 『神社新報』（昭和二十二年十月二十七日号）。

⁴⁶ 前掲同。

⁴⁷ 前掲葦津「神道文化会創設当時の事情」。

⁴⁸ 前掲「神道文化会五十年のあゆみ」。

⁴⁹ 前掲『神社新報五十年史』上巻、一九七頁。尚、神社新報の事務所は登記上神社本庁内にあった。しかし、「当時の宮川宗徳氏は、仕事の拠点を東京大神宮において活動していた関係で、本会事務も東京大神宮でとられていた。宮川氏の後継である松山専務理事も東京大神宮の宮司であつたため、事務局は一貫して東京大神宮に置かれていた」が、平成八年の理事会・評議員会で事務所の本庁移転が承認され、神道文化会は七月一日以降、神社本庁に事務所を移している。前掲「神道文化会五十年のあゆみ」。

⁵⁰ 以下、伊勢神宮式年遷宮奉賛会の歴史的展開については、特に断りのない限り、岡田米夫「式年遷宮奉賛会（第五十九回）」（『神宮・明治百年史』下巻所収、神宮司庁、昭和四十五年）の記述によっている。

⁵¹ 前掲同、一三一―一五頁。

⁵² 葦津珍彦『神社新報編集室記録』（神社新報社、昭和三十一年）四八―四九頁。

⁵³ 『神社新報』（昭和二十四年十二月十二日号）。

⁵⁴ 宮川宗徳『第五十九回神宮式年遷宮の栞 趣意書並に事業計画』。

⁵⁵ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』三三七頁。前掲岡田「式年遷宮奉賛会」三三頁。

⁵⁶ 前掲岡田「式年遷宮奉賛会」四二頁。

⁵⁷ 前掲同、五四―五五頁。

⁵⁸ 以上の神社本庁による式年遷宮奉賛に関する取り組みについては、前掲『神社本庁十年史』を参照した。

⁵⁹ 前掲岡田「式年遷宮奉賛会」七九頁。

⁶⁰ 前掲同。

⁶¹ 前掲同、八一―八五頁。

⁶² 宮川宗徳「伊勢神宮奉賛会の使命と事業」（神社本庁編『遷宮論集』所収、神社本庁、平成七年）四八九頁。

⁶³ 櫻井勝之進「第六十回式年遷宮の御準備について」（前掲『神宮・明治百年史』下巻所収）四二六・四三〇―四三一頁。

第五章 神宮教院の神道教説史―教説書を通して―

はじめに

本章の目的は、大教宣布運動において「伊勢の神宮祠官を中心として組織された神宮教院の活動には少からず見るべきものがあつた」と評せられ、神宮の教化活動の中核を担った神宮教院出版の教説書を取り上げ、明治初年の神宮教化の展開の中で、どのような神道教説が構想されていたのかという点を考察することにある。

本章で対象とする大教宣布運動については、これまで多くの蓄積が重ねられているが、藤田大誠による「個々の神道家・国学者の人物像や実際の神道思想・神学等の「教義」がいかなるものであつたのかについては、その史料の検討や研究視角も含め、まだまだ開拓すべき部分が多い」という問題提起も行われている。こうした藤田の問題提起に触発された研究に戸浪裕之の研究がある。戸浪は、「三条教則」をめぐる神道教導職の思想を取り上げ、「三則」敬神≡帰一「型」という類型を提示するとともに、日吉大社少宮司兼大講義を務めた田中知邦の神道論を詳細に明らかにしたが、取り上げた対象も限られており、教化に関わる思想や教説についてはいまだ多くの課題を残しているといえる。そこで本章では、大教宣布運動における神道教説の一つの展開として神宮教院の教説を取り上げる。

明治初年の神宮については、河野省三、岡田米夫、阪本健一、久保田収、西川順土等によって、教化活動の展開や教育活動が論じられており、神宮の教化体制の構築についてはかなりの程度明らかにされているといえる。これらの先行研究によると、明治五年七月に最初の神宮教会開設が願い出され、八月には度会県に説教所、十月に神宮教院の開設決定し、東京に出張所が設けられた。六年一月には東京府下でも神宮教会が開設され、横浜、大阪へも順次教化活動を拡大していくことを教部省に上申、三月には神宮宮域内に説教所として時雍館が建設、十月には各地に存在した伊勢信仰を母体とする講社を再編して神風講社を結成し、各地に神宮遥拝殿を建設していくこととなる。この段階で、後の神宮の教化体制を構成する諸要件（神宮教院・神宮教会・神風講社）が出揃ってくる。神宮教会・神風講社は、七年以降各地で順次結成されていく。こうした展開を経て、神宮では、神宮教院・神宮教会・神風講社の関係を明治八年末から再編していく。八年十二月には神宮教院永続方法の会議が行われ、九年二月「神宮教院規制」が定められて、神宮教院は神宮の教化体制の中心に位置づけられることとなったのである。

他方で、注意されるのが神宮と神道事務局の関係である。³⁰大教院にかわる機関として神道教導職によって設立された神道事務局の「創建大意」には、「皇大神宮ハ百神ノ冠首神社ノ宗源上下一般ノ帰依スル所ナレハ、神宮ヲ以テ神道ノ根本」とあり、神宮司庁東京出張所と神宮教会が神道事務局の存在する有楽町三丁目二番地へ移転、同時期には神宮司庁東京出張所の内、遙拝殿に神道事務局神殿が合併奉祀された。そして十二月の神道教導職による会議では、各神道事務局の経費の補助に神宮大麻の初穂金が充てられることが決せられ、九年には地方の神道事務局と神宮教会の合併が行われて、神道事務局と神宮は密接な関係を有していくことになる。³¹かかる関係を鑑みれば、神宮教院の展開した教説は神道教導職にとっても大きな意味を有していたと考えられよう。

こうした展開を背景としつつ、神宮教院の活動の内、出版活動が高く評価され目録が紹介されている。³²これについて久保田は、「いづれも教部省の認可をえて出版したものであって、その内容は教院活動に即したものである。教院における布教活動や教育活動に必要な教科書、教本のほか、一般の啓蒙に資するものが出版³³」されたと纏めている。しかし、教説書の内容については、これまでさほど検討されておらず、小野祖教と藤井貞文によって一部が検討されているに過ぎない³⁴。これについて一言すると、小野の研究は、神宮の神道教説という視点からすれば、検討した文献が『神教要旨』『神教綱領』『大道本義』といった一部に限られており、教説の全体像を明らかにするには至っていない。藤井の論考は、芳村正秉、山口起業、田中頼庸、浦田長民の諸説を検討し、「古典を理會する点に於いて全く江戸期の国学、就中、本居・平田両氏の理會を出たものとは言ひ難く、多くは其の祖述であつて新なる神宮教院の神学を打立てたとも認め難い³⁵」と述べている。この見解は妥当なものと考えるが、神觀念に限定しているため教説の全体像を論じたものとは言ひ難い。それゆえに神宮教院出版の教説書を検討し、その全体像を明らかにした研究は管見の限り未だ見当たらないのである。以上から本章では、神宮教院出版の教説書を検討するという方法を取り、神宮の教化体制にも目配せしつつ、教説の変遷を考察することによって、明治初年の神宮を中心に展開された神道教説を明らかにする。

一、神宮教院出版の教説書

神宮教院が多くの文献を出版していることは既述した。久保田収の目録³⁶によれば、明治五年から十二年までに、二九点の文献が出版されている。当初の神宮教院の出版物は神

宮教院独自のものではなく、あくまで教部省・大教院の出版物の翻刻であったが、六年七月からは、神宮教院独自の出版物が刊行されていく。こうした状況は六年七月を画期に神宮教院の教化活動が本格化してきたことによるものと考えられる。このような神宮教院の出版物には、儀礼や歴史に関する文献が存在するが、ここでは教説について論じた文献に限り、

『神教要旨』	一冊	明治五年
『神教要旨略解』	一冊	明治五年
『教会要旨』	一冊	明治六年七月
『神教綱領』	一冊	明治六年七月
『神教綱領演義』	一冊	明治七年一月
『大教院兼題十一説解義』	一冊	明治七年二月
『神宮兼題人身三要論』	一冊	明治八年六月
『大道本義』	三冊	明治十年一月
『神道摘要』	一冊	明治十年九月
『神宮教院神誠註釈』	一冊	明治十二年十一月

の十点を取り上げる¹⁴⁾。それでは、まず本章で取り上げる教説書について概説しておく。

神宮教院・神宮教会の出版物で、最初に出版されたのは『神教要旨』と『神教要旨略解』である。『神教要旨』は、長州出身の儒学者で明治初年の国民教化に尽力した小野述信が著したものであり、明治二年に小野が明治天皇に対し行った講義が基となっているとされる¹⁵⁾。『神教要旨略解』は、五年に教部卿嵯峨実愛の特命を受けた近衛忠房・千家尊福両大教正が『神教要旨』を解説したものであり、大教院より出版されたことによって、大教宣布運動における教説書として重要な位置を占め、当時広く読まれた¹⁶⁾。両書が神宮において翻刻・出版されたのは、五年の七月から十二月の間と考えられる¹⁷⁾。『神教要旨』の内容は、「神教之綱」に「敬神」と「明倫」の二項目を位置づけ、それを論じている。『神教要旨略解』は、これを平易に解説したものとなる。

『教会要旨』は、神宮祭主、近衛忠房の著作とされる。内容は、「三条の教憲」、「五条の神誠」を中心としており、「敬神の事」「人道の事」「皇上を奉戴する事」を論じた上で、以下の十条「第一日々の勤」「第二家業の事」「第三学問の事」「第四衣食住の事」「第五親

の務」「第六子の務」「第七夫の務」「第八妻の務」「第九兄弟の務」「第十朋友及び他人と交際の事」が規範として示されている。

『神教綱領』は、『教会要旨』と同じく、神宮祭主を務めた近衛忠房の著作である。ただ、七年に出版された『神教綱領演義』の序文に浦田長民が記すところによると、近衛忠房が本書を上梓する以前に死去した為、浦田が手を加えて出版したものという。内容としては、「敬ニ事天神」「愛ニ念国土」「順ニ人倫之道」「祭ニ祀祖先」「各効ニ其職」「莫レ作ニ不善」を綱領として提示している。さらに同書の註釈が『神教綱領演義』で、著者は山口起業である。序文によれば、本書出版は、漢文体で書かれ難解であった『神教綱領』を平易に解説することを目的としていた。

『十一説解義』は、浦田長民が記した序文に、「予乃チ我力院中ノ教職ニ嘱シテ各々講録ヲ作ラシメ討論折衷シ其善キ者ヲ採ヒ勒シテ一卷ト成シ名ケテ十一説解義ト曰ヒ之ヲ大教院ニ呈ス」とあるところから、神宮教院内の教職に「十一兼題」、即ち、「神徳皇恩ノ説」「人魂不死ノ説」「天神造化ノ説」「顕幽分界ノ説」「愛国ノ説」「神祭ノ説」「鎮魂ノ説」「君臣ノ説」「父子ノ説」「夫婦ノ説」「大祓ノ説」を逐条ごとに解説させ、それを折衷し一書としたものである。

『人身三要論』の著者は、山口起業である。『人身三要論』は前・後編に分かれており、その内容は、前編において、人が理解しなければならぬ根源である「神魂」「道」「教」を個々に解説している。対して、後編では、人の神魂が本分を失ってしまう理由を明らかにし、そこからの救いが論じられている。

『大道本義』は、神宮の教化活動を主導した浦田長民の著作である。『大道本義』の自序には、本書の目的について「大振ニ我教」、施及ニ海外²²⁾、使ニ外国諸教帰ニ於一²³⁾とあり、当時の大教宣布運動に於ける教化活動を前提としつつ、「大振ニ我教」い、海外にも通用する「教」を構築することを目的としたものであった。こうした『大道本義』の内容について小野祖教は、「当時の宗教的要求として提出されてゐた問題について、徹底的に答へようとする野心的著作」であるが、「合理化に急であつて、典拠に於いて欠ける点が少なくない」と指摘しつつも、「明治初期の著作の中では、非常にすぐれた、よく整理された教義研究書と云ふ事ができよう」と評価している²⁴⁾。

『神道摘要』は、「神道の要点は恩を知り、その恩に報いることにあるとして、御神徳と報恩の有り方について説き聞かせたもの」であり、「明治十年時の神宮教院における庶民教化の実際を示す史料」とされるが著者は不明である²⁵⁾。この『神道摘要』では、はじめに「神道の要は第一に恩をしるべし、次には恩に報ゆべし²⁶⁾」として、神々の神徳とそ

れに對する報恩を説いている。

『神誠註釈』は、葵川信近²⁶の著作である。葵川の詳細な履歴は管見の限り不明であり、神宮教院との関係も明白ではない。ただ、『神誠註釈』の内容は、神宮が教化活動の一環として結収していた神風講社へ入社する際に授与されていた「五条の神誠」、「天津御祖を敬ふべし」、「皇国の御恩を念ふべし」、「人たる道を守るべし」、「家業を励み勉むべし」、「悪行ひなかるべし」に註釈を加えたものである²⁷。そのため『神誠註釈』は、「五条の神誠」の註釈書として神宮教院から出版するに足る価値あるものと評価されていたとみられる。

以上のように神宮教院は、短期間に多くの教説書を出版しているが、これは神宮教院の出版活動が国民教化という課題に直面する中で、その対応として、それぞれの教説書を出版していたからであり、教説の展開に様々な変化があったことをも示唆している。こうした文献の中で、神宮教院の教説を考察する上で重要と考えられるのは、『教会要旨』と『神教綱領』である。この両書は、神宮祭主を務めた近衛忠房が著者となっており、神宮教院が独自に出版した最初の教説書でもある。さらに『教会要旨』『神教綱領』以前に出版された教説書として『神教要旨』と『神教要旨略解』があることから、神宮教院独自の教説の前提として、この両書を検討する必要がある。また、ここで留意されるべきは、こうした神宮教院の教説書の前提に、維新後に禁教が解かれたキリスト教への対策という問題と、それに動員された国学という二つの要素があったことである²⁸。例えば、明治初年の神宮教院の教説展開を主導した浦田長民は、『大道本義』下巻においてキリスト教の展開に擬えつつ『大道本義』を著した理由を次のように説明する。

此書則成_ニ於人智已開之後_一、而二子（本居宣長と平田篤胤）之書、則成_ニ於人智未開之時_一、試以_ニ「耶蘇」一言_レ之、則二子之書猶_ニ旧教_一也、彼既有_ニ旧新二教_一、則我亦不_レ能_レ無_ニ此書与_ニ二子之書_一、彼旧教固不_レ得_レ拒_ニ新教之出_一、而新教亦非_ニ故立_ニ異於旧教_一、則我雖_レ有_ニ二子之書_一、不_レ能_ニ使_ニ余默止_一、余亦非_ニ故立_ニ異於二子之書_一、是何哉、良以_ニ其時勢之不_レ同也（『大道本義』下巻、五七丁オーウ）

浦田は、本居宣長と平田篤胤の構築した「教」を人智未開の時のものとして、キリスト教でいう「旧教（カトリック）」にあたるとし、『大道本義』を人智が開かれてから著されたものであるから「新教（プロテスタント）」に位置づけられると論じている。これについて西川順土は、「神道理論は変化して当然という考方を示し、その妥当を示す根拠をキリス

ト教史の中に求めている」と指摘する。いずれにせよ『大道本義』では、キリスト教を受容するにせよ、否定するにせよ、かなり重視していたことが窺い知れる。他方で注意されるのは、浦田が「二子之書」と異なる「教」を企図して『大道本義』を著したわけではないと述べていることである。これは浦田が自らの「教」の前提として、本居宣長と平田篤胤の「教」を意識していることを示している。それを前提としつつ、「本居・平田の教を中心とした神道を超えた」神道理論を構築することが『大道本義』の目的にあったのである。以上から窺われるように、神宮教院の教説は、キリスト教対策を課題としつつ、国学的な言説との連続性を有しながら、神宮の教化活動の展開に従って構築されていた教説なのであった。

これらの諸要素を抑えながら、次節以降、神観念、「死後の安心」、「祓」の三点から神宮教院において展開された教説を検討していくこととする。

二、教説の中心的な神観念と大国主神・産土神

ここでは、まず神宮教院の展開した教説における中心的な神観念について検討を加える。その際、注意せねばならないのは神宮教会の祭神であろう。神宮教会の祭神が確定した時期は、明確にはわからないものの、明治七年の段階で神鏡が神宮教会の御神体として存在したとされ、神宮司庁東京出張所が設立された五年十月の段階で、造化三神と天照大神が神宮司庁東京出張所・神宮教会の祭神として既に確定していたと『東京大神宮沿革史』で指摘されており、妥当な見解と思われる³²⁾。こうした状況からも分かるように、神宮教院・神宮教会の教説において重視されたのは造化三神と天照大神であった。この点を踏まえた上で、まず、教説の中核となった造化三神と天照大神についてみてみよう。

最初期に出版された『神教要旨』では、中心的な神として「天神天祖」が挙げられている。ただ「天神」に対しては明確な定義がなく、「天祖」たる天照大神によって「天神」を代表させ、「天祖」が天地を主宰すると指摘し、天照大神の神徳によって万物が生成されていることを「万物之所由生成一也」と論じている³³⁾。このように『神教要旨』にあつては、中心的な神として、天照大神のみが想定されており、それ以外の神々への言及は多くない。

また『神教要旨略解』では、「天神」が「開闢の三神を始め天地を創造するの諸神」とし、「天神」と「天祖」がともに「高天原に在て其功德同じ」と解説されている³⁴⁾。

次に『神教綱領』では、「天神天祖」の区別が無く、造化三神と天照大神を「天神」と称す

とした上で造化三神の「功德」を天照大神が「大成」したことにより、天照大神が世界を主宰し、万物を生成させる存在となったと位置づけている³⁴。この『神教綱領』と同時期に出版された『教会要旨』も、「敬神の事」で造化三神の神徳と、伊邪那岐・伊邪那美の二神による修理固成によつて国土が生成されたことが述べられ、天照大神がそれらを受継ぎつつ、天地の「大主宰」として高天原を治め、「造化功を集めて大成し給ふ神」として、「生とし生るもの此天照大御神の御恵を蒙り奉らざるもの有すといふ事なく。豈仰ぎ尊バざるべけむや。」という存在に理解されている³⁵。こうした『教会要旨』の解釈は、『神教綱領』とほぼ同様であり、ともに『神教要旨』と『神教要旨略解』の解釈を踏まえたものである。このような造化三神と天照大神に対する理解は、以後の神宮教院の教説書において一貫して維持されていく。

『神教綱領』の註釈書である『神教綱領演義』では、「造化三神の功德に因て。天地成り万物生じ」として、「于時天照大神出生し給ひ。光華明彩六合に照徹し。宇宙を統御し。生成化育の大本と變理し給ふ。」と記しているし³⁶、『十一説解義』の「神徳皇恩ノ説」の註釈では、「天地ヲ鎔造スルハ三神ノ徳、国土ヲ修成シ万物ヲ生殖スルハ諸冊二神ノ徳、天祖ニ至リ諸神徳ヲ集テ大成シ、天地万物ヲ主宰ス³⁷」とあり、「天神造化ノ説」の註釈でも、「天照大神ハ、光華明彩六合ニ照徹シ、天上地下無比ノ靈徳ヲ備ヘ給ヒ、天神分轄ノ造化ノ徳ヲ集メテ之ヲ大成シ、生成ノ神業ヲ統治シ給フ、故ニ天地万物ノ化育スル、其恩頼ニ由ラサルナシ、天地造化ノ神功、大神ニ至テ尽セリト謂フヘシ³⁸」と天照大神が万物生成の「神業」を治め、天地万物を「化育」し、万物がその「恩頼」を被っていると解釈されている。

また、『人身三要論』でも、造化三神を「この世界のない前に神とおなりあそばして、天地を鎔造なされた」神とし、造化三神が「国土を治めて造化の功をお弘め遊ばさるゝ為に、不測の靈氣をお結び凝し遊ばされ、天照大神さまと申す、今上皇帝さまと申す、今上皇帝さまの御大祖さまが、八百万の神々さまの大帝となりて諸の神業の本を御主宰なされ、日夜広大無偏の御苦労をなし下さるゝ」と³⁹、造化三神によつて天地が形成され、天照大神が八百万の神の「大帝」となつて、諸神の神業を「主宰」していると記している。

次に『大道本義』では、造化三神の神徳によつて、天地の生成が始まり、伊邪那岐・伊邪那美二神に至る神々によつて世界が形成されたと説明した上で、「生ニ天祖、以統ニ御宇宙一、君ニ臨神人一、於レ是乎天地始得レ為ニ天地一、万物始得レ為ニ万物一矣⁴⁰。」と記し、天照大神が生まれ神人の上に君臨することにより、天地と万物が完成されたという理解が表明されている。そして天照大神の神徳が他に比類ないものであることを「其徳至神至靈、至精

至妙、至尊而無^レ比、至一而無^レ對、至盛而無^レ尽、至大而無^レ外^ニと表現している。さらに『神道摘要』には、世界の生成を造化三神の神徳とし、八百万の神々の神徳を論じた上で、神々の神徳を大成する存在として天照大神を位置づけ、その役割を「神といふ神さまの御神徳を、悉く御あつめあそばされ、其根元を御取をさめ下されて、有難い御めぐみを下さるゝは則天照坐皇大御神さまの御恩なり^ト」と指摘する。また『神誠註釈』では、第一条「天津御祖を敬ふべし」において、「天津御祖」を「天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神」と解釈し⁴³、造化三神と天照大神への敬神を説いていることから、教説の中心に造化三神と天照大神が想定されていることが窺い知れる。

以上から神宮教院の教説において中心的に位置づけられた神は、その前段階である『神教要旨』『神教要旨略解』では、天照大神であったが、明治六年七月以降、造化三神によって生成された世界が、天照大神によつて完成され、造化の神徳や八百万の神々の神徳を天照大神が集め「大成」したと解釈されていく。そのため神宮教院の教説の中心には、一貫して造化三神と天照大神が位置づけられていたことが明らかである。

他方で、後に問題化していく祭神論争を念頭におくと、大きな問題となるのが教説の中心に位置しない神々、特に大国主神や産土神がどのように理解されていたのかということであろう。次に、これについて検討を進める。

『神教要旨』には、大国主神への言及は無く、産土神について「産土神又分^ニ司其地^一神徳一体不^レ可^ニ以不^レ崇也⁴⁴」とある。さらに『神教要旨略解』の当該註釈では、「産土神は郷里村落に鎮祭して土人世々冥福を禱する神なり」とし、昔から「其土地を分配し司り給ふ神にして其土の創業又祖宗たるにひとし故に何れの地にても神の功德同一体にして、感格ある事亦自ら同一理なり最も敬祭崇拝して冥護を祈るべきなり」と、その役割が説明されている⁴⁵。ここに示された産土神の解釈は、各々の土地に守護神として祀られている存在であり、その土地の人々を守る神と捉えられている。また、『神教要旨略解』では、大国主神については、顕幽に関連して述べられているにすぎない⁴⁶。こうした大国主神や産土神に対する言及は、『教会要旨』で、次のような理解へ変化する。

世に顕幽といふ事あり、人たるもの、此理をしらずはあるべからず、顕とは、此の境界をいふ、幽とは目に見えぬ神の世界をいふ、往古は、此顕幽混一にして、善きも悪しきも、悉く神にて、人の上にては測り知りがたき事ども多し、然るに、天照大御神の御神慮にて、

皇孫迹々藝命を長く顕界の 大君として天降したまひ、大国主神を幽界の主と定め給ひしより、顕と幽と其境を異にし、神と人との差別出来まつり、是を以て所々に祭り来れる産土神等は、其所の人民を日夜守護し給ひ、大国主神は、又是を統轄め給ふ事、顕界にて、府県より郷村に至るまで大小の官舎ありて、其所々の事務を治むるが如し、然して、又

天照大御神は、此顕幽二界を主宰め給ふ御事なれば、尊き事又類ひなしとしるべし(『教会要旨』二丁オ―四丁オ)

『教会要旨』に示された大国主神と産土神に対する解釈は、『神教要旨略解』に示された解釈に近い。『神教要旨略解』では大国主神が幽界を主宰し、天皇が顕界を主宰していることが述べられているのに過ぎないが、『教会要旨』では、天照大神を中心に天皇と大国主神が顕幽の主宰として対比され、大国主神の下に産土神が明確に位置づけられている。そのため『教会要旨』の大国主神と産土神の理解は、『神教要旨略解』の解釈の延長上に位置づけられる。次の『十一説解義』では、大国主神に対する言及のみがあり、「顕幽分界ノ説」において「大国主ハ、幽ニ入テ其界ヲ治ムルノ主トナシテ、永ク天皇ノ守護神ト為シ給ヘリ」とされ、大国主神を天皇の守護神と位置づけているのみである。

しかし、こうした解釈は、『大道本義』に至ると大国主神を「負譴者之子」と捉える点が特徴として現れてくる。これにより大国主神が地上を立派に治めようと、「下土之真主」たり得ないとの認識が示され、「是天孫降臨之議所ニ由起一也」とあるように、天孫が降臨する正統性が保証されることとなる⁴⁰。そして大国主神の最大の功績を、「経国之功雖大、而不^レ如^二其避国之功更大一也」と述べ、国造りではなく天孫に対して国を譲り渡したことで、大国主神の「避国」によつて顕幽の分界が定まったとの理解を示す⁴⁰。さらに、幽界における大国主神の役割は、次のように位置づけられている。

蓋謂「己貴(大国主神)」之賢足^二以治^一之、故使^三幽以護^二佑天孫顯界之治^一、且其治^レ幽、又有^二一職^一、其職在下簿^二録宇内人民生前之善惡^一、及予^中奪其生前之禍福上、每^レ有^二死者^一、輒以^二其善惡禍福^一奏^二之於天神天祖^一、奉^二其賞罰之勅^一、然後使^二産土神^一送^三致其靈魂於天原与^二底国^一、(『大道本義』上卷一五丁オ―ウ)

ここにみられる大国主神は、幽界を治めて、天皇の治世を護り助けるとともに、幽界が

ら人民の善悪の行いを記録し禍福を与え、死があるごとに「善悪禍福」について「天神天祖」に報告して、人の靈魂を産土神とともに、高天原や根底国に送ることにある。さらに、地域の産土神と大国主神の關係は、

然宇内之広、人民之衆、固非一神之所能治^一、故産土神分^二司之^一、「己貴」乃總^二管之^一、『大道本義』上卷一五丁ウ)

とされ、産土神を大国主神の役割を各地で分掌し、それを助ける神々と位置づける。こうした大国主神や産土神についての理解は、『神教要旨略解』『教会要旨』の延長上にあるといえる。ただし『大道本義』には、大国主神や産土神に關係して、これまでの幽界の解釈とは異なる理解も認められる。即ち、『大道本義』の「論^二幽界之理^一」には、

地球上無^二処不^一有^二幽界^一、各地産土神所^レ鎮、神庁之所^レ在也、而其總^二管之^一者為^二出雲大社^一、故地球万国之神、皆以^レ時會^二議於此^一云、然是得幽界之一小廷耳、若夫幽界之大廷則有^レ二、第一大廷為^二高天原^一、天原則統^二轄大虚内無數地球之幽界^一、不^二止我一地球之幽界而已^一也、第二大廷為^二根底国^一、「素尊」與^二「柵尊」^一俱居^二於此^一、掌^二其政^一、『大道本義』下卷五丁オーウ)

とあって、出雲大社を幽界の一小廷とし、幽界の大廷に高天原と根底国をあげ、根底国も高天原の統轄を受けるとし、全てが天照大神の統轄下に置かれるという考えが示されている。これは、先行する教説書の説が再編されたことにより世界観が再構築されたことを示している。

このような大国主神と産土神に対する理解は、「神道摘要」においても神々の具体的な神徳が語られていく箇所でも明快に記されている。即ち、大国主神と産土神の神徳は、「人の目に見えぬ所に御座なされて、人の行ひを御覧なされ、其ほどく^レに、御手下さる^レ」ことである。こうした点から『神道摘要』においても、これまで展開されてきた大国主神と産土神の理解が踏襲されているのである。一方で、大国主神や産土神に対する関心が強くない教説書も存在する。『神教綱領』『神教綱領演義』『人身三要論』『神誠註釈』には、大国主神・産土神への言及自体が存在しないのである。

以上のように神宮教院の教説の中心には、一貫して造化三神と天照大神が位置づけられ

ているが、大国主神・産土神に対する言及は、各教説書で多少の異同がある。こうした神観念を前提として、次に神観念と密接に関わる「死後の安心」をめぐる教説を検討したい。

三、「死後の安心」をめぐる教説の展開

ここで問題とする「死後の安心」をめぐる教説とは、本居宣長が「神道に安心といふ事なし」とした上で、「たゞ死ぬればよみの国へ行物とのみ思ひて、かなしむより外の心なしとする理解⁵²」に対し、平田篤胤が『古史伝』の一二三段で展開した、

さて君上は、いかに聴く明に坐せども、現世人の倣にし有れば、人の幽に思ふ心は更なり、悪行にても、頭知られざるは、罰むること能はず、善心善行も頭ならぬは、賞給ふこと能ざるを、幽冥事を治給ふ大神（大国主神）は、其をよく見徹し坐て、現世の報をも賜ひ、幽冥に入たる霊神の、善悪を糺判ちて、産霊大神の命賜へる性に反ける、罪犯を罰め、其性の率に勉めて、善行ありしは賞み給ふ（『新修 平田篤胤全集』第三卷一七二頁。）

という解釈にみられるような死後に人が神々の「賞罰」を受けるという理解を前提とした上で、どのようにすれば神の「賞み」が得られるのかという問題を通して展開された教説のことである。こうした理解を前提として議論を進めていく。

『神教要旨』は、死後の世界における靈魂の行方を「人者万物之靈而魂者神之所^二賦与^一、死則復^二歸基本^一、所^二以至誠不^レ貳、唯神是頼也⁵³」とし、同様の箇所が『神教要旨略解』で、

死は生者の免れざる処にして、固より怪むべきに非ず、然りと雖も強弱寿夭の同じからざる感なき事を得ず、然れども神意の命ずる所前に出たる如く、天祖の恩頼にて生成し神魂を受けて活動する者なれば、死する時は必又其本原に復歸するなり、故に魂は上りて天に歸し、軀は止りて地に化すものと知るべし、祭祀を歆て感格有るは、即ち魂の帰着安定する処あるを徴すべきなり、生死の理神明に依頼する事如^レ此、何ぞ疑貳を生ぜむ（『神教要旨略解』一〇丁オー一一丁オ）

と註釈されている。即ち、人や万物の靈魂は、天照大神によって賦与されており、死ねばその本原である「天」に帰るとされ、こうした靈魂が祭祀によって「感格」することが、靈魂の帰着する場所があることの証拠とされており、この生死の理を疑わずに、ただ神を頼ることが重要とされている。次に『教会要旨』では、人の靈魂が造化三神や天照大神、大國主神、産土神等によって賦与されたもの⁵⁴とするが、靈魂の行方は記されていない。しかし、『神教綱領』と『神教綱領演義』では、「死後の安心」に関する教説が、靈魂の救済と関連してより詳細に展開されていく。『神教綱領』には、

天神照鑑、無_レ所_レ不_レ在、無_レ所_レ不_レ至、人能慎_レ独戒_二不善_一、以保_二其良心_一、則天神資_レ之以_二慶福_一、生則其身康寧、死則陟在_二天神左右_一、若逞_二情欲_一遂_二不善_一、則天神遐_二棄之_一、生則罹_二罪禍_一、死則為_二佞鬼_一、出_二千爾_一者反_二乎爾_一、其理豈有_レ可_レ疑哉、然天神之心、固至公無_レ私、故有_二過失_一之人、能懲_レ惡遷_レ善、或雖_二殛死_一、若子若孫、代竭_レ誠謝_レ罪則天神宥_二恕之_一、不_二復思_二其旧惡_一也
(『神教綱領』七丁ウー八丁オ)

とあり、『神教綱領演義』では、次のように註釈されている。

天神の善を好みし、不善を惡み給ふは、上にあぐるの如し、故に過惡ある人の心を以て、天神の心を仰ぐときは、則ち吾を惡み給ふこと甚しきが如くにして、実は天心至公に出る故に、其人も一端悔悟自新の心を振起するときは、則ち其旧時の惡を捨て給ひ、仮令其人已に死したりとも、其子孫なる者之に代て、天神に謝し奉り、善行を積て其罪過を贖ふ時は、天神必す其至誠の篤を好し、更に愛顧を垂れて苦患を脱せしめ給ふ、此則ち天神の神慮なり、此に因て之を視れば、神道は生前死後離るべからざる所以の理なることを知り、日用の行事を神教に則り、永遠天神の保愛を蒙り、闔族天上に帰着して無量の快樂を極むへし(『神教綱領演義』二七丁ウー二九丁オ)

この『神教綱領』と『神教綱領演義』では、人が善を行うことによって生前に幸福を得、死後に人の魂が「天神(造化三神と天照大神)」の左右へと赴くことが述べられており、生前に惡を行った者も、「悔悟」すれば「天神」によって許され、死後も子孫の善行によって「天神」の許しを得ることができるという理解となっている。ここでは「死後の安心」と

「天神」への信仰が結びつき、善行を勧めるという、それ以前の教説書には見出せない教説が展開されている。この教説は『十一説解義』の「人魂不死ノ説」においても、「夫人ノ顕世ニ在テ、善ヲ行ヒ賞ヲ得、或ハ悪ヲ為テ罰ヲ被ルモ、其本神理ニ出ツ、然則死後現世、行事ノ善悪ニ由テ、神界ニ於テ其賞罰アルコト疑ヲ容レサルナリ⁵⁵」とあることから、一貫して維持されていることが窺われる。

こうした「死後の安心」をめぐる教説は、『人身三要論』において、教説の中核へと明確に位置づけられていくこととなる。『人身三要論』では、「神魂⁵⁶」が中心的な主題となつているが、ここでは「教」を信じて「道」を行わなければ「永く天国に帰り無上の樂を受べき人と、生まれながら其樂を受ける事が叶はぬ⁵⁷」と述べられている。つまり、「教」に則つた「道」を行うことにより、「死後の安心」が得られるのである。これを得るため『人身三要論』では、「教」「道」「神魂」の「根源」を知ることが重要と説かれる。まず人生とは、

天津神さまの御陰で、神魂が顕世の肉体に寓て、其天津神さま方の御命じなされた御用を勤める間がお互いに活て居ると申す際の事で、其年限が終れば、神魂と肉体とが離れて、肉体は骨も肉もみな土になり、神魂は銷えず散らず、本の神さまの御許に歸りて、難有い尊い真福を下されて、此上ない樂しみを受るといふ事を、各篤と心得おいて、日々の業を勉められねばならぬ事である、(『人身三要論』前編三丁オーウ)

というものであり、人の一生を「神魂」が「天津神」(造化三神と天照大神)の神徳によつて、「顕世の肉体に寓」て、「御用を勤める間」のこととし、死後は、その神魂が失われずに神の本に帰還して「難有い尊い真福」を受けるとする。こうした「死後の安心」を得るためには、「教」に則つた「道」を行う必要があると論が展開される。「道」については、

道といふは、神魂が肉体に寓て人となつて天津神さまの御命の随に、千万無量の機をするに就て、踏で行かねばならぬ筋の事で、其第一は君臣の道、父子の道、夫婦の道といふが根本で、それから次第におし弘めて、何事をするにも道をはづしてはならぬといふ御定になつてあるものじや(『人身三要論』前編三丁ウー四丁オ)

とある。つまり、「道」の第一とは「君臣の道」「父子の道」「夫婦の道」であり、この道が「天津神」によつて定められた「教」と解釈され、その根拠が古典に求められていく。「夫

婦の道」は伊邪那岐・伊邪那美による国産み・神産みに、「君臣の道」は天孫降臨に、「父子の道」は天壤無窮の神勅に、である⁵⁵⁾。この「教」を守るとは、次のように説明される。

教のまゝに道を行ひ神魂の本分を全うするは、先に申す通り皆天津神さまの御恩召通りに致すわけで、此が神道の本義である神魂の本分をかやうに全すれば、素より人をお恵みあそばして、善いが上にも善きやうにと思召すが天津神さまの御尊慮なれば、いらぬ小智をはたらかすに及ばず、唯来る事は神さまのお授け次第、勤むる事は一生懸命、水も火もおそろしい事はない、青天白日に市中を往来するやうに、手ぐらい行をせず神さまの御教へにそむかぬやう、御命を忘れぬやうにさへゆけばよい、其上この道がどのやうな貧窮な人、魯鈍な人でも皆容易と行はれる事でござれば、くれぐれ心得違のないやうに致されねばなりません（『人身三要論』前編八丁オ―九丁オ）

「教」として「君臣の道」「父子の道」「夫婦の道」を行い、「天津神」の「恩召通」にして、「神道の本義」である「神魂の本分」を全うすることが、恵みを得る方法とされ、容易に行うことのできる「道」とされる。以上から明らかやうに『人身三要論』の教説の中核には、「死後の安心」が位置づけられ、具体的な規範としての「教」を守ることが「道」と位置づけられている。こうした教説展開の背景には、大教院分離による神仏合同布教の破綻がある。何故ならば、明治六年頃の神宮は、教化活動の展開の中で、仏教による葬祭を容認していたが、七年にはその方針を変更しているからである⁵⁶⁾。このような方針の変化を受けつつ、キリスト教と対抗していく為に『人身三要論』にみられるやうな「死後の安心」に関する教説が展開されていったと考えられるのである。

かかる「死後の安心」を中核とする教説は、次の『大道本義』にも明確に受継がれている。まず、『大道本義』では、「道」を奉ずることが左のように述べられる。

苟能奉^レ道、則足^下以副^二皇上之聖意^一保^中父祖之遺業^上、寧唯之而已、生必得^二幸福^一、死必蒙^二神賞^一、苟不^レ奉^レ道、則不^レ足^下以副^二皇上之聖意^一保^乙父祖之遺業^甲、寧唯之而已、生必罹^二災禍^一、死必受^二神罰^一、故道不^レ可^レ不^レ奉（『大道本義』下卷二丁ウ）

即ち、「道」を奉ずることにより、父祖の遺業を保って、生前に幸福を得て死後に「神賞」を受けることが出来るとし、逆に、「道」を奉じなければ、生前に「災禍」にあつて死後に

「神罰」を受けることとなると述べられている。ここから『大道本義』に展開された「道」は、死後の世界における「幸福」を得ることが窮極の目的として設定していることが理解される。そして『大道本義』の「論ニ靈魂帰宿ニ」では、「靈魂来則生、靈魂去則死。」と指摘した上で、「靈魂也者神之所ニ賦与ニ者也、夫神之所ニ宅、固在ニ幽界ニ、而靈魂実由ニ神之賦与ニ。」とし、靈魂が幽界に存在する神から与えられたものと説かれる。この靈魂は人が死んだ際に来た場所である幽界へと帰る。『大道本義』では、幽界へと帰った際に靈魂が帰着する場所が二つあるされ、それを高天原と根底国とする。高天原は、北極の方にある天照大神が治める光輝く場所で、根底国は、南極の方にある素戔鳴尊と伊邪那美神が治める暗い場所である。そして、神から賦与された良心を全うした善人の靈魂は高天原に帰着して「無窮之永楽」を受け、全うしえなかった悪人の靈魂は根底国に帰着して「無窮之永苦」を受けると次のように説かれる。

善人靈魂、則全ニ神賜之良心ニ者也、悪人靈魂、則壞ニ神賜之良心ニ者也、全ニ神賜之良心ニ者、必得レ還ニ其原ニ、壞ニ神賜之良心ニ者、必不レ得レ還ニ其原ニ、(中略)故善人靈魂、則蒙ニ神賞ニ升ニ天原ニ、以享ニ無窮之永楽ニ、悪人靈魂、則蒙ニ神罰ニ墮ニ底国ニ、以受ニ無窮之永苦ニ(『大道本義』下卷五三丁ウー五四丁オ)

では、どうすれば善人として死を恐れずにいられるのか。『大道本義』には次のようにある。

我今将ニ見レ神受ニ其嚴判ニ、其果無レ愧ニ於神ニ乎否、若或有レ罪而未レ懺、則急懺ニ於神前ニ、切願ニ神之曲ニ宥我ニ、仍受ニ解除ニ以禳ニ祓之ニ、又深思ニ神之恩ニ而謝レ神、以ニ其靈魂及一身一家凡所レ有者ニ、悉託ニ之於神ニ、一心至誠、依ニ頼於神ニ、雖ニ病既迫ニ、一息未レ断之間、則瞑目鎮心、口唱ニ天祖尊号ニ、口已不レ能レ唱、則心中念レ之、至レ死不レ已、若不幸而遇ニ凶變ニ、則又当ニ安ニ其分ニ、置ニ性命度外ニ、唯以ニ靈魂ニ委ニ託於神ニ、一心静定、泰山不レ動、唱ニ念天祖尊号ニ、以俟ニ其死ニ、果能如レ此、是能慎レ終者也、是能明ニ靈魂帰宿之理ニ者也(『大道本義』下卷五五丁ウー五六丁オ)

ここでは、死の間際まで罪を悔いなかったものが、「解除」を受け、「神之恩」を感謝し、「靈魂及一身一家」が有するものを悉く神に託して、「一心至誠」に神に依頼し、口に出せ

なくとも「天祖尊号」を唱えれば、「能慎_レ終者」であり「靈魂帰宿之理」を知るものであると結論づけられている。要するに、天照大神の神恩に感謝して祈り、自身が犯した罪を反省することが「死後の安心」を得る方法として位置づけられている。さらに注意されるのが、『大道本義』における「祈祷」の解釈である。「祈祷」は、

凡奉_レ道者自_レ始至_レ終、唯頼_二祈祷_一以成_レ徳、及_二其没日_一、得_レ升_二天原_一者、尤不_レ可_レ不_レ頼_二祈祷_一、是故祈祷者実為_下我儕之急務而不_レ可_二少忽_一者_上、祈祷之儀、唯在下_二尽_二誠敬之心_一以求_中於神_上而已、(『大道本義』下巻五〇丁才)

とあるため、道を奉ずる人が死にあたって高天原へと赴くために必要な行為とされる。こうした「祈祷」は、「誠敬之心」を重要な理念としており、「祈祷」の際、外貌のみを取り繕う行為が次のように激しく批判される。

徒飾_二其外貌_一、而中無_二誠敬之心_一者、固已犯_二慢神之罪_一、況乎以_二邪心妄行之徒_一、而願_二非理之福_一、望_二非分之利_一者、神豈不_レ降_二之災禍_一耶、是故祈祷之法、宜_レ使_三其所_レ求一出_二於公正之願望_一、(『大道本義』下巻五〇丁才ウ)

「誠敬之心」を持たない「祈祷」は、「慢神之罪」を犯すものとされ、「祈祷」によって「非理之福」を願い「非分之利」を望むことが、神より「災禍」を招くものと注意が促されている。そのため「祈祷」は「公正之願望」を求めるものでなければならないことになる。この「公正之願望」には、次の二つがある。一つは「求_二生前之安寧_一」ものであり、もう一つは「求_二身後之永福_一」ものである。「生前之安寧」を求める祈りは、様々に述べられているが、例えば次のようなものを指す。

我儕之愚且弱、設使_レ有_二神前之懺解除之力_一、亦其日日所_レ犯之罪、固又不_レ尠、故宜_三夙夜乞_レ神、以求_二其赦_一_レ我(『大道本義』下巻五〇丁ウー五一丁才)

このような祈りは、日々犯す罪を、神に乞うて赦しを求めるものであり、これに対して神は、「必感_レ之、以錫_二福於其人_一」のである⁶³。対して、「身後之永福」を求める祈りについては次のようにある。

身後之永福、尤為^レ難^レ求、故不^ニ独改^レ惡行^一善立^レ功補^一過、又唯懇願痛望、以求^丁神之拯^レ我憫^レ我、使^丙我不^レ受^ニ底国之苦刑^一而蒙^乙天原之恩榮^甲、是之謂^レ求^ニ身後之永福^一（『大道本義』下卷五一丁オーウ）

「身後之永福」とは、人が「懇願痛望」することを、神が「拯^レ我、憫^レ我」んで、「底国之苦刑」を受けず、「天原之恩榮」を受けられることを求めるものとなる。つまるところ「死後の安心」を得ることにある。こうした二つの「公正之願望」は、

此二者雖^レ為^ニ己躬^一、亦皆公正之願望、而非^ニ名利逸樂之求^一、是実祈祷之要義也、凡祈祷唯主^ニ天祖^一而不^レ主^ニ他神^一、宜^下以^ニ天祖大麻之前^一為^中祈祷之地^上（『大道本義』下卷五一丁ウ）

とあるように、自身に関わることであっても、「公正之願望」であり、「名利逸樂」を求めずる行為ではないと解釈される。また、こうした「祈祷」は、「天祖」である天照大神に対する祈りを指しており、「他神」への祈りではないことも、ここでは明確に指摘されている。かかる理解と、前節でみた教説上の大国主神と産土神の役割を鑑みれば、『大道本義』では、平田篤胤以来の大国主神の死後審判に関わる役割^を、天照大神へと移行させるとともに、信仰の対象としての天照大神の存在が強く主張され、これに即して世界観が再構築されていることが理解される。また、注目されるのは、「祈祷」の場を、神宮大麻を祀る場に設定していることである。このことは、当時の神宮や神道事務局の教化体制を念頭に置けば、神宮教院の教説が、神宮大麻の頒布という現実と強い関係性を持つて展開されていることによるといえる。

こうした天照大神への信仰と「死後の安心」を結びつける理解は、『神道摘要』においても「生ては此大御神さまの御恩を蒙り、死しては此大御神さまのまします、高天原に御むかへ下され尊く有がたき御恩を蒙るなり^を」とあることから明瞭に確認できる。そして「死後の安心」を得るための具体的な方法として、神への報恩の方法を述べるのが『神道摘要』の主題となる。この報恩の方法は、

凡神々さまの御恩に報い奉るには、神々さまの根元とまします、天照坐皇大御神さま

にむくい奉れば自然神々さまに奉る理にかなふなり、大御神さまにむくい奉るといふは、人間日用の外に、別のつとめあるにあらず、大御神さまの御恩をおもひ、大御神さまの御悦あそばさるる事をつとめ、大御神さまの御名をとなへ、常に大御神さまの御前に、仕奉る心を以てつとむれば、則御恩にむくい奉る事となるなり、(『神道摘要』三丁オー四丁オ)

というものである。つまり、天照大神への報恩とは、他の神々への報恩と繋がるものであり、天照大神の恩を思い天照大神の「御悦あそばさるる事」を行って、天照大神の「御名」を唱え、天照大神の「御前に、仕奉る心」を以て勤めることにある。ここにいう天照大神の「御悦あそばさるる事」とは、「大君さまを有がたくおも」い「御国の御ためになる事をつと」め「両親を大切に」し「夫婦兄弟中むつまじ」くして「家業出精」し「人のためによりしき事」をして「堪忍の心ふか」くし「約束を堅く守」り、常に「御潔詞」を唱え、天照大神の名を唱えて、天照大神の「御心をこゝろとして仕」えることである⁶⁹。このような報恩の行為は、「死後の安心」の問題へと次のように連結される。

此理を有難くいたゞきて、一生を終る人は、死して大御神の尊き都にかへり、限なきたのしみを受るなり、此理を信ぜず、御恩を報いず、一生を終るものは、みな夜見国に墮落て、永くるしみを受るなり、

是則、神道の簡要なり(『神道摘要』五丁オーウ)

ここから『神道摘要』では、『大道本義』と同じく「死後の安心」を得ることが基軸となりつつ、特に天照大神への信仰と「報恩」が関連づけられて説かれている。

『大道本義』や『神道摘要』の教説で注目されるのは、造化三神によって「鍛造」された世界を天照大神が完成したという教説的な枠組みは堅持されつつも、「死後の安心」が教説の中核に位置づけられたことによって、信仰の対象としての天照大神の存在が浮上してくることである。このことは、キリスト教対策を目的とする神宮教院の教説に「死後の安心」がどのように位置づけられるのかという課題があり、その議論の深化と関連して信仰の対象としての天照大神の存在が明確化されていったことによると考えられる。

以上のように神宮教院の教説においては、『神教要旨』と『神教要旨略解』の段階では死後の靈魂が天に帰るとされているに過ぎなかったが、『神教綱領』『神教綱領演義』『十一説

解義』に至ると、「天神」への信仰と「死後の安心」が結びついて善行を勧める教説へと展開される。この教説は、『人身三要論』において教説の中心的課題に位置づけられていく。そして、神宮を中心とする教化体制が構築されていくのに従って、『大道本義』『神道摘要』では、「死後の安心」と関連し、信仰の対象として天照大神の存在が教説の中で強い意味を持つてくるのである。しかし、こうした方向性を取らない教説書に、『教会要旨』と『神誠註釈』がある。『教会要旨』については、こうした「死後の安心」をめぐる問題が明確化される過程における試行錯誤の一つと考えられる。これに対し『神誠註釈』は、出版時期から、祭神論争が問題化していくことに配慮したからではないかと思われる。これは神宮教院の教説展開に重要な役割を果たしてきたとみられる浦田長民が明治十年十二月に神宮を退任したことや、十一年八月に『大道本義』が滅板とされていることから窺われよう³⁰。ただし、こうした事実によつて、神宮教院における「死後の安心」をめぐる教説が全面的に抛擲されたものとは考えにくい。これは『大道本義』以外の靈魂の救済に言及した出版物が滅板とはなっていないことから明らかである。

四、「祓」の教説の展開

前節では、神宮教院の教説が造化三神と天照大神を中心に据えつつ、これらの神々に「死後の安心」を結びつける教説が展開され、その中から信仰の対象として天照大神の存在が浮上してきたことをみた。こうした教説の展開に伴い、具体的な「教」として位置づけられていくものに「祓」がある。そこで本節では、この「祓」の教説について検討を加える。神宮教院の教説書において「祓」について最初に言及されたものは、『十一説解義』の「大祓ノ説」である。『十一説解義』における「大祓」とは、天照大神が「人ヲ愛護シ給フ」理由であり、「過リ犯セルノ罪アリトモ、其人ヲ舍テス、其罪過ヲ払除シテ、本体ノ正心ニ帰シ、本分ヲ尽シテ神ト合一ナラシムル」為の儀礼とされている³¹。しかし、この段階では、「死後の安心」を得るための儀礼として、「祓」はいまだ位置づけられていない。これが『人身三要論』になると「死後の安心」を得る為の儀礼として、「祓」が教説上に位置づけられていくこととなる。『人身三要論』の後編では、人が過ちを犯し、その「神魂」が「根国」へ赴くこととなる理由が説かれているが、そこでは、人の「神魂」が「根国」へ赴く理由を次のように述べる。

神代の昔素戔嗚尊さまと申す天照大神さまの御弟神さまが、此地球の君の御位をお受あそばして御坐なされたが、本より御徳の勝れてあらせられたなれども、此下界の妖しき氣に御感じなされて本分の正しい御徳が昏迷で常に悪い小児のやうな業ばかり遊ばして、国土を治める徳を御捨てなされた故、御父神さまが御怒り遊ばして、永く根国といふ常暗の国へ御遣しなされたが、則此下界の人が神魂の本分をあやまつて、神魂をくらまし、天津神さまの御罰を蒙り、永く根国に墮て、再び上国天国の結構な幸福を受ける事が出来ぬといふ事の起りが、此にはじまつて下界の人たるもの、古も今も高いも卑いも、凡此因を引て大か小か此氣に感じて神魂の本分を全うしがたい事になりましたのじや（『人身三要論』後編一丁ウー二丁ウ）

右のように素戔嗚尊の行為によつて人の神魂は、「根国」の影響を受けると「神魂の本分」を失うため、「天津神（造化三神と天照大神）」の「罰を蒙」つて「根国」に落ち「天国」で幸福となれないのである。このため人は、

神魂の本分は尊い天津神の正しい氣をうけたものなれど、下界に属する肉体がわるい因をうけて居る故、教を疎略に聴ては、とても本分が守られず、又自身正しいとおもふても、父祖の悪因が身をせめて、終に悪徒の中に居るやうになるも有て、とかく正道には入りがたく、邪道には迷ひやすく、恐ろしく哀しき事なれば、此悪い因をはらひ捨て、天国に帰るやう深く慎しまねばなりませぬ（『人身三要論』後編二丁ウー三丁ウ）

とあるように、「教」を守り「悪い因をはらひ捨て」て、「天国」に帰るよう慎むことが必要となる。このための儀礼として、左のように「祓」の「御法」が意義づけられてくる。

素戔嗚尊さまが、本分の道をお失ひなされて、根国へ行けと父神さまが仰付られたに付て、不測なもので其時素戔嗚尊さまの、本心の御徳が少し顕れかけて、それでは姉尊の天照大神さまと、永の御別れになる事なれば、今一度御目にかゝり、御暇を申上てから、根国へ行きたいと仰せられて、天国へ御上りなされた所が、御仁慈ぶかい天照大神さまが何卒弟神さまを本心にたち返らして後、根国へやりたいと思召て、岩戸に幽居て天地の大変を示して其心を醒し、いよく本心を顕さしめて、其時までなさ

れた諸の罪をかぞへて、祓ひ清めて潔白な御心にたちかへして後、根国に下して底国を治め給ふ大神となされたでござるが、難有い訳には、此時おはじめなされた祓の尊い御法を、此因に引かれて、下界の妖氣にふれ罪に墮る人を救ふために、人間におつたへ下されて、朝廷さまに於て大祓といふ行事を遊ばし、此深い御徳を知るも知らぬもおしなべて、天下にありとあらゆる人の過ちて犯した罪で、根国へ行かねばならぬを御祓ひ清め下され、唯罪ばかりを底国におはらひなされ、神魂は天国におむかへ下さるゝ為になし下さるゝ事である、是をおもへば何とも申上やうのない、御慈悲深い難有い訳ではござらぬか（『人身三要論』後編三丁オ―四丁ウ）

ここでは「本分の道」を失った素戔鳴尊を、天照大神が本心に返して「根国」へ赴かせたいと考えたために、岩戸隠れが行われたという理解を示し、天照大神が素戔鳴尊の「諸の罪をかぞへて、祓ひ清めて」正しい心へと立ち返らせたと指摘する。これが「祓の尊い御法」の始まりと位置づけられている。こうした前例があるために「下界の妖氣にふれ罪に墮る」人々は、「祓」によって救われるのであり、これを人に伝え朝廷に伝えたのが、天照大神の「御慈悲」によるものと解釈されている。このような理解を前提に悪事からの救いが、

若心に正しからぬ事をおもふやうな事がある時は

天津神国津神祓給開清給開

天照大御神

此通りを心に誠に称へらるれば、万惡消滅して天津神さまの御冥加を下さる事である

（『人身三要論』後編六丁オ―ウ）

と説かれる。右のように天照大神の名と「祓」の詞を唱えることによって、罪が消滅して「天津神」の「御冥加」を得、死後も人の「神魂」が「天国」へと帰ることができるといふ論が展開されている。

次に『大道本義』の「祓」の理解についてみてみよう。『大道本義』で「祓」について論じられているのは、下巻の第十二章「解除」である。「解除」とは、

解除者何、禊祓是也、滌ニ去身之汚穢一謂ニ之禊一、掃ニ尽心之罪過一謂ニ之祓一、汚穢滌

去、則其身潔淨、可^三以邀^二神之愛顧^一、罪過掃尽、則其心清明、可^三以蒙^二神之恩庇^一、身外也、心内也、合^二内外^一而潔^二清之^一、謂^二之解除^一、(『大道本義』下卷四四丁才)

とあるように、「禊祓」によつて心身を清め「罪過掃尽」することである。これにより「神之愛顧」と「神之恩」を得ることができるという認識が示される。この「解除」を受ける際の注意点には、「全痛懺」と「半痛懺」の違いがある⁶⁹⁾。この二つの違いは、次のように「私意」があるか否かにある。

今奉道者悔悟難^レ切、力行雖^レ勤、惡習已深、私意難^レ去、故其痛懺、大抵不^レ過^二半痛懺^一、而不^レ能^レ發^二全痛懺^一、仮令其痛懺未^レ全、亦正受^二解除^一、則因^二解除之功^一、以補^二其所^一未^レ全、恰與^二痛懺同^レ功、亦足^下以脱^二永苦^一而享^中永樂^上矣、(『大道本義』下卷四五丁才)

ここでは「私意」を無くすことの難しさを指摘した上で、例え「半痛懺」であっても、正しく「解除」を受けることにより、「永苦」を脱し、「永樂」を受けることが出来ると指摘する。そのため、死の間際に「永樂」を求めるものについても、

及^二死候既迫^一、乃始畏^二永苦^一望^二永樂^一者、滔滔皆是、吁、其亦晚矣、然当^二是之時^一受^二解除^一、猶得^三以免^二神之赫怒^一、況於^下及早回^レ頭、既發^二痛懺^一又受^二解除^一者^上乎、蓋天祖之德、至仁深愛、其憫^二蒼生^一之心至切也、(『大道本義』下卷四五丁オーウ)

とあることから、「解除」によつて「神之赫怒」を免れることができるとされる。このように『大道本義』でも、「祓」と「死後の安心」を関連づけた教説が受容されているのである。以上のような「祓」の教説は、『神道摘要』においても、天照大神の「御悦あそばさる事」の中に「常々御潔詞」を唱えることが含まれていることから維持されていることが窺われる⁷⁰⁾。

また『神誠註釈』では、第五条「悪き行ひなかるべし」の註釈で、これまでと同様の「祓」の教説が展開されている。当該箇所では、

此の神誠をしれる明き、清き、正き、直き誠の心ありながら、穢濁き私欲の妄慮に勝

れて其明を晦し、其直を曲げて悪に陥るものは、自棄自亡ものなるに、神は尚之を救ひ助けむ為に解除の神法といふものをたて賜へり、豈猛省ざるべけむや（『神誠註釈』七丁ウ）

とあって、人の持つ「誠の心」が、「穢濁き私欲の妄慮」によって悪に陥っても「解除の神法」によって悪行から救済されるという教説が展開されている。しかし、注意されるのは、『神誠註釈』にみられる「祓」の教説が『人身三要論』『大道本義』『神道摘要』にみられたような、「死後の安心」の問題と明確に関連づけられていない点にある。これも祭神論争に配慮したからと考えられよう。

以上のように「祓」の教説は、『十一説解義』以降、『人身三要論』において「死後の安心」の問題と「祓」の教説が関連づけられ、それが『大道本義』『神道摘要』にも受継がれていった。しかし、こうした関係性は、『神誠註釈』では窺われなくなるのである。

おわりに

最後にこれまで述べてきたことによって明らかとなったことを纏めた上で、後に問題化する祭神論争についても言及し、稿を終えたい。

神宮教院の教説は、その中心に造化三神と天照大神が据えられ、造化三神によって「鎔造」された世界が、天照大神によって完成されるとともに、天照大神を造化の神徳や八百万の神々の神徳を大成した存在と位置づけていく。こうした理解が前提となりつつ、『神教綱領』以降、「死後の安心」を軸に善行を勧める教説が打ち出されていくこととなる。

これが明治八年の『人身三要論』に至ると、教説の中核的な課題として「死後の安心」が位置づけられるとともに、「祓」の教説が浮上してくる。この背景には、大教院分離による神仏合同布教の破綻があり、教化体制の変化があったことによると考えられる。そして、神宮を中心とする教化体制の確立と並行して、神宮教院の教説は、『大道本義』において、「死後の安心」と「祓」が結合した教説を踏まえつつ、大国主神や産土神の位置づけが再編され、世界観が再構築されるとともに、神宮大麻の頒布と関連して、信仰の対象としての天照大神の存在が大きく前景化することになる。しかし、こういった教説は『神誠註釈』で「祓」の教説を除き窺われなくなる。これは、それまでの神宮教院の神道教説を主導した浦田長民が神宮を退任し、その主著『大道本義』が滅板となったことから、祭

神論争などへの対応によると考えられる。ただ、こうした対応は、これまでの神宮教院の教説を一変させたものとは考えられない。そのため明治十三年以降激化していく祭神論争においても、神宮教院の教説は伊勢派の教説的背景として維持されていったと考えられる。そして、このような神宮教院の教説展開は、本章で検討してきたことから明白なように、神宮を中心とした教化体制の展開に従って構想されていたのである。

さて、こうした神宮教院の教説に対して、千家尊福を中心とする出雲派は、明治十年以降、明確な批判を行っていくこととなる。そのはじめは、神道事務局の機関新聞『開知新聞』に掲載された『大道本義』批判の記事であろう²⁰。この『大道本義』批判では、天照大神を天地の大主宰とすることを批判して「天地の大主宰は、天之御中主神」とし、「道」が天照大神に「大成」したとの解釈を「夫道は御中主神の大道にして、天地万物の其所を得るは、造化元首の神徳に因る者なり」と指摘する。また、大国主神については、大国主神を「負譴者の子、真主たるべからず」との理解を「何ぞ神を蔑視の甚しき、何ぞ神典を読むの疎なる」と批判するとともに、幽界での役割について「賞罰ある毎に天祖の勅を奉じ玉ふ」としたことを「幽冥の大権は、天神の委托し玉ふ所にして専掌し玉ふ所」と反論されている。さらに、「祈祷」を「天祖を主とするの説」も批判されており、「各地の氏は、必ず先その産土神に請はざるべからず。若し産土神を措き、幽事の主神を捨て、天神を祈るときは、是祈祷するの順序を誤れる者なり」として「産土神に祈るは、幽事の主神に祈るの順序なり。幽事の主神に請ふは、天神に祈るの順序なり」と伊勢派が提示した「祈祷」の対象への順序に批判が加えられている。こうしたことから、出雲派は、『大道本義』の所説、延いては神宮教院の教説が、古典に明確な根拠を見出せない点や、大国主神の役割と位置づけ、天照大神の役割の拡大解釈等を批判しているのである。以上の出雲からの批判は、神宮を中心とする教化体制を前提として神宮教院の教説が構築されていたことを鑑みると、神宮を中心に構築された教化構想全体への批判であったと理解できる。そのため祭神論争における伊勢と出雲の対立は、古典に対する解釈や神観の相違を含みつつ、大教宣布運動における国民教化体制と、それに関わってどのような教説を構築するのかという問題を背景に有しつつ、明治十三年以降に大きく問題化していくことになるのである。

「河野省三『宮川随筆』(神宮文庫、昭和三十七年)一四四頁。

②大教宣布運動に関わる研究には、河野省三「明治初年の教化運動」(『國學院大學紀要』卷一、昭和七年)、神崎一作『神道六十年史要』(宣揚社、昭和九年)、徳重浅吉『維新政治宗教史研究』(目黒書店、昭和十年)、藤井貞文「宣教使の研究(上)(下)」(『國學院雜誌』四九卷第五・六号、昭和十八年)、『神とたましひー国学思想の深化ー』(錦正社、平成二年)、西田長男「大教宣布の運動とその神観」(『日本神道史研究』第七卷所収、講談社、昭和五十三年)、中島三千男「大教宣布運動と祭神論争ー国家神道体制の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギーー」(『日本史研究』一二六号、一九七二年)、大林正昭「教導職の説教における「敬神」の構造」(『広島大学教育学部紀要(第一部)』第二八号、昭和五十四年)、宮地正人『天皇制の政治史的研究』(校倉書房、昭和五十六年)、高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」(『ヒストリア』第一〇四号、一九八四年)、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』(第一書房、昭和六十二年)、井上順孝『教派神道の形成』(弘文堂、平成三年)、高橋陽一「維新期の国学における共通教化の析出ー鈴木雅之の教育論・教化論ー」(『日本の教育史学』第三四集、一九九一年)、「大教院の教化基準」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五号、平成三年)、「国学における『事実』問題の展開と教化」(寺崎昌男・編集委員会編『近代日本における知の配分と国民統合』所収、第一法規、平成五年)、「宣教使・大教院と民衆教化」(『東京都教育史』第一卷所収、東京都立教育研究所、一九九四年)、羽賀祥二「明治維新と宗教」(筑摩書房、平成六年)、阪本是丸『明治維新と国学者』(大明堂、平成五年)、『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、一九九四年)、『近世・近代神道論考』(弘文堂、平成十九年)、新田均『近代政教関係の基礎的研究』(大明堂、平成九年)、佐々木聖使「明治初期の天之御中主神論」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第二二号、平成九年)、「仏教者の天之御中主神論」(『日本大学精神文化研究所紀要』第二九号、平成十年)、小川原正道『大教院の研究ー明治初期宗教行政の展開と挫折ー』(慶応義塾大学出版会、二〇〇四年)、中村聡「国学者の教化思想の諸相」(『国家神道再考』所収、弘文堂、平成十八年)、藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)、三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上・下巻(明治聖徳記念学会、平成十九年)、谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』(思文閣出版、平成二十年)、西川順土『記紀・神道論攷』(皇學館大学出版部、平成二十一年)、戸浪裕之「田中頼庸の神道観ー『三条演義』(河野博士記念室所蔵)を中心にー」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年)、藤田大誠「國學院大學の学術資産としての大教宣布関係資料の一面ー常世長胤関係資料の解説と『宗源教大意』の翻刻ー」

（國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の學術資産を中心に―』所収、弘文堂、平成二十一年）、「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号、平成二十二年）、宮本誉士『御歌所と国学者』（弘文堂、平成二十二年）等、多数の研究がある。

⑧ 前掲藤田「國學院大學の學術資産としての大教宣布関係資料の一面」二六六頁。

⑨ 戸浪裕之『明治初期の教化と神道』（弘文堂、平成二十五年）。

⑩ 神宮の教化活動に関する研究には、前掲河野『宮川隨筆』、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）、阪本健一「明治初期における神宮の教化活動」、「神宮の御改革と大教宣布運動」（ともに『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、三木正太郎「―浦田長民を中心とする―神宮祠官の活動」（『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、西川順土『近代の神宮』（神宮文庫、昭和六十三年）等がある。

⑪ より詳細については、前掲註5の研究あるいは、本論文第一部第一章を参照のこと。

⑫ 神道事務局創立に至る明治初年の大教宣布運動の展開を略述すると次のようになる。まず明治二年、太政官外に神祇官が特立され、神祇伯の職掌に「監宣教」が加えられて、宣教使が設置された。三年一月には、鎮祭及び宣布大教の詔が下され、宣教使の「惟神之大道」を宣揚するという方針が示されたが、成果を挙げられないままであった。四年七月の廃藩置県を経て、神祇官は、八月に神祇省へ改組され、神宮を中心とした教化活動を模索するものの成功せず、五年三月神に祇省は廃止されて新たに教部省が設置され、四月に教導職が設けられた。次いで、大教院の設置が五月に裁可される。しかし、大教院は、神仏合同から次第に神道色を強めた「神主仏徒」による教化活動へと転換していき、島地黙雷の大教院分離運動を経て、八年に解散となる。これに伴い、神道教導職は大教院にかわる機関として神道事務局を設立するのである。こうした展開を経て明治十三年には神道事務局神殿の主斎神をめぐる祭神論争が激化し、十四年の勅裁によって決着をみたが、十五年には神宮教導職の分離が行われ、十七年には教導職制度自体が廃止されたことにより、教派神道が成立するに至ったのである。尚、以上の記述は、前掲註2の諸研究を参照している。

⑬ 神宮と神道事務局の関係については、前掲神崎『神道六十年史要』、前掲阪本「明治初期における神宮の教化運動」、岡田米夫「大神宮崇敬の地方的発展」（『神宮・明治百年

史』下巻所収、神宮司庁、昭和四十五年）、前掲岡田『東京大神宮沿革史』、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、前掲藤田『近代国学の研究』、前掲戸浪『明治初期の教化と神

道』等を参照した。

。前掲河野『宮川随筆』、前掲阪本「明治初期における神宮の教化活動」、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」。

。前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」二九頁。

。小野祖教「神道教学の諸問題」(『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年)、藤井貞文「明治国学に於ける古典の理会」(『江戸国学転生史の研究』所収、吉川弘文館、昭和六十二年)。

。前掲藤井「明治国学に於ける古典の理会」九十三頁。

。前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」三〇頁—三三頁。

。本章で参照した『神教要旨』『神教要旨略解』『十一説解義』『大道本義』は國學院大學圖書館所蔵のもの、『教会要旨』『神教綱領』『神教綱領演義』『人身三要論』『神道摘要』『神誠註釈』は國學院大學河野省三博士記念文庫(以下、河野文庫と略す。)所蔵(目録番号三〇六四・三〇六五・三〇六六・三〇七六・三〇七八・三〇七九)のものを使用している。尚、これらの文献は、全て増補大神宮叢書一九『神宮教院大成』(吉川弘文館、平成二十四年)に翻刻されている。

。前掲小野「神道教学の諸問題」、前掲西田「大教宣布の運動とその神観」による。

。前掲河野「明治初年の教化運動」一〇八頁。

。前掲『神宮教院大成』二八頁。

。『五条の神誠』の成立時期は不明であるが、『教会要旨』に「三条の教憲、五条の神誠の大略なり(八丁ウ)」とあるため、明治六年七月には成立していたと考えられる。

。山口起業は、明治四年の神宮改革に伴い、皇大神宮宮掌に補せられ、主に説教巡回、教書編纂に尽力した人物であり、神宮の教化活動の中で、神宮教院から多くの著作を刊行している。山口の伝記的研究については、中西正幸『伊勢の宮人』(国書刊行会、平成十年)が詳しく論じている。また、神宮教院の出版物では浦田長民とともに山口の著作が非常に多く、『神教綱領演義』『神典採要通解』『神判記実』『人身三要論』等が存在する。

。『十一説解義』『序』一丁ウ。

。浦田長民は、明治初年の神宮における教化活動を主導した人物であり、神宮の教化活動を包括的に論じた阪本健一から「明治初期における神宮の教化運動は、先ず第一に浦田長民の構想とその実行によるものが多い」と評価されている。そのため神宮教院の神道教説を考える上で逸してはならない人物といえる。前掲阪本『明治神道史の研究』三〇九頁。尚、浦田の伝記的研究と、その活動については、前掲三木「神宮祠官の活動」に詳しい。

- ²² 『大道本義』上巻「自序」四丁オ。
²³ 前掲小野「神道教学の諸問題」三二—三三頁。
²⁴ 前掲『神宮教院大成』五一頁。
²⁵ 『神道摘要』一丁オ。
²⁶ 葵川信近は、小田県出身の士族で、明治六年に『上諭大詰之義』を著し、七年には丹生川上神社大宮司兼大講義として、扶桑派講学堂から『北郷談』を出版するなどしている。前掲『神宮教院大成』五六頁を参照。
²⁷ 明治六年頃に成立したとみられる『神宮教会講社規約』の第二条には、入社の際について「講師神坐ニ向テ某入社ノ由ヲ告ケ其人ヲ拝礼セシメ後神誠等ヲ授ケ入社誓約書へ署名押印シ社中一同へ懇親ヲ結フ」とあり、「五条の神誠」を授与することが定められている。『神宮教会講社規約』については、河野文庫所蔵の『教典訓法章程』（目録番号三〇八—）に合綴されたものを参照した。
²⁸ 明治初年のキリスト教対策としての国民教化政策の展開や、それと国学の関わりについては、前掲註2の諸研究において詳細に検討されている。
²⁹ 前掲西川『記紀・神道論攷』、三九二—三九三頁。
³⁰ 前掲同、三九二頁。
³¹ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』五一—六頁。
³² 『神教要旨』一丁オ—ウ。
³³ 『神教要旨略解』七丁オ—ウ。
³⁴ 『神教綱領』二丁オ。
³⁵ 『教会要旨』一丁オ—二丁オ。
³⁶ 『神教綱領演義』六丁オ—ウ。
³⁷ 『十一説解義』一丁オ。
³⁸ 前掲同、四丁オ—ウ。
³⁹ 『人身三要論』前編二丁ウ—三丁オ。
⁴⁰ 前掲同、五丁オ。
⁴¹ 前掲同、六丁ウ。
⁴² 『神道摘要』二丁オ—ウ。
⁴³ 『神誠註釈』二丁ウ。
⁴⁴ 『神教要旨』二丁オ。
⁴⁵ 『神教要旨略解』一丁ウ—二丁ウ。
⁴⁶ 『神教要旨略解』で大国主神に言及した箇所は、「幽冥は大国主神の隠而将^レ治ニ幽事^一

とのたまひたる幽界を云ふ（一四丁オ）とあるだけである。

47 『十一説解義』六丁ウ。

48 『大道本義』上卷九丁オ。

49 前掲同、上卷一五丁オ。

50 こうした浦田長民の考えについて、西川順土は「当時、既に出雲大社側が一応の幽冥主宰の理論を背景に、大国主命を大教院（後に神道事務局）の祭神に加える提案をしていることに対する新しい試みでもあるし、一方では神社祭神を中心とした一神教的な方向を示す試みでもあると理解される」と評価している。前掲西川『記紀・神道論攷』三九三頁。

51 『神道摘要』一丁ウー二丁オ。

52 『本居宣長全集』第一卷（筑摩書房、昭和四十三年）五二六頁。

53 『神教要旨』一丁ウー二丁オ。

54 『教会要旨』三丁オ。

55 『十一説解義』三丁オ。

56 尚、山口起業には、他に明治十年二月八日に成立した『神魂説』という著作もある。

『神魂説』の内容は、十一兼題中の「神徳皇恩」「人魂不死」に関する説教草案を記したものである。前掲『神宮教院大成』の「解題」による。

57 『人身三要論』前編二丁オ。

58 前掲同、前編五丁オー七丁ウ。

59 明治六年頃の成立と考えられる『神風講社結収大意』（河野文庫所蔵、前掲の『教典訓法章程』に合綴されている）には、「神葬ヲ強勸セラレ従来帰依ノ仏モ信スルコトヲ禁セラル」ことはなく「人民ノ帰向ニ任セ信従スル当然ニシテ決シテ之ヲ改メシムル理ナシ」（九丁ウー一〇丁オ）とあって、仏式の葬儀が許容されていた。しかし、西川順土によると「教会講社の最初の建前としては講員信徒の葬祭には干渉しなかったのであるが、漸次これに干渉する態度に出てい」くとされ、明治七年頃に神宮の教化活動に方針転換があった。前掲西川『近代の神宮』二五四頁。

60 『大道本義』下卷五二丁ウ。

61 前掲同。

62 前掲同、下卷五三丁オーウ。また、上卷六丁ウと下卷五丁ウも参照。

63 前掲同、下卷五一丁オ。

64 篤胤は、死後の靈魂が幽界に帰って後、大国主神によって生前の行いが審判され賞罰を受けるといふ説を展開し、大国主神に死後審判の役割を見出したことはよく知られてい

る。『大道本義』で展開された論理は、篤胤が『古史伝』の一二三段等で展開してみせたような大国主神が「善悪を糺判」つという説を基盤として、天照大神を中心に再編したものであることが容易に理解される（『新修 平田篤胤全集』第三卷一七二頁）。

㉔ 『神道摘要』二丁ウ。

㉕ 前掲同、四丁オ―五丁オ。

㉖ 『大道本義』滅板の正確な理由は現状不明であるが、三木正太郎は、『大道本義』の幽界の解釈が「出雲派祭神論の裏づけとなり得るもの」と述べ、「大国主命の合祀に反対する田中頼庸など神宮側にとつては、むしろ不都合な説」であったから滅板となったのではないかと推測をしている（前掲三木「神宮祠官の活動」三〇六―三〇七頁）。しかし、本章で検討したように、『大道本義』における幽界の解釈や大国主神の役割は、全て天照大神の統轄下に置かれるという考えとなっており、三木の指摘は首肯できない。むしろ、後の出雲派の批判を念頭に置けば大国主神を「下土之真主」たりえないと解釈したことが問題視されたのではないかと思われる。佐々木幸見「浦田長民著『大道本義』批判」（『開知新聞』第一三一号、明治十年八月二十七日付）による。この『大道本義』批判を著した佐々木幸見は、千家尊福の秘書役であったとされることから、その所説は、かなり千家の論に近いものと考えられる。前掲原『〈出雲〉という思想』一六九―一七〇頁。尚、当該記事は、安丸良夫・宮地正人校注、日本近代思想大系五『宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）五五―五七頁に全文翻刻されている。また、滅板となった『大道本義』であるが、明治十二年には椿時中によって校正され覆刻されている。前掲藤井『神とたましひ』二〇〇頁。

㉗ 『十一説解義』一三丁オ―ウ。

㉘ 『大道本義』下巻四四丁ウ。

㉙ 『神道摘要』五丁オ。

㊦ 前掲佐々木「浦田長民著『大道本義』批判」。

第六章 田中頼庸の教化構想と神道教説

はじめに

本章は、祭神論争における伊勢派の領袖として著名な田中頼庸に焦点を当て、その教化構想と神道教説を検討するものである。

田中頼庸は、明治七年に神宮大宮司となり、十五年の神宮教導職分離による神宮教成立時には、その初代管長となるなど、明治初年から神宮の教化活動に一貫して関わり続けた人物であり、明治初期から中期の神道教化・神宮教化を考える上で重要な人物といえる。こうした田中は、近代神道史上において祭神論争の「伊勢派」の領袖として著名であるものの、これまで藤井貞文に代表される祭神論争の研究等において、その動向が言及されるのみで、ほとんど正面から検討されることがなかった人物である。

そもそも祭神論争の研究にしても、藤田大誠が前記藤井の論考について「史料的に特に「出雲派」のものが豊富に用いられていることから、自ずと「出雲派」側から田中頼庸ら「伊勢派」に向けられた視線や評価が中心となつていくように感じられる」と指摘し、「伊勢派」からの視点で「祭神論争」を論じたものは殆ど無いに等しいといつて良からう」と問題提起しているように、祭神論争を「伊勢派」から検討するという課題がある。かかる課題を検討する上でも、本章で「伊勢派」の領袖とされた田中に着目することは、意味のあることと考えられる。また、近年では、戸浪裕之による田中の神道論に関する考察があるものの、田中の著作として著名な『三条演義』を取り上げ検討しているのみで、田中の思想の全体像や、それと祭神論争との関わりもいまだ検討されていない状態にあるのである。

このような課題を前提に据えて、本章では、田中頼庸の関わった建白書からその教化に関する問題意識や構想を検討するとともに、田中の著作である『三条演義』や『神徳論』を取り上げ、その思想を考察していく。その上で、田中の立ち位置等を鑑みながら、祭神論争における「伊勢派」としての田中の議論に焦点を当てることにより、「伊勢派」からの視点で祭神論争を検討する一つの事例として考察を試みたい。

そのため、まず田中頼庸の生涯と学問について確認しておこう。田中は、天保七年五月二十一日、薩摩藩士田中四郎左衛門の子として鹿児島城下稻荷町に出生した。通称を藤八、号を雲岫とする。一五歳の時、父の職務上の失敗により奄美大島に配流されたが、後に許

されて鹿児島に戻り、文久年間には京都で活動した。明治維新後には、藩校造士館の国学局に出仕するとともに神社奉行にも任じられている。明治四年には、神代三陵取調に任じられ、高屋山陵の所在地の考証を行った。また、同年、神祇省十一等出仕となり、五年には教部省の設置に伴い教部省八等出仕・教部大録となった。この時期には、教部省内の薩摩派として神宮御動座問題⁶に関わるとともに、教部省考証課の設立⁷に尽力した。次いで、七年に神宮大宮司、九年に大教正、十年の官制改革によって神宮宮司を経て、十五年の神官教導職分離の際には、神宮宮司を辞して神道神宮派（後に神宮教へ名称を変更）管長となった。二十六年に神宮教管長を辞任し、三十年に歿している。

こうした田中頼庸の学問を二宮岳南『田中頼庸先生』⁸は、

夫れ翁の學問は固より師尚するもの無し故に或る学派学説に拘泥し偏信するか如きの弊無く前人未発の創見も少からず且広く古今の学説を取捨する上にも其意見比較的公平にして自つから宜しきに合ひ殊に翁に最も貴ふべきは其輪郭宏濶にして甲乙人を容るゝに吝ならず善く胸宇を虚にして其異論衆説に聴き而も其見地精明にして一たひ所信確立すれば百難四困に雨下すと雖決して之を枉げざるに在り是れを以て四大人の如きは勿論凡そ斯学の先輩に対しては固より深く敬虔し苟くも疏忽をなすに無しと雖所見同しからざるときは真淵宣長篤胤等の説に於ても猶断々として之を痛議し一毫も寛假せず若し其意見を同小すれば山崎敬義谷重遠流の如き近時学者の殆んど齒牙に措かざる学説も亦之を採用するに躊躇せず又其與に交る所の学家を見るに御巫清直あり敷

田年治あり飯田武郷井上頼國^{マツ}あり矢野玄道小中村清矩堀秀成栗田寛久米幹文植松有園近藤眞琴等あり是れ皆一時の選良なりと雖若し之を派別にすれば或は小澤蘆庵の流を汲み或は村田春海に出て本居大平春庭に出て平田篤胤野々口隆正の門に出て若くは水戸派の折衷に得るものありて門流同しからされは学説も亦異なり故に之を一同に会し一軌に入れ集めて大成することは加茂本居平田三翁の再生を以てするも到底之を望む可らず而かも翁の此等諸人に交はるや異見紛更参差錯綜するの中に於て善く容れ善く聴き善く断し善く之を用ひて大に資益するものあり一隅を墨守するものは未だ全豹^{マツ}を語るへからずと雖翁の如きは所謂三隅を擧げて友にし之を求むるものに庶幾からずや即ち少くも棟梁の器を具ふるものと謂わさる可らさらむか『田中頼庸先生』一八丁才

と述べている。これによると田中の学問はあくまで「固より師尚するもの無」い独学であり、その学問の特徴は、「或る学派学説に拘泥し偏信するか如きの弊無く前人未発の創見も少からず且広く古今の学説を取捨する上にも其意見比較的公平」で、「人を容るゝに吝ならず善く胸宇を虚にして其異論衆説に聴き而も其見地精明にして一たひ所信確立すれば百難四囲に雨下すと雖決して之を枉けざる」態度にあった。

こうした田中の学問的立場等も踏まえつつ、本章での議論を進めていく。

一、田中頼庸関連の建白書にみる教化構想

本節では主に田中頼庸の関連の建白書を取り上げ、田中の教化構想と、その目的について検討を加える。

最初に取り上げるのは、田中頼庸が薩摩藩の山之内時習と連名で、明治四年十一月に西郷隆盛、大隈重信、板垣退助等へ提出した「神道ヲ興シ耶蘇教を防止スルノ議」という建白である。この建白は、明治初年の浦上キリシタン問題に関わってキリスト教対策を目的とするものである。本建白では、鹿児島に配流となった浦上キリシタンについて、

鹿児島ニテ長崎浦上ノ洋宗ヲ宣教ノ命アリテ百方ニ工夫ニ尽シ丁寧反覆ニ教諭スト云
トモ頑固ノ野氏毫末モ感悟ノ色ナク剩へ傲悪ノ詞多キ中ニモ日本ノ王モ造物主ヨリ見
レバ共ニ其身ノ基ハ貴賤ノ別モナケレバ我仮令其王ノ命令ニハ背クト云トモ造物主ノ
道ニ背サル故ニ如何ナル嚴刑ニ遭フトモ後生ノ恵福ヲ蒙ルニ疑ナシト言立テ
一天万乗ノ君ヲ指テ己カ畜種類ノ如ク言ナセル口氣ヲ察スルニ就テモ彼ガ教法ノ大害
トナルベキ所以ヲ思弁スベシ

と述べている。ここからは、田中と山之内がキリスト教に強い警戒心を懷いていたことが窺われるが、特に注目されるのは、浦上キリシタンが、天皇も「造物主」からすれば、「其身ノ基ハ貴賤ノ別」もなく、天皇の「命令ニハ背クト云トモ造物主ノ道ニ背サル故ニ如何ナル嚴刑ニ遭フトモ後生ノ恵福ヲ蒙ルニ疑ナシ」と述べられていることである。こうした浦上キリシタンの理解は、キリスト教による世界観と死後観に依拠することによって、日

本の「教法」を相対化する危険を孕んでいたことが理解される。そのため田中等はこうした理解を強く忌避し、このようなキリスト教的理解が一般に浸透することを懸念していたのである。

かかる問題意識から田中と山之内は、キリスト教対策として「神祇ノ道」を興隆させる必要を説くとともに、キリスト教と神道とを比較して次のように述べる。

神祇ノ道ヲ興シ政教ヲ天下ニ布キ人心ヲ一定シ耶蘇ヲ拒クノ方法ヲ精密ニ立置スシテハ天下皆無教ノ民ナラサル無ケレハ年月ヲ経ルニ随テ彼力教法ハ愈盛ニ侵入シテ萬民一同 神祇ノ祀ヲ廢スルニ至ラン 神祇ノ祀ヲ廢スルハ 皇統ノ安危大道ノ存亡ニ関涉シ実ニ臣子言ニ忍ヒサルノ禍始ルヘシ夫今時ノ勢ヲ見ルニ

神祇ト耶蘇トノ両教ハ決シテ並立スルコトヲ得ス

神祇ノ道ヲ興セハ耶蘇ノ害自去ルヘシ耶蘇ノ害ヲ去サレハ 神祇ノ道自ラ廢ルヘシ甲ヲ出レバ乙ニ入ル間ニ髮ヲ容ス況ヤ 神祇ノ道ヲ興スハ至テ難ク耶蘇ノ害ヲ去ルハ最易カラス然トモ千變万化ニ精力ヲ極メ多々方法ヲ尽シテ 神祇ノ道ヲ興スニ非レハ耶蘇ノ害ハ日ニ益増長ヲシテ腹心ノ病ハ平癒シ難キニ至ラン誠ニ天下ノ勢一旦今日ニ異ナラハ 朝廷ノ政令ヲ變革シ夙夜ニ憂慮スル所以ノ盛挙モ全ク水泡トナルノミナラス天下ノ民悉ク耶蘇ニ侵染シテ天主ヲ敬信シ 神祇ヲ蔑ニシテ 朝命ノ奉スル者ナク君臣ノ大義ヲ忘テ共和政治ノ説ヲ立ルニ至ラバ

皇統ノ安危ニ繫ラサルヲ得ス如何トナレバ 神祇ハ從來 朝廷ノ御祖神及群神天下ニ大功德アツテ誓テ万世億兆ノ生民ヲ冥護アルカ故ニ上古ヨリ大小ノ祀典ヲ崇テ敬礼ヲ尽サル、所以ノ儀全ク本ニ報シ遠ヲ追ノ至誠ニ発シテ今日百事神人一致ノ冥助ヲ得ルコト決シテ彼支那ノ上帝西洋ノ天主ナトノ如キ異系ノ空靈ヲ祭ル類トハ固ヨリ大ニ理義ノ異ナル所以アレバ今若耶蘇ノ教大ニ行レテ神祇ノ祀ヲ廢スルニ至ラハ 朝廷ノ御祖先ヲ辱ムルナリ其君父ノ祖先ヲ辱メテ其子孫ノ君父ニ及サルノ理アラランヤ

ここでは「神祇ノ道」と「耶蘇」が並び立たないことが指摘され、キリスト教が日本において広まることによって、「神祇ヲ蔑ニシテ 朝命ノ奉スル者ナク君臣ノ大義ヲ忘テ共和政治ノ説ヲ立ルニ至リ」、「皇統ノ安危ニ」及ぶ、という疑念が示されている。要するに、キリスト教が広まることにより、神道が軽視されると、それが共和政治論を喚起し、結果として民衆によつて祭政一致の国体が変化させられることを恐れているのである。

そして田中と山之内は、具体的なキリスト教対策として「一層禁制ノ令ヲ嚴ニシ仮令彼カ兵威ヲ以テ迫ルトモ確乎トシテ動カサルノ論ヲ一定シテ廟堂ノ本軸ヲ堅固ニ立ラレンコトヲ深ク希望スル所ナリ」と主張し、その方策として、神祇省・大蔵省・文部省・司法省に対して個別の建言をしているが、とりわけ神祇省への建言は田中と山之内の神道観が端的に窺える箇所である。建白では、

氏子教育ノ法ノ如キハ生子産屋ノ祭ヨリ起リテ其名ヲ附ルモ必ス産土神ニ就テ造化ノ神ニ其由ヲ告ケ其人一生ノ間総テ衣食住及冠婚葬祭入学出師吉凶禍福日用ノ事ニ至マテ何レモ神徳ニ発セサルコトナク 神道ニ洩ルコトナケレハ真誠ノ心ヲ以テ 神祇ヲ敬尊セスシテハ叶ヒ難キ所以ノ理ヲ知ラシメ貴賤老幼賢愚不肖ノ差別ナク皆悉ク心ニ浸リ身ニ染ミツ、民心ノ守国ニ純一ナル制度方法ヲ興シテ天下ノ民心ヲ一定シ耶蘇ヲ拒クヘキ所以ノ備ヲ精密ニシ普ク古今ニ稽求シ広ク内外ニ折衷シテ天下ノ人情適宜ノ政教ヲ定シムヘシ

とある。ここでは、「氏子教育ノ法」として、人が生きることとは「神徳ニ発セサルコトナク神道ニ洩ルコトナ」いものであり、「真誠ノ心ヲ以テ 神祇ヲ敬尊セスシテハ叶ヒ難イ」という事実を周知させることが必要であると述べられている。そして、「耶蘇ヲ拒クヘキ所以ノ備ヲ密ニシ普ク古今ニ稽求シ廣ク内外ニ折衷シテ天下ノ人情適宜ノ政教ヲ定シム」と主張する。こうした論からは、田中と山之内が、人は神の神徳によって生かされている存在であると捉えているとともに、「造化ノ神」を重視する姿勢も窺われる。

次いで明治五年、田中は教部省の設置に伴って教部大録となるが、教部省期の田中は中堅官僚であり、この時期の詳細な活動については明らかではない。ただ、この時期には、六年四月に「皇大神宮御遷幸建白」を高崎五六・三島通庸・田中頼庸・山之内時習等の薩摩派官僚とともに建白している。周知の通り、教部省はその設置当初から神宮の東京遷座は規定の方針であったが、教部省における薩摩派と津和野派の勢力争いや、神宮少宮司の浦田長民の反対、征韓論の影響等もあり実現されることはなかった。本建白では、最初に天皇の役割を「天皇陛下ノ天職ハ最第一ニ神勅ヲ政教ノ本原トシテ敬神ノ道ヲ尽シ治世ノ政ヲ施シ給ベキコト固ヨリ論無ケレバ」とし、「御維新ノ首務ハ皇大神宮ヲ皇都ノ地ニ還御ノ礼有テ御親祭ノ誠ヲ尽サルヨリ至要ナルハ無シ」と述べ、天皇の役割が敬神の道を尽くして、政治を行うことであり、そのために神宮を皇都に還御して親祭する必要を説く。

次いで、日向三代の遷都による神器の遷御について考証を行い、「其皇居ノ移ル毎ニ皇大神ノ神体ヲ奉ジテ御遷座有シ事推テ知ベシ」として、歴代天皇の遷都によつて神器が遷座されていたことを論じる。また、神器に対しては、「皇祖大神ノ聖鑒ヲ以テ天下万世列聖護身ノ神璽ト祝奉リテ授給ヒシ天地間無上至尊ノ神靈ナレバ固ヨリ天皇ノ御親祭ヨリ外ニ至敬ノ礼典ハ有ルベケンヤ」と指摘し、同床共殿による天皇親祭こそが最上の礼であるとする。そして天皇自らが神器を親しく祭ることにより「益々天下ノ万民ヲ教化シテ真ノ大道ヲ復起スルニ、何ノ難キコトカ有ン」と述べ、「御親祭ノ典ニ復セラレ、益更ニ惟神ノ教ヲ修明シ、治民ノ術ヲ窮極シテ国体ヲ維持シ、天下ヲ保全シ給ハム」ことができる、と説くのである。このように本建白の目的は、神器の遷座による強固な祭政一致体制を構築することにあつたといえる。

そして田中頼庸は、明治七年一月に神宮大宮司へ転任し、五月に「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議¹²」を建白する。本建白書は田中の建白書の内、最も著名なものといえる。この時期は神祇官再興建議が最も活発に行われた時期であり、その中で本建白は「その具体性において神祇官再興論の頂点に立つものであり、左院も実現可能な建議として廟儀での評議を請うた¹³」と評価されている。この建白において田中は、

政教ノ国家ニ於ルヤ車ノ両輪ノ如ク、其一ヲ偏廢シテ不可ナルハ論ヲ待ス、蓋シ教ハ道ヲ修テ政ヲ佐ケ、政ハ道ヲ行テ教ヲ護シ、政教一致ニシテ毫釐モ相悖サルハ、国ヲ治メ民ヲ安スルノ要法ナリ

と政教の一致を述べ、旧来の教部省政策を更に推し進めるために、神祇官を復して教導寮と諸陵寮を置くことにより、さらなる国民教化の実を挙げることが主眼としていた。この建白に続き、田中は鴻雪爪、稲葉正邦等九名の連名のもと「政教不可偏廢之議¹⁴」についての建白を行う。この建白は「神道を超宗教的な国教とせんことを」述べたものであるが、左院は「田中頼庸先キニ建白セシ趣意ト異ナルコトナケレハ」として、教部省へ下問したが、建白の趣旨が実現されることはなかった。

次に取り上げる「教義上ニ付意見¹⁵」は、祭神論争が活発に議論されることとなった明治十三年六月に岩倉具視に対し提出したものである。この建白は「教法」が「国家ニ於ルヤ一日モ欠ヘキニ非ス」ということを主張したものであり、その背景には国会開設論者に対する警戒がある。田中は国会開設論が「人民ノ生」を乱すものと捉えており、それを防ぐ

ために教法の必要性を説いている。このような考えを前提とした上で田中は、教法について次のようにいう。

人生レテ初ヨリ誰カ善性ナカラムヤ然ニ長成スルニ從テ或ハ非違ヲ犯シ惡トナルアリ蓋シ其惡ト雖其事ヲ推ス時ハ必ス善ヨリ変来ル者ナリ譬ヘハ人生ノ用ハ衣食住ニアルカ如シ其衣食住ノ人ニ於ケル古今天下誰レカ其足ルヲ欲セサル者アランヤ誠ニ其用ヲ欠バ一日モ生息スル能ハス況ヤ其用ハ造化神ノ人ニ授ル至要ナル者ニ於テヤ但其用ヲ節スルニ度アリ其度ヲ過レバ遂ニ惡トナル盜賊ノ如キモ初ヨリ必然ラス要スルニ其用ヲ欲スル度ヲ過クルノ一点ニアレバ明ニ知ル惡ト雖モ必ス善ヨリ変来ルコトヲ其度ヲ導クハ教法ニアリ故曰教法ハ國家ニ一日モ欠クヘキニ非ズト

田中は、人に「善性」が自然と備わっていることを前提としつつ、人が罪を犯す理由を「度」を過ぎるからとし、その「度」を導くのが教法であるとする。しかし、田中のいう「度」が具体的にどのような内容を持つかは本建白では判然としない。ともあれ、田中自身は、教法の重要性について説いた上で、教法を人民に広める際を中心として神宮を考えていたことが次の引用箇所から窺い知れる。

我神宮布教ノ如キハ天神造化ノ道ヨリ国俾民心ニ至マテ其關係少カラス故ニ我神宮ヘハ出格之御注意在ラセラルヘキ儀ト存シ今其条目ヲ掲テ進呈ス

また神宮の処遇に関する具体的な建言は、「両宮旧宮城復古アラセラレ度件」「斎宮御再興アラセラレタキ件」「御常供田再興アラセラレ度件」「皇后宮ノ御製ヲ神宮ヘ献納アラセラレ度件」「両宮御造営ノ件」「宮川橋造営ノ件」「暦御委任相成度件」等であったが、その内容が採用されたかは不明である。

以上、田中頼庸関係の建白書を概観してきた。これら田中の建白に共通する点は、いかにして強固な祭政一致体制を構築し、それを維持していくのかという点にあった。その上で国体の変革を求めるものとして共和政治論に対する危機意識が強く存在することが指摘できる。かかる議論を助長するものとしてキリスト教や国会開設論を捉えていたことが窺い知れよう。このような問題に対抗するため田中は、神道による「教法」をどのように一般に対し浸透させていくのかということを課題としていたと考えられるのである。

二、『三条演義』と『神徳論』における神道教説

次いで田中頼庸の著作である『三条演義』（明治六年四月）と『神徳論』（明治七年六月）を取り上げ、その神道教説を検討してみたい。まずは田中の著作として最も著名な『三条演義』を取り上げる。『三条演義』は、三宅守常によると「衍義書の中でも最も正統とされ、かつ神道界は勿論のこと、仏教界においても批判する意味でも広く読まれた三条教則の衍義書」である。本書は、田中自身が「さて其説は悉に神典を徴とし、旧牒古歌をも引用ひ、また先哲の説などを交取れることども甚多ければ、予が著せる書には有れども、実は予が言に非ざる説も少からざる」と述べていることから、田中独自の神道思想を述べたものとは言い難い。また本書の成立に当たっても田中以外の教部省編輯課官員による関与が指摘されている²⁰。しかし、本書があくまで田中の名前をもつて出版されていることを鑑みれば、基本的には田中の考えを軸に著されたものと考ええることも可能であり、ここで取上げることにする。さて、こうした『三条演義』の内容については、近年、戸浪裕之が詳細な検討を加えている²¹が、改めて『三条演義』にみられる教説を確認しておく。

『三条演義』で田中は、まず「敬神」の対象となる「神」を、「天祖天神を始奉り、総て朝典に列する大小の神祇及土地の産土神氏神等を謂なり」とし、「神を敬し、祭を慎しむは、国を治るの要道」と述べる²²。これを前提として『三条演義』には、次のような世界観が表明されている。

抑天照大神の聖神天地の始より高天原に坐して光華明彩宇宙に照徹し世界の大も照育の徳を蒙らざる無く万物の衆も化生の恩を受ざるは無ければ誠に宇宙の大主宰にして万神無上の至尊なり皇孫尊を天下の大君と定給ふ時に始て幽顕の分を定めて皇孫尊には専ら顕世の人道を統治奉しめ給ひ幽世の神事は大国主神に總掌しめ給ふことは神典にも見たるが如し幽世とは即ち神界を謂なり爾来顕世の人事は皇孫尊の朝廷ありて政の大綱を統治し給ひ府県の官員に各其職を分掌しめて国土を経営し人民を撫育し給ひ大国主神は神界の幽事を総掌り給ひて産土神にも各其職を分掌しめ人民を蕃息し化育を續述して皇朝の大政を幽に助奉り給ふ所なり故に顕幽の分は神人の異あれども幽より顕に応じ顕より幽を受けて人民を育し万物を成し造化の道を尽して生々の功を遂るに至ては顕幽一致なり（『三条演義』八丁オー一〇丁オ）

ここで田中は、天皇・朝廷と大国主神・産土神を顕幽に対比した上で、天照大神をその上に存在する「宇宙の大主宰にして万神無上の至尊」の存在とし、その「熙育の徳」や「化生の恩を受」けないものは存在しないと説く。かかる神理解と世界観を踏まえ、田中は「神恩」と靈魂の關係から「真の敬心²³」についての教説を展開していく。まず靈魂については、次のように説いている。

人の靈魂は天神の賦る所にして臭も声も無きが如くなれども見聞を為し哀樂を知て活動の機を掌る者は靈魂なり故に夢中は見聞の關る所に非ざれども哀樂の感は醒時に異ざるは他無し其靈魂身に具りて活動の機あればなり且つ人の死体も初は猶生姿に異ざれども針灸の応も為ざるは其靈魂已に去て活動の機無ればなり(『三条演義』五丁オ―六丁オ)

人の靈魂は「天神」に賦与されたものであり、この靈魂の働きによって「哀樂」が得られるとした上で、靈魂が去ることにより人に死が訪れるとする。この靈魂は、生前の行いに対応して死後に賞罰を受けることとなる。これについて田中は、「神界は人の本世²⁴」とした上で、

人の本分を尽して専ら善を行ひ道を修る者は此世を終ては現身は朽ぬと雖も靈魂は神界に復命して無窮の福を受けるなり或は人の本分を尽さずして陽に惡を行ひ道に反く者は固より生前には朝廷の律ありて其人を罰し給ひ陰に惡を行ひ道に反く者は必ず死後には神明の法ありて其魂を罰し給ひ或は夜見国に遂遣れて永世艱苦を受けるなり或は惡人も幸にして生前の福を得ること無しも非れども死後には神罰を蒙り無窮の禍を受けるなり又善人も不幸にして生前の苦を免る能ざれども死後には神賞を蒙り無窮の樂を受けるなり(『三条演義』六丁ウ―八丁オ)

と述べる。即ち、人はその本分を尽くして「専ら善を行ひ道を修」めれば、死後も靈魂が「神界」に帰って「神賞」として「無窮の福」を受けるのである。これに対し本分を尽くさず「惡を行ひ道に反」けば「朝廷の律」や「神明の法」によって罰を受け、靈魂は「夜見国に遂遣れて永世艱苦」といった「神罰」を受けるという理解が示されている。

こうした靈魂觀や死後の賞罰論を前提にして田中は、「敬神の要道」を左のように述べる。

天神の賦る本分を尽して善を行ひ徳を積む者は顯世の中は有徳の人と為り神界に復命しては有功の神と為りて永世の福を蒙り上は吾天皇を祝ひ福奉り下は其子孫をも守り助くべきこと天神の賦る本分にして神恩の尊きことはより大なるは無し人たる者の務め行べき敬神の要道なり（『三条演義』一〇丁ウ―一二丁オ）

つまり、神より賜った「本分を尽して善を行ひ徳を積む」ことにより、現世では「有徳の人」に、幽世では「有功の神」として、「永世の福」を受け、天皇や自らの子孫を守護することが「天神の賦る本分」解釈するのである。

次いで「愛国」については、人々が「生を託し命を保べき道の具る所は天神の人を愛し生を好むの至誠にして一箇も造物の神化に非るは無し」と、天神の恩恵に注意を促した上で、「国の本は人にして、人の本は君なれば国を愛するは君を愛する所以なり」として、「愛国」が天皇を本として国を愛することであり、それは天皇を愛することと解釈する²⁵。そして次のように結論づける。

誠に天下の人民は各吾祖先より職を継ぎ業を承て神皇の歴世仕来れる開闢以来の臣子なれば百官士夫より億兆万民に至るまで最能く此理を弁へて各相生養するの道を尽し其君父の国を愛して天地日月と共に一系の皇統を吾大君と仰ぎ奉るべきこと天祖天神の定め給へる万古不易の国体なる事を講明すべし（『三条演義』一二丁オーウ）

ここでは、人々が「各吾祖先より職を継ぎ業を承て神皇の歴世仕来」という理解を示し、「此理を弁へて各相生養するの道を尽」すべきと説く。そして天皇を中心に国を愛することが「天祖天神の定め給へる万古不易の国体」であると解釈されている。

「天理人道」については、「天理」を「造化の神理にして、宇宙の万物悉く此理を具へざるは無し」とした上で、人に「具へたる神賦の理の任に踏行ふ所を指て人道」と解釈し、「君臣父子夫婦朋友は人道の最大なるもの」と述べられている²⁶。このように「天理」は神々に賦与された「造化の神理」であり、それが「人道」と解釈されているのである。

以上のような「敬神愛国」「天理人道」の理解を前提としつつ、田中は天皇と人民を繋ぐものとして「朝旨」の存在を重視していることが、「皇上奉戴・朝旨遵守」の註釈から窺われる。朝旨とは、「朝廷より出る詔旨」であり、天皇が「天神の御託の任に天下に君臨し人

民を撫育」するための行為と位置づけられている²⁷⁾。この「朝旨遵守」を「皇上奉戴」とする論は、次のように展開される。

当時の朝旨を遵守するは皇上を奉戴する所にして神明を敬する所なり神と皇との恩徳は天地の大も古今の遠も比すべからざれば教官たる者は殊に此理を能弁へて天神地祇の恩徳を述べ祭政一致の旨を發して風を易へ俗を正くするの教法を宣布し天下士民の知識を開きて皇統一系の国体を明弁せしむべきこと説教の要務なり(『三条演義』二五〇―二六丁才)

このように田中は、「朝旨遵守」が「皇上奉戴」であり、「神明を敬する所」、即ち「敬神」であると説くのである。そして「天神地祇の恩徳」を論し、「祭政一致の旨を發して、風を易へ、俗を正くするの教法を宣布」することを説教の「要務」とする。ここから窺われるように田中は、「敬神」を軸として「愛国」「天理人道」「朝旨遵守・皇上奉戴」を説いており、戸浪裕之が指摘するように「三則(敬神・帰一)」という構造²⁸⁾を有しているといえる。

次いで『神徳論』を取上げる。本書は、国史にあらわれた「神祇靈徳ノ一班²⁹⁾」を記したものであり、神の神徳靈験を述べることを目的としている。既に『三条演義』で見たように田中は人の生前死後に授けられる「神賞」と「神罰」は、「神恩」によつてもたらされるものと解釈しており、「神恩」が田中の神道教説において重要な概念となっている。そのため『神徳論』は、「神恩」と関連する神々の「神徳」をより詳細に論じたものと考えられる。

『神徳論』において田中は、「神徳」を理解するために、まず神と人との関係を

人ノ世ニアルヤ神ニ頼テ生存スルコト猶魚ノ水中ニ遊泳スルガ如シ魚ハ水無ケレハ片時モ生活スルコト能ハス人ハ神無ケレバ寸刻モ生息スルコト能ハズ(『神徳論』一丁才)

と述べ、人が神の「神徳」によつて生かされる存在であることを指摘する。そして「神徳」によつて世界が生成され、神々の「神徳」によつて「神人万物」が誕生したことを次のように説く。

今爰ニ神祇靈徳ノ万分一ヲ挙ゲテ此ヲ論ゼンニ太古天地未ダ成ラズ無始ノ時ニ当リテ

天之御中主神天ノ正中ニ御坐テ造化ノ大原ヲ宰リ給ヒ謂ユル無為ノ神徳ヲ以テ高皇産靈神神皇産靈神ヲ化生シ造化ノ功要ヲ賦与シ給ヒ此ノ三神ノ造化ノ神徳ニ頼テ天地世界ヲ鎔造シ神聖ヲ化生シ伊邪那岐伊邪那美ニ神ニ勅シテ此国土ヲ修理固成サシメ給ヒ此ノ二神即チ群品ノ祖トマシテ悉ク天下ノ神人万物ヲ産育シ給ヘリ是皆天下ノ民ヲ愛養シ給ハントノ神慮ナルヲ以テ世間無数ノ物一トシテ人用ト成ラザルハナシ（『神徳論』一丁オ―二丁オ）

ここで田中は、「天之御中主神」の神徳によって、「高皇産靈神神皇産靈神」が「化生」し、この三神の神徳により天地が生成され、「伊邪那岐伊邪那美ニ神」によって国土が形成されたこと述べた上で、神々の「天下ノ民ヲ愛養」しようとの「神慮」によって「世間無数ノ物一トシテ人用ト成ラザル」ものがないとするのである。

そして人が生きる上での重要な神々を列挙していく。それは「風火金水土五穀草木禽獸」の神であり、対応する神名を挙げるならば「志那都比古志那都比賣神」「迦具土神」「彌都波能賣神」「埴夜須毘古埴夜須毘賣神」「金山毘古金山毘賣神」「豊宇氣毘賣神」「草野比賣・久々能智神」「豊宇氣毘賣神大山祇神大雷神高靈神天加久神」等である。こうした神々が「分ケ掌リ給ヘル類凡テ人世必用ノ物ナラザルハナシ」と述べ、人が神の「神徳」によって生かされていることを改めて指摘している³⁰。

このような神々の上に存在するのが天照大神である。天照大神については、

其万物各地上ニ生ズト雖皆天日ノ光明ヲ蒙ラザレバ決シテ成長スルコト能ハズ日国ノ主宰ハ即チ天照大神ニシテ無上ノ至尊ニ御坐テ御父神ノ御依ノ任ニ高天原ヲ統御シ六合ニ照臨シ万物ヲ煦育シ給ヒ天下ノ群類造次顛沛モ其ノ寵光ニ漏ル、コトナケレハ実ニ其ノ神徳ノ高大無辺ナルコト他神ノ比ニ非ザルナリ（『神徳論』三丁オ―ウ）

と述べられている。即ち、天照大神は、「日国ノ主宰」にして「無上ノ至尊」であり、「其ノ神徳ノ高大無辺ナルコト他神ノ比」ではないとする。こうした天照大神の「神徳」は、「皆天日ノ光明ヲ蒙ラザレバ決シテ成長スルコト能ハズ」とあるように、天照大神の「神徳」が無ければ万物は成長できないため「高大無辺」の「神徳」なのである。このように田中は、天照大神の神徳の大きさを非常に強調していることが理解できよう。

次いで注目されるのは、このように神々の「神徳」を捉える田中が、神々と人との関係

を、人がどのように認識し得るのかという点を論じた、次の箇所である。

其ノ神徳広大ナル物ハ其ノ用微妙ニシテ其ノ恩徳目前ニアレドモ人コレヲ見ルコト能ハズ譬ヘバ人ノ生機活動スル悉ク造化ノ神徳ニ憑ラザルコトナシ然レドモ世人彫造偶人ノ巧ナルヲ知テ却テコノ神徳ヲハ知ラズ日光ノ万物ヲ照シ給フ広大ノ恩徳世界ニ比スベキ物ナシ然レドモ世人暗夜ニ燈籠ヲ得タル恩ヲ知テ却テコノ神徳ヲバ覺ラザルガ如シ細小ニテ著名ナル者ハ其ノ功驗目前ニアリ故ニ人能クコレヲ見ル譬ヘバ父母養育ノ恩ハ広大ナルガ故ニ人子タル者コレヲ知ラズ却テ偶然他人ヨリ餅菓ヲ贈ラレタル喜悦ニハ如カズ戒嚴シテ常ニ火ヲ警メタル者ノ德行ハ見ルベカラズ却テ眉ヲ焦シ火ヲ救ヒシ功勞ノ著名ナルニハ及バザルガ如シ世ノ知慮淺短ナル者ハ其ノ細小ニシテ著名ナルヲ知レドモ其広大ニシテ微妙ナル物ヲ知ラズ何ゾ其ノ惑ヘルノ甚キヤ活人ト木偶ト孰力巧ニ日光ト燈籠ト孰レカ尊キ父母ノ養育ト他人ノ餅菓ト孰レカ厚ク戒嚴シテ火ヲ失セザルト眉ヲ焦シ火ヲ救フト孰レカ功アル苟モ知識アル者ハ必ズ能クコレヲ弁フベシ故ニ神徳愈広大ナルモノハ愈見難ク神徳益細小ナルモノハ益見ルベシ嗚呼見ルベキ者ヲ以テ神徳トシ見ルベカラザル者ヲ以テ神徳ニ非ズトスルハ益見ルベシ嗚呼見ルベキニ大道ノ明ナラザル所以ハ皆此レガ為ナリ然レバ茫々タル天地ノ間ニ視息シ洋洋タル神恩ノ中ニ沐浴シナガラ天神地祇ノ鴻徳大恩ヲ知ラザルハ惜ムベキノ至ナラズヤ〔神徳論〕四丁オ―六丁オ）

ここで田中は、広大な「神徳」が「其ノ用微妙ニシテ其ノ恩徳目前ニアレドモ人コレヲ見ルコト」は出来ないという理解を前提としつつ、広大な「神徳」は理解しづらく、小さい「神徳」は理解されやすいとし、これを「見ルベキ者ヲ以テ神徳トシ見ルベカラザル者ヲ以テ神徳ニ非ズトスル」、世間の「通情」を批判して、「苟モ知識アル者ハ必ズ能クコレヲ弁」える必要があると説くのである。この広大な「神徳」ほど一般に理解されがたいという逆説的な論理を展開することにより、人々が神の「神徳」によって生かされていることを強く主張していることが窺い知れる。

このように神と人との関係を捉えた上で田中は、神から人にもたらされる具体的な「神徳」たる「靈験」について論を進める。神が与える「靈験」には、「福ヲ獲ルト禍ニ遭フ」という二つがあるとし、神によって与えられる禍福を「神ノ賞」と「神ノ罰」と指摘する³¹⁾。こうした神からの賞罰の内、福を得るための具体的な方法が「神明ノ靈応ヲ蒙ラント欲

セバ先ヅ己ガ身ヲ修メ君父ニ能ク事ヘ妻子ヲ愛育シ凡テ神明ノ御心ヲ遵奉シ一心ニ神助ヲ祈ル³³⁰」こととされる。そうした上で「神ノ賞」を得るための注意が左のように述べられている。

固ヨリ神ハ人ヲ守ヲ本意ト為給フト雖自家ノ神壇ヲモ拝マズ神社ヘモ参詣セザル如キ傲慢無礼ノ者ハ自ヅカラ神助ノ薄カラザルヲ得ズ鈴アリト雖モ振ラザレバ鳴ラズ鏡アリト雖モ影ナケレバ映ラズ神モ亦懇ニ祈ラザレバ其ノ靈応モ自ヅカラ薄カルベシ然ルニ或ハ纔ニ一句二句神ニ祈テ其ノ験無ケレハ神ハ靈験ナシト思フ者アリコレ鶏卵ニ時ヲ告ゲンコトヲ望ム類ニシテ性質操急ノ痴心ナリ嗚呼何ゾ思ハザルノ甚キヤ山ヲ造ル猶ホ漸ヲ積マザレバ高キヲナスコト能ハザルガ如ク何ゾ一朝ニシテ靈験ナキハ已ガ平生行フ所善ナレザルカ抑信心ノ至ラザルカト反求自省シテ猶懇祈スベナリ敬神ノ道ハ畜身ニ礼拝ノ容儀ヲ為スノミナラズ心ニ誠信ヲ蓄フルヲ要トス心ニ信ズルコト深ケレバ一好悪アル時ハ必ズ四体ニ溢レテ敬礼拝跪懇懃ニ祈祷セザル事ヲ得ズ(『神徳論』一二丁ウー一四丁オ)

「神ノ賞」を得る方法について田中は、「先ヅ己ガ身ヲ修メ君父ニ能ク事ヘ妻子ヲ愛育シ凡テ神明ノ御心ヲ遵奉シ一心ニ神助ヲ祈ル」ことに求め、これによって「神明ノ靈応ヲ蒙」ることができるとする。ここで重要となるのは、「神明ノ靈応ヲ蒙」ることができる理由として「自家ノ神壇ヲモ拝マズ神社ヘモ参詣セザル如キ傲慢無礼」や、「一句二句神ニ祈テ其ノ験無ケレハ神ハ靈験ナシト思フ」ことを戒めていることである。即ち、神の靈験を得るためには、神への信仰が重要となることを指摘した上で、ただ信仰するだけではなく、絶えずその信仰を、神棚への拝礼や神社に参拝するという具体的な行動をもって示している必要があるといえる。ここから田中の教説は、天照大神を中心としつつ、神々への信仰を持った上で、具体的な行動をもって神に対してその信仰を示すことにあつた、というように位置づけることができる。

そして『神徳論』は、国史に現れた「神徳」を具体的に語った上で、次のように結論づけている。

生ヲ此ノ世ニ稟ケ神恩ノ中ニ生息スル者ハ必ズ神祇靈徳ノ貴ブベク恐ルベキヲ知り且

暮ニ神祇ヲ礼拝シ各自其ノ職ヲ勉勵シ上ハ国家ノ隆盛ヲ願ヒ下ハ一家ノ幸福ヲ祈リ無量ノ神恩ニ報答シ奉ラズハ有ルベカラザルナリ（『神徳論』四七丁ウ）

以上のように田中は、『神徳論』において人々が神々の『神徳』によって生かされていることを指摘した上で、「己ガ身ヲ修メ君父ニ能ク事ヘ妻子ヲ愛育」するとともに神々への信仰を持ち、家庭祭祀や神社参拝を行って、「各自其ノ職ヲ勉勵シ上ハ国家ノ隆盛ヲ願ヒ下ハ一家ノ幸福ヲ祈」ることによって「神ノ賞」を得ることができると説いた上で、「無量ノ神恩ニ報答」する必要を述べていたのであった。このような田中の教説の目的は、神々の「神徳」を説くことによって「神賞」や「神罰」を中心とした神々への信仰を基軸とする教説を説くことにあったといえるのである。

三、神宮を中心とする教化体制の構築と祭神論争における田中頼庸の意見

本節では、田中頼庸が依拠した神宮を中心とする教化体制を確認した上で、祭神論争から、それ以後も含めた田中の議論を通して、祭神論争における「伊勢派」と「出雲派」の対立について検討して行きたい。明治初年における神宮の教化体制については、これまでの先行研究によって、かなりの程度明らかになっている。以下先行研究に依拠しつつ、神宮の教化体制を確認しておこう³⁰。

まず明治五年七月に神宮教会が開設、次いで八月には度会県に説教所、十月には神宮教院が開設され、東京には出張所が設けられる。六年一月には東京府下の神宮教会、三月には神宮宮域内の説教所が設けられ、十月には各地の伊勢講が神風講社に再編されるとともに、各地に神宮教会・神風講社・神宮遙拝殿が順次結成されていく。そうした中、神宮では従来の教化体制を神宮教院中心に再編していくこととなり、九年に「神宮教院規制」が定められて、神宮教院を中心とする教化体制が確立する。また神宮は、神道事務局設立当初から深い関係を有しており、神道事務局は神宮を中心とする組織であり、麴町の出張所や神宮教会所が神道事務局の存在する有楽町三丁目二番地へ移転し、出張所内の遙拝殿に神道事務局神殿が合併奉祀するなどしている。また各神道事務局分局の経費補助に神宮大麻の初穂金が充てられ、神道事務局と神宮教会の合併も行われていた。ここから神道事務局の教化体制は神宮の教化体制と重なり合う形で形成されたことが理解される。一方、こうした教化体制を前提としつつ、神宮の教化活動の中心に存在した神宮教院では、造化三

神が「鍛造」した世界を天照大神が完成するとともに、神々の神徳を大成した存在とする理解を前提としながら、それに止まらず、幽界の主宰神としての役割や死後の賞罰をも掌る神として天照大神を位置づける教説を展開していくのであった³⁴⁾。ここで注意されるのは、こうした神宮教院の教説と前節において検討した田中の教説には細かい点において多少の相違があるものの、基本的に大きく異なるものではなかったことである。そのためこのような教化体制とそこで展開された神道教説を前提に有しつつ、田中は「伊勢派」の領袖として活動していったと考えられるのである。

以上のような神宮と神道事務局の教化体制や神道教説を前提としつつ、明治十年八月、後に「伊勢派」として活動することとなる落合直亮と芳村正乗は³⁵⁾、神宮を中心とした更に強固な教化体制を構築しようとして「官国幣社御処置ノ更革及教導統括ノ條款建議³⁶⁾」との建白を行っている。この建白では、

今神社及ヒ神官教導職ノ如キハ之レニ似ス祭儀ハ式部寮ノ撰ニシテ神社神官教導職ハ内務省ノ所轄タリ府社以下ノ神社神官ハ各地方官ノ所轄ニシテ其教導ノ事務ハ神道四部ノ管轄タリ故ニ其人ヲ挙ルモ亦区々ニ出ツ是ヲ以テ其人得難ク其効挙リ難シ繁冗錯雜ニシテ其施行ノ方法モ亦一定セサル者ノ如シ今ヤ宜シク其類ヲ以テ類ヲ治メ之レヲ統一ニ管理アルヘシ乃チ神社ヲ以テ神社ヲ治メ神官ヲ以テ神官ヲ御シ教職ヲ以テ教職を統ヘ之レカ統轄主御ノ方法ヲ立サセ玉フ時ハ其事至簡ニシテ其人得易ク其費少ニシテ其効大ナル可ク而其統理粲然立ツヘシ

と、「神社及ヒ神官教導職」それぞれの管理統制が様々に分割されていることを批判し、統一した神社行政の制度や国民教化の体制を構築することを提案する。こうした問題提起を前提として本建白は、神宮司庁を「太政官直轄」とした上で、「神宮司庁ヲ以テ 賢所始メ諸神社祭典及一切ノ社務ヲ統フル所」とし、「神宮教院^{明治六年設立}ヲ以テ神道教務一切ヲ管理スル所」とすることを提案する。ここから明らかのように、落合と芳村は、神宮司庁に神社行政、神宮教院に「神道教務」を集約して執り行わせることを構想しているのである。こうした提案からは、神宮や神道事務局の教化体制を前提としつつ、それを越えて神宮を中心とした教化体制を再編成しようとしていたことが窺い知れる。

また、落合と芳村は、同時期に「以神道被為定尊信教度儀ニ付建言³⁷⁾」との建白も行っている。こちらでは、

天下ノ患ハ人心内主ナクシテ外向フ所ヲ知ラサルヨリ大ナルハナシ内主ナク外向フ所ヲ知ラザレバ人々私便ヲ經營シ大義名分ヲ弁セス危キヲ見テハ身命ヲ儉安シ法禁ノ及ハザル所ハ詐偽百出至ラサル所ナシ豈天下ノ大患ナラズヤ是故ニ天下万国自他内外ヲ問ハス時君世主恃テ以テ堅牢不拔ノ基ト為ス所ノ者ハ教化ヲ明ニシ其民心ヲ維持シ内之カ主アラシメ外其向フ所ヲ知ラシムルニアリ

と「人心」を統一する必要を説く。その上で、欧州での教法の在り方を述べ、神祇省から教部省、内務省社寺局へという制度の展開を前提としつつ、次のように述べる。

朝廷神宮ヲ始メ 賢所歴代 御皇靈ノ 御祭典及ヒ 御葬祭ノ儀式ニ至ル迄悉ク神道ヲ尊信シ玉ヘルノ実マシマス時ハ其名アラセ玉ハズバ有ル可カラズ宜ク欧洲各国ノ教法ニ於ルカ如ク 朝廷ノ尊信シ玉ヘル所ノ実ヲ表シ神道ヲ以テ朝廷ノ尊信教ト名称定メサセラレ其旨公明ニ告示シ玉ヒ人民各自奉スル所ノ信教ニ至リテハ之ヲ不問ニ置セラレ自由ノ權ヲ与ヘ玉ハ、則欧洲各国ニ於ケルカ如ク政教二途ノ区画モ亦判然明瞭ナルベシ夫斯ノ如ク名実瞭然教化ノ道明ナル時ハ人々其向フ所ヲ誤ラス令シ玉ハズシテ上意ノ如ク人心一途ニ帰セン然ル時ハ所謂恃テ以堅牢不拔ノ基ト為ス所ノ者モ亦茲ニ確立セン

ここでは「朝廷」がことごとく「神道ヲ尊信」しているという現実を踏まえて、その「実」を表す「名」として「神道ヲ以テ朝廷ノ尊信教」とすることを公表するべきと述べる。これにより「朝廷」の「尊信教」としての「神道」と、「人民各自」に保障された「信教」の自由により「政教二途」の「判然」が明確となるとしている。この「政教」を「二途」に分離するという議論は、いわゆる政教分離とは異なり、「神道」による国教制を志向していると考えられる。要するに国家の「尊信教」として「神道」を定義し、それを基本としつつ、「人民各自奉スル所ノ信教」に「自由ノ權ヲ与ヘ」ることにより、信教の自由を実現させようと考えているのである。こうした体制を確立することにより、「堅牢不拔ノ基」が確立し、「人心」の一致が実現されると述べる。こうした建白は、「官国幣社御処置ノ更革及教導統括ノ條款建議」と同時期に行われていることから、強い関連性があると考えられる。即ち、落合と芳村は、「神道」による国教制を確立するとともに、その運営を神宮中心に行

うという体制を構想していたと考えられよう。このように明治十年には、国民教化体制を国家体制の中に組み入れ、より強固な神宮を中心とする国民教化体制を構築しようとする「伊勢派」の動向があったのである。

一方で、千家尊福を中心とする「出雲派」は、「大國主大神ニ頼ラザレバ、安寧幸福ノ保チガタキ」という教説を有しながら、明治五年の出雲大社昇格運動を皮切りに、大教院・神道事務局の神殿に大國主神を合祀するよう六年の第一次提議、八年の第二次提議、十一年五月の第三次提議、同七月の第四次提議、十三年一月に第五次提議を行っている。こうした提議は、「出雲派」の大國主神への信仰によって「安寧幸福」が得られるとする教説と「伊勢派」の教説との対立を前提としながら神道教導職による国民教化をめぐる教化構想の対立を内包していた。そして祭神論争は、十三年の第五次提議を画期として大きく問題化していくこととなる。さて、「出雲派」に対し田中頼庸は、八年の提議の段階から、その主張に反対していくが、田中と千家が決定的に対立することとなるのは第五次提議からである。

祭神論争の詳細については、藤井貞文の『明治国学発生史の研究』に譲るが、ここでは藤井の論考に依拠しつつ、祭神論争における田中の論を確認しておく。第五次提議を経た明治十三年四月十二日、千家尊福と田中頼庸は、神道事務局において直接会談したが、田中は翌日に回答することとし、意見を述べなかった。翌十三日に田中は、合祀論の可否を久邇宮朝彦親王・鴻雪爪・平山省斎・六条有容・平田鐵胤・本居豊顕・折田年秀・権田直助・近藤芳介・角田忠行・渡辺玄包・遠藤信道・田中尚房・常世長胤・久保季茲の十五名の意見を伺って決定することとした。これを知った千家は田中に対し直接談判を行ったが、ここで田中は、「大國主神ハ、国土経営ノ功德アリテ幽冥ノ主宰ト坐セハ、大体上ヲ以テ表名合祀スルハ神典ニ確証アリ、余、固ヨリ同意賛成スト雖トモ、若シ大地官ト云フ論ニ及フトキハ、恐ラクハ多少ノ紛議ヲ生セン」と述べ、大國主神を合祀することには賛成したものの、大國主神を「大地官」とする解釈を問題とした³⁰。以降、千家は、五月に権中教正近藤芳介を通じて神道事務局全体の改革案を提出し、合祀論だけでなく神道事務局全体の改革を主張していく。こうした主張に対し、田中は、六月七日に「大教正千家尊福ニ答テ本局神殿ヘ大國主神表名合祀ノ議ヲ弁明スル書」を著し正式な回答とした。ここで田中は、造化三神の重要性を説いた上で、大國主神については言及せず、「本局神殿ノ如キハ、今日ノ体裁ヲ決シテ動カスヘカラサルヲ確信スルナリ」と述べ、大國主神合祀に強く反対していく。かかる動向に対し東京府神道事務分局の本居豊顕等は、「出雲派」の立場から「神

道事務局保護之檄」を櫻井能監・田中頼庸に送致する。これによって神道事務局神殿の祭神を巡る論争は、神道界を「伊勢派」と「出雲派」に二分し大きく問題化していくのである。このように対立した情勢を憂慮した神宮祭主久邇宮朝彦親王は、十三年六月に諭書を發し融和を説いた。田中はこの諭書を踏まえて、七月に諭書を發した。そこには、

布教ノ要ハ、天祖天神ノ神徳ヲ明ニシ、天宗一系ノ国体ヲ固シ、天下ノ民ヲシテ惟神ノ道ヲ修メ顕幽ノ理ヲ詳ニシテ安神ノ方ヲ得シムルニアリ、抑天祖天神ノ天地ヲ創造シ、神人ヲ化成シ、大小ノ神祇ヲシテ各其職ヲ分掌シ、造化ノ功用ヲ賛成セシメ給フニ因テ、造化ノ神徳ハ宇宙ニ彌淪シテ内モナク、外モナク、凡ソ世ニ生スルモノ、動植ノ微ニ至ルマテ、悉皆其恩頼ヲ蒙ラサル者ナシ、(中略)顕ヨリ幽ニ及テ造化ノ本源ニ歸スルハ一ナリ、是ヲ以テ我教員ハ、上天ノ神意ヲ体シ、一視同仁ノ思ヲナシテ天下万世ノ為ニ布教ノ功ヲ奏センコトヲ期待スヘシ(『明治国学發生史の研究』一五二頁)

とある。ここで田中は、この世界に存在する全てが造化三神と天照大神の神徳によっていることを述べた上で、「布教」活動においても造化三神と天照大神を中心とすべきことを明確に示している。そして、「庁院及各地在勤ノ者、冀クハ祭主宮ノ尊意ヲ体シ、教徒ヲ訓練スルニ、今一層我神宮ノ為メ、誠ヲ尽シ、力ヲ極メテ以テ其实効ヲ特地ニ効スヘシ」とし、神宮を中心とする教化活動をより一層展開することを力説しているのである。

こうした「伊勢派」と「出雲派」の対立を解消するため神道教導職達は、明治十四年一月三十一日、勅裁によって祭神を決定することを奏請する。そして二月三日には神道大會議が開催され、「神道事務局定規」を定める。さらに二月二十三日、勅裁が下されて神道事務局神殿は、宮中三殿を遙拝することに決定され、祭神論争はここに終結をみたのであった。

このように祭神論争が決着したことにより、神宮教会では、天照大神一神を奉斎することとなった。これについて田中頼庸は、「神宮教会祭神大意」を著し、神宮教会の祭神について次のように説明を行っている。

天神に造化と被造化の別あり造化は謂ゆる天地神人万物を化生する天祖天御中主神是なり被造化は謂ゆる天祖に因て化生せる神可美葦牙彦舅神以下八百万神是なり而して被造化の神に尊卑大小ありと雖各其造化の神功を賛けて分掌の妙用を尽さざるはなし

殊に天照大御神は八百万に帝として其徳六合に照徹し天地万物尽く其煦育を蒙らざる者なし宝祚無窮の誓天壤と共に変らざるは云も更なり天祖の神徳と雖此皇大御神を待て始て朝廷に伝れり即ち紀記の古典昭々たる明証にして古今崇敬の礼百神に冠たる所になり然るに吾教会は従前四神を祭り来れとも今より勅裁の例に準じ天照大御神一柱を表名し造化三柱神の如きは尚旧に依て鎮祭し本教の主旨を立るを要す蓋古典を攷るに天地開闢より起て造化の神徳を明にし天照大御神の皇孫を降し給ひし天宗の原始に及べり惟神の本教宇宙の大道自ら其中に存す古典の古典たるは是が為なり海外人造の教と雖亦各自其原に依らざる者なし易の大極老家の遺墨家の真主宰の太一釈氏の過去仏耶蘇の耶華和に於る類一にして足らず是他なし天地の公道に於て本を棄てゝ末を取るへき理なければなり況や玄妙の神理古典に徴して最も顯然たるをや固より彼が臆造に比して語るべきにあらす是以我祭神は天照大御神を表名すと雖造化の三神は其始を改めず本教の主旨を明にし他の天神地祇と異なる所以を表すべし誠に此の如くならば本教の原旨国体の基礎両ながら其全を得るに庶幾し第一神宮は百神の冠首弘道の標準なれば添加万世を遠く慮て教旨を立てるを得ず是今祭神を定むる大意也（『神宮教会要旨』首卷二―三頁。）

ここで田中は、「天神」に「造化」と「被造化」の二種類があることを指摘し、「造化」の神として、「天地神人万物を化生」した「天祖天御中主神」と産靈神をあげる。これに対し、「被造化」の神は、造化三神達によつて「化生」した、「可美葦牙彦舅神以下八百万神」である。そして「被造化」の神にも尊卑があるとし、各々の神が「造化の神功を賛けて分掌の妙用を尽」していると指摘する。その中で天照大神は、「八百万に帝」であり、「其徳六合に照徹し天地万物尽く其煦育を蒙らざる者」がない存在であるとともに、天之御中主神の神徳を朝廷へと伝えた存在であつて「古今崇敬の礼百神に冠たる」存在である。これを踏まえ田中は、神宮教会で天照大神一神を表名するとしつつも、造化三神を「旧に依て鎮祭」して、「本教の主旨を立てる」と説く。こうした理解は、「惟神の本教宇宙の大道」が古典に記された「天地開闢より起て造化の神徳を明にし天照大御神の皇孫を降し給ひし天宗の原始」の中に存在するからであり、このような古典が存在する点を「海外人造の教」と大きく異なる」ところと解釈する。次いで造化三神の存在を明らかにし、造化三神と他の天神地祇との差異を明確にすることこそ、「本教の原旨国体の基礎両ながら其全を得る」方法と説き、神宮を「百神の冠首弘道の標準」と位置づけるのであつた。このように田中は、

神宮教会の主斎神を天照大神であるとした上で、造化三神の重要性を改めて説いており、天照大神と造化三神の存在を重視していたことが窺い知れる。また祭神論争以後も神宮教院にあっては、教説上の中心とする神に大きな変更は無かったことも指摘できる。

おわりに

以上、これまで論じてきた田中頼庸の問題意識と神道教説について纏めた上で、祭神論争における「伊勢派」としての田中について述べたい。

まず、田中頼庸関係の建白書から窺われるように、田中は、より強固な祭政一致体制を構築し、それを維持するののかという問題意識を有していた。その中でも共和政治論に対する危機意識が強く存在し、それを助長するものとしてキリスト教や国会開設論を捉え、国体を変革させるものとして忌避していたのである。これに対抗するため田中は、神道による「教法」を一般に対しどのように教化していくのかという必要を認識していたといえる。

こうした問題意識を前提に持ちながら田中は、『三条演義』で天照大神を「宇宙の大主宰にして、万神無上の至尊」の存在と捉え、その「神徳」を蒙らない存在はないとした上で、天皇・朝廷と大國主神・産土神を顕幽に対比する世界観を前提としつつ、「神恩」と靈魂の関係から「真の敬心」を説く。ここでは、人の靈魂が「天神」の「神徳」によって賦与されたものであり、その靈魂が死後「人の本世」たる「神界」に帰るとする。そして人が本分を尽くせば「神賞」を得、本分を尽くさなければ「夜見国に遂遣れて永世艱苦」を受けるという論を展開し、神より賜った「本分を尽して、善を行ひ、徳を積む」ことにより、現世と幽世で「有徳の人」、「有功の神」として、「永世の福」を受け、天皇や自らの子孫を守護するという神道教説を説いている。こうした「神徳」と「神賞」をめぐる議論は、『神徳論』においてより詳細に論じられていく。こちらでは、「神人万物」全てが「神徳」を蒙る存在と規定した上で、造化三神から天照大神に至る「神徳」を説明し、特に天照大神を「日国ノ主宰」であり「無上ノ至尊」の存在として捉え、偉大な神徳ほど一般に理解されがたいという論を展開して、天照大神の神徳を「他神ノ比」ではないと解釈する。このような神々の「神徳」に関する理解から「神徳」によって「神ノ賞」と「神ノ罰」を受けるという解釈が導かれた上で、「己ガ身ヲ修メ君父ニ能ク事ヘ妻子ヲ愛育」することにより、神々への信仰を持ちながら家庭祭祀や神社参拝を行って「各自其ノ職ヲ勉勵」して「国家ノ隆盛」と「一家ノ幸福」を祈り、「無量ノ神恩ニ報答」することによって「神ノ賞」を得

ることができると説くのであった。

こうした田中頼庸の教説は、神宮を中心とする教化体制の中で構築された造化三神が世界を「鎔造」し、天照大神が世界を完成させて神々の神徳を大成させた存在と理解するとともに、天照大神を幽界の主宰神とし、死後の賞罰をも掌る神と理解する教説と比較すると、細部においてやや異なる点も存在するが、重要なことは、田中の教説と神宮教院の教説は、基本的な枠組みにおいて決定的に相違しないものであったことにあるといえよう。そのため田中は、自身が構想した神道教説とともに、神宮を中心とする教化体制から構想された神道教説をも前提に有していたといえる。そして神宮を中心とする神宮や神道事務局の教化体制の確立に従い、その中心に位置しながら、「伊勢派」の領袖として神道事務局神殿に対する千家尊福を中心とする「出雲派」の主張に反対していったと考えられるのである。

しかし、祭神論争における田中と千家の対立は、「伊勢派」と「出雲派」の教化構想や神道教説に淵源していたにも関わらず噛み合った議論へと発展することなく、勅裁という形で終結し、神宮教導職分離という転機を迎えることになるのであった。

註

「藤井貞文『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）。

「藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、十九年）二三三―二三四頁。

「戸浪裕之「田中頼庸の神道観―『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年）、「神宮教導職と『三条教則』―明治五・六年の衍義書とその特色」（『明治初期の教化と神道』所収、弘文堂、平成二十五年）。

「神宮の宮中遷座問題は、河野省三『宮川随筆』（神宮文庫、昭和三十七年）、三木正太郎「―浦田長民を中心とする―神宮祠官の活動」（『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、西川順土「神宮御動座問題」（『神宮・明治百年史』補遺所収、神宮司庁、昭和四十六年）、『近代の神宮』（神宮文庫、昭和六十三年）、秋元信英「明治初年の神宮遷座論」（『神道宗教』九六号、昭和五十四年）、阪本是丸「左院の神宮遷座論と

日本型政教分離」(『国家神道形成過程の研究』所収、岩波書店、一九九四年)等に詳しくい。

⁷⁹ 藤田大誠「明治初年における神社行政と国学者の考証」(前掲『近代国学の研究』所収)を参照のこと。

⁸⁰ 田中頼庸の伝記に関しては、井上順孝編『近代日本の宗教家一〇一』(新書館、二〇〇七年)一二二―一二三頁を参照した。

⁸¹ 鹿児島県立図書館所蔵、尚、本書の成立等は奥付を欠いているため不明である。

⁸² 「神道ヲ興シ耶蘇教を防止スルノ議」(『明治建白書集成』第二卷所収、筑摩書房、一九九〇年)三四七―三五〇頁を参照。尚、『明治建白書集成』には明治五年十一月に建白がされたことになっているが、二宮岳南『田中頼庸先生』では明治四年のこととされている。ただこの建白は神祇省に対して行われたものであり、明治五年三月には神祇省は教部省へと改組されていることから本建白は明治四年十一月のことと考えるのが妥当である。こうした考えは、例えば文部省の政策に対する意見とも軌を一にしており、「文部省ニ命シテ天下学校ノ法則ヲ定メ神武一体ノ道ヲ主トシ君臣ノ大義ヲ明ニシテ天下ノ経綸スルノ根柢ヲ固シ釈伽耶蘇等外国ノ教法ハ一切禁遏ノ令ヲ嚴ニスベシ」と述べている。前掲同、三四九頁。

⁸³ 前掲西川「神宮御動座問題」九七一―一〇一頁。

⁸⁴ 前掲阪本「左院の神宮遷座論と日本型政教分離」、「日本型政教関係の形成過程」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』所収、第一書房、一九八七年)等を参照のこと。

⁸⁵ 「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」(前掲『明治建白書集成』第三卷所収)三九八―四〇〇頁。

⁸⁶ 前掲阪本『国家神道形成過程の研究』二二九頁。この建白書に対する左院の反応は神宮の遷座が実現されないならば、田中の建白を採用するべきである、というものであった。

⁸⁷ 「政教不可偏廢之議」(前掲『明治建白書集成』第三卷所収)四〇七―四一三頁。

⁸⁸ 阪本是丸「神祇官再興建議と左院―祭政一致をめぐる論議―」(『近世・近代神道論考』所収、弘文堂、平成十九年)二五六―二五七頁。

⁸⁹ 「教義上ニ付意見」(前掲『明治建白書集成』第六卷所収)五九―六二頁を参照。

⁹⁰ 西川順土は、田中頼庸に『三条演義』『神徳論』といった「教説の中心となった著作がある」ことを指摘している。前掲西川『近代の神宮』二四二頁。尚、本章で参照した『三条演義』と『神徳論』は、ともに國學院大學河野省三博士記念文庫所蔵(目録番号二九三

三・二九七八)のものである。ちなみに『神徳論』は、高橋陽一によると「教書編輯条例」の第六条「神徳マタ神験ハ『神徳神験論』ニ依リテ本義ヲ曉リ、而メ之ヲ敷衍引伸スヘキ事」に『神徳神験論』とあるものを田中の『神徳論』と推測している。高橋陽一「大教院の教化基準」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五号、平成三年)を参照のこと。

¹⁸ 三宅守常編『三条教則衍義資料集』下巻(明治聖徳記念学会、平成十九年)解題を参照。

¹⁹ 『三条演義』序三丁ウー四丁オ。

²⁰ 藤田大誠は、東京大学附属図書館に所蔵される小中村清矩関係資料に『三条演義』の原型となる田中の二つの衍義書が存在することを指摘し、『三条演義』の成立にあたって、その原型となった『三則演義』が、「恐らく教部省編輯課官員ら複数名による作業であつたことが窺へ、本資料が当時同僚であつた小中村清矩の關係資料に綴ぢられてゐたことも頷ける」と述べ、『三条演義』の成立に田中以外の教部省官員の関与があつたことを指摘している藤田大誠「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号、平成二十一年)。

²¹ 戸浪は田中の教化観について、「頼庸にとつて「教化」とは、この(明治維新の理念である)「祭政一致」の国体を国民に対して明らかにし、「風を易へ俗を正するの教法を宣布」することであつたと思われる」と指摘している。前掲戸浪「田中頼庸の神道観」。

²² 『三条演義』一丁オ。

²³ 前掲同、五丁オ。

²⁴ 前掲同、六丁ウ。

²⁵ 前掲同、一一丁オー一二オ。

²⁶ 前掲同、一三丁オー一四丁オ。

²⁷ 前掲同、二三丁ウー二五丁オ。

²⁸ 前掲戸浪「神官教導職と「三条教則」」四一頁。

²⁹ 『神徳論』凡例。

³⁰ 前掲同、二丁オー三丁オ。

³¹ 前掲同、一一丁オーウ。

³² 前掲同、一二丁オ。

³³ 神宮の教化活動の展開と神道事務局の關係については、神崎一作『神道六十年史要』(宣揚社、昭和九年)、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』(東京大神宮、昭和三十五年)、河野省三『宮川随筆』(神宮文庫、昭和三十七年)、阪本健一「明治初期における神宮の教化活動」、「神宮の御改革と大教宣布運動」(ともに『明治神道史の研究』所収、国書刊行

会、昭和五十八年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、岡田米夫「大神宮崇敬の地方的発展」（『神宮・明治百年史』下巻所収、神宮司庁、昭和四十五年）、前掲三木「神宮祠官の活動」、前掲西川『近代の神宮』、前掲藤田『近代国学の研究』、前掲戸浪『明治初期の教化と神道』等を参照。

② 詳細については、本論文第二章五章を参照。

③ 落合直亮は、幕末の勤王家で文政十年生まれ、国学を叔父の山内嘉六と堀秀成に学び、尊王攘夷を唱えて志士と交わった。維新後は、刑法官監察司判事・伊那県判事を経て、明治三年伊那県大参事となったが、四年横浜打払い事件に連坐して免官。六年陸前志波彦神社宮司兼大講義、仙台市神道中教院統督などを経て、十年に神宮禰宜・神宮教院の教官となる。十五年に一旦辞職したものの、二十六年には浅間神社宮司などを務めるなど、明治期に神職・教導職として活躍した人物である。芳村正乗は、後に神習教を興した人物で、天保十年津山藩に生まれ、幕末、京都に出て儒学・国学を学び、鞍馬で修行する傍ら、勤王派の志士と交わった。維新後は、神祇官・教部省等に出仕し、明治七年には神宮に職を奉じ、祭神論争では伊勢派として活動している。落合と芳村の略歴については、『国史大辞典』の当該項目を参照した。

④ 「官国幣社御処置ノ更革及教導統括ノ条款建議」（前掲『明治建白書集成』第五卷所収）三六六―三六七頁。

⑤ 「以神道被為定尊信教度儀ニ付建言」（前掲『明治建白書集成』第五卷所収）三六七―三六八頁。

⑥ 千家尊福「教信徒への示諭書」（明治十三年十二月）、前掲藤井『明治国学発生史の研究』四六三頁。

⑦ 前掲同、五七頁。

⑧ 田中頼庸「大教正千家尊福ニ答テ本局神殿へ大国主神表名合祀ノ議ヲ弁明スル書」（明治十三年六月）。前掲同、一〇〇―一〇一頁。

⑨ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』四一頁、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」四〇―四三頁を参照。

⑩ 国会図書館所蔵、藤井稜威『神宮教会要旨』（明治十七年）首巻に所収。尚、『神宮教会要旨』では、「神宮教祭神大意」となっているが、これは『神宮教会要旨』出版当時に、神宮教が成立していたため、名称を変更したものと考えられる。

第七章 祭神論争における「伊勢」と「出雲」

—「神社」と「国学」に着目して—

はじめに

祭神論争が近代神道史の重要な転換点となったことはよく知られている。本章は、神道・国学史における祭神論争を通して、大教宣布運動における「神社」と「国学」の関係を、祭神論争で対峙した「伊勢派」と「出雲派」の背景に存在した教説の対立点から検討することによって考察しようとするものである。

そもそも祭神論争に関する研究は、これまで主として制度史的な視点から研究が進められており、祭神論争自体よりも、それがもたらした神官教導職分離の意義を説明することに力点を置くものが多かったといえる。これに対し、祭神論争自体を論じたものとしては、藤井貞文、西川順土、原武史、藤田大誠の研究がある。藤井は、祭神論争の展開を詳細に明らかにし、「祭神論の作用、即ち祭神論が齎らした諸相及び実体を究める事」により、明治国学の「発生」と、その性格を論じ、藤田は、従来の祭神論争理解を「二項対立の視点だけで語り切れるものなのか」と批判して、勅裁の決着による「宮中三殿」遙拝を相対化する視点として「八神殿」の存在を指摘し、「八神殿」観の変遷に注目しながら主斎神観の変化を概観するとともに、「祭神論争」後の「祭教学分離」の問題についても触れ、神官教導職分離や皇典講究所の創立という、「国家神道」や「近代国学」における「非宗教性」の制度的淵源を明らかにしている。藤井と藤田は、特に明治（近代）国学の視点から祭神論争の意義を論じているといえる。一方で西川は、神社の歴史的現実や地域社会での役割と「新しく組立てられた神道理論」が調和できずに祭神論争という形で問題化したことを論じ、原は、祭神論争の決着を「伊勢」による「出雲」の抹殺として捉え、出雲派の敗北を政府による頭幽論の「否認」とし、これに「国家神道」の「非宗教性」を求めつつ、出雲を軸に「敗者」としての思想史を描いた。よって西川と原の研究は、思想史の展開から祭神論争を論じたものといえる。

こうした祭神論争を議論する上で、まず確認しておくべきことは、この論争が神道教導職による国民教化運動を担う中心である神道事務局の「根本」たる神殿に「奉斎すべき神々」をめぐって、議論されたものであったということである。さらに、ここで注意されるのは、中島三千男の「祭神論争が神宮教会と出雲大社教会の教線をめぐる争い、信徒・社員

天神（造化三神と天照大神）照鑑、無_レ所_レ不_レ在、無_レ所_レ不_レ至、人能慎_レ独戒_二不善_一、以保_二其良心_一、則 天神賚_レ之以_二慶福_一、生則其身康寧、死則陟在_二天神左右_一、若逞_二情欲_一遂_二不善_一、則 天神退_二棄之_一、生則罹_二罪禍_一、死則為_二佞鬼_一、出_二三千爾_一者反_二乎爾_一、其理豈有_レ可_レ疑哉、然 天神之心、固至公無_レ私、故有_二過失_一之人、能懲_レ惡遷_レ善、或雖_二殛死_一、若子若孫、代竭_レ誠謝_レ罪則 天神宥_二恕之_一、不_二復思_二其旧惡_一也（『神教綱領』七丁ウー八丁オ）

という死後の賞罰を軸に善行を勧める教説が打ち出される。次いで八年六月に出版された山口起業の『人身三要論』では、「教」を信じて「道」を行うことにより「永く天国に帰り無上の樂を受べき」という理解を前提として、

教のまゝに道を行ひ神魂の本分を全うするは、先に申す通り皆天津神さまの御恩召通りに致すわけで、此が神道の本義である神魂の本分をかやうに全すれば、素より人をお恵みあそばして、善いが上にも善きやうにと思召すが天津神さまの御尊慮なれば、いらぬ小智をはたらかすに及ばず、唯来る事は神さまのお授け次第、勤むる事は一生懸命、水も火もおそろしい事はない、青天白日に市中を往来するやうに、手ぐらい行をせず神さまの御教へにそむかぬやう、御命を忘れぬやうにさへゆけばよい、其上この道がどのやうな貧窮な人、魯鈍な人でも皆容易と行はれる事でござれば、くれぐれ心得違のないやうに致されねばなりませぬ（『人身三要論』前編八丁オー九丁オ）

と説かれ、「教」に則った「道」を行い、「天津神」の「恩召通」にして、「神道の本義」である「神魂の本分」を全うすることにより、死後の幸福が得られるとされ、教説の中核的な課題に死後の賞罰を前提とした「死後の安心」が位置づけられていく。そして、八以降の神宮を中心とする教化体制の確立と並行しつつ、神宮教院の教説は、十年一月に出版された浦田長民の『大道本義』で「死後の安心」に関する教説が造化三神と天照大神を中心に展開されるとともに、神宮大麻の頒布と関連して信仰の対象としての天照大神の存在が大きく前景化する。これに伴って、天照大神や大国主神、産土神、それぞれの関係が再編されることとなる。『大道本義』では、祭神論争で問題となる大国主神について、

「素尊」所^レ生「大己貴」、雖^レ有^下經^ニ宮国土^一之功^上、而負譴者之子、不^レ可^三以為^ニ下土之真主^一、是天孫降臨之議所^ニ由起^一也（上卷九丁才）

と述べており、素戔鳴尊を「負譴者」と解釈して、その子である大国主神が「下土之真主」たり得ないと指摘し、これが「天孫降臨」の行われる原因となったと述べる。さらに、大国主神の役割を、

故使^三之治^レ幽以護^ニ佑天孫顯界之治^一、且其治^レ幽、又有^ニ一職^一、其職在^下簿^ニ録宇内人民生前之善惡^一、及予^中奪其生前之禍福^上、每^レ有^ニ死者^一、輒以^ニ其善惡禍福^一奏^ニ之於天神天祖^一、奉^ニ其賞罰之勅^一、然後使^ニ四產土神^一送^三致其靈魂於天原与^ニ底国^一、（『大道本義』上卷一五丁オーウ）

と解釈して、幽界から天皇の治世を護り助けることとするとともに、人々の行いを記録して、死があるごとに造化三神と天照大神にその行いを報告し、高天原や根底国に靈魂を送ることにあると解釈して、地域の産土神を、「然宇内之広、人民之衆、固非^三一神之所^ニ能治^一、故産土神分^ニ司之^一」¹²と、大国主神の役割を各地で分掌する神々と位置づける。その上で出雲大社を幽界の一小廷とし、幽界の大廷に高天原と根底国をあげ、根底国も高天原の統轄を受けるとし、全てが天照大神の統轄下に置かれるという考えを展開し、全体の世界観が再構築されている¹³。そして造化三神と天照大神から賦与された良心を全うした善人の靈魂は高天原に帰着して「無窮之永楽」を受け、全うしえなかった悪人の靈魂は根底国に帰着して「無窮之永苦」を受けるという教説が次のように説かれる。

善人靈魂、則全^ニ神賜之良心^一者也、惡人靈魂、則壞^ニ神賜之良心^一者也、全^ニ神賜之良心^一者、必得^レ還^ニ其原^一、壞^ニ神賜之良心^一者、必不^レ得^レ還^ニ其原^一、（中略）故善人靈魂、則蒙^ニ神賞^一升^ニ天原^一、以享^ニ無窮之永楽^一、惡人靈魂、則蒙^ニ神罰^一墮^ニ底国^一、以受^ニ無窮之永苦^一（『大道本義』下卷五三丁ウー五四丁才）

以上のような神宮と神道事務局との関係を前提としつつ、神宮教院では造化三神と天照大神を中心とする教説が構築された。そして、後に祭神論争で問題となる「死後の安心」

や幽界の主宰神を天照大神に求める教説が展開されていったのである。

二、「出雲派」の教化体制と神道教説の展開

次いで、「出雲派」の背景となったと考えられる教化体制の展開と神道教説について検討していく。

「出雲派」の中心となったのは、千家尊福¹⁴と出雲大社教会である。千家は、明治五年一月に出雲大社の大官司に任命され、六月の教導職設置に伴い権少教正、次いで大教正に任ぜられる。また、全国の神道教導職を統轄する西部管長を務めた（東部管長は神宮祭主の近衛忠房）。東西両部制はすぐに廃止されたが、九年に三部制、さらに四部制が導入され千家は引き続き第一部長を務めている（第二部が久我建通、第三部が稲葉正邦、第四部が田中頼庸）。こうした教導職の重職を歴任する一方で千家は、六年十二月に出雲大社庁舎内に仮中教院を設置、さらには仮中教院内の神殿に造化三神と天照大神、大国主神を奉斎している¹⁵。また、六年一月には千家・北島の両国造家が相談して従来から西日本各地に広く存在した甲子講や出雲講を再編して出雲大社敬神講を結成していく。出雲大社敬神講を軸としつつ千家は、六年八月に「出雲教会仮条例」を教部省に申請し九月に認可を得て、敬神講を出雲大社教会へと改組し、七年七月には教会規則を改正する。さらに八年四月には、出雲大社教会所が出雲大社社務所に合併して開設、九年五月には出雲大社教会の本部を出雲大社教院と改称して出雲大社庁舎内に設置している。十一年には、東日本における出雲大社教会の活動の中心地として、東京の神田神社に出雲大社教会の出張所を設けるなど組織を拡充していった。さらに千家は、こうした出雲大社を中心とする教化体制を構築していく中で、明治六年以降積極的な巡講活動を全国的に展開することによって大きな教勢を得ていくのである¹⁶。

かかる教化体制を前提として「出雲派」の教説が展開されていく。「出雲派」の教説を考える上で、まず注目されるのは、次に纏めて引用する明治六年成立の「出雲教会仮条例」第五・六・七条である¹⁷。

第五条

造化三神ハ天地万物ノ起元ニシテ天照大神ハ天皇ノ御祖先日球主宰ノ大神ナレハ共ニ無情至尊ノ大神トシテ毎朝崇敬ノ礼ヲ尽シ報本ノ誠ヲ極メ先神明ノ感格ヲ祈リ後ニ其業ヲ勉ムヘシ

第六条

出雲大社ハ幽冥ノ大政府ニテ世ノ治乱吉凶人ノ生死禍福ニ関スル所ナレハ人民ノ生産ヨリ死後ニ至迄悉ク大神ノ恩頼ニ洩ル事ナキ所以ヲ信シ毎朝敬祀拝礼スヘシ

第七条

産土神ハ幽政ヲ分掌シテ各地ノ氏子ヲ愛育スル所ナレハ毎朝敬拝シテ守護ノ恩頼ヲ仰クヘシ

ここには千家が、これ以後主張していく教説の基本的な理解が明確に示されている。即ち、造化三神を「万物ノ起元」、天照大神を「天皇ノ御祖先」にして「日球主宰」の神とし、大国主神を「人民ノ生産ヨリ死後ニ至迄」を掌る神、さらに大国主神の「幽政ヲ分掌」する神として産土神を位置づけるのである。こうした理解を千家が「出雲派」の教説として展開した文献に『教会撮要』がある。この『教会撮要』は、出雲大社教会の活動理念や主旨を十八条にわたって論じたものとなっている。ここで千家は、「出雲教会仮条例」において示した神理解と同様の理解を第三条において次のように述べている。

夫造化三神は天地万物の起原天照大神は天皇の御祖先日球主宰の至尊にして共に仁愛無比の大神なり大国主神は国土を経営し百般の事物を創め大に土地人民の利益を起したまひ遂に永く幽冥の大主宰となりて各地の産土神を率ゐる土地の利益を冥護し人民の幸福を保庇し給ふ神なればかかる神慮を体認する者今の世に在りては今の人民の為に利益を計るこそ即ち神ならふ道にはありければ是教社結収の為に万金の光陰を費すを厭はす熱心施教其労苦を顧みず早夜以て神慮の向ふ所に背かざらんとする所以なり（『教会撮要』二丁ウー三丁オ）

これを前提としつつ千家は、第四条において教会活動の意義を、

教会講社は三条の教憲を本とし神慮に在る所を知らしめ国体の尊厳を示して政体の正大を悟らしめ都て人民の疑惑を弁解して生死確守すへき要領即ち安心立命の処を教導し其の心志風俗を正しくし国家富強の基をなすものなり故に人生の本分を知りて教社を結ぶは教導の効始て挙る者なり（『教会撮要』三丁オーウ）

と説く。ここから千家は、教会の活動を「国体」や「政体」について説明した上で、「生死確守」へき要領即ち安心立命の処を伝えることにあると構想していたことが理解される。『教会撮要』では明確に「安心立命」を説く箇所はみあたらないが、「出雲教会仮条例」にみられるように、大国主神が「世ノ治乱吉凶ノ生死禍福」を治めていると解釈していると考えるのが妥当であろう。ただし、『教会撮要』の段階では、大国主神への信仰が「安心立命」と関わって教説の中で前景化してはいない。例えば第十条では、「神を敬するは人の当然なり然れども徒に神を拝察せよと強誘するにあらず其信すると否とは人々各其志にあればなり」と、「敬神」の在り方について注意を促した上で、次のように述べる。

抑造化三神天照大神大国主大神此五柱の大神は苟も人たるものかならず拝察せざるへからざる神等に坐ますなり然れども地方に坐す産土神は氏子たるもの素より拝察すべきは言をまたす（『教会撮要』八丁ウ）

このように千家は、大国主神だけではなく、造化三神や天照大神、産土神を「拝察」する必要性を説いているのである。さらに、教導の役割を説いた第七条では、

賞を希ふにあらずして善をなし罪を恐るゝにあらずして惡をせざるは神賜の良心固り如此のみ然るに情欲の動く恒心従てうつるは人々皆然るなり之を戒慎して良心に復帰せしむるは教導にあり是教会のなかるへからざる所以なり抑教会に入り神明に誓ひ教義相講修す所を省み慙愧の心自然に発し之に頼て終によく過を改め善に遷り朝廷の尊むへく神明の敬すへく講社の相扶くへきの義を知り愈戒め愈慎み之を久して止まされは神賜固有の良心に帰するなり（『教会撮要』五丁ウー六丁オ）

とあり、人が「善」を行う理由を「賞」や「罪」ではなく、「神賜の良心」に求めつつ、人が「情欲」によって失敗することを「戒慎」して「良心」を取り戻させることが教導であるとし、教会において「神明に誓ひ」「教義相講修」することによって、「過を改め善に遷り」「朝廷の尊むへく神明の敬すへく講社の相扶くへき」意義を知った上で、「愈戒め愈慎」むことにより、「神賜固有の良心に帰」ることができると説く。こうした論から理解されるように『教会撮要』では、造化三神、天照大神、大国主神、産土神への「敬神」を前提としつつ、「生死確守」へき要領即ち安心立命の方法として、「神賜の良心」を全うする必

要を説いているのである。

千家尊福は、このような教説を背景に擁しながら、大教院や神道事務局の神殿に大国主神を合祀するよう五回にわたり提議を行っていった。一方で前節においてみたような神宮教院を中心とする「伊勢派」の教説も徐々に構築されていくこととなる。当然、「出雲派」の教説理解は、天照大神が神々の神徳を大成して幽界や死後の賞罰をも掌る存在と理解する神宮教院の教説とは、相容れないものであった。こうした「伊勢派」の教説を「出雲派」が明確に批判するのが明治十年からとなる。この年には、神宮の教化活動を主導した浦田長民の『大道本義』が出版されており、「出雲派」である佐々木幸見は、「浦田長民著『大道本義』批判」²⁰で『大道本義』に対して古典に明確な根拠を見出せないことを軸として批判を展開していく。ここでは大国主神についての「負譴者の子、真主たるべからず」という理解を「何ぞ神を蔑視の甚しき、何ぞ神典を読むの疎なる。」と批判した上で、大国主神が治める幽界の大権を「天神の委托し玉ふ所にして専掌し玉ふ所なり。」と解釈して「賞罰ある毎に天祖の勅を奉じ玉ふ」という理解を否定する。そして、天照大神を「天地の主宰とするの論は、何の拠ありや。天地の大主宰は、天之御中主神のあるあり。」と述べ、「道は御中主神の大道にして、天地万物の其所を得るは、造化元首の神徳に因る者なり。」として、「天祖の大徳を称賛せんとするに急にして、却て神道に反し、神慮に悖る所を知らざる者に似たり。」と批判が展開されている。かかる教説上の対立は、明治十年以降に明確化し、祭神論争における「伊勢派」と「出雲派」の対立へと発展していくのである²¹。

次いで、祭神論争を経た明治十四年の「出雲派」の教説を千家尊福の『大道要義』から確認しておきたい²²。『大道要義』は、二十二章にわたり教説に関する問題を論じたものとなっているが、ここでは教説の対立を考える上で重要と思慮される造化三神や天照大神、大国主神等の理解や「死後の安心」に関する問題を重点的に検討しておく。まず、第一章「天地万物の元始を明かにして造化大神の神徳を弁ふべき事」には、

天地を鍛造し万物を化生し玉ふは皇産霊大神を始め百神の功德ありといへとも其本源を推て云ふ時は御中主大神に帰せざるはなし是則御中主大神の真中に位し玉ひて百神其物を仰き玉ふ所にして万化の元霊天地の大主宰たる所以なり（『大道要義』二丁ウ）とあり、造化の「本源」が「御中主大神」に求められている。さらに、第四章「天地分掌の神誠を確信して報謝する所を知るべき事」では、「天照大御神須佐之男神二柱の貴御子は

御祖大神の御依しに因て天地の両主宰と坐して百神を統率し給へり²³」と述べた上で、須佐之男神から大国主神に地の主宰が譲られた経緯を、

須佐之男大神は故ありて御母神の坐す根国に入給ひ（中略）大地統御の大権を御神業とは悉御承祖の神孫と坐す大国主大神に譲給ひ是より後は大神大地統御の大権を有し其神業を継承し給へり（中略）抑大国魂大神（大国主神の亦御名）の天原大地分掌の神誨は（中略）大国主大神の此顕国を皇御孫尊に譲り玉へる時此大神の天神に誓約し給へる神詰にして天上の事は天照大御神の悉く治め玉へるに對へて此より以来大地の事は大国魂大神の親治め玉ふ事となりたるなり（『大道要義』九丁オー一〇丁オ）

と論じて、「天」を天照大神、「地」を大国主神が主宰しているという世界観を表明する。また、天照大神と大国主神の役割を、

天照大御神は日球の主宰にまして其神徳の宇宙に遍満なる事は日光の照徹するに因て著明なるを以て更に称道せすと雖とも大国魂大神の大地官と坐すは皇御孫命の顕事的主宰と坐すをおきて大地の守護に係れる幽事を総て所知看す由なればなり（『大道要義』一〇丁ウー一一丁オ）

と述べ、天照大神の神徳が「宇宙に遍満」していると解釈した上で、大国主神を「大地の守護に係れる幽事を総て所知看」していると説く。ここで注意されるのは、次に引用する箇所から窺われるように「天」と「地」を対比しつつも、天照大神の神徳を「更に称道」することより、大国主神の神徳を説くことを重視していることであろう。

日球主宰の大神の高德を蒙るは必大地主宰の大神の恩頼に因らさるへからさるなり是天神地祇の神意神勅を奉するの道にして則神に事ふるの順序なり（『大道要義』一一丁オーウ）

このように天照大神の神徳を蒙ることは、「大地主宰の大神」である大国主神の「恩頼」によっているとし、これを「天神地祇の神意神勅を奉するの道」であり「神に事ふるの順序」と解釈するのである。つまり千家は、天照大神の重要性を説きつつも、そうした神徳

が大地を主宰する大国主神の「恩頼」によっているとすることから、天照大神よりも大国主神の重要性を説くことに力点が置かれているのである。また、大国主神と密接な関わりを持つ、産土神についても「大神の恩頼を敬仰する者は必産土神を崇敬すべく産土神の守護を感戴する者は必大国主大神を欽奉せざるへからず是大国主大神と産土神とを本末の連続にして相離れざる所あればなり」と述べ、大国主神と産土神を「本」と「末」と解釈して、産土神を崇敬する理由を大国主神へ一元化する教説を展開しているのである。

かかる理解を前提としながら千家は、教説面で特に大国主神への信仰を強く打出している。第六章「経国の功德を謝し治幽の恩頼を仰きて生死依頼すへき事」では、大国主神の働きを論じる中で、

幽冥主宰となり玉ひては更に博愛の神慮を拡充し人生百年の寿福を保護し玉ふに止らず永遠無窮に靈魂を綏撫し其依る所を得て安し其鎮まる所を得て樂しむべく偏に救済の徳を施し永久の安泰を得さしめ玉ふ至仁至愛の恩徳を敬仰せざるへけむや然れば此地に栖息する人民は悉天下経営の仁徳を蒙らざるは無く幽冥主宰の愛慮を受けざるは無ければ生前死後惑ふ事なく偏に大国主大神の恩頼を頼みて安寧幸福を保ち特に靈魂の高き神位に進まむ事を願ふへし（『大道要義』一五丁ウー一六丁オ）

とし、大国主神が「幽冥主宰」であり人の「百年の寿福を保護」して死後の靈魂の鎮まる所を与え「永久の安泰を得さしめ」と指摘するのである。そして、「生前死後惑ふ事なく」、ひたすら「大国主大神の恩頼を頼」むことにより、安寧幸福を得ることができると説いている。さらに靈魂帰着と「死後の安心」については次のように論じられている。

貧富苦楽は自己の行為に因ること言ふも更なり靈魂の苦楽もまた生前の善惡に關し人間万事一も己の行為に因らざる無ければ己を善くすれば他の救済を頼むに及はざるに似たれと其己を善くするに道に因り教に従はざるへからざる事にて現世の事業は己の勤勉に因て成るといへとも必政府の法令を遵守し其保護に依らされは生命資産を安し難きを思ひても靈魂もまた幽冥大神の神慮を奉戴し其恩頼を頼み奉るへき理を知るへし抑靈魂の帰着するの地は天にあるか地にあるか或は又黄泉国なりやといふに善惡邪正の別に従ひて其所在一ならずといへとも靈魂は一切悉く天上に帰するにあらず又皆此地に留まるにもあらず況や黄泉国をや然れば靈魂の帰着は偏に幽政の処分に因て其

所の定まる者にして伊邪那岐大神は上天して日の若宮に留り給ひ（中略）伊邪那美大神は黄泉国に入りて鎮り給ひ（中略）大国主大神は幽冥の主宰となりて此土に坐して（中略）此三柱大神の如此に留り給ふ所の異なるは各主宰し給ふ所あるに因れば人の靈魂もまた斯顕世を去るの後幽冥に於て従事すへき事ありて其留る所の如きは一方に偏する者にあらざること明かなり然れども靈魂は神賦にして則幽より出たる者なれば其本に帰すへきは始祖伊邪那岐大神の上天を以て知るへく又幽政の如何に因て斯土に留るは大国主大神の此土に坐すを以て知るへし然れば神寵榮福の極は必天上にのみありて斯土に於ては求むへからざるにあらざれば神寵榮福は求むへからざるの地なく得る事能はざるの人なくして譬へは富貴娛樂は都鄙に拘らずして得らるゝか如し故に靈魂の帰着は偏に幽冥の主宰とます大国主大神を目的として依頼すへし是天神の幽冥主宰を定め給へる神勅を遵守する者にして天神の寵榮を受るも必大神の依頼によらざるへからざる幽理を弁へて幽冥の事は唯大国主大神に依頼するに在りと確信すへし（『大道要義』二六丁オ―二八丁ウ）

ここで千家は、生前死後の苦樂が「自己の行為に因」っていることに注意を促しながら、「政府の法令を遵守」しなければ「生命資産を安し難い」とする理解を根拠として、「死後の安心」を得るためには「幽冥大神の神慮を奉戴し其恩頼を頼み奉る」ことが必要であると説く。さらに、「其留る所の如きは一方に偏」せず、死後の「神寵榮福は求むへからざるの地なく得る事能はざるの人」が無いと注意を促す。そして靈魂の帰着について「幽冥の主宰とます大国主大神」に依頼することにより、その「恩頼」によって「天神の寵榮」を受けることができると解釈するのである。

こうした千家の教説からは、信仰の対象としての大国主神の存在が前景化していることが窺われよう。そのため「出雲派」の教説では、「死後の安心」を得ることを軸として、ひたすら大国主神を信仰し生死を「依頼」することが重視されていたことが明確に理解できる。

以上のような教説の理解を踏まえて「伊勢派」と「出雲派」の教説的な対立点を突き詰めれば、「伊勢派」は生前死後の幸福を保障する信仰の対象としての存在を天照大神に求めるが、「出雲派」はそれを大国主神に求めているのである。こうした教説は「伊勢派」と「出雲派」の国民教化体制の構築とともに展開されていることを念頭に置くと、「伊勢派」と「出雲派」の教化体制の展開とその活動の中から信仰の対象として天照大神と大国主神の存在

が強く前景化してくることにより、祭神論争へと至ったということが理解されよう。かかる教説上の対立を背景とした時、田中頼庸等「伊勢派」は、千家尊福等「出雲派」の大国主神に全ての生死を「依頼」すれば救われるという教説を忌避した結果、神道事務局神殿に大国主神を奉斎することに反対していったと考えられるのである。

三、常世長胤の神道教説

次いで「伊勢派」の神道教説の一つの展開として常世長胤の教説を取り上げたい。ここで常世を取り上げるのは、「伊勢派」の神道教説が必ずしも神宮教院によって展開されたものだけではないこと、即ち、祭神論争における対立が様々な教説を背景に持つものであったことを示すためと、千家の議論に対して噛み合った反論を展開した人物が常世であったからである。

まず常世長胤の簡単な履歴²⁵と神宮との関係について確認しておきたい。常世は、上総国木更津常住村の人で天保三年に生まれた。後に下総国壬生の豪商・早瀬富高の娘と結婚し壬生に移った。慶応二年六月、野口令宜の紹介で気吹舎に入門、平田篤胤の歿後門人となり、戊辰戦争時には蒼龍隊に入隊している。維新後の明治二年に宣教少講義生、五年十月に芝大神宮祠官、同十一月に教部省十一等出仕、後に中録となるが、八年に辞職している。その後、山県県属、神宮教山県本部長等を歴任し、十九年に歿した。こうした常世は、『神教組織物語』によると十二年五月十日に権少教正に任命された後、田中頼庸の依頼によって山形県下で「布教」活動を行うこととなり、神道事務局を辞職して神宮司庁の所属となつて、山形県下に神宮教会を開設し山形本部在勤となるなど、神宮の教化活動を担つていくこととなるのであつた²⁶。このように常世は、十二年以降、神宮の教化体制と密接な関係を有していくのである。これを踏まえ本節では、主に明治七年に出版された『大道本論』を中心に取り上げ、常世長胤の神道教説を検討していきたい。

常世は、『大道本論』において、まず天御中主神の存在を次のように定義する。

此大神（天御中主神）は始より幽中の幽におはしまして、造化首を作し給ひ諸の神等及此大なる、天地をさへに鎔造り給ひて、今も猶万事の大本を統知給ふ、いとも奇く妙なる大神なりけり（『大道本論』二丁オーウ）

このように常世は、天御中主神を「幽中の幽」に存在し、神々と世界を造化し「今も猶万事の大本を統知」る「大神」とする。常世の教説では、天御中主神を中心に位置づけた上で、

世間にありとあらゆるものは、生も死も、善も悪も清きも汚きも尽く其大本は、天御中主大神の御功績の一より割れ出たるものなれば、悪きもの、また汚き物なりとて、世界の外に追避る処はなき理なり、其は勝たる天国を造給へるに因て、其に劣れる此顕国も出来、また次には限りなく汚く賤き、夜見国さへ出来たるなり(『大道本論』二〇丁オーウ)

とし、世の中の全ての「大本」が天御中主神の「御功績」によっているとの認識を示し、この天御中主神の神徳によって「天国」と、それに劣る「顕国」、「限りなく汚く賤き、夜見国」が形成されたと説く。こうした理解を前提にしつつ、「天」「地」「夜見」を含む世界全体の構造を述べたのが次の箇所である。

天、地、夜見、ともに其君主定めたる上には、伊邪那岐大神は、高天原の幽政を知見て、天照大御神の、顕政を補佐給ひ、伊邪那美大神は、夜見国の幽政を知見て、月夜見命亦名須佐之男神の、顕政を補佐給ひ、此中国の幽政をば、大国主神大神を大物主大神として知看させ、天照大御神と、須佐之男命の御誓の御間にあれまし、皇御孫命の顕政を補佐し給へるは、みな皇祖天神の御意として、遠く量り定め給ふ、幽契にぞありける、人とあらむものは、心を潜てよく考へ、よく思ひて、此神理を弁へ知らずは、有べからず(『大道本論』二九丁オーウ)

ここにみられるように常世は、「天」「地」「夜見」、それぞれに「顕政」があり、それぞれに「幽政」があるとする。そして「顕政」を補佐するのが「幽政」の役割と位置づけ、「天」の「顕政」は天照大神を「幽政」は伊邪那岐神、「夜見」の「顕政」は「月夜見命亦名須佐之男神」を「幽政」は伊邪那美神、地上の「顕政」は「皇御孫命」を「幽政」は大国主神が治めているという理解を示す。こうした顕幽の関係性は、「皇祖天神(天御中主神を中心とする神々)」の考えによる「幽契」によるものと説明されている。さらに注目されるのは大嘗祭や新嘗祭について解説した次の箇所である。

大嘗会新嘗会に宵には天照大御神を、至尊として斎き祭給ひ、暁には諸神を相嘗に祭給ふこと、少も古に異なることなし、其は高天原にて、大御神の御親ら、天御中主大神を至尊として斎き祭給ふ御規則を、其俣に移せる神事なるが、天上と地と本末の別ある故に至尊とする神の違ふにぞありける（『大道本論』五丁ウー六丁オ）

常世は、大嘗祭や新嘗祭において天照大神を「至尊として斎き祭」り、他の「諸神を相嘗に祭」ることが、古来より不変であったことを指摘し、そうした儀礼の原由を高天原（天）において天照大神みずから「天御中主大神を至尊として斎き祭」っていることに求め、その制度が地上に「其俣に移せる神事」と大嘗祭や新嘗祭を解釈して、「天」と「地」では「本末の別ある故に至尊とする神」が異なっていると述べるのである。即ち、高天原において天照大神は天御中主神を祭り、地上においては天皇が天照大神を祭るという構造が構想されているのである。こうした理解からは、常世が教説面において天御中主神と天照大神を特に重視していることが窺い知れよう。

次いで、こうした常世の教説において特徴的な点として「魂」の解釈がある。常世は「魂」について、

人を始め、国土及海河山野草木に至る迄、世間に生とし活るものに、何れも魂のなきはあることなく、魂は則其物の主宰なれば、魂を直に其物に云ひ、其物を直に魂に係て云ふも、互に包て云ふ例なれば魂を直に国土と云ふも難なきことなり（『大道本論』一一丁ウ）

と述べた上で、

みな其御魂ありて、其物を其物たらしめ給ふにぞありける、さて其御魂の像は如何と云ふに、幽顕の隔あるが故に、眼にこそ見えね、必ず神人の体の体に、異なることなきは、云ふ迄もあらず（『大道本論』一二丁ウ）

とする。つまり「魂」とは、人や「国土及海河山野草木」といった「世間に生とし活る」全てのものに存在しており、それぞれの「主宰」であつて、「其物を其物たらしめ」る存在

なのである。また、注目されるのが、先の引用で「魂を直に国土と云ふも難なきことなり」と述べていることである。ここでは、「国土」にも「魂」が存在することを指摘しているのであるが、こうした理解は次のような論へと展開されていく。

二柱大神（伊邪那岐・伊邪那美二神）は、天神の勅命のまに／＼、此国に天降まして、まづ男女の道を始て、国の八十国、島の八十島の、国魂神を生み給ひし故に、各も各も其国々島々の御魂となりて、主宰し給ひき（『大道本論』一〇ウ―一一オ）

要するに伊邪那岐・伊邪那美の二神の国産み神産みによつて「国魂神」が産まれ、それが「其国々島々の御魂」となつて、それぞれを「主宰」していると説かれているのである。こうした「国魂神」には、

其は朝廷に斎き祭り給へるのみにあらず、諸国に国霊神社、と云ふが多くある中には必ずしも、右に云ふ国魂神の中の一神を、一国の国霊神社と称て、祭れるもあるべし（『大道本論』一二丁オ）

とあるように、朝廷において祭られるとともに各地で「一国の国霊神社」として祭られている存在と理解されている。そして常世は、

但し、国霊神社と云ふに三の差別あり、一には上に云へる国魂神を祭れるがあり、一には大国主大神の荒魂とます、大国魂神を祭れるがあり、一には既に当国の人民を率て、其国を修理固め給へる神を、某国霊神と称て、祭れるもありて、委しく云ふ時は、其御所為に幽頭の差別あるなり、其は第一に云へる、国魂神は、所謂国土の霊魂にて、其主宰なれば、おのずから、其御所為も幽につき、また第二第三に云へる国霊神は、既に国民を率て、国土の眼に見ゆる処を経営固め給へば、おのづから、其御所為も頭にきく理なり（『大道本論』一三丁オ―ウ）

と指摘する。要するに「国霊神社」には、三種類が存在するとし、この三種類を「国魂神」と「大国主大神の荒魂とます、大国魂神」、「其国を修理固め給へる神」のこととした上で、「国魂神」を「国土の霊魂」を「主宰」する神と解釈し、「其御所為」が幽界に関わり、他

の「国霊神社」に祭られる神の「御所為」は顕界に関わるものとするのである。常世が「魂」を重視するのは、次のような「魂」と「産霊」の関係があるからと考えられる。

まづ世間に、生とし活るものは尽く、二柱産巢日大神の、生産霊の恩頼によりて生出ざる（『大道本論』三五丁オ）

ここでは「二柱産巢日大神」の「恩頼」によって世の中の「生とし活るもの」が誕生すると捉えられている。これを前提として「一物の、母の胎内に寓る時に、其一物に魂を備へ給ふ主宰の神霊」を「魂留産霊神」、「一物を人体として活動せ給ふ、主宰の神霊」を「生産霊神」、「人体の眼、耳、鼻、口、手、足、に至る迄、足し整へ給ふ主宰の神霊」を「足産霊神」、「世間に生出たる、人の魂の離遊むとするを招き、身体に鎮め給ふ」神を「大宮売神」、「人に食物を授て身体を肥し、精気を養ひ給ふ」神が「御食津神」、「人の生長て、事を知り道を弁へて、万の事物を成しめ給ふ」神を「事代主神」とする教説が展開されている²⁸。このような神々の「恩頼」によって、人は人として活動することが出来ると理解されているのである。そして、ここにあげられた神々は神祇官「八神殿」に奉斎される神々であるため、「斎庭の最上として、朝廷に重く斎祭ら」れる存在である²⁹。以上のように常世は、天御中主神と天照大神を重視する一方で、「魂」が人や国を「主宰」する神々の働きによっていることを指摘した上で、その「魂」を掌る神々を重視して、それを「八神殿」の神々に関連づけ、そこに人や国の活動の根源を求める教説を展開しているのである。

かかる世界観・神理解を前提として、常世は「惟神の大道」を、

天地に先だちて起原れるものにして、それ即て君臣の道になむありける、君臣の大本たる道分れて、父子、夫婦、兄弟、朋友等の、道々も立つなり、かかれば、上に云へる天神の詔命に、此漂へる国を修理固成せと、詔へる中に是等の道々迄も、尽く含れることを知るべし（『大道本論』一四丁オーウ）

とされ、「君臣の道」を中心に「父子、夫婦、兄弟、朋友等」の道が分立していったと解釈して、これらが「天神の詔命」の中に「尽く含」まれるものとされる。そして、このような「惟神の大道」は、

吾が惟神の大道はしも、最も尊き、天御中主大神の、大御心を本として、次々に皇神等の、勤め行ひ給へる事実に備り、其が中にも君臣の大道を以て、主と立られし御道なれば、此大綱を挙て云ふ時は、人倫の上になくは、叶はざる物は悉く、此大綱の中に孕りてあること云ふも更なり（『大道本論』二九丁ウ）

と論じられている。即ち、「惟神の大道」とは、天御中主神の「大御心を本」として神々の「勤め行ひ給へる事実に備」るものであり、とりわけ「君臣の大道」が道の中心となる「大綱」とした上で、「人倫の上になくは、叶はざる物は悉く」、この「大綱」の中に存在すると説かれているのである。

このように常世長胤は、教説の中心に天御中主神と天照大神を位置づけ、「天」「地」「夜見」、それぞれの「顕政」を、それぞれの「幽政」が補佐するという世界観を前提とした上で、特に「魂」の理解を軸として「八神殿」に奉斎される神々が人々と密接な関わりを有していると説く。さらに「惟神の大道」が「天神の詔命」に含まれるものであり、「君臣の道」を中心に「父子、夫婦、兄弟、朋友等」、それぞれの道が分化していったと解釈し、

各自其職業を勉励み、怠慢ことなく、猶予ことなく、一向に仕奉るべきものになむありける（『大道本論』四九丁ウ）

と教説の結論を明確に示している。

ただ、後の祭神論争を念頭に置けば、ここで問題となるのが「死後の安心」をめぐる問題であろう。『大道本論』において常世は、

そもそもく生死の本は、最も尊き造化神の幽に量り定め給ふ所なるが、中よりも生は表なるからに、天地初発の時より、次第に神等の生坐しのみなり、然るに死は裡なるが故に、遙後に皇御孫命を、天下の大君と定て、天降し給ひて、天地の往来を断ち給ふ時に、顕国の人種の、一度は必ず死ることを、常と定め給へるによりて、死り給ふこともなき、天国にて生坐し、天神の御児とます、皇御孫命すら終には崩御し給へるなり、故ここを以て、天下に生出る人々は、悉く是に従ひて死ることは定めり

（『大道本論』一八丁オ）

と、人の死が「最も尊き造化神の幽に量り定め給ふ所」であり「皇御孫命」が「天下の大君」と定められたことよって「顕国の人種の、一度は必ず死ることを、常と定」まったのであると論じる。しかし、死後、人の靈魂がどうなるのかという点については『大道本論』においては論じられておらず、「死後の安心」に関する教説も窺えない。ただ、祭神論争後の明治十六年一月に刊行された「常世長胤の神学のダイジェスト³⁰」と評価される『宗源教大意』では、

神の御国の神の御裔と生れ出たる人種は、常に大倭心を太く厳めしく鎮め堅めて、異しき説、異しき教に、相率り相口会ふ事なく、彼の悪神の部に誘はるゝ事なく、一向に世の為人の為となるべき善事を行ひ尽して、神魂の位を高く昇るべく進め置き、年老時至りて、死し後の神魂は、疾く家の靈舎に鎮め、世に靈幸ふ神等の部に従ひ、皇大御国の真道を天下に敷き播らし、吾が子孫の榮を助け守りつゝ、其子孫等に、遠く長く斎き祭らしめむと、思ひ定めてあるをこそ、倭心の人とは云ふけれ〔宗源教大意〕一六ウー一七丁オ)

と述べ、人が懸命に「世の為人の為となるべき善事を行」って「神魂の位」を高くするべく努力することにより、死後には「家の靈舎に鎮」まって「世に靈幸ふ神等」となり「吾が子孫の榮を助け守」という論が展開されているのである。こうした教説は、『大道本論』に展開された教説を踏まえれば、幽界を顕界の補佐とした上で靈魂の行方を「家の靈舎」とするところから、基本的に「死後の安心」をめぐる問題よりも地上を対象とする現実世界での行為を強く意識した教説であつたと考えられるのである。かかる現実世界を重視する教説は、「死後の安心」を強く意識して展開された神宮教院を中心とする「伊勢派」の教説や千家尊福等「出雲派」の教説とも、一線を画すものであつたということができよう。

四、教説の対立に関わる古典解釈の相違

祭神論争は、「伊勢」と「出雲」の教説上の対立を内包しつつ、これが神道事務局神殿に「奉斎」すべき神々をめぐって展開されたことにより国民教化体制全体に関わる議論となつたといえる。そうした中でも、造化三神と天照大神以外に大国主神を神殿に奉斎すべき

かが「伊勢派」と「出雲派」といった形で問題化した。が、「伊勢派」と「出雲派」の教説を前提とした時、そこで問題となったのは大国主神を幽界の主宰神として生前死後「依頼」すべき神であるか否かにあったといえよう。さらに注意されるのは、既に第二節で触れた千家尊福等「出雲派」が、明治十年の段階で「浦田長民著『大道本義』批判」を著し、『大道本義』に展開された天照大神や大国主神の理解や役割について批判を展開した上で、「何ぞ神典を読むの疎なる」と指摘するなど、『大道本義』の論が古典に明確な根拠を見出せない点を問題視していたことである。ここから「伊勢派」と「出雲派」の対立には、教説上の対立に関わって古典解釈の相違が存在したことが指摘できる。

このような理解を前提として次に教説における論拠とその批判を確認してみたい。まず「伊勢派」の理解については、第一節で触れたように『大道本義』で、素戔鳴尊を「負譴者」と解釈して、その子である大国主神が「下土之真主」たり得ないと指摘し、そのために「天孫降臨」が行われたと解釈した上で、「出雲派」が重視する大国主神の役割を幽界から天皇の治世を護り助け、人々の行いを記録して造化三神と天照大神に報告し、高天原や根底国に靈魂を送ること等とし、大国主神の働きを限定的に解釈していこうとするのである。

一方、千家尊福等「出雲派」は、祭神論争も佳境に入った明治十三年十二月に千家が教徒に対して示した「祭神論争における出雲派の大国主神表名合祀論主張の集大成」³²とされる「教信徒への示諭書」³³で、

某教会（神宮教会）ノ主説ハ、天照大御神ハ天地ノ主宰ニシテ、生死信頼スベキハ唯此神ニアリ、自余ノ神ハ依頼スルニ不_レ及。然ルヲ 大国主神ヲ以テ幽冥ノ主宰ト思ヒ、靈魂ノ救済ヲ願フガ如キハ、妄迷ノ甚シキナリト論ズト云ヘリ。

と神宮教会の天照大神が「天地ノ主宰」にして「生死依頼スベキ」神とする教説を批判し、

大国主大神ハ如何ノ所ニ在テ如何ノ事ヲ主宰スルノ神ナリヤ。苟モ神典ヲ一読セル者ニシテ、誰カ 大国主神ノ大地ヲ経営シ、而シテ幽事ヲ主宰シ玉フコトヲ弁知セザル者アラン。

と述べて、大国主神が「大地ヲ経営」し「幽事ヲ主宰」する存在であることが「神典ヲ一

読セル者」にとつて簡単に理解できることであると指摘する。こうした千家の理解の根拠は、『日本書紀』に記された次の二つの伝承によつてゐる。一つは、天孫降臨章第二の一書に記された「汝所治顕露之事、宜是吾孫治之。汝則可以治神事」であり、もう一つは、垂仁天皇二十五年の条に出てくる大国主神の荒魂たる「倭大神」の神託に「大初之時期曰、天照大神悉治高天原。皇御孫尊專治葦原中国之八十魂神、我親治大地官」とあることである。

前者は大国主神が「神事」を治めること、後者は「倭大神」が「大地官」を治めることとなつた経緯が記されている。これを前提として千家は、

果シテ然ラバ我人ハ其経営統治シ玉フ大地ニ生息スル者ニシテ、筋骨毛髮血肉等一切地氣ヲ以テ成ラザル無ク、之ヲ養フモ亦地氣ニ因テ生ズル物ニアラザル無ク、死後、又、身体ノ斯土ニ化スル等ヲ以テ、地氣ハ我身ヲ成スノ本ナルハ明カナリ。況ヤ靈魂ハ其恩徳ニ因テ救済セラル、者ナレバ、此土ニ生息スル者ニシテ 大国主大神ヲ信奉崇敬スベキハ、猶国民ノ 皇上ヲ奉戴スルト異ナルノ理アラシヤ。

とし、人が地上に存在する「筋骨毛髮血肉等」が大国主神の治める「地氣」によつて生成しているとし、死後の靈魂は大国主神の「恩徳」によつて「救済」されると説き、「皇上ヲ奉戴スル」ことを大国主神への敬神と同一視するのである。このように千家は、大国主神が「神事」を治めるとともに「大地官」として地上を治めてゐると解釈し、「皇上ノ奉戴」と大国主神への敬神を同一のものと位置づけた上で、大国主神に「生死依頼」することにより、「死後の安心」が得られると解釈するのであった。

この千家の意見に対して「伊勢派」の領袖たる田中頼庸の意見は、「大教正千家尊福ニ答テ本局神殿へ大国主神表名合祀ノ議ヲ弁明スル書³⁴」によると造化三神の重要性を説いた上で、大国主神については言及せず、「本局神殿ノ如キハ、今日ノ体裁ヲ決シテ動カスヘカラサルヲ確信スルナリ」と述べており噛み合つた議論へと展開されることはなかつたのである。

そうした中で千家尊福等「出雲派」の理解に対して明確な反論を行つた「伊勢派」の人物が常世長胤である。常世が「出雲派」に対する批判的見解を明確に主張したのは、明治十三年四月に田中が「大国主神ハ、国土経営ノ功德アリテ幽冥ノ主宰ト坐セハ、大体上ヲ以テ表名合祀スルハ神典ニ確証アリ、余、固ヨリ同意賛成スト雖トモ、若シ大地官ト云フ

論ニ及フトキハ、恐ラクハ多少ノ紛議ヲ生セン」という意見から、合祀論について久邇宮朝彦親王・鴻雪爪・平山省斎・六条有容・平田鐵胤・本居豊穎・折田年秀・権田直助・近藤芳介・角田忠行・渡辺玄包・遠藤信道・田中尚房・常世長胤・久保季炫の十五名に対して可否を諮問した時である³⁵。ここで常世は、「大国主神ヲ以テ地球幽政ノ大主宰トシテ大地官ヲ知食ス神ナレハ、天下ニ所在人民死後ノ靈魂ニ至迄、幽冥ニ係ル事ハ、悉ク此神ノ御治ニ従フ」とする理解を「一家ノ考ニ出タル所ノ私言ナレハ、未古典ニ明証」がないと批判した上で、「大地官ヲ総領スルト云モ、荒魂倭大国魂神ノ神徳ナリ、又、八十万神ヲ率テ皇御孫命ヲ守奉ルト云フモ、和魂大物主神ノ神徳」と指摘して、「大国主神全体ノ御所為ニ非ス」と解釈するのである³⁶。

こうした理解は、十四年四月に出版された『小汀之論』で大国主神・大物主神・大国魂神の理解を軸として詳細に主張されることとなる。『小汀之論』では、『日本書紀』神代卷天孫降臨章第二の一書における「則可以治神事」を『旧事本紀』の記述を基にして「汝則可以治幽神之事」と改めた上で、大国主神の掌る「幽神之事」を「天上の日隅宮に到り坐して、幽世に在りながら、幽世の神等を斎き祀る」ことにあるとする³⁸。そして大物主神についても天孫降臨章第二の一書の「宜下領ニ八十万神」、永為ニ皇孫ニ奉^上レ護」という記述を、大物主神が「八十万神等」を「主宰して、無窮に皇孫命を守奉れといふ詔命なり」と理解して、大物主神を天皇の守護神と位置づける³⁹。さらに大国魂神については、「大地主神」と解釈して、その役割を「大八嶋の国々嶋々に、在りとあらゆる、国魂神則地主神を、悉く主宰し給ふ」ことにあるとする⁴⁰。このような神々の理解は、「其始は、彼大己貴命より別れ給へる」神であっても、「其御所為に至りては、却て全体のかたよりは遙に勝」という解釈によっている⁴¹。こうした常世の解釈は、神道神学の立場から「個別神格の独自性を明らかにするとともに、多神同時信仰を示すもの⁴²」と理解する向きもある。ただ、ここで確認しておきたいことは、常世の議論が「出雲派」の教説を攻撃することに向けられており、「伊勢派」の神道教説を補強しようとするものでは無かったことである。そのため常世の批判は「伊勢派」の教説という視点からすると、その論拠を補強するという点では、さほど意味を持ちえなかつたといえる。これは常世の教説自体が「伊勢派」の教説と一線を画していたことによると考えられよう。

以上のように「伊勢派」と「出雲派」は、互いの教説を批判するにおいて、両者ともに古典に根拠が無いことを軸として批判を展開した。しかし、田中と千家においては噛み合った議論は展開されず、千家と常世の議論においても、大国主神をどのように理解するの

かという点に限定されてしまい、「伊勢派」の教説を補強するという点では、さほど意味を持ちえなかった。このように「伊勢派」と「出雲派」の対立は、結果として根本的な問題であった信仰の対象としての天照大神と大国主神の理解をめぐる教説上の対立を軸とした古典解釈の論争へは展開せず、大国主神の理解をめぐる限定的な論争に終始したのであった。こうした祭神論争の原因は、近世国学が教導職制度を通して現実の「神社」と結合し、キリスト教対策を目的とすることによって、神社の祭神を軸とした「生前死後」を依頼する神に力点を置く教説が展開されたことにより、神社と国学が内包する宗教性が前景化したことに求められよう。その上で神道事務局神殿に「奉斎」する神として何がふさわしいのかという問題に論争が限定される中で、大国主神の理解が古典解釈に偏った形で議論される結果をもたらすことになるのであった。

おわりに

これまでみてきたように祭神論争は、「伊勢派」と「出雲派」の背景となった互いの教化体制の構築と関連しつつ、天照大神と大国主神を二つの極として展開された教説の対立を有していた。ここで「伊勢派」は、教説の中心に造化三神と天照大神を据えた上で、死後の賞罰を軸に善行を勧める教説を天照大神に焦点を当てて展開する。一方で「出雲派」は、ひたすら大国主神を信仰し生死を「依頼」することにより、その「依頼」によって「天神の寵榮」を受けられることができるという教説を展開していく。こうした教説上の対立点を突き詰めれば、「死後の安心」を得るためには、天照大神と大国主神のどちらを「生死依頼」する神として信仰するのかがという点にあったといえる。かかる教説上の対立において問題となったのは、両者の教説の根柢に存在する古典理解の問題であったが、これについて噛み合った議論は展開されず、千家尊福に対して反論を展開した常世長胤も、結果として「伊勢派」とは異なる教説を有していたことから、「伊勢派」の教説を補強する役割を果たせなかった。そのため「伊勢派」と「出雲派」は、両者の教説を軸とする根本的な対立を前提とした上での、古典解釈の問題については、深められることがなかったのであった。

そもそも祭神論争で「伊勢派」と「出雲派」の対立が生起したのは、明治初年のキリスト教対策を目的とする国民教化運動に近世「国学」が動員されるとともに、「国学」が教導職制度を媒介として現実の「神社」と結合したことによる必然であったといえる。これは、本章でみてきたように、「神社（神宮と出雲大社）」を軸とする国民教化体制が展開される

中から、「神社」と近世「国学」を基盤とした神道教説が展開されていくに従って、宗教性に関わる生死を「依頼」する神として天照大神と大国主神の存在が、信仰の対象として教説上に強く前景化していくことになった。そして、こうした展開が、神道教導職にとっての国民教化運動の中核であった神道事務局の「根本」たる神殿の祭神をめぐる論争へと展開されたことにより、国民教化体制自体をめぐる問題へと発展していったのである。一方で「国学」に基盤を有する古典解釈の問題については、具体的な争点として大国主神を「幽冥主宰神」として認めるか否かが問題となったが、教説を軸として「伊勢派」と「出雲派」の論拠をめぐる古典解釈の対立を解消するような議論が、噛み合った形で展開されないまま、勅裁による決着を迎えることになったのである。

以上のように祭神論争をみると、こうした対立は、近世の「国学」と「神社」の両者が有する宗教性が結合することによって、その宗教性が教説上に強く前景化していく中で問題化したものであったといえる。そして、「神社」や「国学」の関係を神官教導職分離という「祭教学」の分離⁵⁾によって分化したことにより、「神社」は「神社神道」へ、近世の「国学」は「明治国学」へと展開を遂げ、「伊勢派」や「出雲派」の教化体制や神道教説は「宗教」たる「教派神道」へと発展していくこととなるのであった。そして、これ以後、新たな「神社」「宗教」「国学」の関係が構築されていくこととなるのである。

註

「神官教導職分離に関する研究としては、西田長男「国家神道の成立―祭神論を通路として―」(『日本宗教思想史の研究』所収、理想社、昭和三十一年)、中島三千男「大教宣布運動と祭神論争―国家神道体制の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギー―」(『日本史研究』一二六号、一九七二年)、藤井貞文「出雲大社教成立の過程―神官・教導職分離を中心として―」(神道学会『出雲学論攷』所収、出雲大社、昭和五十二年)、阪本健一『明治神道史の研究』(国書刊行会、昭和五十八年)、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、一九九四年)、佐々木聖使「山田顕義と祭神論争」、「神道非宗教より神社非宗教へ―神官・教導職の分離をめぐる―」(『日本大学精神文化研究所紀要・教育制度研究』第一五・一六集、昭和五十九・六十年)、秋元行人『国家神道の部局の誕生―

神官・教導職分離から神社局独立へ―』(石川書房、平成十八年)、齊藤智朗「帝国憲法制定期における祭教分離論」(阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』所収、弘文堂、平成十八年)、藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)等の研究がある。

¹⁰ 藤井貞文『明治国学発生史の研究』(吉川弘文館、昭和五十二年)、西川順土「明治初年の神道―キリスト教との関係について―」『神社と神道―祭神論を中心として―』(ともに『記紀・神道論攷』所収、皇學館大学出版部、平成二十一年)、原武史『へ出雲』という思想―近代日本の抹殺された神々―』(講談社学術文庫、二〇〇一年)、前掲藤田『近代国学の研究』。

¹¹ 戸浪裕之『明治初期の教化と神道』(弘文堂、平成二十五年)一三四頁。

¹² 前掲藤井『明治国学発生史の研究』一頁。

¹³ 前掲中島「大教宣布運動と祭神論争」五七頁。

¹⁴ 以上の神宮と神道事務局に関する記述は、神崎一作『神道六十年史要』(宣揚社、昭和九年)、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』(東京大神宮、昭和三十五年)、河野省三『宮川随筆』(神宮文庫、昭和三十七年)、阪本健一「明治初期における神宮の教化活動」、「神宮の御改革と大教宣布運動」(ともに『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年)、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」(『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年)、岡田米夫「大神宮崇敬の地方的発展」(『神宮・明治百年史』下巻所収、神宮司庁、昭和四十五年)、三木正太郎「浦田長民を中心とする―神宮祠官の活動」(『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年)、『近代の神宮』(神宮文庫、昭和六十三年)、前掲藤田『近代国学の研究』、前掲戸浪『明治初期の教化と神道』等によっている。

¹⁵ 國學院大學河野省三博士記念文庫所蔵(以下河野文庫と略す)、近衛忠房『神教綱領』(明治六年七月、目録番号三〇六五)。

¹⁶ 河野文庫所蔵、山口起業『^{神宮}人身三要論』(明治八年六月、目録番号三〇七六)。尚、山口起業については、中西正幸『^{教院}伊勢の宮人』(国書刊行会、平成十年)を参照。

¹⁷ 『人身三要論』前編二丁オ。

¹⁸ これについては本論文第二章第五章を参照のこと。

¹⁹ 河野文庫所蔵浦田長民『大道本義』(明治十年一月、目録番号三〇七七)。尚、浦田長民については、前掲三木「神宮祠官の活動」に詳しい。

²⁰ 前掲同、上巻一五丁ウ。

²¹ 前掲同、下巻五丁オ―ウ。

¹⁴ 千家尊福の生涯については、出雲大社教文化研究室『千家尊福公』（出雲大社教務本庁、平成六年）を参照。

¹⁵ 尚、千家は大教院の祭神に大国主神を合祀することを提議している。また、仮中教院は、明治八年三月に松江に設置された中教院に移転している。「近代の出雲大社と大社地域の諸宗教」（大社町史編集委員会『大社町史』第五章第六節、出雲市、平成二十年）六六〇―六六一頁。

¹⁶ 前掲『千家尊福公』、前掲「近代の出雲大社と大社地域の諸宗教」を参照。

¹⁷ 国立国会図書館所蔵、『社寺取調類纂』一八五、「出雲大社大少宮司ヨリ教会取結之義ニ付伺指令按」による。尚、この「出雲教会仮条例」は明治七年に改正され、

大国主大神ハ上古邪神ヲ掃蕩シ乱暴ヲ撥平シ大ニ国土ヲ経営シテ人民生養繁育ノ道ヲ開キ給ヒ国土ヲ皇孫命ニ奉ルノ後更ニ幽事ノ大主宰トナリテ永ク出雲大社ニ鎮リ坐シ朝廷天下ヲ護シ給ヘハ万民生前死後大神ノ恩頼ニ洩ルナキヲ仰キ毎朝敬祀拝礼スヘシ

との文言が盛り込まれている。『社寺取調類纂』一八四「出雲大社大少宮司ヨリ教会誓約改正願之件指令按」を参照のこと。

¹⁸ 国立国会図書館所蔵、千家尊福『教会撮要』（明治十年三月）。

¹⁹ 前掲同、八丁才。

²⁰ 佐々木幸見「浦田長民著『大道本義』批判」（『開知新聞』第一三一号、明治十年八月二七日付）。安丸良夫・宮地正人校注、日本近代思想大系五『宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）五五―五七頁。

²¹ 前掲藤井『明治国学発生史の研究』。

²² 国立国会図書館所蔵、千家尊福『大道要義』（明治十四年十月）。

²³ 前掲同、八丁ウー九丁才。

²⁴ 前掲同、四二丁才。

²⁵ 常世の履歴については、藤田大誠「國學院大學の学術資産としての大教宣布関係資料の一面」（『史料から見た神道』所収、弘文堂、平成二十一年）を参照。

²⁶ 前掲『宗教と国家』三九五―三九六頁。

²⁷ 河野文庫所蔵、常世長胤『大道本論』（明治七年、目録番号二八五四）。

²⁸ 前掲同、三六丁ウー三九丁ウ。

²⁹ 前掲同、四一丁才。

³⁰ 前掲藤田「國學院大學の学術資産としての大教宣布関係資料の一面」二七一頁。

- ³¹ 河野文庫所蔵、常世長胤『宗源教大意』（明治十六年一月、目録番号二八五六）。
- ³² 前掲『宗教と国家』五七頁。
- ³³ 千家尊福「教信徒への示諭書」（明治十三年十二月）。前掲藤井『明治国学発生史の研究』四六三頁。
- ³⁴ 田中頼庸「大教正千家尊福ニ答テ本局神殿へ大国主神表名合祀ノ議ヲ弁明スル書」（明治十三年六月）。前掲同、一〇〇—一〇一頁。
- ³⁵ 前掲同、五五—七三頁。
- ³⁶ 前掲同、六四—六五頁。
- ³⁷ 河野文庫所蔵、常世長胤『小汀之論』（明治十四年三月、目録番号二八五五）。
- ³⁸ 前掲同、三丁ウ—四丁ウ。
- ³⁹ 前掲同、四三丁ウ—四四丁才。
- ⁴⁰ 前掲同、五二丁ウ—五三丁才。
- ⁴¹ 前掲同、六〇丁ウ—六一丁才。
- ⁴² 中野裕三『国学者の神信仰』（弘文堂、平成二十一年）二五二頁。
- ⁴³ 前掲藤田『近代国学の研究』二二六頁。

第八章 神宮教・神宮奉斎会における神道教説

はじめに

本章は、明治十五年の神宮教導職分離によって、神宮司庁と分離した神宮教院・神宮教を母体として成立した神宮教、さらには、神宮教が三十二年に財団法人として「非宗教」化した神宮奉斎会における神道教説を検討することを目的としている。

そもそも神宮教院とは、明治五年に神宮独自の教導職養成を目的として設立された機関で、九年には神宮の教導体制の再編により、各地の神宮教会の中心として位置づけられ、教育・教化活動を行うとともに、多くの教説書も出版している¹⁾。こうした神宮教院は神宮教導職分離により神宮と分離して神宮教、後には財団法人神宮奉斎会へと変遷を遂げたが、一貫して近代の神宮教化を担う団体として活動を展開していくこととなる。

従来、かかる神宮教・神宮奉斎会に関する研究は、岡田米夫、久保田収、阪本是丸による研究があり²⁾、神宮教に限っては菅浩二や黒田宗篤による研究があつて³⁾、神宮奉斎会については奉斎会会長今泉定助に焦点を当てた研究がある⁴⁾。しかし、これらの研究は、主に神宮教・神宮奉斎会の制度的な側面に関する検討や山口透・宮地巖夫・今泉定助といった神宮教・神宮奉斎会関係人物の検討が主であつた。そのため神宮教から神宮奉斎会へという歴史的展開を視野に入れた神道教説研究と言ひ難いものである。

本章では、かかる先行研究の現状を踏まえた上で、神宮教の成立から神宮奉斎会を経て神社本庁へ発展的解消を遂げる期間に焦点を当て、その神道教説を検討していきたい。

そこで、まず神宮教院の成立から神社本庁に至る過程を概観しておく。明治五年、神宮は国民教化運動の推進を目的とし神宮教会や教化を担う人材養成機関として神宮教院を設立する。他方、東京に神宮司庁東京出張所が設けられ、六年には従来の伊勢講を再編して神風講社を結成していき、八年六月には、神宮遙拝殿の建設が許可された。こうした神宮の教化体制は、八年以降、神宮教院を中心とする体制へと再編されていく。十三年の祭神論争⁵⁾の決着によって神宮教院・神宮教会では、十四年九月、神宮教会の祭神として天照大神のみを表題とすることが定められ、祝詞にも、「大御神一柱ノミ表名⁶⁾」することとなった。次いで十五年一月、神宮教導職が分離され、神宮教が成立する。十七年に教導職制度が廃止されると、神宮教管長である田中頼庸は、「惟神旨三章⁷⁾」を活動の指針として示した。この「惟神旨三章」では、「天祖天之御中主神」によって、天地日月が「鎔造」され、

「神人万物を化育」した産霊の神徳を講明して、「皇祖高皇産霊神」が、皇孫命に神器を授け、「天宗一系の基開」き、「斯民を治め」ることとなった「本教の原由」を詳悉し、人に「大倫」として「惟神の大道」を修めさせ、「幽顕の神理」を明らかにし、「其安神」を得られるようにすることが目的であると表明されている。しかし、神宮教の活動実態については、「その趣旨とする所はまことに立派であつたが、実際の活動は主として神宮から委託された神宮大麻・暦の頒布機関としての機能を主とし、宗教教化活動としては、祖霊祭・神葬祭等を通じて、教旨の宣布に当つた⁹⁰。」と述べられている。次いで神宮教は、十九年に「神宮教教規」を定め、二十六年にこれを改正し、教団組織を固めていくが、一方で神宮教の土地問題をめぐる紛擾が起こり、その中から神宮教を「非宗教化」しようとする主張が展開される。そして民法が施行されたのが契機となり、三十二年に神宮教を解散して財団法人神宮奉斎会を設立することが決定される。尚、三十一年四月十九日には、神宮教の主斎神として豊受大神が加えられている⁹¹。

このような経緯を経て設立された神宮奉斎会には、「神宮の尊厳を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴」して、「国典を攻究」し「国体を講明」して「国礼」を修行し、「神宮大麻及暦頒布」を行うことを目的としていた。この奉斎会は、国礼の介助、神前結婚式の創設、教育勅語捧読式と捧読会の開催、国学者奉斎の神社維持と墓所保存、日露戦争への取り組み、神宮大麻・暦の頒布といった様々な活動を展開していくこととなる。とりわけ大麻暦頒布事業は、奉斎会にとって重要な事業であつたが、四十五年に大麻頒布に関する契約が打ち切られ、神部署が頒布を行うようになると支署を奉斎会の地方本部内に設立し「家賃賃貸契約」を結ぶが、これも大正十五年に神部署支署が全廃されたことにより打ち切られることとなった。このように奉斎会の活動は、徐々に限定されていき、大正に入ると奉斎会の活動は極度に停滞していくことになるが、十年に今泉定助が会長となると、奉斎会は、臨時調査委員の設置や事業振興計画を決定し、活発に講演会を主催するとともに講師を派遣していく。さらに昭和に入り、昭和二年、寄附行為に「本会ノ奉斎所」に八神を奉斎することを決定する。一方で四年には、神宮の式年遷宮に関連し、皇典講究所・全国神職会・東京府神職会と連合して神宮式年遷宮奉祝連合会を結成、六年には社寺建築に関わる台湾檜材配給事業を社寺工務所と合同で開始し、九年には奉斎会に所属する神宮崇敬を旨とする団体を「中央敬忠組」に統一し「参宮団」を組織して神宮への参拝旅行を奨励するなどした。十年には本部支部の肅正や整理廃止を断行し、十五年には今泉定助が提唱する皇運扶翼会が結成され、一方では大政翼賛会に襖祓が採用されて、こうした鍊成活

動に奉斎会も関与していくこととなる。今泉が十九年に逝去すると、藤岡好春が会長となり、専務理事に後の神社本庁事務総長宮川宗徳が就任し、戦時を反映した奉斎会の改革が執り行われていくことになる。そして二十年の敗戦を経て、二十一年に神社本庁が設立され、神宮奉斎会は他の民間神祇団体であった大日本神祇会、皇典講究所と発展的解消を遂げることとなるのであった。

一、本章で対象とする人物・文献

次いで、本章で対象とする教説書や人物について多少説明しておく。

まず、神宮教時代の教説については、藤井稜威『神宮教会要旨』を取り上げる。藤井は、嘉永六年（一八五三）周防の白井田八幡宮神職の子として生まれ、明治八年に教導職となり権訓導に補せられ、三月には神宮教院本教館に入学。九年六月には七等補教本教館寮長兼助教となり、十年二月、神宮教院講究課中講説係兼勤、四月に六等補教、六月には少講義、九月に五等補教並びに神宮教院育材課三等教授と累進する。十一年二月には神宮宮掌に任ぜられたが、九月に宮掌を辞任し、十月権中講義に補され、十一月には神宮教会第十五教区本部在勤を命ぜられ広島に赴いた。十三年二月には広島から神宮教院へと戻り、育材課出兼寮監、六月には副教授となるが、九月に再び第十五教区在勤となり広島に戻る。また、この期間には、田中頼庸の下で『日本書紀』の校訂に従事している。同年、神宮教院三等補教となり、山口県下布教及山口教会事務担当を委任される。十五年二月には、神宮第一五教区本部副長となり、神道神宮派が成立すると神宮教第一五教区広島本部長、十月には中講義に補された。十六年七月には、『神宮教会要旨』と『神宮教会葬祭式』を出版し、十七年二月には権大講義に補され、三月本院会議係並びに教規起草委員を務め、九月には権少教正となる。十八年四月には神宮教本院四等出仕兼勤となるが、十一月に一旦辞職。十九年二月には少教正となり、三月、神宮教本院出仕兼神宮教第十五教区広島本部長に復帰した。二十一年五月には権中教正となり、二十三年に広島國學院開設のため、畿内山陰地方を巡遊。二十六年には広島國學院を開校して、神宮教弁理となった。また、同年には、神宮教本院に神宮教々校を設置し初代校長となった。二十七年には、日清戦争に際し、出征軍隊慰問正使として渡韓し、二十八年四月広島國學院に付属小学校を置き、九月予科を設けた。さらに、二十九年四月、広島國學院に神職養成部を附設した。明治三十一年神宮教第一五教区広島本部長在任中に死去した。こうした藤井は、神宮教の教師養

成機関である神宮教々校において校長を務め、本科の「教典学」の教授を兼ねていた。

以上の履歴から窺い知れるように、藤井稜威は、明治八年の神宮教院本教館への入学を契機として、神宮教院を中心とする教育・教化活動に関係するとともに、神宮教時代には、第一五教区広島本部長等を歴任し、神宮教の大教正となった人物であり、巡回説教や広島國學院の開校、神宮教々校の設立といった活動を行っていた。そのため神宮教の教説や活動を考える上で重要な人物の一人であるといえる。

こうした藤井が著した『神宮教会要旨』は、明治十七年に刊行された文献で、首巻を含め、全六巻ある。『神宮教会要旨』首巻には、

この首巻は要旨にかゝれる正文を掲げつるものにてまづ初に我神宮教の趣旨に通ぜしめんとてかくは書きつけつるなり（『神宮教会要旨』首巻一頁。）

とあって、神宮教の趣旨を説明するため、「要旨にかゝれる正文」が掲載されている。ここにいう要旨の正文とは、「三条教則」「五条の神誠」「惟神旨三章」「神宮教祭神大意」「宮中神殿図説」「教会大意」「神風講社社則」「復祭の心得」「禊詞神拝詞」「祭式諸祝詞」と、「惟神旨三章」を解釈する上での重要な概念である「天神造化の説」「幽顕分界の説」「修理固成の説」「皇国国体の説」「修祓の神理」「鎮魂の神理」「主宰分掌の神理」「神魂帰天の神理」によって構成されている。一卷には「三条教則」と「五条の神誠」の註釈、二巻には「惟神旨三章」の一章と二章の註釈、三巻には「惟神旨三章」の三章の註釈と「神宮教祭神の説」、四巻には「神風講社社則」、五巻には祭典式祝詞が収録されている。この『神宮教会要旨』に収録された「惟神旨三章」の註釈「惟神旨略解」は、後の明治二十六年『神宮教立教大意述義』と改題の上、神宮教々校から教科書として出版されており、註釈として『神宮教立教大意述義詳解甲』も出版された³⁰。このため藤井の教説は、明治十年代から二十年代にかけて神宮教広島本部という限定的な教説から、神宮教の中心的な教説へと位置づけられていったといえるであろう。

次いで、明治後期から大正期の神宮奉斎会の教説については、當山亮道と當山春三の著作を取り上げる³¹。當山亮道・春三の詳細な履歴は現状不明で、その関係も明白ではないが、當山亮道は、明治三十三年六月に新潟本部長心得、また奉斎会評議員等を勤め、明治三十七年には福島県本部長として日露戦争に従軍礼典師として派遣されている³²。また當山春三は、神宮神部署主事を務め、大正十四年五月には奉斎会理事となり、昭和八年六月

十九日奉斎会宮城本部長と上田本部長を兼務するなどして、昭和十二年六月九日に死亡している²³。いずれにせよ両者とも神宮奉斎会の地方本部長や奉斎会の理事・評議員を勤めるなど奉斎会の有力人物であったことは間違いないと思われる。さて、當山亮道の『神勅勅語解義』は、當山が神宮奉斎会講師として、明治三十四年九月に攷古社から刊行した文献で、題字を奉斎会会長神田息胤が、序文を井上頼圀、校閲を内藤存守が行っている。本書は、「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」を解説した「神勅解義」と「教育勅語」の註釈である「教育勅語解義」によって構成されている。さらに、神勅や勅語が重視されたことは、『神勅勅語解義』の「例言」に「神勅ハ日本書紀ノ文中ニシテ神宮奉斎会ニ於テ其賛成員ニ授与ノ為メ撰出シタル者ナリ教育ニ関スル勅語ト関連シテ欠クベカラザルノ御文章ナリ²⁴」とあることから窺い知れ、神宮奉斎会の賛成員に授与する為に奉斎会が独自に撰定したものであった。

當山春三の『神宮大麻と国民性』は、大正五年神宮奉斎会本部から刊行された文献で、神宮大麻と国民性の関係について論じたものである。また『敬神と實際生活』は、大正七年に神宮奉斎会宮城本部から刊行された。その内容については、『神宮大麻と国民性』の続編と位置づけられており、「其精神に於ても、主義に於ても」『神宮大麻と国民性』と同一のものであり、「敬神」の根柢をなるべく国民の「實際生活」に求めたものである²⁵。そのため、いずれの文献も主張することは「敬神」と「實際生活」の関わりを説くことにあるといえる。

大正から昭和戦前期にかけては、今泉定助の神道教説を取り上げる。今泉は、明治期においては、文献考証学者として名を馳せたが、神宮奉斎会や皇典講究所・全国神職会の要職を歴任した「在野神道の大御所²⁶」であり、大正十年から昭和十九年まで奉斎会会長を務め、大正から昭和戦前期にかけて奉斎会の教化活動を主導した重要な人物である。本章で取り上げる今泉の文献は、「拡充さるべき神道の意義」『国体觀念』『神社非宗教論』『皇道論叢』の四点である²⁷。「拡充さるべき神道の意義」は、大正十年四月の『皇国』第二六九号に掲載されたもので「当時の神社神道のあり方が偏狭ではないかを憂えられ、自らは明治以来の国家神道の立場に立って、神道の意義を教育勅語にいう「斯ノ道」に外ならぬものとして立てながら、しかも神道の意義を拡充して、神道が本来、天之御中主神を宇宙統一の根源神と仰ぎ、極めて包容的で仏基二教に対しても排他的であつてはならぬことを力説」したものである²⁸。『国体觀念』は、大正十四年四月に教化団体連合会から刊行されたもので、「従来からの各種の国体論をそれなりの意義で肯定し、消化し、窮極、三大神勅

に総てを包容する。そして日本の思想史上での外来の思想文化の受容の仕方についても肯定的な包容性を示し「これを優秀な国民性に帰結して把握し」たものである²³。『神社非宗教論』は、大正十五年七月に神宮奉斎会本院から出版されたもので、当時の「神社对宗教」問題を前提としつつ、神社神道について「思想的信仰的には深い掘り下げをもとめつつ、しかも法制的には、明治十五年以来の神社非宗教説を支持しようとするもので、独自の一説」が展開されたものである²⁴。『皇道論叢』は、昭和十七年八月に財団法人皇道社から刊行され、昭和十年三月から十七年五月にかけて今泉が発表した「皇道に関する論文・講演筆記等五十一編」を集めたものである。本書は、晩年の今泉が「皇道思想に関する多数の論考の中から、自ら取捨して一本に纏め、自らの思想的集大成」とされる文献である。

以上の諸文献を取り上げて神宮教から神宮奉斎会における神道教説の展開を検討していきたい。

二、神宮教院から神宮教の神道教説へ

神宮教院時代の教説は、造化三神が世界を「鍛造」し、神々の神徳を天照大神が大成したという理解を中心しながら世界観や大国主神・産土神の関係を再編した上で、『大道本義』にみられるような造化三神と天照大神から賦与された良心を全うした靈魂が高天原に帰着し「無窮之永楽」を受け、全うしえなかった靈魂が根底国に帰着して「無窮之永苦」を受けるという教説が展開されていた。その上で、この死後の賞罰を軸に善行を勧め、これにより「死後の安心」を得ることが可能となるとする教説の展開と神宮の教化体制における神宮大麻の頒布の位置づけが関連して、教説上に天照大神の存在が大きく前景化してくることとなる²⁵。かかる神宮教院の教説において注目されるのは、教説における神觀念の中核が造化三神と天照大神によって構成されていること、高天原を中心とする世界観が構築され靈魂が高天原に帰着することにより死後の幸福が得られると説かれていること、「死後の安心」を得るための具体的な方法として天照大神への信仰が説かれていること、等があげられる。以下、この三つの理解を踏まえつつ、神觀念、世界観と靈魂の行方、「死後の安心」に焦点を当てて神宮教時代の教説を検討していく。

最初に「三条教則」について検討してみよう。「三条教則」の註釈では、第一条「敬神愛国の旨を体すべき事」で、造化三神によって天地が鍛造され、伊邪那岐・伊邪那美の二神によって国土が「修理固成」され、天照大神によって天地が完成されたことが述べられた

上でも、天照大神の役割を「天照大御神は上の神々の御霊徳を受継て高天原を知召し顕幽を兼ね天地の大主宰と成て造化の功を集め大成し給ふ然れは生とし生る者いづれか大御神の御恵を蒙り奉らざらんや」とし、「生とし生る者」に恵みを与える存在として位置づけられている。さらに、世界観と靈魂の行方については、

神賦の魂は永遠不滅にして身死すれば其本たる天神の御許に復帰す生死とも天神の恩に頼らざるはなし其恩至大なりこれ敬せずんばあるへからざる所以なり（『神宮教会要旨』第一卷一丁オーウ）

とあり、「天神の恩」に頼ることにより、人の靈魂が死後「天神の御許」に帰ると解釈され、そのためには神々を「敬」することが求められているのである。

次いで、「五条の神誠」の註釈では、第一条「天津御祖を敬ふべし」に、

天津御祖とは天御中主神高皇産靈神神産靈神天照大御神たちを合せていふ神宮教会にてはこの四柱大神を主神とす（中略）夫人は各其父祖を敬愛すべし父祖の大本を原ぬれば天津御祖の神にて即吾人に及び特に神魂賦命て活発かしめ給ふ実に世界の大神祖なりされば天津御祖を畏敬ふ心を失ひたる者は神に見放されたる者にて長く生てありとも詮あるべからず幽顕両界に容れられざる者なり（『神宮教会要旨』第一卷四丁オ）

とある。ここでは、神宮教会の主斎神である天照大神と、造化三神の四神を「天津御祖」とする。造化三神と天照大神が重視されるのは、この四神が、「父祖の大本」、「世界の大神祖」であり、人の神魂を「賦命て活発かしめ」る存在として、「天津御祖」を崇敬しない人は、「神に見放されたる者」として、「幽顕両界に容れられざる者」と解釈されている。さらに、第五条「悪き行なかるべし」では、

人よく神誠を謹守する時は己ただ居を安んずるのみならず顕世に在ては天皇の良民たる名を得て栄誉を万世に伝へ幽世に入ては永遠に皇大御神に仕奉りて無慮の幸福を賜ることを得程々に高き位に昇るをうべし勉めずんばあるべからず（『神宮教会要旨』第一卷五丁ウ）

と記され、「神誠」を「謹守」することにより、自らの安泰を得るだけでなく、「顕世に在ては天皇の良民たる名を得て榮譽を万世に伝」へて、「幽世に入ては永遠に皇大御神に仕奉りて無慮の幸福を賜る」と理解されている。

このように「三条教則」と「五条の神誠」における解釈では、造化三神と天照大神を「天神」と位置づけた上で、「天神」への信仰と人の生死を関連づける論が展開されており、神宮教院時代の教説から連続するものとなっている。

一方「惟神旨三章」の註釈では、第一章「天祖天之御中主神大元の初に天地日月を鑄造し神人万物を化育し給ひし其産霊の神徳を講明す」で、天御中主神と産霊神の神徳を「同徳」としつつ、産霊神に比して、天御中主神の事跡が古典に記述されていないことを問題とし、天御中主神が「幽中の幽」に存在し、その事跡が「人の言語を以て世に伝」へることができず、人が理解しえない神徳として、天御中主神が幽界から「天地日月を創造成作」した存在であるし、顕界における「神人万物を鎔造」する「御事業」を産霊神の神徳と理解して、天御中主神と産霊神の関係を位置づける³⁰。また、天照大神については、

天照大御神高天原にまして天地の間に照臨し造化の功を集めて神人万物を主宰し給ふ（中略）天照大御神の命以て斎鏡宝祚二大神勅を垂れて皇孫尊を葦原中国の顕事に君臨せしめ給ひ士農工商の職もこゝに定れること神典に明なり『神宮教会要旨』第二卷五丁ウ）

とあって、天照大神が高天原において「造化の功を集めて神人万物を主宰」するとともに「斎鏡宝祚二大神勅」を定めて「皇孫尊」を「葦原中国」に君臨させたことによって、「士農工商の職」が確定したと説き、天照大神によって古代の職制が定められたと論じている³¹。また、「惟神旨」の第二章「皇祖高皇産霊神天照大御神の皇孫に神器を授けて天宗一系の基を開き給ひ斯民を治め給ひし本教の原由を詳悉す」の註釈では、天照大神による天孫降臨を、

天照大御神高天原にまして豊葦原の千五百秋の瑞穂国は我か御子の次々君とますべき国なり爾皇孫尊就して治すべしさきくましませ宝祚の隆むこと天壤の共無窮なるべしと宣給ひて宝鏡則ち八咫鏡および天叢雲劍八坂瓊曲玉を賜ひ天の下の政事白し給ふ儀式神を祭り民を治むる道を授け八百万神を属け給ひ穀物を初め御水に至るまで経世の

用一として残る処なく依し給ひて皇孫尊を天降し給へり(『神宮教会要旨』第二卷六丁
オーウ)

と解釈し、天照大神による「天壤無窮の神勅」により、「皇孫尊」と三種の神器の降臨によつて「天の下の政事白し給ふ儀式」と「神を祭り民を治むる道」が授けられ、「八百万神を属」けたことにより、「穀物を初め御水に至る」までの「経世の用一として残る処なく」授けられたのである。こうした「天孫降臨」は、「天之御中主神の神徳」によるものとされている³³。この「惟神旨三章」では、造化三神と天照大神を重視していることは窺われるものの、そうした理解が「天之御中主神の神徳」へと収斂されており、神宮教院時代の教説よりも天御中主神を重視する教説へと移行していることが窺われる。

また、世界観については、神宮教院時代とは大きく異なる理解が展開されている。「惟神旨三章」の註釈では、「天神造化」によつて「各其さまに従ひて之か位置を与へ給へは神人万物其大小尊卑の差を生し各其分に適する所の権力を有することを得るに至る³⁴」との見解を示し、これを次のような「幽顕分界」の論へと展開する。ここでは、

其有する所の力の及ふ限りを称して之を顕といふ其力の及ばざる所を名つけて之を幽といふ各其位置を定め其権力を有すこゝにおいてはじめて幽顕其界を異にせり小と卑は以て大と尊を測るへからず終に見るへからず聞へからざるに至るこれ其界のわかるゝ初めなり人は必ず神界のことは能はず幽顕の差あるか為なり然れども神界に至りては神たちみな御言あり御行ひあり彼と是と相通ずべし固より神と神との上にては共に顕なること火を見るよりも明らかし然れども猶一層深き所にいます造化の神の御上に対しては直に御言とひをなし給ふことなくまた御所行を俱にし給ふことなし幽顕の差あること今の世吾人か神対するが如し此は古事記に隱身の神をあけたるを以て思ひ半に過ん(『神宮教会要旨』第二卷四丁ウー五丁オ)

と論じられている。即ち、顕とは「其有する所の力の及ふ限り」を指し、幽とは「其力の及ばざる所」である。こうした幽界は、「神人万物其大小尊卑の差」のために、「小と卑は以て大と尊を測る」ことが出来ず、「人は必ず神界のことは能はず」が出来ない。しかし、「神界」においては「神たちみな御言あり御行」があり、人には分からない幽界でも「神と神との上にては共に顕」の世界とされ、その中でも造化三神は「一層深き所にいま」す

存在と解釈されている。ここでは顕幽の境界を神々の権能に求め、それぞれの存在によって見える世界と見えない世界が定められるという理解となっており、これ以前の教説とは決定的に異なっている。

最後に「死後の安心」をめぐる教説についてであるが、この点について「惟神旨三章」の註釈では、明確に論じている箇所は見当たらない。しかし、「惟神旨」の第三章「人をして大倫を修めしむるに惟神の大道を以てし幽顕の神理を究窮して其安神を遂けしむ是その大旨なり」の註釈と、これを理解する上での「四神理」に「修祓」「鎮魂」「主宰分掌」「神魂帰天」の論が説明されており、この点が「死後の安心」に関わる個所といえる。ここで藤井は、「神魂帰天」の神理を理解することの意義を次のように述べる。

危難災厄或は不時にいかなる事の起ることありとも為に疑惑を生じ正理に悖ることあるべからず死生の理において疑貳を容るゝことなく人生泰山の安きが如し幽顕に亘りて其本分を尽すことを得べし（『神宮教会要旨』第三卷三丁オーウ）

ここで重視されているのは、「死生の理」に「疑貳を容」れず「幽顕に亘りて其本分を尽すこと」にある。ここから「惟神旨三章」においては「安心」を得るためには、「本分」を生前死後にわたって尽すことが求められているといえよう。ここに言うところの「本分」とは、次のようなものである。

己の身体は独己のものにあらず祖先の身体なり祖先神靈恭しく皇祖の詔を以て天皇を保護し奉る職を奉す以て遺体に及ぶたゞ一時君臣の義を結びて其恩に報ゆといふ比にあらず人或は己を潔くし或は名を惜みて国に報ずるを美事とす外国にては或は可ならん我国家にては何ぞ一身の美事のみとすべけんやいかんとなれば祖先より此身に及び子孫に至るまで皇室に尽すべき大義名分既に定まり天皇に臣事し国民の義務を尽し忠誠を励み天上の儀式に習ひて人倫の修むべき道に従ふこれ一身の志操を立るのみにあらず祖先に代り子孫に先んじて勤めさるへからざる本分なりもし一度この本分を誤る時は皇祖皇靈の罪人たるは云を待ず祖先に不孝子孫に不慈之より大なるはなし（『神宮教会要旨』第二卷七丁ウー八丁オ）

即ち、人の肉体は自らのものではなく、祖先より授けられたものであることが述べられ、その祖先が「皇祖の詔を以て天皇を保護し奉る職を奉」じてきたという理解を前提とし、皇国の君臣の關係が「一時君臣の義を結びて其恩に報ゆ」というような外国の君臣の關係とは異なることを指摘して、皇国では「祖先より此身に及び子孫に至るまで皇室に尽すべき大義名分」が定まつており「天皇に臣事し国民の義務を尽し忠誠を励」んで「天上の儀式」と「人倫の修むべき道」を祖先や子孫に対して率先して勤めていくことが「皇国臣民」の本分と説明されているのである。このように「惟神旨三章」では、「死後の安心」を明確に説くことよりも、人としての「本分」を如何に尽すべきかに教説上の力点が置かれているといえる。

こうした「惟神旨三章」の解釈からは、天御中主神を重視する教説と、それを前提とする世界観が構築された上で、「死後の安心」自体よりも人としての「本分」を尽すことを目的とする教説が展開されている。ここで注意されるのは、「三条教則」や「五条の神誠」にみられたような神宮教院時代の「死後の安心」と天照大神への信仰を関連づけた教説と「惟神旨三章」にみられる現実の行動を重視する教説が明治十七年の段階では併存していたことである。しかし、この内、現実の行動を重視する教説が展開された「惟神旨三章」の註釈だけが明治二十六年に『神宮教立教大意述義』として再版されることとなる。こうした動向は、神宮教導職分離による神宮教成立から「非宗教」としての財団法人神宮奉斎會設立という歴史的経緯を踏まえてみると、明治十年代から二十年代にかけて、神宮教の教説が神宮教院時代の教説から現実の行動を重視する教説へと移行していったことを示していると考えられるのである。

三、明治後期から大正期における神宮奉斎會の神道教説

本節では、明治後期から大正期における神宮奉斎會の神道教説を検討するが、ここで注意されるのは、神宮教から神宮奉斎會へと変化したときに、「三条教則」や「五条の神誠」を授与することが廃止され、次のような講演活動が志向されたことである。

本會寄付行為第一章第二条所載ノ趣旨ニ基キ講演ヲナス時ハ左ノ各項ヲ確守シ輕忽ノ事アルヘカラス此旨通告ス

但三条教憲及神誠ノ捧誦神拝ノ詞祓詞等ヲ授クルハ廃止ス

一 皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭ヲ以テ講演ノ基礎トス

但古典ノ要文歴代ノ詔勅律令格式等ニ依リテ布演スルハ無論ノコト

二 懿訓詔勅捧読ノ際ハ必式服ヲ着シ来場諸員ヲシテ敬礼ヲ表セシムベシ

三 講演ヲナス時ハ式服若クハ羽織袴「フロックコート」ヲ着用スルモノトス

四 講演中学理若クハ歴史上ニツキ宗教上ノ論議ニ渉ルハ妨ケナシト難ドモ謗議ヲナスヘカラス

五 古典歴史以外ノ説ヲナシ死後ノ安心立命或ハ苦楽等ノ説ヲ演シ宗教ト混同スル如キコトアルヘカラス³³

このように奉斎会は、「死後ノ安心立命或ハ苦楽等ノ説」が「宗教」と混同される恐れがあることを踏まえ、「皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭」を講演の「基礎」とした「古典歴史」について講演を行うよう指導がなされている。さらに成立当初に奉斎会の機関紙『祖国』に公表された「神宮奉斎会の本領を明にす」では、奉斎会が宣揚する「斯道」を、

我国体の宇内万国に冠絶する所以は未だ嘗て斯道の明かなるに由らずんばならず。斯道とは何ぞや。天神の道なり。天神の道は、国家固有の道なり。国家固有の道は、人性の道なり。即ち国家典礼の基礎。国民道德の淵源。社会風教の標準。之に外ならず

と定義した上で、これを「政治の上に立ちて、政治の羈絆を受けず。宗教の上に位して宗教の関係を有せず。儼然として皇室の柱礎と為り、国民道德の中心と為り、以て国家の本性を経緯す」るものとし、「我国民道德の基本」に位置づけている³⁴。このように奉斎会は、「斯道」を政治や宗教を超越した「国家固有の道」であり、「国民道德の基本」と理解しているのである。当然、本節で取上げる文献は、このような理解を背景に有しているといえよう。

さて、『神勅勅語解義』では、主に語釈が中心となっているが、まず天照大神を「今日ニ至ルマデ変ル事ナク天上ニ坐々テ地球上ノ人類ヲ始メ万物ヲ恵ミ給ヒ慈ミ給ヒテ生々繁殖セシメ給フ³⁵」存在と捉えた上で、「天壤無窮の神勅」を、

サテ此神勅ノ悉キ事ハ拙キ筆ニ尽スベクモアラズ、此神勅アリテ初テ我国体ノ儼然タルヲ知ルベシ、此神勅ナカリセバ、或ハ我国モ如何ナル境遇ニ陥リシヤモ知ルベカラ

ズ、(中略)此皇大御国ハ神代ノ始ヨリ大御神ノ神勅ニシテ、君ハ万代ノ大君、臣ハ万世ノ臣奴ト定リテ外国ナドノ如ク、傍ヨリ天日嗣ヲ纂ムトスルモノ、絶エテ有ラザリケレバ、後安ク裏安ク、天下所治行ヨシノ語ナリ、此大詔ノ如ク天壤ト共ニ、天日嗣ハカラセ給フ事ナク動カセ給ふコトナケレバ君臣ノ道一度定リテ違フ事ナシ君臣ノ道違フコトナケレバ万乱ル、事ナク此則道ノ大本ナル事、ナホザリニ見過スベカラズ
〔神勅解義〕六―七頁)

とし、国体の根幹と解釈するとともに、君臣の関係を「道ノ大本」と位置づけている。さらに「宝鏡奉斎の神勅」では、天照大神の御霊が「宝鏡」に取託けられていることを踏まえた上で、この「宝鏡」を「奉斎」することが「此御鏡ニハ吾御霊ヲ取託ケアルニ依テ、臣民ヲ愛撫スルコトハ吾前ニアルガ如ク親切ニ慈愛ニアレヨトノ深キ御心ノ含ミアル」ものとし「天上ノ儀式ノ如ク諸臣ハ皇大神ト皇御孫尊ノ大前ニ侍ヒテ神ト君トノ御中ヲ隔ツル事ナク仕ヘラレシモノナリ」と述べている⁸⁹⁾。また「神籬磐境の神勅」では、この神勅により「神籬ヲ起樹テ天津神ヲ憑シ奉リテ皇孫尊ノ天降り坐ス道ノ程モ恙ミナク降到テ安ク平ク葦原中国ヲ治メ奉ル可ク斎ヒ奉ルトナリ」とあり、天孫降臨を保障した「神勅」と解釈されている⁹⁰⁾。このように『神勅勅語解義』では、天照大神が中心的な主体となつて「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」が提示されたという理解に立ちつつ、これらの「神勅」に国体や天皇・国家を保障する位置を与えているのである。そのため『神勅勅語解義』では天照大神の存在が必然的に強く前景化していることが窺えよう。次いで「教育勅語」の解釈では、「勅語」の位置づけを、

謹デ按ズルニ我 列聖ノ教育ニ大御心ヲ注ガセ給ヒテ数々勅諭ヲ下シ給ヒシハ、史上ニ明ナレトモ、叡聖文武ナル 今上皇帝陛下ノ下シ給ヒシ勅諭ノ如ク詳密ニシテ深意ナルハアラジ、臣民タル者ハ能ク之ヲ了解シ、能ク之ヲ遵守スベシ(「教育勅語解義」一頁)

と述べた上で、「勅語」を軸とした教説が次のように展開されている。

我国体ハ嚴トシテ万古ノ美ヲナシ、治教明ニシテ上古ヨリ一定固結シ彼ノ宗教ノ力ニ藉リテ維持スル国ト同日ノ論ニアラズ、夫レ人能ク君ニ忠ナレバ国ニ乱臣ナク、父母

ニ孝ナレバ国ニ不孝ノ子ナク、兄弟能ク友ナレバ国ニ同胞ノ鬩ギナク、夫婦能ク相和スレバ国ニ室家ノ争ナク、朋友信アレバ国ニ惡友ナク、己レヲ持スルニ恭儉ナレバ国ニ放縱倨傲ノ徒ナク、能ク博愛ナレバ国ニ不仁ノ輩ナシ、能ク學業を修レバ国ニ不學ノ人ナシ、能ク智能ヲ啓發スレバ国ニ愚蒙ノ人ナシ能ク徳器ヲ成就スレバ国ニ不徳ノ人ナシ、能ク公益ヲ広ムレバ国ニ遺利ナシ、能ク世務ヲ開ケバ国ニ廢事ナシ、国憲国法ニ遵ヘバ国ニ乱民ナク、能ク義勇公ニ奉ズレバ内憂外患ナク、億兆臣民皆能ク此ノ如クニシテ風俗敦厚ナラズ、治化隆盛ナラズ、国富マズ兵強カラザル者ハ未ダ之レアラザルナリ、蓋シ 皇帝陛下ノ此聖勅ヲ下シ給ヒシハ深く後世ヲ慮リ給ヒシナリ、而シテ 陛下万乗ノ尊ヲ以テ躬親ヲ率先シ給ヒ億兆臣民ト共ニ之ヲ体認力行シ以テ皇祖皇宗ニ報對センコトヲ期シ給ヌ、聖訓ノ優渥ナル恐懼ノ外ナシ臣民タルモノハ能ク聖意ヲ体認シ奉リ皇上ノ向ハセ給フ所ニ從ヒ、心ヲ一ニシ徳ヲ同ウシ、国家ヲ泰山ノ安キニ措キ、世運ヲ文明ノ域ニ進ムルコトヲ謀リ、以テ之ニ奉答スベキナリ殊ニ神宮奉斎会ノ職ニアルモノ、又ハ教育ノ任ニアルモノ、能ク聖旨ノアル所ヲ体シテ教誨訓導シ以テ国民ヲシテ聖訓ニ報ヒ奉ランコトヲ勗メシムベシ（『教育勅語解義』二一―二二頁）

ここでは「教育勅語」に示された「徳性」を発揮することの意義が指摘された上で、こうした「徳性」を天皇が国民とともに「体認力行」することにより国家が平穩に治まることが論じられている。その上で、そうした境地へ国民を導くために「神宮奉斎会ノ職ニアルモノ」と「教育ノ任ニアルモノ」が「聖旨ノアル所」を踏まえて「教誨訓導」することが説かれているのである。

このような明治後期における神宮奉斎会の神道教説を神宮教時代の教説と比較してみると、国民としての「徳性」を発揮する必要を説く点は、国民として「本分」を尽くすという教説と連続性があるが、他方で「死後の安心」に関わるような宗教的な言説は徹底して排除されているといえよう。かかる傾向は次に取上げる大正期における奉斎会の神道教説が展開された『神宮大麻と国民性』においても貫かれている。

『神宮大麻と国民性』では、冒頭に、

吾々が大麻を拜授すると云ふことは我國民が天祖天照大御神に對する絶対的崇拜の至誠の發露であることゝ、其至誠は我國民性即稱して大和魂と謂ひ、武士道と謂ふものゝ

本源であると謂ふことゝであります。

天祖を絶対的に崇敬する事は、我国民の余程古くから家庭内に神棚を設け、種々なる形式を以て天祖の神霊を斎き祀りて、家庭の最上の神として崇拜した風習にも見られて居るのであります（『神宮大麻と国民性』一頁）。

とあり、「大麻拜授」が国民の天照大神に対する「絶対的崇拜」の発露として位置づけられ、これが「大和魂」や「武士道」という「国民性」の「本源」として理解されている。そして、このような「国民性」の「本源」を、「家庭内に神棚を設け」て「天祖の神霊を斎き祀」つてきた「風習」に根拠を求めていくのである。

次いで『神宮大麻と国民性』は、「大麻は宗教の本尊にあらず」と位置づけた上で、

由来我国民が天祖並に一般神祇に対する観念は臣として、子として、孫として、君主たる、祖先たる神に崇敬の至誠、敬慕の至情を捧ぐるといふにあるを以て、喜怒哀楽大小悉く之を告げ、之を奏し、恰も愛児の何事も包まず父母に訴へ、以て慰安し、以て教を乞ふと同じ意味で、其の間に何等の野心もなく、邪心もなき、純白高潔なるものであります。この至誠至情は我国民性の本源となるものであるから、政治上、教育上大切な要義であります（『神宮大麻と国民性』二三頁）。

と述べる。ここにみられるように『神宮大麻と国民性』では、「天祖並に一般神祇に対する観念」、即ち「敬神」を「君主たる、祖先たる神」への「崇敬の至誠、敬慕の至情」であり、「国民性の本源」として「政治上、教育上大切」なものと理解するのである。そして「敬神」と「宗教」の関係が次のように指摘されている。

然るに此の至誠至情の発露の形式を見て宗教的儀式の如く見誤つたのは、日本の神祇の本領を知らざる者の目には強ち無理とは思はれないけれども、去りては帝国臣民として余りに疎忽の至りと思ふのであります。一体神祇を以て一般宗教と対等の者と或る一部の人々が見て居るのが抑も大なる誤解の原因であります。我神祇は宗教以外に超然たるもので、政治、教育、宗教、道德、倫理一切のものが包含されてあるのであります。（『神宮大麻と国民性』二三頁）

ここにみられるように『神宮大麻と国民性』では、「神祇」への信仰が「宗教以外に超然たるもので、政治、教育、宗教、道徳、倫理一切のものが包含」されたものと結論づけられているのである。このような理解が前提となりながら『神宮大麻と国民性』は、天照大神に対する「崇拜の至誠を致す所以」を説いていく。『神宮大麻と国民性』では、天照大神の神徳が、

天祖の御神徳は、恰も太陽の光りの明かなるが如く、光明玲瓏の徳（中略）、其麗かなるが如く、生々化育の徳（豊富発展）其皎々として又炎々たるが如く、莊重嚴肅の威徳を具備しますことを窺ひ奉られるのであります。こは素より其一部分に過ぎざることとはならんと拝するは勿論である。然り而して右を総合的に申せば、凜乎侵すべからざる莊嚴の裡に、玲瓏たる慈恵仁愛の恵徳、円満なる平和寛大の慶徳を備へ給ふものと拝し得るのであります（『神宮大麻と国民性』三七頁）。

と述べられ、その神徳を「玲瓏たる慈恵仁愛の恵徳、円満なる平和寛大の慶徳」として提示されている。さらに天照大神の存在は、

天祖は皇統原始の神にましますを以て即ち皇室の御祖先、吾等臣民より拝するときは、吾等臣民の大祖先にましまして、而して又絶対の君主、即ち君にして而して祖、祖にして而して君、故に義に於ては君臣の分嚴乎として秋霜烈日の如く、敢て侵すを許さぬけれども、情に於ては全く父子であるから、温情親和、実に春風駘蕩も啻ならぬものであります（『神宮大麻と国民性』四五頁）。

と位置づけられたことにより、「皇室」と「臣民」の「大祖先」たる天照大神の神徳は、「情に於ては全く父子」のようと解釈されて、国民に「温情親和」をもたらすものと理解されることになる。また日本の国体を世界の各国と比較しながら天照大神の神徳や歴代天皇の御恩頼を次のように述べる。

世に不幸なることは多い、然れども仁心なき主君に仕ふる程不幸なるはあるまい。世に憫れなるものは多い、然れども同情なき治者の下に被治者たる程憫れなるはあるまい。世に気の毒なものは多い、然れども冷酷なる權威の下に服従する程気の毒なのは

ないであらう。即ち世界各国の人民は悉く此の不幸なる、憫れなる、気の毒なる人民ではないものはないので、実に同情に堪へんのであります。然るに独り我等日本民族のみは、情猶父子の如くと詔らせ給ふ 聖天子の温き懷に抱かれて、樂しき生活を擅にし、天寿を全うし得るのである。思うて茲に至れば此の国土に生を稟けたる吾人の幸福、豈喜ばざらんと欲するも得べくやであります。是れ実に 天祖天照大御神の玲瓏円満なる慈恵仁愛の賜ものにして、歴代列聖の御恩頼であります（『神宮大麻と国民性』四九頁）。

即ち、「世界各国の人民は悉く此の不幸なる、憫れなる、気の毒なる人民」としつつ、日本のみは「情猶父子の如くと詔らせ給ふ 聖天子の温き懷に抱かれて、樂しき生活を擅にし、天寿を全うし得る」国家と理解されている。そのため日本は世界において唯一恵まれた国家であり、それが「天祖天照大御神の玲瓏円満なる慈恵仁愛の賜もの」であり「歴代列聖の御恩頼」と解釈されているのである。『神宮大麻と国民性』では、これに引き続いて「我帝国の使命」を世界の「平和寛大」にあることが次のように指摘されている。

此の円満なる平和寛大の御聖徳に因つて、我が 皇は全世界の盟主と成らせ給ひて、四表に号令遊ばされ、我帝国は全世界の首都となり、首府となり、宗国となつて範を各国に示すべく、吾等国民は亦之れが指導者となつて、人類の開發救治に任ずるの余儀なき事となるのであります。是れに由つて之を觀れば、我帝国の使命、吾等国民の責任、実に重且大なるものであります。併しながら同じく人類として、此の如き重大なる責任を負ふ吾等日東帝国の国民たるもの、豈又快心の至りならずやであります。是れ悉く 天祖天照大御神の玲瓏円満、慈恵仁愛、平和寛大なる御神徳より發露せる御理想の実現なる事を拝するに於て、感激恐懼措く能はざるのであります（中略）。以上に依つても古来我国民が絶対的崇拜の誠を捧げたる所以、決して偶然にあらざるを知るのであります（『神宮大麻と国民性』五八一―五九頁）。

この「天祖以来 歴聖の相継ぎ相伝へて変らざる大御心」たる「円満なる平和寛大の御聖徳」によつて日本は、世界の中心として「人類の開發救治に任」ずることが「天祖天照大御神の玲瓏円満、慈恵仁愛、平和寛大なる御神徳」の「發露」であり「御理想の実現」と解釈されていき、こうした天照大神の神徳に対して国民による「絶対的崇拜の誠」が捧

げられてきたと解釈されるのであった。

このような『神宮大麻と国民性』に示されたような天照大神をはじめとする神々への「敬神」を「国民性」と結びつける教説は、次に取り上げる『敬神と實際生活』において、より徹底され国民の「實際生活」へと関連づけて展開されることとなる。『敬神と實際生活』では、

我国には、古来我國民の最も誇りとする一の良風美俗がある。其れは何かといふに、他でもない、敬神の思想、尊祖の觀念である。尊祖即ち敬神、敢て別あるわけではない。此の良風美俗は、我國民性の結晶顯現であつて、万邦比なき国體の本義之に因つて明に、建國の精神之に因つて體現するのである。然れば良風美俗といふよりも、寧ろ國家の生命精髓といふ方が適當であると思ふ。別言すれば我國家存立の基礎にして、國運發展の淵源で實に國家最善の宝物といふべきである（『敬神と實際生活』九頁）。

と「敬神の思想、尊祖の觀念」が國民の「良風美俗」とされ「國民性の結晶顯現」であり「國家の生命精髓」と解釈されて、「敬神」が「國體の本義」たる「建國の精神」によるものとされる。そして、「天壤無窮の神勅」によつて日本の國體が定められたことを受けて、天照大神を「實に宇宙の大靈たる造化の三神、並に天津神諸々の神德、神靈の結晶表現にましまして、廣大無辺の神德を具備し給ふ」存在と位置づける。

このような理解を前提としつつ『敬神と實際生活』では、「國民性の特色」へと論を展開していく。ここでは「禊祓」に注目され、「醜めき穢き罪汚を禊祓うた、公明正大の清き赤き誠心を國民性の根源とし、種子とし、心核とし、元素としてゐる」とあるように、公明正大の「誠心」が國民性の根源とされ、「然れば吾等日本國民の心行為はどこまでも公明であり、正大であり、正直であり、潔白であり、至誠でなければならぬのである。」と指摘されている。そして、「斯ういふ風に「禊祓」に淵源せる公明正大、清淨潔白の心身から胚胎する、我國民性を、現實の實際生活上に実験研究して見れば、事々物々一として國民性の特色が現はれないものはないのであります。」とあるように、「禊祓」に淵源する「公明正大」の「誠心」が國民性の特色として「現實の實際生活上」に現れてくると解釈されている。

そして「實際生活」の例として、年中行事や新年の総ての行事、総ての裝飾があげられている。このような「國民性」が、次にあげる「人道」理解へと展開される。

天稟の国民性の完全に發達せるもの、換言すれば至誠の發露せる所、即ち是人道である。此人道を行く第一歩は、実に謝恩にあるのである、報本にあるのである。然り而して敬神は正しく謝恩の反響にして、報本の実現である（『敬神と實際生活』九〇頁）。

即ち、日本の「国民性」たる「至誠の發露」が「人道」であり、その中核を「謝恩」と「報本」に求め、「敬神」が「謝恩の反響」であり「報本の実現」とするのである。かかる「敬神の至誠」が具体的に現れたものが次に引くように「祭」の理解へと展開される。

此敬神の至誠の、具体的に形に現はるゝものを「祭」といふのである。吾等が神前に向ひ、真から底から神恩の廣大なるを自覺感銘し、一生懸命になつて、幣を捧げ、拍手一番伏拝する刹那は、所謂神人咸応、神人一体、真に神聖高潔、一点の野心邪念なく全く心も身も公明正大、清淨潔白、即ち国民性の元素たり、種子たり、根本たり、心核たる至誠の状態にあるを名づけて「祭」というたのである（『敬神と實際生活』九三―九四頁）。

このように「祭」とは、神に対して「神恩の廣大なるを自覺感銘」し、「一点の野心邪念なく全く心も身も公明正大、清淨潔白」に祈る「至誠の状態」と解釈されるのである。そして最終的には、次のような結論が提示される。

吾等は神を忘れて活動すること出来ず、神を離れて生存する事能ぬといふのである。反言すれば吾等の實際生活は、神を敬ふによつて生き、神を尊ぶによりて活くといふのである。更にいへば、敬神の実が、吾等の實際生活の上に実現し、顕現し、充実するにおいて、始めて敬神は我国固有の美風なりといひ得るのである（『敬神と實際生活』一一六頁）。

ここでは人が「神を忘れて活動すること出来ず、神を離れて生存」できないという理解が前提となりながら、「神を敬ふによつて生き、神を尊ぶによりて活く」のが「實際生活」とされ、「敬神」を「實際生活の上に実現し、顕現し、充実する」ことによつて「敬神」が「我国固有の美風」となるとされるのである。

また『敬神と實際生活』においても「敬神」と「宗教」の関係が、次のように指摘され

ている。

世人動もすれば我惟神の道を宗教と視、神社を教会と思ふものが往々ある。是惟神の道の本領即ち吾等の神人關係を究めざると同時に、宗教の本質をも調べざる故であると思ふ。宗教は其の意義に於いて其の定義に於いて我惟神の道と同視すべきものでないばかりでなく、其の實質が全然我國民性に容れられぬのである（『敬神と實際生活』一二五頁）。

このような理解の論拠は様々に指摘されているが、要するに「宗教は、信仰を土台として立つてゐるであらうけれども、信仰は決して宗教ではない。」という理解が根底にあると考えられるのである。

明治三十二年に「宗教」から離脱し「非宗教」として成立した神宮奉斎会は、「皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭」を基礎とする「古典歴史」についての講演を志向し、奉斎会が宣揚する「斯道」を、政治や宗教を超越した「国家固有の道」であり、「国民道德の基本」とする理解を前提として教説を展開していく。こうした動向が前提となりつつ、明治期に出版された『神勅勅語解義』では、「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」に国体や天皇・国家を保障する「神勅」としての位置を与え、これに関連して天照大神の存在が教説上に前景化してくる。その上で「教育勅語」に示された「徳性」を発揮することの意義が指摘され、この「徳性」を天皇が国民とともに「体認力行」することにより国家が平穩に治まることが主張されていく。そして大正期に出版された『神宮大麻と国民性』に至ると、「大麻拜授」を国民の天照大神に対する「絶対的崇拜」の発露であり、これを「国民性」の「本源」として位置づけた上で、「敬神」が「宗教」を超えた「政治、教育、宗教、道德、倫理一切」を含むものとして理解し、天照大神を「皇室」と「国民」の祖先として「玲瓏たる慈恵仁愛の恵徳、円満なる平和寛大の慶徳」を授ける存在として位置づけられ、天照大神の神徳によって日本は「楽しい生活を擅にし、天寿を全うし得る」国家とされ、その「円満なる平和寛大の御聖徳」を世界に拡張することが日本の使命として解釈されていき、天照大神への「敬神」が教説上に強く主張されていくこととなる。さらに『敬神と實際生活』では、「敬神」が国民の「良風美俗」たる「国民性の結晶顕現」であり、「国家の生命精髓」たる「国体の本義」にして「建国の精神」によるものとされ、天照大神を「実に宇宙の大霊たる造化の三神、並に天津神諸々の神徳、神霊の結晶表現にましまして、広

大無辺の神徳を具備し給ふ」存在と位置づけながら、「敬神」が「国民性の特色」として捉えられていく。そこでは「禊祓」に示された公明正大の「誠心」が国民性の根源とされ、その上で、「敬神」が「国民性の特色」として「実生活」上に現れてくることが、年中行事や新年の総ての行事、総ての装飾を例として指摘されている。また、この「国民性」の「発露」が「人道」とされ、それを「謝恩」と「報本」に求めつつ、「敬神の至誠」が具体的に顕現したものを「祭」と解釈して「祭」の意義を強調した上で、人を「神を忘れて活動すること出来ず、神を離れて生存」できない存在と捉え、「敬神」が「実生活の上に実現し、顕現し、充実する」ことを「我国固有の美風」の発露と理解されているのである。

このように神宮教から神宮奉斎会への変化によって神宮教院・神宮教時代にみられたような「死後の安心」をめぐる教説は、徹底して放棄されていくこととなったのである。一方で奉斎会の教説において注目される点をあげると、明治期においては、「神宮奉斎会の本領を明にす」に窺われるように「神道（斯道）」が政治や宗教を超越した「国家固有の道」たる「国民道徳の基本」という理解が示され、「神勅勅語」を軸とする講演が志向された結果、「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」が重視されて、こうした「神勅」を与えた主体である天照大神の存在が大麻頒布とも関連しながら前景化してくる。さらに「教育勅語」に示された「徳性」が教説の中核に位置づけられていくのである。かかる教説的な理解は、次の大正期においても連続していくが、大正期の特徴としては、前景化してきた天照大神への「敬神」や「大麻拝受」が「国民性」の「本源」として位置づけられていくとともに、「敬神」を「国民性」と結びつける教説が、より徹底して展開されたことによって、国民の「実生活」に「敬神」の根拠が求められていくことである。

四、大正から昭和戦前期における今泉定助の神道教説

次いで、大正十年から昭和十九年にかけて神宮奉斎会会長を務めた今泉定助の神道教説を検討していきたい。本節は、神宮奉斎会としての連続性の中で今泉の思想を位置づけていくことを目的としているが、今泉の教説を考える上で、川面凡児との邂逅による思想的転換は無視しえないものであろう。この明治期における文献考証学者としての今泉を転換させた川面との出会いは、大正十年頃と考えられており、これについて葦津珍彦は、「大正十年から川面神学を熱心に研究された。しかして、その学説にあるひは感歎し、あるひは批判し、その所見は、毎月のように変った。そして自らの確信を固められた時期が大正十

五年ころ」と論じている。このように今泉は大正十年を画期として川面神学と接近し、大正十五年以降に今泉独自の神道教説を確立していくと考えられるのである。そこで、まず大正十五年以前の今泉の神道教説を確認していききたい。

大正期の今泉の神道教説を考えるために、今泉の「神道」観を「拡充さるべき神道の意義」と「神社非宗教論」から検討してみよう。大正十年に発表された「拡充さるべき神道の意義」において今泉は、「今日唱へられて居る神道なるものは稍もすると狭義に偏するものがないではないが、之れは神道将来のため遺憾に堪へない次第」と述べ、「神道」をめぐる「狭義」な理解を批判して、「神道」を次のように定義する。

吾人の今日いふ所の神道とはそも如何なる意義のものであるか。今之を率直にいへば皇祖皇宗の遺訓、教育勅語にいはれてある斯道に相当するのである。具体的にいへば教育勅語の御精神が神道の精神であるのである。此の道は他国に伝はれる道を邪道と目し、自国以外の国は行はれて居る教をとらへて邪教なりといふが如き井蛙の見とは大に異なり、天地の公道を基として説かれたる聖訓である（『全集』第三卷、九七頁）。

今泉のいう「神道」とは、要するに「教育勅語にいはれてある斯道」であるが、一方で今泉は、「個人的で非国家的」な基督教や仏教と異なり「我が神道に於ては個人を救ふと共に社会国家を救ふことになつて居る」とも「神道」の役割を指摘している。かかる今泉の「神道」観は、大正十五年に発表された『神社非宗教論』でも引き続き主張されていく。

『神社非宗教論』は、「神社神道」が「非宗教」である理由を論じたものである。ここで今泉は、「神社神道」を「国家的」「現在の」「積極的」「立体的」「包容的」「天皇神位的」「統一的多神」とし、「宗教」を「個人的」「未来的」「消極的」「平面的」「排他的」「神仏絶対的」「絶対的一神」と論じて、「神道」が「宗教」の枠組みを超えたものであることを指摘し、「神道も宗教であるといはゞ、吾人は既成宗教を超越したる、一種の宗教であるといひたい」と結論づけている。こうした今泉の「神道」観の根本は、「神道」が「立体的」であることを論じた箇所に示された「神道は昔から政治であると説いた人もあり、又道徳であるといった人もあり、或は宗教であると見た人もある。これは孰れも間違ではない、政治観念の強い人から観れば、政治と見え、道徳観念の強烈な人から観れば、たしかに道徳と見えるのである。」という理解によるといえる。さらに今泉は、祖先崇拜を例に引きながら「神道」と「宗教」の関係を次のように述べている。

祖先崇拜の如き、我が国民一切の道德的規範でなければならぬが、其の敬遠追慕の情け、報本反始の礼、何処までが道德的方面で、何処からが宗教的方面であるといふやうな事は、何人も恐らくは画線を引く事は出来まいと思ふ。報本反始といふことも、多く道德的方面の事のみ用ひられて居るやうであるが、それも考へものである。固より人によりて深淺濃淡の差があることはいふまでもあるまい、唯儀礼として道德的に報本反始を行ふ人もあるであらうが、又人によりては追慕の至情、日夜深刻にして止むに止まれず、衷心より其の礼を行ひ、所謂道德の範圍を超えて、宗教の方面に入して居る人も必ずある事は、何人も想像し得らるゝ事であらう（『全集』第三卷、一四一—一四二頁）。

つまり祖先崇拜は、日本人にとつての「道德的規範」であるが、人によつて祖先崇拜の念には「深淺濃淡の差」があるため、時には「追慕の至情、日夜深刻にして止むに止まれず、衷心より其の礼を行ひ、所謂道德の範圍を超え」ることもあり、「道德的規範」たる祖先崇拜が「宗教」的になりうることを指摘しているのである。その上で、今泉は「神道」の「立体」性を次のように纏めている。

かように一面より見れば、政治と見え、一面より見れば道德と見え、一面より見れば宗教とも見える、此の外神道は法律なりとも、軍事なりとも、衛生なりともいはばいはるゝのである。即ち世の中にありとあらゆる事、何事か神道ならぬはなしで、いわゆる立体的にして、切りはなす事の出来ないのが、我が神道である（『全集』第三卷、一四二頁）。

このように今泉が構想する「神道」とは、政治・道德・宗教をも包括する存在であり、「世の中にありとあらゆる事」が「神道」と解釈されるのである。この「神道」理解は、明治後期から大正期における神宮奉斎会の「神道」観と同一であり、今泉の「神道」観が神宮奉斎会の「神道」観の延長上に位置づけられることが理解できよう。

さて、かかる今泉の「神道」観が前提となつてどのような神道教説が展開されたのかを、大正十四年成立の『国体観念』から検討してみよう。今泉は『国体観念』において従来の国体論を「三種神器の信仰」「王道論」「天然自然の秩序」「安寧平和の好愛」「君臣の結合」「天壤無窮の神勅」に分類した上で、自らの「国体観念の根本」を説明していく。今泉が

国体の根本として重視するのが、「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」の三神勅である。今泉は、「天壤無窮の神勅」を「概観であり形体」と解釈し、「概観たる天壤無窮の神勅を実現」する「内容」を「宝鏡奉斎の神勅」と「神籬磐境の神勅」に求めている。この「内容」とは、「敬神崇祖の表現」である「祭祀」と理解されている。そして「祭祀」を、

祭祀を行ふのは固より人であるが、いはゆる肉体の慾を離れ精神の慾も去つて、至公至平、神の心となつてこれを行ふにあらざれば、真の祭祀とは云はれぬのである。人事神に至るとはこの意である（『全集』第三卷、一二四頁）。

と述べ、さらに、

祭祀を行ふ人が神の境地に進んで始めて真の祭祀が行はれるのである。其の方法は一に人格の修養に俟たねばならぬ（『全集』第三卷、一二五頁）。

と指摘する。要するに「祭祀」は、「敬神崇祖の表現」であり、それを実行するためには「人が神の境地に進む」という「人格の修養」が求められる。そこで重視されるのが「肉体の慾を離れ精神の慾も去る」ことであり、この方法として「禊、祓、鎮魂」が位置づけられる。この「禊、祓、鎮魂」を通して「浄き明き直き正しき誠の心」たる「至誠」が獲得されると論じられているのである。こうした理解を前提として今泉は、「祭祀」の本義たる「敬神崇祖」を「祖先崇拜は言を換ゆれば敬神崇祖である」と位置づけ、祖先崇拜について議論を進めていく。今泉は、祖先崇拜を「我が国民一切の道德的規範でなければならぬ。」と指摘し、次のように述べる。

敬神崇祖には固より道德的方面は多量に含蓄せられるのであるが、猶ほ宗教的方面もあつて、祖先の靈魂不滅を確信し、神靈の冥護を祈り神靈と接触同交し、祖先は又子孫の上に常に冥護を与へ幸福を授くるものなるが故に、子孫は進んで之れに祭祀祈請する意味から云はゞ、宗教的方面も充分含んで居る。祭政一致の国風から云はば、政治的方面の事実も多く含まれて居る。然るに動もすれば祖先崇拜を以て野蛮の遺風とし、敬神崇祖を以て低級の宗教的行為と蔑視するものもある。思はざるの甚だしいも

のである（『全集』第三卷、一二八頁）。

ここでは「敬神崇祖」に「道徳的方面」「宗教的方面」「政治的方面」が包含されていることを指摘し、「敬神崇祖」たる祖先崇拜を「野蛮の遺風」や「低級の宗教的行為」と理解することを批判する。その上で、

実に敬神崇祖の觀念は、日本民族最高の道徳であつて、又其の最大幸福の源泉であり、民族存立の第一義であつて、天壤無窮万世一系に隆昌なる国体の中心的活力で、以つて世界列国に誇る可き優秀点である。（中略）祖先崇拜の觀念の実行が、古来神道として活躍して来たのである。今日こそ国体神道として神社崇敬を指し、宗教神道として宗派に属するものを指して區別して居るが、神道の真生命は茲に存し、以つて国体支持の重任に当りつゝあるのである（『全集』第三卷、一三〇頁）。

と述べ、「敬神崇祖」を「日本民族最高の道徳」にして「幸福の源泉」、「民族存立の第一義」たる「国体の中心的活力」にして「世界列国に誇る可き優秀点」と解釈し、この「祖先崇拜の觀念の実行」を「神道」と位置づけるのである。

このように今泉は、「神道」の中核を「祖先崇拜」たる「敬神崇祖」とし、その表現として「祭祀」を位置づける。この「祭祀」は、「禊、祓、鎮魂」を通した肉体的・精神的な欲を排除するという「人格の修養」によつて獲得された「神の境地」たる「至誠」によつて行われなければならないものとされた。かかる「祭祀」の淵源は、「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」に求められるものであり、「天壤無窮の神勅」によつて定められた「国体」の「内容」として位置づけられている。こうした関係性を前提として今泉は、「祭祀」のための「人格の修養」を通した「至誠」の発露の必要を次のように述べている。

七千万の国民は須く精神肉体二つながら修養を重ねて、天賦の本性に目覚め、神賦の自性に甦つて、神の心にまで立還らなければならぬ。神の心となり得るならば、決して他人を排除し嫉視するの要を認めない。一視同仁自他一体となつて円満なる社会生活を含み、靄々として駘蕩たる春風に浴しつゝ人生を遂げ、国家の隆昌を図り得るのである。延いては大国民の襟度も爰に培はれて、世界の平和に寄与し、社会人類の福祉に貢献することが出来るのである。吾人は至誠を以て万邦無比に優秀なる我が国体

の基礎なりと論ずると共に、今や国民はすべて至誠に立戻つて、此の難局に直面して居る国家に対し、真剣の努力を捧げて行きたいことを熱望するものである（『全集』第三卷、一三七頁）。

ここで今泉は「精神肉体」の「修養」によって「天賦の本性に目覚め、神賦の自性に甦つて、神の心」たる「至誠」に立ち返ることを主張する。こうした「神の心」としての「至誠」によって、人は他人を排除するような思考を捨て、「円満なる社会生活」を送り、「人生を遂げ、国家の隆昌」を図ることができるとする。これにより日本は、「世界の平和に寄与し、社会人類の福祉に貢献」することができると説くのである。

大正期における今泉の神道教説の核心は、「祭祀」の意義を説き、「祭祀」を軸とした「禊祓、鎮魂」による「人格の修養」を普及することによって、「至誠」に立ち返ることにあつたといえよう。かかる今泉の神道教説は、先に触れたように川面凡児との邂逅を経て、さらなる変化を遂げていく。次いで昭和十七年に刊行された『皇道論叢』を検討し、今泉の神道教説の展開を考察してみよう。

『皇道論叢』における今泉の神道教説の特徴は、葦津珍彦が指摘するように天御中主神を重視している点にある²⁸。『皇道論叢』で今泉は、「神代の昔から、語部は禊もし、鎮魂もし、全く神人合一の境地で語り伝へて来た、此の神典に対して我々はなま易しい気持ちで解けるものではない」とし「我々も亦、此の上ない信仰を以て之を解」くという立場²⁹を表明した上で、天御中主神を宇宙の中心と解釈し、次のように論じている。

天之御中主の天と言ふのは宇宙といふことで、御中は申すまでもなく真中と言ふことで真中は中の中の意味である。それから主と言ふことは結局主宰統一と言ふ意味で、天之御中でありますから日本だけの神様で無いことは勿論である。天之御中主神の主といふ一点が中心となつてそれが広まつて宇宙をなしたのである。始めなく、終りなく、幽に通じ、顕に通じ、先づ中心になりますと共に、その作用によつて天地も出来、万有も現はれたのである（『全集』第二卷、六七頁）。

天御中主神は、「日本だけの神様」ではなく、宇宙の「主宰統一」であり、宇宙そのものである。この天御中主神への理解が前提となつて天照大神と天皇の關係が「宇宙を顕せられるのが天之御中主神であり、此の宇宙を主宰せられるのが天照大御神であ」り、

「歴代の天皇は大嘗祭によつて天照大御神そのまゝのお方とならせられる」と位置づけられる。かかる理解が、次に「生成思想」へと展開されている。この「生成思想」は、「一つの物はそれに先行する他の物から成り、又それに後行する他の物に成る、といふ必然性を有する」という理解を基礎とし、

祖先を次第に遡り、根源を次第に追究すれば、全国民は同一の祖先に帰着し、全人類は同一の祖先に帰着し、全生物界は同一の根源に帰着し、宇宙万有は同一の根源に帰着する。斯く根源を同じくする万有の一体的存在が、宇宙の実相であるから、宇宙万有同根一体の原理は、宇宙間の普遍の真理になるのである。斯くして、生成思想のみが、真の一元主義に帰着することが出来るのである。

根本末梢の縦の体系は、斯様に必然的に一元主義に導かれるものであるから、之を横にした中心分派の組織は、又必然に一元に帰する。小さな単位の中心分派組織は、大なる単位の中心分派組織の一分子となり、その大なる単位の中心分派組織は、又一層大なる単位の中心分派組織の一分子となる。斯様に、小なる単位より大なる単位へ秩序整然として無限の中心分派組織を展開し、宇宙全体が、一つの中心分派一体組織であるといふことが、必然の帰結になる。(中略)此の唯一不二の根本中心を、天之御中主神と申すのである。是れ我が生成思想の出発点であると同時に、又その帰着点である(『全集』第二巻、七五―七六頁)。

とあるように、宇宙万有の「根源」たる天御中主神を軸とする「中心分派組織」によつて宇宙が構成されるとする「一元主義」として把握される。この「生成思想」は、「人生観に発展すれば、必然に家族一体主義となり、家族主義の発展した国家主義になる」とされ「其の再考理想形態は、万世一系君民一体の我が皇国である」と解釈されていくが、ここで注意されるのが「家族主義」である。今泉は「家族主義」の基盤を、国体の淵源たる「斎鏡斎穂の神勅」に求めつつ、「祖先と子孫とを一貫する血族相続を中核として、家長制度の下に家族団体を造ること」を「家族主義」の内容とし、「皇室に於ける家族主義」が「同時に臣民の間に於ても家族主義の確立したことを意味し、民族全体が家長制度、家族主義の下に国家を形成」したと解して、これを「実に我が国体の大本」と位置づける。さらに、この「家族主義」について「我が国民の特長たる祖先祭祀」を通して詳細に解説している。ここでは「祭祀」を「誰でも人間が神になれることを教へ」るものと捉え、「祭祀」

を「氏神祭祀」と「産土祭祀」に大別し、「氏神祭祀」が「斎鏡斎穂の神勅」に、「産土祭祀」が「神籬磐境の神勅」に淵源することを指摘する。この「産土祭祀」は、

郷土の生成発展、国家の修理固成と不二一体なる神霊の祭祀である。全身生命を皇運扶翼に捧げた神霊の祭祀である（『全集』第二巻、四五四頁）。

とされる。対して「氏神祭祀」は、

子が祖先を祭るのは敬愛謝恩の至情から出てゐることは云ふまでも無いことであるが、看逃してならぬことは親の心と一つにならうと云ふ祖孫一体の信念であつて、窮極祖神に至るのである。言葉を換へて云へばそれは家に於ける祭政一致に外ならぬのである。かうして祖先を祭り、祖先の大祖先を祭り、次第に遡つて国民の宗家たる皇室の大祖先にまします皇祖天照大御神を奉斎することになるのである。

天照大御神の御分霊が神流れに流れて私共に及んでゐる。斯様にして祖神の霊は精神となり、血となり、肉となり、又私共から子孫へ子孫へと伝はり行く所の霊である。自分はたゞの自分では無い。無限に生成発展する宇宙の一部を成してゐるのであつて、天皇に奉仕し奉つた祖先の血を又良く子孫に残し伝へて行く生成発展の一楔であることに心を留めねばならぬのである（『全集』第二巻、四五五頁）。

と述べられている。つまり「氏神祭祀」とは、「親の心と一つにならうと云ふ祖孫一体の信念」によつて祖先を祭り、「祖神に至る」ことである。この祖先祭祀は、遡ることによつて「国民の宗家たる皇室の大祖先にまします皇祖天照大御神を奉斎」することに連結される。また一方で人には、「天照大御神の御分霊が神流れに流れ」て受け継がれてゐるとし、「祖神の霊」は子孫へと「伝はり行く所の霊」と解釈される。そして人とは、自らが祖先から子孫への連続性の中で「無限に生成発展する宇宙の一部」であることが指摘される。ここから今泉は、「家族主義」の中核として「祖先祭祀」を位置づけていることが窺い知れよう。

また今泉の神道教説で注意される点に禊祓の重視があげられる。禊祓自体は大正期においても重視されていたが、『皇道論叢』では、より詳細に禊祓の意義が説かれている。今泉は、禊を「内部に於ける霊魂の活動が、疲弊困憊したから、外部から大自然の霊気を振り

注ぐこと、即ち「靈注ぎ」である。而して、腐敗混乱したる部分を摘出し、淘汰すること、即ち「身削ぎ」である。」とし、祓を「張る靈」である。弛緩せる靈魂を、緊張せしむることである。これによつて、外面的に一切の汚穢を「掃ひ」清めること」と解釈している⁸⁰。かかる理解は、今泉の特異な「靈魂」観によつて主張されていると考えられる。今泉は、「宇宙万有は悉く靈魂によつて生成し発展し、宇宙間の一切の存在、一切の活動は悉く靈魂の性質に帰す」としつつ、「靈魂」に二つの態様「直靈」と「禍津毘」があると説く。「靈魂は本来一体を原理」とし、「万有を顕現しても、此等は悉く同一の根源から出たもので、又同一の根源に還る」が、この「靈魂」の根源に還ろうとする働きが「直靈」とされ、分裂の作用が「禍津毘」と理解される。この「靈魂」観は、「禍津毘が直靈に転回することが生成発展の要件」とされ、その「転回の原理を実現するものが、禊祓の行事」と位置づけられる。そのため、この「靈魂」観は、今泉の「生成思想」の一翼を担っていることが窺われよう⁸¹。

このような今泉の神道教説は、最終的に「皇道文化を以て世界人類を救済すべし」へと結実していく。今泉は、「皇道」を「神道」と解し⁸²、「神武天皇の即位建都の大詔」を引用して、

誠に八紘一宇、皇道世界の御実現は、天津日嗣の天皇の大業であらせられる。此の広大無辺なる御使命を拝して、吾々臣民の皇運扶翼の任務も、亦重大無限なることを感じない者はあるまい。皇祖より下されたる天壤無窮の神勅は、唯天地と共に限りなく栄えるといふやうな簡単な意味ではない。全地球の修理固成、全世界の皇化の為に幾千年の努力を要し、必ずそれが実現して、全世界即ち神洲の境に達し、宇宙と一体なる生成発展完成を遂げることを暗示せられたのである。吾々臣民の皇運扶翼の窮極目標も亦茲にあることを、深く悟らねばならぬ（『全集』第二巻、五〇九頁）。

と述べ、「天壤無窮の神勅」に「全地球の修理固成、全世界の皇化の為に幾千年の努力を要し、必ずそれが実現して、全世界即ち神洲の境に達し、宇宙と一体なる生成発展完成を遂げること」が示されていると理解し、そこに「皇運扶翼の窮極目標」があることを指摘する。そして今泉は、「混沌たる絶望と破壊の中に生」じた「個人主義」や「自由主義」を批判し、これを「禍津毘」と位置づけた上で、これを「矯正して一体的建設をなす作用を直靈といふ。世界の人類は、禍津毘の文化に毒せられて、流難困憊してゐるのが、今日の実

状である。之を匡救する直霊の文化が我が皇道である。禍津毘の文化を絶滅して、直霊の文化によつて全人類を浄化し、その生成発展をはかることは、神国日本に課せられたる神聖なる任務」であり「宇宙の大道である。」と結論づけるのであった²²⁾。

このように昭和戦前期の今泉の神道教説は、天御中主神を中心とする「生成思想」とそれを支える「霊魂」観によつて構築されたものであり、この「生成思想」と「霊魂」観に裏つけられた「皇道」によつて全世界を「救済」することが目的とされるものであったのである。かかる今泉の「皇道」観は、今泉逝去後の昭和二十年三月、藤岡好春会長と宮川宗徳専務理事によつて、神宮奉斎会の「寄附行為」第一章第二条に「皇道発揚ヲ図ル」ことが明記され、「本会終局ノ目的ガ皇道ノ発揚ニ在ル」ことが確定し、今泉の神道教説は奉斎会の活動理念として明確に位置づけられていくこととなつたのである²³⁾。

おわりに

以上、本章では、明治十五年に神宮教導職分離によつて成立した神宮教から、神宮教が財団法人へと「非宗教」化して成立した神宮奉斎会において展開された神道教説を検討してきた。最後にこれまで述べてきたことを纏めた上で、この神宮教院時代から神宮奉斎会に至る神道教説の展開における連続性と変化について言及し、本章を終えたい。

神宮教院時代の教説は、造化三神が「鎔造」し、神々の神徳を天照大神が大成したという理解を中心に据えながら、天照大神を中心にしなごら大國主神、産土神の關係と世界観を再編した上で、死後の賞罰を軸に善行を勧め、造化三神と天照大神から賦与された良心を全うすることにより「死後の安心」を得ることが可能となるとし、さらに神宮の教化体制における神宮大麻の頒布の位置づけと関連して、教説上に天照大神の存在が大きく前景化してくる。こうした神宮教院の教説は、祭神論争と神宮教導職分離による神宮教成立を経た藤井稜威の『神宮教会要旨』に所収された「三条教則」や「五条の神誠」を軸として「死後の安心」と「天神」への信仰が結合された教説に連続していくこととなる。一方で「惟神旨三章」を軸に展開された教説では、天御中主神を重視した上で、世界観が再構築され、「死後の安心」よりも人としての「本分」を尽すことを重視する教説が展開されていくこととなる。こうした二つの潮流は、現実の行動を重視する教説が展開された「惟神旨三章」の註釈が明治二十六年に『神宮教立教大意述義』として再版されたことから窺い知れるように、神宮教の教説が神宮教院時代の教説に比較して現実の行動を重視する教説へ

と移行していったことを示していると考えられるのである。かかる神宮教における教説は、明治三十二年に神宮奉斎会が成立すると、「死後の安心」に関わるような教説が抛擲された上で、奉斎会が宣揚する「斯道」を、政治や宗教を超越した「国家固有の道」であり、「国民道德の基本」とする理解を前提とした「神勅」や「勅語」等の「古典」を重視する教説へと変化していくこととなる。そして明治期の『神勅勅語解義』では、「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」に国体や天皇・国家を保障する「神勅」としての理解が示され、これに関連して天照大神の存在が教説上に前景化するとともに、「教育勅語」に示された「徳性」を発揮することの意義が指摘されていく。

次いで大正期の『神宮大麻と国民性』に至ると、「大麻拜授」を国民の天照大神に対する「絶対的崇拜」の発露とする理解を前提として、「敬神」を「国民性」の「本源」として位置づけ、これが「宗教」を超えた「政治、教育、宗教、道德、倫理一切」を含むものとして解釈される。さらには天照大神が「皇室」と「国民」の祖先として「玲瓏たる慈恵仁愛の恵徳、円満なる平和寛大の慶徳」を授ける存在として位置づけられ、天照大神への「敬神」が教説上に強く主張されていくこととなる。また『敬神と實際生活』では、「敬神」が国民の「良風美俗」たる「国民性の結晶顕現」にして、「国家の生命精髓」たる「建国の精神」による「国体の本義」とされ、天照大神を「実に宇宙の大霊たる造化の三神、並に天津神諸々の神徳、神霊の結晶表現にましまして、広大無辺の神徳を具備し給ふ」存在と位置づけ、天照大神を中心とする神々への「敬神」が「国民性の特色」として捉えられている。そこでは「禊祓」に示された公明正大の「誠心」が国民性の根源とされ、この「国民性」の「発露」が「謝恩」と「報本」を軸とする「人道」とされ、この精神が具体的に顕現したものを「祭」と解釈した上で、人は「神を忘れて活動すること出来ず、神を離れて生存」できない存在と捉えられていた。

このような明治後期から大正期にかけての神宮奉斎会の教説を受け、大正後期から昭和戦前期にかけて今泉定助の神道教説が展開されていく。大正期における今泉は、「神道」を政治・道德・宗教をも包括する存在と捉えた上で、「祭祀」の意義を説き、「祭祀」のための「禊、祓、鎮魂」による「人格の修養」によって獲得される「至誠」を重視する教説を展開し、さらに昭和戦前期に入ると「神道」を「皇道」として位置づけ、天御中主神理解を軸とした独自の宇宙観と「生成思想」が展開され、「禊祓」を通じた特異な「靈魂」観を主張した上で、この「生成思想」と「靈魂」観に支えられた「皇道」思想によって全世界の「救済」を目的に設定する神道教説が構築されていくこととなった。

以上のような神宮教から神宮奉斎会の神道教説の展開をみたとき、神宮教院時代から一貫して主張されていることが「敬神」を説くことにあったことはいうまでもないが、これに関連して重視されたのは、神々から賦与された良心を全うすることを、人としての本分を尽くすこととする理解であったといえる。即ち、神宮教院時代は「死後の安心」を軸に造化三神と天照大神から賦与された良心を全うすることが説かれ、神宮教時代は人としての本分が「天皇に臣事し国民の義務を尽し忠誠を励むことを祖先や子孫に対して率先して勤めていくこととされた。神宮奉斎会時代には「教育勅語」に示された「徳性」の發揮が主張され、大正期には天照大神や天皇の「円満なる平和寛大の御聖徳」を世界に拡張することが日本の使命として位置づけられていった。そして大正から昭和戦前期の今泉定助に至ると「人格の修養」による「至誠」を重視する教説が展開され、さらには天御中主神中心とする宇宙観に依拠した「生成思想」と「靈魂」観を軸とする「皇道」思想による世界の「救済」が「皇運扶翼の窮極目標」とする教説へと結実されていくこととなる。こうした教説の根本的な目的には、いずれも「敬神」を軸としつつ、神々から賦与された本分を尽くす必要を主張するものであったことが窺い知れよう。一方で、この神々から賦与された本分を尽くすという教説を支える論拠については、歴史的展開の中で大きく変化していったといえる。神宮教院時代は「死後の安心」に関わる賞罰論によって説かれていたし、神宮教時代には祖先から子孫への連続性の中で本分を尽くす意義が主張された。神宮奉斎会時代にはこの点を支える論拠に「教育勅語」や「国民性」が主張され、今泉も「生成思想」や「靈魂」観を根拠として提示しつつ、これを説いたのである。

このように神宮教院から神宮奉斎会に至る神道教説は、「敬神」を説くことを中核としつつ、神々から賦与された本分を尽くすという教説を一貫して堅持しながらも、それを支える論理に大きな変遷があったのである。こうした変遷は、神宮教院や神宮教・神宮奉斎会を取り巻く制度的な変遷に伴うものであったが、決定的な変化となったのは、明治三十二年の神宮教の「非宗教化」であり、これによって神宮奉斎会は「死後の安心」に関わるような「宗教」的言説を徹底して排除することになった。一方、そうした展開から「神道」を政治・宗教・道徳を包含するものとする理解も主張されていくこととなる。この「非宗教」化によって神宮奉斎会は、神宮教院から神宮教時代にかけて展開された神道教説を放棄し、新たな「神道」理解を前提としつつ、「神勅」や「勅語」に根拠を求めた教説を再構築していく。そこで重視されたのが、明治期においては「教育勅語」であったのであり、大正期では「国民性」であった。そして、このような神道教説は、今泉定助へと連続して

いき、新たに「禊、祓、鎮魂」といった行法を今泉が取り込むことによって、決定的な転換を遂げ、これまで展開された神宮奉斎会の神道教説の延長上に、特異な「皇道」思想を展開するに至ったと見做すことができるのである。

註

「神宮教院の教化・出版活動については、河野省三『宮川随筆』（神宮文庫、昭和三十七年）、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）、阪本健一「明治初期における神宮の教化活動」、神宮の御改革と大教宣布運動」（ともに『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、三木正太郎「浦田長民を中心とする―神宮祠官の活動」（『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、西川順土『近代の神宮』（神宮司庁、昭和六十三年）等の研究がある。

「前掲岡田『東京大神宮沿革史』、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、阪本是丸『東京大神宮百年の歩み』（東京大神宮、昭和五十五年）。

「菅浩二「日清戦争期の神宮教と海外神社―台湾神社初代宮司・山口透の生涯（前）」、『台湾神社の四十五年間―台湾神社初代宮司・山口透の生涯（後）―』（ともに『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神社と祭神―』所収、弘文堂、平成十六年）、黒田宗篤『宮地巖夫研究―その半生について―』（玉廬舎塾、平成二十三年）。

「『今泉定助先生研究全集』全三巻（日本大学今泉研究所、昭和四十五年）、今泉定助先生五十年祭記念事業実行委員会編『源泉への回帰』（新生創版、平成六年）、葦津珍彦「神道学史上の今泉定助先生」（『葦津珍彦選集』第三巻所収、神社新報社、平成八年）、昆野伸幸「日本主義の系譜―近代神道論の展開を中心に」（『岩波講座 日本思想』第一巻所収、岩波書店、二〇一三年）。

「祭神論争については、藤井貞文『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）、原武史『（出雲）という思想―近代日本の抹殺された神々―』（講談社学術文庫、二〇〇一年）、藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）等を参照。

「『神宮司庁公文類纂』による。尚、本章では、前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」四二―四三頁に翻刻されたものによった。

「惟神旨三章」は、次の通りである。

惟 神 旨

- 一、天祖天之御中主神、大元の初に天地日月を鎔造し、神人万物を化育し給ひし其産靈の神徳を講明す、
 - 一、皇祖高皇産靈神、天照大御神の皇孫に神器を授けて、天宗一系の基を開き給ひ、斯民を治め給ひし本教の原由を詳悉す、
 - 一、人をして大倫を修めしむるに惟神の大道を以てし、幽顕の神理を究窮して、其安神を遂けしむ
- はその大旨なり

前掲岡田『東京大神宮沿革史』五〇頁。

⁸ 前掲同。

⁹ 前掲同、九三―九四頁。

¹⁰ 以下、特に断りのない限り、全て前掲の『東京大神宮沿革史』によって記述している。

¹¹ 国立国会図書館所蔵、藤井稜威『神宮教会要旨』（明治十七年）。

¹² 尚、明治十七年八月には教導職制度が廃止されたため、これは神宮教の職制のことである。

¹³ 藤井稜威の生涯については、「藤井稜威大人略伝」（国会図書館所蔵『藤井稜威大人拾年祭歌集』所収、神宮奉斎会広島本部、明治四十二年）を参照した。また、藤井の弟は、賀茂真淵の家を継ぎ、明治四十二年から昭和十三年までの約三十年にわたって靖國神社宮司を務めた賀茂百樹である。賀茂百樹については、藤田大誠「国家神道と靖國神社に関する一考察―神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐって―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』一、平成十九年）を参照のこと。

¹⁴ 『教林』第三号（明治二十六年九月）。

¹⁵ 「五条の神誠」の具体的内容とは、「天津御祖を敬ふべし」「皇国の御恩を念ふべし」「人たる道を守るべし」「家業を励み勉むべし」「悪行ひなかるべし」である。

¹⁶ 国立国会図書館所蔵、藤井稜威『神宮教立教大意述義』（神宮教々校、明治二十六年）、『神宮教立教大意述義詳解甲』（神宮教々校、明治二十七年）。尚、『神宮教立教大意述義詳解甲』には、『神宮教立教大意述義』出版の経緯について次のようにある。

明治十六年のころ神宮教立教大意を解きて、神宮教会要旨の第二、三の巻とし、なほ其解を委しくせんとして、四説、四神理の八題を作りたり、又同十八年八月十日より、二十日の間、広島本部にて、各教師を集め、講究せし時講義せし其書取を教導職必携、また教旨といひて、修徳雑誌に掲げ、後に神宮教と称ふ一冊となせるものもあり、今年神宮教々校にて、教典を講明する為にとて、ちりぐなるものどもをとりあへず、集めきて、こと多くて文詞のとりぐなるをも正しあへず、こゝに題名を作り、本編をなしつ、心厚き人は、思漏らしつることどもを、よく訂し給ひてよ（『神宮教立教大意述義詳解甲』一頁。）

こ尚、『神宮教立教大意述義詳解甲』は、その題名から察するに、『神宮教立教大意述義詳解乙』も存在したと思われるが、管見の限りでは、確認出来ておらず、今後の課題としたい。ちなみに『神宮教立教大意述義』と『神宮教立教大意述義詳解甲』は、『神宮教会要旨』に多少字句の修正等を行ったものであるが、教説内容について大きな変更はない。また『神宮教立教大意述義詳解甲』の内容は、『神宮教立教大意述義』の用語に関する詳細な註釈である。

¹⁸ 當山亮道『神勅勅語解義』（攷古社、明治三十四年）、當山春三『神宮大麻と国民性』（神宮奉斎会本部、大正五年）、『敬神と實際生活』（神宮奉斎会宮城本部、大正七年）。また當山春三には、他に『敬神と實際生活 続』（誠之堂書店、大正十二年）という著作も存在する。この本は、その題名から窺われるように『敬神と實際生活』の続編と位置づけられる。尚、本章で参照したこれらの文献はいずれも国立国会図書館所蔵のものである。

¹⁹ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』一二六頁、一三六頁。国立国会図書館所蔵『養徳』第三卷三号（明治三十七年二月）。

²⁰ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』二三九—二四六頁。

²¹ 前掲當山『神勅勅語解義』「例言」一頁。

²² 前掲當山『敬神と實際生活』「例言」一頁。

²³ 阪本是丸「日本ファシズム」と神社・神道に関する素描」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第六号、平成二十四年）二頁。

²⁴ いずれも前掲の『今泉定助先生研究全集（以下全集と略す）』に翻刻されている。

²⁵ 前掲『全集』八頁。

²⁶ 前掲同、一一—一二頁。

²⁷ 前掲同、一三頁。

²⁸ 神宮教院時代のより詳細な教説展開については、本論文第五章を参照のこと。また、こうした神宮教院を中心とする体制を前提として構築された教説は、一方で出雲派の批判を招き、祭神論争へと発展していくこととなる。祭神論争は明治十四年勅裁によって終結したが、十五年には神宮教導職分離をもたらすこととなるのである。

²⁹ 『神宮教会要旨』第一巻、一丁才

³⁰ 前掲同、一丁オーウ

³¹ 前掲『神宮教会要旨』二巻、三丁才。他に藤井稜威は、古典に記された造化三神の神徳を次のようにも述べている。

天地日月を鎔造し神人万物を化育し給ひしと云は天御中主神は原質を創生化造し産霊神は万物を鎔造化育し給へることをかく文を対して成せるなり（『神宮教会要旨』第二巻四丁才）

³² 前掲同、五丁ウ。

³³ 前掲同、六丁ウ。

³⁴ 前掲同、四丁オーウ。

³⁵ 前掲岡田『東京大神宮沿革史』一七四—一七五頁。

³⁶ 「神宮奉斎の本領を明にす」（『祖国』第一号、明治三十二年九月）。

³⁷ 前掲「神勅解義」一頁。

³⁸ 前掲同、一〇—一一頁。

³⁹ 前掲同、一六頁。

⁴⁰ 前掲『敬神と實際生活』、一二二頁。

⁴¹ 前掲同、七五—七六、八〇頁。

⁴² 前掲同、一二六頁。

⁴³ 葦津珍彦「今泉定助先生を語る」（『全集』第一巻所収）四六頁。

⁴⁴ 前掲『全集』第三巻、九六頁。

⁴⁵ 前掲同、九八頁。

⁴⁶ 前掲同、一四五頁。

⁴⁷ 前掲同、一四一頁。

⁴⁸ 前掲同、一一九—一二二頁。

⁴⁹ 前掲同、一二四頁。

⁵⁰ 前掲同、一二六頁。

- ⁵¹ 前掲同、一二八頁。
- ⁵² 前掲葦津「神道学史上の今泉定助先生」七七五頁。
- ⁵³ 前掲『全集』第二卷、六三頁。
- ⁵⁴ 前掲同、六〇頁。
- ⁵⁵ 前掲同、七四頁。
- ⁵⁶ 前掲同、四三〇頁。尚、今泉はこれまで重視されてきた「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」の内、「宝鏡奉斎の神勅」に「斎庭稻穂の神勅」を加え「斎鏡斎穂の神勅」として解釈をしている。前掲同、一三二―一三三頁も参照のこと。
- ⁵⁷ 前掲同、四三一頁。
- ⁵⁸ 前掲同、三六一―三六二頁。
- ⁵⁹ 前掲同、三六三頁。
- ⁶⁰ 今泉定助「皇道の真髓」（前掲『全集』第三卷所収、昭和九年三月）二〇九頁。
- ⁶¹ 前掲『全集』第二卷、五一三頁。
- ⁶² 前掲岡田『東京大神宮沿革史』二六〇頁。

結論

はじめに

本論文では、明治五年に神宮の教化活動を担うべく設立された神宮教院・神宮教会、さらには、それを母体として成立した神宮教・神宮奉斎会の歴史的展開を軸としながら、近代の神宮教化を担った組織と、そこで展開された教説に焦点を当て、近代における神宮教化の歴史的展開を二部八章にわたって検討してきた。最後にこれまで論じてきた各章の結論を要約して提示するとともに、本論文全体の結論を示し、今後の課題についても言及して本論文を終えたい。

一、第一部各論考の結論

第一部第一章では、明治初年における神宮の教化体制を特に神風講社に着目して検討を加えた。明治四年の改革を経た神宮は、五年から神宮教院や・神宮教会・神宮東京出張所等を設立し、国民教化運動に取り組んでいき、そこで旧来の伊勢講が神風講社として結収されていくこととなった。この神風講社は、先行する愛国講社の商会類似活動をめぐる大蔵省、教部省、大教院、神宮の議論が前提となつて規約が作成され、それに従つて結収が行われていった。当初の神風講社は、五十戸以上を分掌する「世話掛」の上に百戸以上を分掌する「取締」五、六名を纏めて一講社という形態であった。この神風講社は、明治八年末から再編成され、神宮教院を中心としに本部教会、各県教会、分教会、その下に一万戸で一講社というように組織化されていった。この神風講社の結収は、従来の伊勢講を再編しつつ、明治十年以降は、各地の神社、神職、教導職、神道事務分局、神宮教会が連携し、神道事務局と神宮の教化活動の一環として結収を行つていった。また、神宮教会や神道事務分局の活動費用は神宮大麻頒布による初穂金によつて支えられていた。尚、このような神風講社の活動は、『教会大意』を中心に、「三条教則」や「五条の神誠」が倫理的な規範とされ、神道信仰によるキリスト教対策と金銭を積立てることによる相互扶助を基本的な目的としながら、人心の一致と団結による国家・公共に資する事業を行うことも視野に入れられていた。

第二章では、第一章で構築されていた神宮を中心とする教化体制が、明治十五年の神

官教導職分離により神宮から離れ、神宮教としてどのような展開を遂げたのかを検討した。神宮教は、明治十七年に教導職制度が廃止されたことを受け、十九年に「神宮教教規」を定め、二十六年には「教規」を大幅に改正し教団組織を固めていく。とりわけ二十六年は、神宮教にとって画期であり、「教規」の改正以外にも、独自の機関紙発行や人材養成機関たる「神宮教々校」の設立が決定されている。このような神宮教の制度的展開を前提としつつ、その活動としては、祭祀・教育・教化に大別される活動が展開され、特に説教活動を積極的に行っていた。かかる神宮教の説教活動を支えた教師は、教師の資格や神宮教々校の教育制度から窺い知れるように、神宮教の教義に関わる知識のみならず、国学的な素養も求められており、そこから神宮教と皇典講究所・國學院と特異な関係を構築していたのである。こうした神宮教は、明治三十二年教団組織を解散し神宮奉斎会へと発展を遂げることとなる。

第三章では、神宮教が「非宗教」化して成立した神宮奉斎会の活動を軸としながら、近代神道史における「祭教学」の関係性を検討したものである。神宮教は、その活動を「公認教制」下の「宗教」として相対化されることを回避するために「非宗教」としての神宮奉斎会を設立する。こうした動向は、明治二十年代の神宮教における紛擾を経て主張されていた。そして、神宮教から「非宗教」化を遂げた奉斎会は、「宗教」的な言説を封じ、自らの活動を「国民道徳」として位置づけた上で、神宮大麻・暦の頒布活動や「国礼」執行、「勅語勅諭」を基とする講演等を活動の主軸としていく。こうした活動は、大麻頒布が神宮の「宗教」性に関わる行為であるとともに、その収入が奉斎会の目的に沿う活動に使用される重要な事業であり、奉斎会と神職会の一体化を進める役割を果たし、「国礼」執行、特に神葬祭の介助は、日露戦争を契機として戦歿者祭祀へ奉斎会が積極的に関与する結果を招来した。そのため神宮奉斎会は、「祭教分離」によって「宗教」的な行為が制限されていた「祭祀（神社）」の「宗教」性を、「祭祀」と同じ「非宗教」という枠組みに属しつつも、補う行為であったとみなすことができる。また、奉斎会は、「学事（皇典講究所）」とも、明治三十五年の火災を契機として、共同業務執行の契約を締結し、共同業務執行費を支払いつつ、人的な一体化を進めていき、皇典講究所の「国学」研究と、その社会的発信を支えてもいた。かかる奉斎会の活動は、「国典」に依拠することを「非宗教」としての重要な根拠としていたが、この理論は、明治四十年頃にその矛盾を露呈していくこととなる。他方で、「祭教学分離」によって「祭祀」「学事」と分離し、「宗教」へと位置づけられた「教派」は、教師任命をめぐって「祭祀」「学事」と一定の関係を有しており、四十年

には「祭祀」「学事」と「教派」が、両者を分かち「宗教」の垣根を越えて「教育勅語を遵法し斯道の発展を図る」とを目的とした神道同志会を結成する。これは十五年以降も、この三者が人的な面から関わりを有していたことによるものであり、特に「学事」が「祭祀」と「教派」に対し、人材養成という側面から両者の結節点としての位置を確保していたからと考えられる。かかる「非宗教」としての「祭祀」「学事」と「宗教」としての「教派」の関係性は、「祭教学分離」が三者の断絶そのものを示すものではないことを意味しているといえる。

第四章では、大正から昭和戦前期の神宮奉斎会の活動を確認した上で、奉斎会の活動や理念がどのように戦後の神社本庁体制へと連続しているのかを論じている。大正期の神宮奉斎会は、神宮大麻暦の頒布権の喪失や神部署支署の全廃、伊勢大本部廃止、関東大震災等により、会勢は極度に消極的になっていったが、大正十年今泉定助が会長となると奉斎会の立て直しが図られていく。さらに昭和十九年の今泉逝去後には、藤岡好春会長と宮川宗徳専務理事の下、戦時に即応した体制へと改革が進められ、終戦後も戦後の混乱に対応するための改革を進めていく。一方、GHQによる占領政策が進められる中で奉斎会は、他の民間神祇関係団体たる大日本神祇会・皇典講究所と協力し神社本庁設立に関与していくこととなる。そして、昭和二十一年に神社本庁が開庁すると、奉斎会専務理事であった宮川宗徳が初代事務総長に就任し、神社新報社・神道文化会等を含む、戦後の神社本庁体制の確立に尽力していく。このような展開の中で奉斎会は、奉斎会本院をはじめとした相当の設備を有する「地方本部奉斎所」を、「大神宮」として神社本庁体制下の「神社」へと再編し、他にも伊勢神宮講社を設立して戦後体制の中で神宮信仰の宣揚に尽力する。さらに宮川は、本庁退任後も、神宮の式年遷宮斎行を目的とする式年遷宮奉賛会を結成して、昭和二十八年に遷宮を斎行し、この神宮式年遷宮奉賛会を財団法人伊勢神宮奉賛会へと改組して、神宮や神社界を援助するための活動を展開していくのであった。

こうした第一部における神宮教化の制度・組織における歴史的展開を踏まえた上で、第一部全体の結論としていえるのは、明治から大正、昭和にかけて神宮教院・神宮教・神宮奉斎会は様々な紆余曲折・変遷はあったものの、戦後に至るまで一貫して神宮教化に取り組んできたことであり、さらにはそうした活動の傍ら、戦後の神社界を担ってゆく全国神職会・皇典講究所と密接な関係を構築しつつ、近世以来の伊勢信仰を有する人々を結集して保持した上で、これを戦後の神社本庁体制へと繋いでいった点にあるといえよう。そして、神宮奉斎会は戦後解体されたが、神社本庁や「大神宮」「伊勢神宮講社」等として神社

本庁体制の中へと再編成されたことにより、戦後の神社界へと奉斎会の理念を継承し、以降神社界の取り組みを通じて戦後の神宮教化へと繋がっていったといえるのである。

二、第二部各論考の結論

第二部第五章から第七章までは、いずれも祭神論争に関わっていく論考といえる。

まず第五章では、神宮教院出版の教説書を通して神宮教院において展開された神道教説の歴史的展開を検討した。神宮教院では、教説の中心に造化三神と天照大神を位置づけ、造化三神によって「鎔造」された世界が、天照大神によって完成され、天照大神を造化の神徳や八百万の神々の神徳を大成した存在と位置づけつつ、「死後の安心」を軸に善行を勧める教説を展開していく。こうした教説は、明治八年に「死後の安心」が教説の中核的な課題に位置づけられ、「祓」の教説が浮上してくる。そして、「死後の安心」と「祓」が結合した教説を踏まえつつ、十年に神宮を中心とする教化体制が確立し神宮大麻の頒布と関連して、信仰の対象としての天照大神の存在が大きく前景化したことにより、大国主神や産土神の位置づけが再編されることになる。このような神宮教院の教説展開は、国学を基盤としつつ、キリスト教対策を課題としながら、神宮を中心とした教化体制の展開に従って構想されていったと考えることができる。

さらに第六章では、祭神論争において「伊勢派」の領袖として活動した田中頼庸の教化に関わる問題意識と神道教説を検討した。田中の問題意識には、如何にして強固な祭政一致体制を構築し、それを維持するのかわという問題意識を有しており、そのためには、神道による「教法」を一般に對しどのように教化していくのかという必要を認識していたといえる。このような問題意識に立脚しつつ、田中は、『三条演義』で天照大神を「宇宙の大主宰」と捉えつつ、その「神徳」を蒙らない存在はないと指摘し、人の靈魂が「天神」の「神徳」によって賦与されたものであり、その靈魂が死後「人の本世」たる「神界」に帰るとしつつ、人が本分を尽くせば「神賞」を得、本分を尽くさなければ「夜見国に遂遣れて永世艱苦」を受けるという教説を展開する。さらに『神徳論』では、天照大神を「無上ノ至尊」と捉え、その神徳を「他神ノ比」ではないとしつつ、偉大な神徳ほど一般に理解されがたいと指摘して、「神徳」によって「神ノ賞」と「神ノ罰」を受けるという解釈を導いた上で、「己ガ身ヲ修メ君父ニ能ク事ヘ妻子ヲ愛育」し「各自其ノ職ヲ勉勵」して「国家ノ隆盛」と「一家ノ幸福」を祈り、「無量ノ神恩ニ報答」することによって「神ノ賞」を得るこ

とができる」と説くのであった。かかる田中の教説は、神宮教院の教説と比較すると、細部においてやや異なる点も存在するが、基本的な枠組みにおいては決定的に相違しないものであったことが重要と考えられる。そのため田中は、自身が構想した神道教説とともに、神宮を中心とする教化体制から構想された神道教説をも前提に有しながら、神宮を中心とする神宮や神道事務局の教化体制の確立に従い、その中心に位置しながら、「伊勢派」の領袖として神道事務局神殿に対する千家尊福を中心とする「出雲派」の主張に反対していったと考えられるのである。

次いで第七章では、祭神論争を「伊勢派」「出雲派」の両者が構築した教化体制に目配せしながら、その対立を検討することにより「神社」と「国学」の関係を考察したものである。ここでは、「伊勢派」と「出雲派」が互いの教化体制を前提としながら、ともに「死後の安心」を得ることによる教説を展開したことを確認し、そこで「死後の安心」を得るための具体的な信仰対象として天照大神と大国主神の存在が浮上してきたことにより、神道事務局神殿をめぐる対立が生じたのであった。また、このような「伊勢派」「出雲派」とも一線を画す、「死後の安心」をめぐる問題よりも現実世界での行為を強く意識した教説を展開したのが常世長胤であり、ここから祭神論争における教説的対立の多様性が指摘できる。さらに、このような対立を前提とする古典解釈の対立についても言及しつつ、祭神論争における対立の根本的原因を、近世「国学」と「神社」の結合によって、両者の宗教性が教説上に前景化していく中で問題化したものであることを指摘した上で、「神社」と「国学」の関係が神官教導職分離という「祭教学」分離によって、「神社神道」と「明治国学」へと分化するとともに、「宗教」としての「教派神道」が成立し、これ以降、新たな「神社」「宗教」「国学」の関係が構築されていくこととなると結論づけた。

第八章では、祭神論争と神官教導職分離を経て成立した神宮教・神宮奉斎会の神道教説を神宮教院時代からの連続性を意識して検討を進めた。神宮教時代の教説は、神宮教院時代に展開された造化三神と天照大神を中心に天照大神に対する信仰によって「死後の安心」を得ることができるという教説を維持しつつ、一方で人としての「本分」を尽すことを重視する教説が展開されていく。こうした教説は、特に人が「本分」を尽すことを説く教説が神宮教において重視されていくこととなる。こうした教説の移行もありつつ、明治三十二年神宮教は解散されて神宮奉斎会が設立されることとなる。奉斎会では、「死後の安心」に関わるような教説を宗教的として放棄した上で、自らが宣揚する「斯道」を、政治や宗教を超越した「国家固有の道」であり、「国民道德の基本」とする理解を前提とした「神勅」

や「勅語」等の「古典」を重視する教説へと変化し、特に「教育勅語」に示された「徳性」を発揮することを目的とする教説が展開される。そして大正期にはいると天照大神が「皇室」と「国民」の祖先として「慶徳」を授ける存在として位置づけられ、天照大神への「敬神」が教説上に強く主張されていくこととなる。これと並行して、「敬神」を「国民性」の「本源」、あるいは「特色」として位置づけ、これが「宗教」を超えた「政治、教育、宗教、道徳、倫理一切」を含むものとして解釈され、「国民性」を軸とする「謝恩」と「報本」を「人道」として、この精神が具体的に顕現したものを「祭」と解釈する教説が展開されることとなる。このような奉斎会の教説は、昭和戦前期の今泉定助の教説に繋がっていく。今泉は、「神道」を政治・道徳・宗教をも包括する存在と捉えた上で、「祭祀」の意義を説くとともに、「禊、祓、鎮魂」による「人格の修養」によって獲得される「至誠」を重視する教説を展開し、さらに「神道」を「皇道」として位置づけ、天御中主神理解を軸とした独自の宇宙観と「生成思想」を確立し、「禊祓」を通じた特異な「靈魂」観を主張し、これらによって構成された「皇道」によって世界「救済」を目的とした神道教説を展開していくのであった。

この第二部の諸論考を通して神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の神道教説の展開をみたとき、その教説の変化における決定的な画期として、祭神論争に至る過程と神宮教から神宮奉斎会への「非宗教」化が指摘できよう。祭神論争は、キリスト教対策を目的とする近世の「国学」が、教導職制度を媒介として「神社」と結合することにより、「神社」の祭神を軸に「死後の安心」を中核とする教説が展開されたことによって問題化していった。かかる教説的対立の背景にあった「伊勢派」と「出雲派」の両者が構築した教化体制や活動が、神道事務局神殿という既存の教化体制の中心をめぐる対立していくのである。このような近世「国学」を教説の背景に有する神宮教院や「出雲派」の教説は、「死後の安心」をめぐる教説によって著しく宗教化することとなったが、神宮教導職分離という「祭教学」分離によって「神社」や「国学」とも距離を置くことになり、「宗教」へと位置づけられていく。そして「神社」は「神社神道」へ、近世「国学」はその宗教性を排除していくことにより、近代「国学」へと転換を遂げる中、神宮教院が展開した神道教説は、神宮教院が神宮教・神宮奉斎会へと「宗教」から「非宗教」へと制度的に変遷していく過程で、徐々に「死後の安心」に関わるような言説を徹底して放棄していくこととなるのであった。

このような展開を受けつつも、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の神道教説において、明治初年から昭和戦前期に至るまで一貫して主張されていることは、第八章の結論において

も言及した「敬神」を説くことと、これに関連して神々から賦与された良心を全うすることが人としての本分を尽くすこととする理解であったといえよう。ただ、このような教説を支える論拠は、近代神道史の展開によって大きく変化せざるをえなかった。つまり神宮教院・神宮教・神宮奉斎会は、近代の神道をめぐる制度的な枠組みや、その中での自らの立ち位置等によって、教説が左右されていくこととなり、様々な紆余曲折を経ざるをえなかったのである。しかし、そうした制度的な限定の中において、神道が政治・宗教・道德を超える存在とする理解や「教育勅語」、「国民性」、あるいは「行法」などに突破口を見出すことによって、「敬神」を軸とした本分を尽すという神道教説を一貫して主張していったということがいえるのである。

これまで第一部・第二部において論じてきたように、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会は、近代の神宮教化に一貫して取り組みつつ、近世以来の伊勢講を解体・再編して保持しながら、「敬神」を軸として神々から賦与された良心を全うするという教説を一貫して展開していたのである。

三、今後の課題

次いで、本論文を通して浮かび上がってきた今後の課題について述べたい。

第一部における課題としては、地方本部の歴史的動向を把握することがあげられる。神宮奉斎会本院をはじめとする中央の動向についてはかなり明らかにしたが、こうした動向が地方本部にどのように受けとめられ、どのような活動が展開されたのかは明白ではない。このことは、必然的に地方本部が取り纏めていた各地の教会や講社、神宮大麻頒布活動の状況といった具体的な実態を把握するためには必要不可欠なこととなっていると考えられる。かかる実態を明らかにすることは、近代の伊勢信仰や皇祖神信仰が、その担い手と一般社会の間でどのような変化を遂げたのかを検討することに繋がるといえる。これに関連して、重要な課題といえるのが各地域における奉斎会の関係者と神職や教派神道教師の関係を問うことである。これについては本論文でも多少言及したが、明治十五年以後も府県社以下の神職は教導職や教派神道教師を兼任することが可能であったのであり、近代神道史における祭教分離の動向を軸としつつ、一方で各地域にあってはどのような奉斎会・神社・教派の人的関係が構築されていたのかを明らかにすることが近代神道史像の再検討のためには必要な作業となってくると考えられる。

第二部での課題としては、まず祭神論争をめぐる理解があげられる。祭神論争自体を「伊勢派」と「出雲派」の対立として捉えることは、大枠では問題ない。しかし、それはあくまで神道事務局神殿の祭神や、その教化体制、あるいは神道事務局における主導権争いという、神道界における政治的対立を論じる上では有効な視座であっても、本論文で検討したような教説的対立として捉える上では、あまりに単純化しすぎているように思われる。このことは、「伊勢派」における神宮教院・田中頼庸と常世長胤の神道教説が必ずしも一致しないものであったことから窺い知れよう。これは各神道教説を展開した神官教導職達が、自らの神学や拠って立つ教化体制によって教説上の力点に異同があったことを示している。そのため祭神論争をめぐる各神官教導職の動向や立場を踏まえつつ、各自の教説を検討することによって、より立体的に祭神論争を捉えることが可能となる。その上で、明治十五年までの神道思想の展開を詳細に検討していくことが、これからの課題と位置づけられる。

また神宮教院・神宮教・神宮奉斎会における神道教説の展開については、近世や近代における教説や教学との連続性の問題があげられよう。第五章でも多少論じたように、神宮教院の教説の背景には近世の国学があったことは間違いないが、神宮教院の教説が近世国学者の言説と、具体的にどういった連続性を有しており、どのような点が変化していったのかを検討することが課題としてあるのである。さらに、神宮奉斎会の教説が戦後の神社本庁における教学へとどう連続するのも検討に値する課題であろう。このことは、近代を軸にしつつ、近世から現代に至る神道の歴史、さらには神道と国学の関係を問い直す上で必要な作業となるのではないだろうか。また、近代における神道教説についても、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会だけではなく、これと並行して存在した教派神道や神社神道における教説の展開・変遷を検討する必要がある。これによって神宮教院・神宮教・神宮奉斎会における神道教説の位置づけや意義をより明確に示していくことが可能となる。そして、このような課題の検討によって、近代の神道思想史の展開を跡づけた上で、より多様な近代神道史像が構築可能となっていくのではないかと考えられる。

さらに一部・二部の課題を通して検討すべき問題として、近代神道人のより詳細な人物研究の必要があげられよう。即ち、神道人の生涯や動向、人脈、活動を詳細に明らかにし、近代の神社をめぐる動向や、近代神道人の活動・思想の検討によって、より精緻な近代における神道の歴史を描き出していくことが可能となるはずである。

おわりに

これまで本論文では、近代の神宮教化を神宮教院・神宮教・神宮奉斎会に焦点を当てながら検討してきた。

神宮教院・神宮教・神宮奉斎会は、近代神道史における「祭教分離」や「神社非宗教」論等を背景とする制度的な束縛によって、その「教化」活動を制限されつつも、組織的な再編成や変化に、あるいは教説面における「教育勅語」や「国民性」、「行法」といった諸概念に、「教化」の突破口を見出しつつ、一貫して近代における神宮教化・神道教化に取り組んできたのである。

かかる神宮教院以来、戦後の神社神道へ至る組織の活動は、近代神道史における制度的な束縛の中にあっても、近世以来の伊勢講を基盤としつつ、それを近代的な形態・組織へ解体・再編して保持しながら、「敬神」を軸として神々から賦与された「本分」を尽すという教説を主張し続け、近代の神宮教化・神道教化に一貫して取り組むことによって、神道信仰の宣揚に努力してきた歴史であったということができよう。さらに、このような神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の努力は、戦後の神社神道へ解体・再編されたが、以後神社本庁や戦後神道人の活動等を通じて、現在に至るまで受け継がれてきているのである。

このような神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の神宮教化・神道教化の展開を一つの軸として位置づけつつ、「教化」を軸として、近代の神道史を幅広く問い直していくことを、今後取り組むべき課題として設定し、本論文を終えることとしたい。